

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第15集

西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡 総括報告書 I

－西別府官衙遺跡群確認調査報告書Ⅲ－

2 0 1 3

埼玉県熊谷市教育委員会

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第15集
にしべつ ぶ さい し い せき にしべつ ぶ はい じ にしべつ ぶ い せき
西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡
総括報告書 I

－西別府官衙遺跡群確認調査報告書Ⅲ－

2 0 1 3

埼玉県熊谷市教育委員会



西別府官衙遺跡群遠景(西から)
中央：西別府祭祀遺跡
中央右手奥：西別府廢寺
中央右手手前：西別府遺跡



西別府祭祀遺跡第1次調査
遺跡遠景(北西から)



西別府祭祀遺跡第1次調査
調査地点遠景(東から)

口絵図版 2



西別府祭祀遺跡第1次調査
A トレンチ全景(東から)



西別府祭祀遺跡第1次調査
石製模造品(楕形、有線円板形ほか)
出土状況



西別府祭祀遺跡第1次調査
石製模造品(楕形)出土状況



西別府祭祀遺跡第 1 次調査
石製模造品(有孔円板形ほか)
出土状況



西別府祭祀遺跡第 1 次調査
石製模造品
馬形・樹形・有線円板形



西別府祭祀遺跡第 1 次調査
石製模造品
有孔円板形・勾玉形・劍形

口絵図版 4



西別府祭祀遺跡第2次調査
調査区西半部(東から)



西別府祭祀遺跡第2次調査
石製模造品出土状況



西別府祭祀遺跡第2次調査
石製模造品(勾玉形)出土状況



西別府祭祀遺跡第 2 次調査
墨書き土器「小提」出土状況



西別府祭祀遺跡第 2 次調査
墨書き土器「大桑」出土状況



西別府祭祀遺跡第 2 次調査
墨書き土器「平」出土状況



西別府祭祀遺跡第2次調査
土器出土状況



西別府祭祀遺跡第2次調査
石製模造品
人形・馬形・樹形



西別府祭祀遺跡第2次調査
石製模造品
剣形・有線円板形・有孔円板形
・勾玉形



西別府廃寺
調査区全景空中写真(合成)



西別府廃寺第1次調査
調査区全景空中写真



西別府廃寺第2次調査
調査区全景空中写真



西別府廃寺第1次調査
第1号溝跡全景(北から)



西別府廃寺第1次調査
第1号溝跡均整唐草文軒平瓦
出土状況



西別府廃寺第1次調査
瓦塔出土状況



西別府廃寺第1次調査
第2号竪穴建物跡
土師器壊出土状況



西別府廃寺第1次調査
第2号竪穴建物跡
瓦、羽口出土状況



西別府廃寺第1次調査
第3号竪穴建物跡
墨書き土器「明」出土状況

口絵図版 10



西別府廃寺第 2 次調査
第 1 号建物跡基壠跡



西別府廃寺第 2 次調査
第 1 号建物跡基壠跡版架状況



西別府廃寺第 2 次調査
第 1 号瓦礫り状遺構遺物出土状況



西別府廃寺第2次調査
第1号瓦溜り状遺構
瓦(複弁8葉蓮華文軒丸瓦、
三重弧文軒平瓦ほか)出土状況



西別府廃寺第2次調査
第1号瓦溜り状遺構
瓦(単弁12・9葉蓮華文軒丸瓦、
三重弧文軒平瓦ほか)出土状況



西別府廃寺第2次調査
第1号瓦溜り状遺構
土層南北断面



西別府廃寺第2次調査
第4号竪穴建物跡全景(西から)



西別府廃寺第2次調査
第4号竪穴建物跡
単弁9葉蓮華文軒丸瓦
出土状況



西別府廃寺第2次調査
第4号竪穴建物跡
四重弧文軒平瓦出土状況



西別府庵寺第2次調査
第5号堅穴建物跡
カマド遺物出土状況



西別府庵寺出土軒丸瓦
複弁9葉蓮華文
複弁8葉蓮華文
単弁12葉蓮華文
単弁9葉蓮華文



西別府庵寺出土
瓦塔・瓦堂



西別府遺跡調査区全景
空中写真(合成、左が北)



西別府遺跡 A 区全景空中写真



西別府遺跡 B 区全景空中写真



西別府遺跡 A 区
第 1・2 号掘立柱建物跡柱穴 (P 4)
土層断面



西別府遺跡 A 区
第 3 号掘立柱建物跡柱穴 (P 4)
土層断面



西別府遺跡 A 区第 1～3 号掘立柱建物跡空中写真



西別府遺跡 A 区
第 4～7 号掘立柱建物跡
(北から)



西別府遺跡 A 区
第 4・5 号掘立柱建物跡柱穴 (P 2)
土層断面

口絵図版 16



西別府遺跡 A 区
第 2・3 号溝跡〔区画溝〕、第 1 号据立柱列（西から）



西別府遺跡 A 区
第 2 号溝跡〔区画溝〕土層断面



西別府遺跡 A 区
第 3 号溝跡〔区画溝〕土層断面（第 1 号土壘跡箇所）



西別府遺跡 A 区
第 2・3・9・10 号溝跡〔区画溝〕、
第 1 号据立柱列（南から）



西別府遺跡 A 区
第 1 号土壘跡土層断面
(右が第 2 号溝跡、左が第 3 号溝跡)

序

私たちの郷土熊谷は、丘陵、台地、沖積低地と地形が変化に富んでいる上、我が国及び関東を代表する2大河川である利根川・荒川が市内を流れ、大河がもたらす肥沃な大地と豊かな自然が広がっております。このような自然環境のもと、市内には、先人たちによって多くの文化財が営々と引き継がれてきました。これらの文化財は、郷土の発展やその過程を物語る証しであるとともに、私たち子孫の繁栄の指標ともなる先人の貴重な足跡であります。私たちは、こうした文化遺産を継承し、次世代に伝え、さらに豊かな熊谷市形成の礎としていかなければならぬと考えております。

さて、熊谷市西部の西別府地区に所在する西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡及び市境を挟んで隣接する深谷市の幡羅遺跡の4遺跡は、幡羅・西別府官衙遺跡群と称し、これまでの調査により、古代の幡羅郡郡役所跡及びそれに関わる遺跡であることが明らかとなりました。これらの遺跡は、現在の行政界を飛び越え、当時の周辺地域の歴史、ひいては我が国の地方政治の実態を解明する上で欠くことのできない遺跡といえます。

熊谷市といたしましては、埼玉県、深谷市と共に幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会を設置し、当該遺跡の学術的な評価、将来的な保存・活用策を調査、検討しております。このたび、熊谷市教育委員会は、幡羅・西別府官衙遺跡群の重要性を踏まえ、深谷市と共に遺跡群の保存活用を図ることとし、国史跡指定を目指すこととなりました。

本書は、平成22年度までに実施された西別府祭祀遺跡、西別府廃寺及び西別府遺跡3遺跡の発掘調査の成果をまとめた総括報告書です。

本書が、幡羅・西別府官衙遺跡群の重要性を明らかにし、そして市民及び民がその評価を理解する一助となり、さらには埋蔵文化財保護、学術研究の基礎資料として、また埋蔵文化財の普及・啓発の資料として広く活用されることとなれば幸いです。

結びに、発掘調査及び報告書刊行に至るまで、文化財保護に御理解、御協力を賜りました西別府地区土地所有者並びに地元関係者をはじめ多くの皆様に厚くお礼申し上げ、発刊のあいさつといたします。

平成25年3月

熊谷市教育委員会
教育長 野原 晃

例　　言

1 本書は、埼玉県深谷市東方と熊谷市西別府に所在する幡羅・西別府官衙遺跡群のうち、西別府祭祀遺跡（埼玉県遺跡番号59-001）、西別府庵寺（埼玉県遺跡番号59-002）、西別府遺跡（埼玉県遺跡番号59-110）3遺跡の発掘調査報告書総括編である。

2 発掘調査は、開発に伴う記録保存のための発掘調査及び保存目的のための範囲内容確認調査であり、前者については原因者の負担により、後者については市内遺跡発掘調査等事業国庫補助金、県費補助金の交付を受け、熊谷市教育委員会が実施した。

3 保存目的のための範囲内容確認調査にあたっては、文化庁文化財部記念物課、埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課・幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会の指導・助言を受けた。

4 発掘調査の組織は、II章のとおりである。

5 各々の遺跡の調査にかかる、調査次、調査期間、原因、地権者、地番、面積、調査担当者等の概要は、第1表のとおりである。また、本書の作成期間は、平成24年4月1日～平成25年3月26日である。

6 本書の執筆は、熊谷市教育委員会吉野 健が担当した。

7 西別府官衙遺跡群全体測量図の作成は、株式会社東京航業研究所に委託した。

8 出土遺物は、熊谷市教育委員会で保管している。

9 本書の作成にあたり、出土遺物の時期区分については、原則として『幡羅遺跡Ⅸ－総括報告書Ⅰ』（深谷市教育委員会2012）に掲載した。

10 遺構・遺物については再検討をしたため、既に刊行された報告書等と解釈等が異なる場合があるが、本書を優先する。

11 発掘調査及び本書の作成にあたり、下記の方々及び機関等からご教示、ご協力を賜った。記して謝意を表します。

（敬称略）

須田 勉、山中敏史、佐藤 信、大橋 泰夫（以上、埼玉県発掘調査・評価指導委員会 幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会）、青木克尚、浅野晴樹、池田敏宏、井上尚明、井上喜久男、今井 宏、岩田明広、大野みどり、青上元博、古池晋緯、小林 高、酒井清治、坂井秀弥、佐藤康二、澤出晃越、菅谷浩之、杉崎茂樹、根山林継、知久裕昭、田中広明、富田和夫、鳥羽政之、中島広顕、中島 宏、惣宜田佳男、昇間孝志、村松 篤、山路直充、文化庁、埼玉県教育局生涯学習文化財課、深谷市教育委員会、熊谷市立熊谷図書館、國學院大學

【地権者等】

飯田好一、齋藤貴一、柴崎 一、瀧口 謙、田島 晃、田島一宏、原口 卓、湯澤哲郎

凡　　例

1 各遺跡の座標は、幡羅・西別府官衙遺跡群の全体を把握できるよう幡羅遺跡の調査に用いた国家方眼座標（国土標準平面直角座標第IX系）に合わせた（III国家座標）。また、各遺跡・遺構における方位指示は、すべて座標北を示している。

2 本文中、遺構の略記号は、次のとおりである。また、原則として、既刊の報告書に拠った。

S A…掘立柱列 S B…掘立柱建物跡・建物跡 S D…溝跡 S I…堅穴建物跡 S K…土坑
S U…瓦溜り状遺構 S X…堅穴遺構 P…ピット

3 本文及び図版中、遺跡名については、原則として、次のとおり報告書刊行順番を遺跡名の次に入れ、省略して表記した。また、遺構名については、西別府祭祀遺跡及び西別府庵寺においては、調査毎に遺構番号を振っている。なお、西別府庵寺で検出された第1号瓦溜り状遺構及び第1号建物跡（基壇跡）については、新たに略記号を用い、第1号瓦溜り状遺構をS U 1、第1号建物跡（基壇跡）をS B 1とし、漢字を略した表記方法も併用した。

西別府祭祀遺跡第1次調査：祭祀Ⅰ、西別府祭祀遺跡第2次調査：祭祀Ⅲ、西別府祭祀遺跡第4・

5次調査：祭祀Ⅱ、西別府庵寺第1次調査：庵寺Ⅰ、西別府庵寺第2次調査：庵寺Ⅱ

4 土層断面図中の表記記号は、次のとおりである。

P…土器 S …川原石

5 遺物実測中、遺物に添えてある番号は、当初の報告書に拠る。また、表記については、遺構と同じ表記方法を探り、省略して表記をした。なお、石製模造品については祭祀Ⅰのみ（他は祭祀Ⅲ）、土鍤については祭祀Ⅲのみ（他は祭祀Ⅰ）を表記した。また、瓦については、「紀要86」((財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団)に掲載のものは、埼玉文紀86と表記した。

6 遺物実測図の中で、中心線はすべて実線で示した。また、表現方法は、原則として須恵器のうち還元焰焼成の断面は黒塗り、酸化焰焼成の断面は白抜きで、灰釉陶器以外の土器等の土器、その他の遺物の断面は白抜きで表した。なお、灰釉陶器、瓦、瓦塔の断面は適宜スクリーントーンで表した。

土器器面等の表現の釉薬、黒色処理、赤彩、朱墨、ヘラ磨き箇所、酸化鉄付着箇所、還元化箇所、炭化（煤・タール付着）等については、適宜スクリーントーンで表した。

底部調整については、回転糸切りは△、回転ヘラ削りは△、回転ヘラナデは△で表した。なお、当初の報告書において拓影で示したものについては、これに拠った。

7 遺構等挿図の縮尺は、表示または適宜スケールで示した。

8 遺物挿図の縮尺は、原則として次のとおりである。それ以外は、適宜スケールで示した。

墨書き土器・刻書き土器、石製模造品、土鍤…1／4 土器、瓦塔・瓦堂…1／8 瓦…1／10

目 次

口 紋	
序	
例 言I
凡 例II
目 次III
Iはじめに	
1はじめに	1
2総括報告書作成の方針	1
II発掘調査の概要	
1調査に至る経過	2
2調査の方法	2
3調査の経過	3
4発掘調査、総括報告書刊行の組織	5
III遺跡の環境	
1地理的環境	8
2歴史的環境	8
ア概観	13
イ古墳時代～平安時代	17
IV各遺跡の概観	
1研究史	24
2西別府祭祀遺跡	34
3西別府廃寺	36
4西別府遺跡	38
V出土遺物の検討	
1はじめに	41
2土器	41
3墨書き土器・刻書き土器	53
4瓦	59
5仏教系遺物	71
6祭祀遺物	80
VI総括	
1各遺跡における遺構の時期的変遷の検討	101
2西別府祭祀遺跡における祭祀の検討	117
3西別府廃寺における宗教活動の検討	127

4 西別府遺跡における官衙施設の検討	137
5 各遺跡の関係と轄羅遺跡との関係	145
6 今後の課題	150
7 おわりに	154

報告書抄録

挿図目次

第1図 轄羅遺跡グリッド分割図	7
第2図 熊谷市と西別府官衙遺跡群の位置図	9
第3図 埼玉県の地形図	9
第4図 西別府官衙遺跡群遺跡範囲図	10
第5図 西別府官衙遺跡群の地籍図（大正5年以前旧公園）	11
第6図 享保18年西別府村内百姓居立絵図（蓬萊家文庫：埼玉県立文書館）における西別府官衙遺跡群位置図	12
第7図 西別府官衙遺跡群と周辺遺跡分布図	14
第8図 周辺遺跡分布図（古墳時代後期）	19
第9図 周辺遺跡分布図（奈良時代）	22
第10図 周辺遺跡分布図（平安時代）	23
第11図 西別府官衙遺跡群全体測量図	40
第12図 西別府官衙遺跡群1期の土器	42
第13図 西別府官衙遺跡群2期の土器	43
第14図 西別府官衙遺跡群3期の土器	45
第15図 西別府官衙遺跡群4期の土器	46
第16図 西別府官衙遺跡群5期の土器	46
第17図 西別府官衙遺跡群6期の土器	48
第18図 西別府官衙遺跡群7期の土器	49
第19図 西別府官衙遺跡群8期の土器	50
第20図 西別府官衙遺跡群9期の土器	51
第21図 西別府官衙遺跡群10期の土器	52
第22図 西別府官衙遺跡群墨書き土器集成図（1）	54
第23図 西別府官衙遺跡群墨書き・刻書き土器集成図（2）	55
第24図 西別府官衙遺跡群墨書き・刻書き土器集成図（3）	56
第25図 西別府官衙遺跡群墨書き・刻書き土器集成図（4）	57
第26図 西別府廐寺軒丸瓦・軒平瓦集成図（1）	62
第27図 西別府廐寺軒丸瓦・軒平瓦集成図（2）	63
第28図 西別府廐寺軒丸瓦・軒平瓦集成図（3）	64
第29図 西別府廐寺軒丸瓦・軒平瓦集成図（4）	65
第30図 西別府官衙遺跡群仏教系遺物集成図	74

第31図	西別府祭祀遺跡石製模造品集成図（1）	84
第32図	西別府祭祀遺跡石製模造品集成図（2）	85
第33図	西別府祭祀遺跡石製模造品集成図（3）	86
第34図	西別府祭祀遺跡石製模造品集成図（4）	87
第35図	西別府祭祀遺跡土鍾集成図（1）	96
第36図	西別府祭祀遺跡土鍾集成図（2）	97
第37図	西別府官衙遺跡群1期の遺構分布図	106
第38図	西別府官衙遺跡群2期の遺構分布図	107
第39図	西別府官衙遺跡群3期の遺構分布図	108
第40図	西別府官衙遺跡群4期の遺構分布図	109
第41図	西別府官衙遺跡群5期の遺構分布図	110
第42図	西別府官衙遺跡群6期の遺構分布図	111
第43図	西別府官衙遺跡群7期の遺構分布図	112
第44図	西別府官衙遺跡群8期の遺構分布図	113
第45図	西別府官衙遺跡群9期の遺構分布図	114
第46図	西別府官衙遺跡群10期の遺構分布図	115
第47図	西別府官衙遺跡群11期の遺構分布図	116
第48図	西別府祭祀遺跡塙内出土土器器種別数量比図	122
第49図	西別府祭祀遺跡塙内出土土器時期別数量比図	122
第50図	西別府祭祀遺跡土器祭祀場所変遷図（1）I期	124
第51図	西別府祭祀遺跡土器祭祀場所変遷図（2）II期	124
第52図	西別府祭祀遺跡土器祭祀場所変遷図（3）III期	125
第53図	西別府祭祀遺跡土器祭祀場所変遷図（4）IV期	125
第54図	西別府庵寺地域想定図	128
第55図	西別府庵寺出土軒丸瓦・軒平瓦出土数量比図	131
第56図	西別府庵寺遺構変遷図（1）1期	133
第57図	西別府庵寺遺構変遷図（2）2期	133
第58図	西別府庵寺遺構変遷図（3）3期	134
第59図	西別府庵寺遺構変遷図（4）4期	134
第60図	西別府庵寺遺構変遷図（5）5・6期	135
第61図	西別府庵寺遺構変遷図（6）8期	135
第62図	西別府遺跡第1号方形区画施設 二重溝と土塁による東辺区画平面図・土層断面図	138
第63図	西別府遺跡第1号方形区画施設変遷図（1）5期	138
第64図	西別府遺跡第1号方形区画施設変遷図（2）6期	139
第65図	西別府遺跡第1号方形区画施設変遷図（3）8期	140
第66図	西別府遺跡第1号方形区画施設変遷図（4）9期	141
第67図	西別府遺跡第2号方形区画施設遺構配置図	144
第68図	大正5年以前旧公園の西別府祭祀遺跡周辺図	151
第69図	耕地整理前の西別府祭祀遺跡周辺図（昭和30年頃）	151

表目次

第1表 西別府官衙遺跡群調査一覧表	■
第2表 墨書き土器・刻書き土器一覧表(1)	58
第3表 墨書き土器・刻書き土器一覧表(2)	59
第4表 瓦一覧表(1)軒丸瓦①	65
第5表 瓦一覧表(2)軒丸瓦②	66
第6表 瓦一覧表(3)軒丸瓦③	67
第7表 瓦一覧表(4)軒丸瓦④	68
第8表 瓦一覧表(5)軒平瓦①	69
第9表 瓦一覧表(6)軒平瓦②	70
第10表 瓦一覧表(7)軒平瓦③	71
第11表 仏教系遺物一覧表(1)土器	73
第12表 仏教系遺物一覧表(2)瓦塔・瓦堂①	75
第13表 仏教系遺物一覧表(3)瓦塔・瓦堂②	76
第14表 仏教系遺物一覧表(4)瓦塔・瓦堂③	77
第15表 仏教系遺物一覧表(5)瓦塔・瓦堂④	78
第16表 仏教系遺物一覧表(6)瓦塔・瓦堂⑤	79
第17表 祭祀遺物一覧表(1)石製模造品①	88
第18表 祭祀遺物一覧表(2)石製模造品②	89
第19表 祭祀遺物一覧表(3)石製模造品③	90
第20表 祭祀遺物一覧表(4)石製模造品④	91
第21表 祭祀遺物一覧表(5)石製模造品⑤	92
第22表 祭祀遺物一覧表(6)石製模造品⑥	93
第23表 祭祀遺物一覧表(7)石製模造品⑦	94
第24表 祭祀遺物一覧表(8)石製模造品⑧	95
第25表 祭祀遺物一覧表(9)土鍊①	98
第26表 祭祀遺物一覧表(10)土鍊②	99
第27表 祭祀遺物一覧表(11)土鍊③	100

図 絵 図 版 目 次

図絵図版1 西別府官衙遺跡群遠景(西から)	
西別府祭祀遺跡第1次調査遺跡遠景(北西から)	
西別府祭祀遺跡第1次調査調査地点遠景(東から)	
図絵図版2 西別府祭祀遺跡第1次調査Aトレンチ全景(東から)	
西別府祭祀遺跡第1次調査石製模造品(櫛形、有線円板形ほか)出土状況	
西別府祭祀遺跡第1次調査石製模造品(櫛形)出土状況	

- 図絵図版3 西別府祭祀遺跡第1次調査石製模造品（有孔円板形ほか）出土状況
西別府祭祀遺跡第1次調査石製模造品 馬形・獅形・有線円板形
西別府祭祀遺跡第1次調査石製模造品 有孔円板形・勾玉形・剣形
- 図絵図版4 西別府祭祀遺跡第2次調査石製模造品出土状況
西別府祭祀遺跡第2次調査石製模造品（勾玉形）出土状況
西別府祭祀遺跡第2次調査石製模造品（馬形）出土状況
- 図絵図版5 西別府祭祀遺跡第2次調査墨書き土器「小提」出土状況
西別府祭祀遺跡第2次調査墨書き土器「大桑」出土状況
西別府祭祀遺跡第2次調査墨書き土器「朮」出土状況
- 図絵図版6 西別府祭祀遺跡第2次調査土器出土状況
西別府祭祀遺跡第2次調査石製模造品 人形・馬形・獅形
西別府祭祀遺跡第2次調査石製模造品 剣形・有線円板形・有孔円板形・勾玉形
- 図絵図版7 西別府廃寺調査区全景空中写真（合成）
西別府廃寺第1次調査区全景空中写真
西別府廃寺第2次調査区全景空中写真
- 図絵図版8 西別府廃寺第1次調査第1号溝跡全景（北から）
西別府廃寺第1次調査第1号溝跡均整草文軒平瓦出土状況
西別府廃寺第1次調査瓦塔出土状況
- 図絵図版9 西別府廃寺第1次調査第2号堅穴建物跡土師器坏出土状況
西別府廃寺第1次調査第2号堅穴建物跡瓦、羽口出土状況
西別府廃寺第1次調査第3号堅穴建物跡墨書き土器「明」出土状況
- 図絵図版10 西別府廃寺第2次調査第1号建物跡基壇跡
西別府廃寺第2次調査第1号建物跡基壇版塗状況
西別府廃寺第2次調査第1号瓦溜り状遺構物出土状況
- 図絵図版11 西別府廃寺第2次調査第1号瓦溜り状遺構瓦（複弁8葉蓮華文軒丸瓦、三重弧文軒平瓦ほか）出土状況
西別府廃寺第2次調査第1号瓦溜り状遺構瓦（單弁12葉蓮華文軒丸瓦、三重弧文軒平瓦ほか）出土状況
西別府廃寺第2次調査第1号瓦溜り状遺構土層南北断面
- 図絵図版12 西別府廃寺第2次調査第4号堅穴建物跡全景（西から）
西別府廃寺第2次調査第4号堅穴建物跡单弁9葉蓮華文軒丸瓦出土状況
西別府廃寺第2次調査第4号堅穴建物跡四重弧文軒平瓦出土状況
- 図絵図版13 西別府廃寺第2次調査第5号堅穴建物跡カマド遺物出土状況
西別府廃寺出土軒丸瓦・複弁9葉蓮華文・複弁8葉蓮華文・單弁12葉蓮華文・單弁9葉蓮華文
西別府廃寺出土瓦塔・瓦堂
- 図絵図版14 西別府遺跡調査区全景空中写真（合成、左が北）
西別府遺跡A区全景空中写真
西別府遺跡B区全景空中写真
- 図絵図版15 西別府遺跡A区第1～3号掘立柱建物跡空中写真
西別府遺跡A区第1・2号掘立柱建物跡柱穴（P4）土層断面
西別府遺跡A区第3号掘立柱建物跡柱穴（P4）土層断面

- 西別府遺跡 A 区第 4 ~ 7 号掘立柱建物跡（北から）
 西別府遺跡 A 区第 4 ~ 5 号掘立柱建物跡穴（P 2）土層断面
 口絵図版16 西別府遺跡 A 区第 2 ~ 3 号溝跡〔区画溝〕、第 1 号掘立柱列（西から）
 西別府遺跡 A 区第 2 号溝跡〔区画溝〕土層断面
 西別府遺跡 A 区第 3 号溝跡〔区画溝〕土層断面（第 1 号土壙跡箇所）
 西別府遺跡 A 区第 2 ~ 3 ~ 9 ~ 10 号溝跡〔区画溝〕、第 1 号掘立柱列（南から）
 西別府遺跡 A 区第 1 号土壙跡土層断面（右が第 2 号溝跡、左が第 3 号溝跡）

第 1 表 西別府官衙遺跡群調査一覧表

年 代	道路名	調査次	調査期間	地権者	地 番	調査面積	調査通知	担当者
昭和38	西別府祭祀	第 1 次	S38.4.4 ~ 4.6	—	西別府字西方 1575 他	29.75 m ²	S38.4.26 付地文記第 484 号	大場智雄 小野博平
平成 2	西別府廻寺	第 1 次	H2.4.20 ~ 8.31	—	西別府字西方 1594-12 他	1530 m ²	H2.4.18 付 2 煙教社発第 65 号	金子正之 吉野 健
平成 4	西別府廻寺	第 2 次	H4.7.1 ~ 11.16	—	西別府字西方 1599-5 他	1161.9 m ²	H4.5.27 付熊教社発第 200 号	吉野 健
西別府祭祀	第 2 次	H4.11.19 ~ H5.3.31	—	西別府字西方 1566-1 他	2500 m ²	H4.10.22 付熊教社発第 685 号	金子正之 吉野 健	
平成 15	西別府	予備	H16.2.23 ~ 2.27	鹿口 陸	西別府字西方 1578-1	60 m ²	(試測調査)	吉野 健
平成 16	西別府	第 1 次	H16.12.6 ~ 12.22	鹿口 陸	西別府字西方 1578-1	300 m ²	H17.2.21 付熊教社発第 870 号	寺社下博
平成 17	西別府祭祀	第 3 次	H18.2.23 ~ 3.8	湯殿神社	西別府字西方 1575	25.30 m ²	H18.2.10 付熊教社発第 340 号	松田 哲
平成 19	西別府祭祀	第 4 次	H20.3.3 ~ 3.14	湯殿神社	西別府字西方 1579-1	33.70 m ²	H20.2.29 付熊教社発第 465 号	松田 哲
平成 20	西別府	第 2 次	H21.2.9 ~ 3.6	鹿口 陸	西別府字西方 1578-1	450 m ²	H21.2.5 付熊教社発第 1583 号	吉野 健
西別府	第 3 次	H21.5.27 ~ 6.30	鹿口 陸	西別府字西方 1578-1	540 m ²	H21.5.26 付熊教社発第 1102 号	吉野 健	
西別府廻寺	第 3 次							
平成 22	西別府	第 4 次	H22.6.9 ~ 7.13	湯澤哲郎	西別府字西方 1578-4	255 m ²	H22.6.8 付熊教社発第 1178 号 H22.6.30 付熊教社発第 1261 号	吉野 健
西別府祭祀	第 5 次	H23.10.11 ~ 10.20	田島一宏	西別府字鹿下 1563	64 m ²	H23.9.27 付熊教社発第 1444 号	吉野 健	
西別府祭祀	第 6 次	H24.1.26 ~ 3.16	田島一宏 飯田好一	西別府字鹿下 1563 西別府字鹿下 1564-1	192 m ²	H24.1.19 付熊教社発第 1676 号	吉野 健	

I はじめに

1 はじめに

幡羅・西別府官衙遺跡群は、埼玉県北部の熊谷市・深谷市との市境を挟んで、東西約800m、南北約500mの範囲に広がる4遺跡である。熊谷市域に所在する西別府祭祀遺跡、西別府庵寺、西別府遺跡の3遺跡は、この範囲の東側に位置し、西別府祭祀遺跡は東西約150m、南北約120m、西別府庵寺は東西約250m、南北約200m、西別府遺跡は東西約40m、南北約225mの範囲にそれぞれ広がる。また、これらの遺跡の周囲には周辺集落と捉えられる集落跡が所在し、南には大竹遺跡、東には西別府館跡が大きく広がる。なお、深谷市幡羅遺跡は、西別府遺跡に隣接して西に東西南北約500mの範囲に広がり、その周囲には周辺集落と捉えられている下郷遺跡が広がる。

保存活用及び国史跡指定を目指すのは官衙遺跡群の範囲についてであり、平成13年に発見され確認調査が始められた幡羅遺跡に遡ること2年、熊谷市域の遺跡についても保存目的の範囲内容確認調査が手始めに西別府遺跡の範囲内で行われ、その後、今まで継続的に行われてきた。

確認調査は、幡羅遺跡と同様に耕作の合間を縫って交番を行い借地し、ほぼ手探りの状態で調査地点を設定し行ってきた。今回提示した全体図は、開発に伴う調査や学術調査で行われた西別府祭祀遺跡第1次・第2次調査、西別府庵寺第1次・第2次調査を含め、現時点での最終的なもので、その調査の成果を反映したものである。

これまでの調査については、「西別府祭祀遺跡」、「西別府祭祀遺跡Ⅱ」、「西別府祭祀遺跡Ⅲ」、「西別府庵寺」、「西別府庵寺（第2次）」、「西別府遺跡I・西別府庵寺Ⅲ」と報告書を刊行してきた。また、その他では、各研究会や遺跡報告会、深谷市を会場に行われたシンポジウムなどにおいて、成果について発表してきた。本報告書では、その総括的な報告を行い、それぞれの遺跡の内容及び価値について明らかにすることを目指したいと思う。ただし、遺跡の内容を更に明らかにするために、今後も調査や研究を進めていく必要があるため、周辺遺跡を含めて新たな知見が得られる可能性が十分考えられる。よって、本報告書は、「総括報告書I」とし、現時点でのまとめとしたい。

2 総括報告書作成の方針

本総括報告書作成にあたっては、次のとおりの方針を立てて作業にあたった。

- (1) それぞれの遺跡について、遺跡の性格等を端的に示す遺構や遺物を挙げ調査成果を再評価する。
- (2) 幡羅遺跡総括報告書Iで示された土器編年案にほぼ沿う形で、それぞれの遺跡における遺構の変遷を示す。
- (3) それぞれの遺跡を特徴づける事象について検討する。
- (4) それぞれの遺跡相互の関係及び幡羅遺跡との関係について検討する。

II 発掘調査の概要

1 調査に至る経過

西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡の3遺跡は、深谷市幡羅遺跡の東に隣接する。西別府祭祀遺跡の発見は、昭和38年（1963）、地元の小学生が、湯殿神社社殿裏の大樺の根元、別府沼湧水地点の堀で石製模造品を発見したのが発端であった。これを契機に、同年、大場磐雄、小澤國平両氏らにより初めての調査が行われ、多数の石製模造品、土器、土錐等の遺物が検出された。さらに、遺跡は、市指定史跡として指定され、その後、歴史上、学術上重要な遺跡として、埼玉県選定重要遺跡に選定された。調査は、これまでに堀内の調査が2回、低地の調査が2回、台地上の調査が2回と6次にわたって行われている。

西別府廃寺については、遺跡が所在する地が以前は鬱蒼と茂った林で、古代瓦や瓦塔破片が多く採集されており、寺院跡や窯跡の可能性が指摘されていた。当時採集された瓦や瓦塔は、昭和30年（1955）に古瓦として市指定文化財に指定された。しかし、それ以後の現地踏査の際には瓦が発見されおらず、寺院の規模や年代等の詳細は不明のままであった。その後、平成2年（1990）及び平成4年（1992）、民間開発に伴って発掘調査を実施することとなり、これにより寺院跡との確認及びその実態が徐々に明らかなものとなってきた。

西別府遺跡は、平成15年度の予備調査を経て、平成16年度・平成20年度・平成22年度の遺跡の保存を目的とする確認調査により、大型掘立柱建物跡及び小型掘立柱建物跡を擁した二重区画溝に囲まれた方形区画が確認され、幡羅遺跡（幡羅郡家跡）の一部との認識がなされた。

西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡については、平成13年度以降保存目的の範囲内容確認調査が実施され、幡羅郡家跡として認識された幡羅遺跡と共に、郡家を構成する要素との認識がなされるとともに、重要かつ不可欠なものとしての認識がなされた。これにより、埼玉県・深谷市・熊谷市は、幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡・西別府廃寺検討委員会（現在、幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会）を設置し、これらの遺跡の学術的な評価を行うとともに、将来的な保存・活用策を調査、検討することとなり、現在も継続的に活動を行っている。

熊谷市では、平成15年度から、この検討委員会の指導の下、西別府遺跡群（西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡）の詳細な状況を把握し、遺跡の保存を目的とする確認調査を実施してきた。

2 調査の方法

調査の方法は、平成16年度以前の調査については、西別府祭祀遺跡第1次調査が任意の基準設定による調査、西別府祭祀遺跡第2次調査、西別府廃寺第1次・2次調査及び西別府遺跡第1次調査がいずれも、調査ごとに日本測地系による国家方眼座標（国土標準平面直角座標第IX系）に合わせた一辺5mのグリッドを用いて調査を行った。

平成17年度以降の西別府祭祀遺跡第3次・第4次調査、西別府遺跡第2次～第4次調査、西別府廃寺第3次・4次調査の確認調査の方法については、幡羅・西別府官衙遺跡群の全体を把握できるよう幡羅遺跡の調査に用いた日本測地系による国家方眼座標（国土標準平面直角座標第IX系）に合わせた一辺5mのグリッドを用いて調査を行った（第1図）。

なお、本報告では、全体図について世界測地系による国家方眼座標（国土標準平面直角方眼座標X系）も併せて表記した図を用いた。

3 調査の経過

それぞれの遺跡の調査について、調査年度を基準にして、昭和38年度以降年度毎に記述する。

昭和38年度：西別府祭祀遺跡第1次調査

調査は、湯殿神社社殿裏の堀内、石製模造品が発見された場所を中心トレンチを設定し行った。トレンチは、Aトレンチ：1.5m×10mを中央にして、南にBトレンチ：2.0m×6.75m、北にCトレンチ：0.5m×2.5mを拡張する形で、調査区を設定した。

遺構は検出されず、遺物が検出されただけであった。遺物は、地山である粘土層を貫く湧水が噴出したこと穴（湧泉）に堆積する砂屑、及びその上層の堀の堆積土である黒色砂層及び砂土層より多数検出されている。その遺物は、石製模造品が主体で、他にわずかな土器、土鍤などの土製品である。

平成2年度：西別府庵寺第1次調査

調査は、会社事務所建設及びその取り付け道路舗装工事（後に、特別養護老人ホーム建設に計画変更）によって破壊を受ける箇所について行った。

調査区は東西に長く、中央部を中心に大きく攪乱を受けていた。

検出された主な遺構は、堅穴建物跡3棟、堅穴造構4基、土坑29基、溝跡5条等であり、調査区の西端に寺域を区画すると考えられる溝跡、寺院と関わりが考えられる製鉄関連工房跡と考えられる堅穴建物跡、寺院の伽藍廢絶後の宗教実態を示すと考えられる遺物が出土した堅穴建物跡等が確認された。

平成4年度：西別府庵寺第2次調査、西別府祭祀遺跡第2次調査

1 西別府庵寺第2次調査

調査は、特別養護老人ホーム建設によって破壊を受ける箇所について行った。

調査区は、平成2年度第1次調査区の北側に隣接する箇所で、第1次調査区と同様に、西部の大分部、中央部、東部の一部が攪乱を受けており、遺構の遺存状態は悪いものであった。

検出された主な遺構は、建物基壇跡1基、瓦溜まり状遺構1基、堅穴建物跡3棟、堅穴造構2基、溝跡4条、井戸跡2基のほか、多数の土坑等であった。建物基壇跡は寺院建物の基礎地盤であり、瓦溜まり状遺構は寺院建物に葺かれていた多数の屋根瓦等を廃棄した場所であると考えられた。また、調査区東部で検出された溝跡2条は、第1次調査区から続く溝跡であり、寺城内において伽藍想定城を区画する溝と考えられた。

2 西別府祭祀遺跡第2次調査

調査は、熊谷市別府沼公園修景工事に伴うへどろ除去及び護岸工事を実施することによって破壊を受ける箇所について行った。

調査区は、湯殿神社社殿裏の堀（水路）全体で、長さ約105mの東西に長いものであった。その堀の中央部は東西に幅1.0～2.5mの掘削を受け既に破壊されていた。

検出された遺構は、近世の壠状遺構のみで、第1次調査と同様に祭祀に関わる遺構は検出されず、湧泉の痕跡と石製模造品、土器、土鍤等の多数の遺物だけであった。

平成 15 年度：西別府遺跡予備調査

調査は、官衙関連の遺構が存在する可能性を期待して、西別府遺跡の範囲内で行った。

調査区は、3 m × 4 m のトレンチ 4 本で、東西に 2 本ずつ並列するものであった。

検出された主な遺構は、建物地業跡と判断した遺構、掘立柱建物跡、溝跡等であった。なお、建物地業跡と判断した遺構は、後の調査で堅穴建物跡であることが明らかとなった。

平成 16 年度：西別府遺跡第 1 次調査

調査は、平成 15 年度の予備調査で検出された遺構の検証をする目的で行った。

調査区は、予備調査のトレント地点とほぼ同地点に東西に長い調査区を設定した。反転により東西 2 回の調査を行い、調査区の東地点では、予備調査トレントの土層断面観察による遺構確認面での遺構確認を行い、西地点では東地点での遺構確認が困難であったため、さらに深く掘削し関東ローム層面での遺構確認を行った。

検出された主な遺構は、掘立柱建物跡と推定される柱穴、溝跡 3 条、土坑等であった。

平成 17 年度：西別府祭祀遺跡第 3 次調査

調査は、台地上における祭祀の実態を確認する目的で行った。

調査区は、湯殿神社境内社殿西側の社叢の木々を避ける形で南北トレントを設定し、適宜東西に拡張トレントを設定した。

検出された遺構は、堅穴建物跡 1 棟、畠跡 1 か所であった。堅穴建物跡は西別府祭祀遺跡における祭祀の在り方、畠跡は中世以降の時期の西別府祭祀遺跡の状況を把握する判断材料を得ることができた。

平成 19 年度：西別府祭祀遺跡第 4 次調査

調査は、堀の祭祀場への台地上からの進入経路を探索する目的で行った。

調査区は、第 3 次調査区とは湯殿神社社殿を挟んで対面の社殿東側で、地形が谷状になり崖んだ地地点を堀への進入経路と推定して、社叢の木々を避ける形で南北トレントを設定し、適宜東西に拡張トレントを設定した。

検出された主な遺構は、建物地業跡 1 基、溝跡 3 条等であった。これらは、地業が検出された建物跡の周間に溝跡が巡るもので、中世に所属するものと考えられた。

平成 20 年度：西別府遺跡第 2 次調査

調査は、第 1 次調査において検出された遺構の再検証を含めて、さらに北側の遺構の状況を確認する目的で行った。

調査区は、第 1 次調査区の西半及びその北側を中心に、南東部が欠ける L 字状の調査区を設定した。

検出された主な遺構は、掘立柱建物跡 3 棟、南北に並行する東西溝跡 2 条、堅穴建物跡 3 棟、土坑等であった。南北に並行する東西溝跡 2 条は、掘立柱建物跡 3 棟が所在する箇所を区画する二重溝と考えられ、重複する 2 棟の堅穴建物跡が検出された箇所にはピット（柱穴）がいくつか検出され、掘立柱建物跡の存在が推定された。

平成 21 年度：西別府遺跡第 3 次調査・西別府廃寺第 3 次調査

調査は、第 2 次調査で検出された掘立柱建物跡と推定されたピット（柱穴）の検証、二重区画溝の行方、

そして、二重溝で区画された施設の東への広がりを確認する目的で行った。

調査区は、第1次調査区の中央部及び第2次調査区の一部を含めて第2次調査区の東側に南東部及び北西部が欠けるクランク状の調査区を設定した。

検出された主な遺構は、掘立柱建物跡4棟、二重区画溝の続きの溝跡、堅穴建物跡2棟、土坑等であった。第2次調査時の掘立柱建物跡と推定されたビット（柱穴）は重複する掘立柱建物跡と確認された。また、東西に走る二重区画溝は屈曲し南下することが確認され、二重区画溝で囲まれた施設の東限が判明した。

平成22年度：西別府遺跡第4次調査・西別府廃寺第4次調査

調査は、主として西別府遺跡範囲内の遺構の状況を把握する目的で行った。

調査区は、第1次～第3次調査区の南西約70mに、西側が北へ突出するL字状の調査区を設定した。

検出された主な遺構は、堅穴建物跡12棟、掘立柱建物跡1棟、溝跡8条等であった。溝跡には区画溝と考えられる溝が確認され、この溝に区画された施設内には製鉄工房跡と考えられる堅穴建物跡を含む4棟が所在したと考えられた。

平成23年度：西別府祭祀遺跡第5次・第6次調査

調査は、湧泉に対する祭祀が行われた場（水路）の広がり、他の湧泉祭祀跡の検出、幡羅郡家から延びる道路跡の行方、津の存在の可能性を探ること目的として行った。

調査区は、湯殿神社社殿裏の堀（水路）の北側に広がる低地にトレンドチを5本設定した。

検出された主な遺構は、河川（水路）跡、水田跡であった。河川跡については、北への広がりを推定する情報を得ることができ、川底から習書木簡が検出された。なお、調査成果については未報告であり、原則として本報告書では取り扱わない。

4 発掘調査、総括報告書刊行の組織

主 体 者 熊谷市教育委員会

発掘調査、整理・報告書作成事業（昭和38年度、平成2～5・11・15～17・19～24年度）

教育長

若旅 進一（昭和38年度）

柳 喜寿（昭和38年度）

関根 幸夫（平成2～5年度）

飯塚誠一郎（平成11・15～17年度）

野原 晃（平成17～24年度）

島田 和男（平成2・3年度）

大久保道夫（平成4～5年度）

坂巻 篤（平成11年度）

田島 洋利（平成15年度）

増田 和己（平成16～19年度）

大山 整治（平成20年度）

柴崎 久（平成21年度）

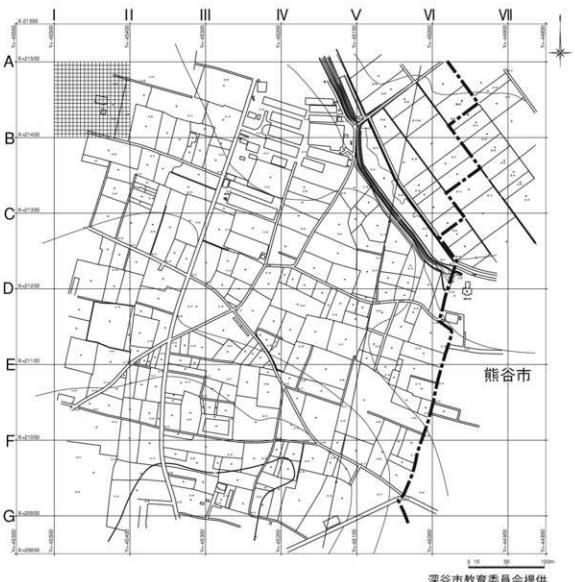
藤原 清（平成22・23年度）

鯨井 鵬（平成24年度）

教育次長

社会教育課長 長野 秋喜（昭和38年度）
細見 大觀（昭和38年度）
高田 普通（平成2・3年度）
坂巻 蘭（平成4・5年度）
氏家 保男（平成11年度）
平井 隆（平成15・16年度）
長島 泰久（平成17年度）
岡口 和佳（平成19・20年度）
齊木 千春（平成21～23年度）
岩上 精純（平成24年度）
浅野 晴樹（平成11年度）
田中 英司（平成15年度）
岩本 克昌（平成16・17年度）
今井 宏（平成19年度）
吉田 高一（平成20年度）
小林 英夫（平成21・22年度）
根岸 敏彦（平成23・24年度）
岡岸 伸洋（平成2年度）
翠田 晴夫（平成3～5年度）
北 俊明（平成11年度）
藤原 清（平成15年度）
並木 博雄（平成16・17年度）
岩上 精純（平成17年度）
新井 雄（平成19～20年度）
出綱 康行（平成19～24年度）
石井 茂（平成23年度）
木村 稔（平成24年度）
新井 雄（平成21・22年度）
森田 安彦（平成23・24年度）
社会教育課主幹兼文化財保護係長 金子 正之（平成15～17・19・20年度）
主幹 吉野 健（平成22～24年度）
社会教育課社会教育係長 岡部 清（昭和38年度）
社会教育振興係長 東 雅次（昭和38年度）
社会教育課文化財保護係長 金子 正之（平成2～5年度）
寺社下 博（平成15～17・19～22年度）
吉野 健（平成15～17・19～21年度）
鯨井 敬浩（平成21～23年度）
松田 哲（平成23・24年度）
杉浦 朗子（平成23・24年度）
主任 寺社下 博（平成11年度）
権宜 行（平成5年度）
渡邊 操（平成11年度）
吉野 健（平成11年度）

主任
 松田 哲 (平成 15 ~ 17・19 ~ 22 年度)
 蔡持 俊輔 (平成 20 ~ 24 年度)
 主事
 権田 宣行 (平成 2 ~ 4 年度)
 吉野 健 (平成 2 ~ 5 年度)
 松田 哲 (平成 11 年度)
 松村 啓 (平成 15 ~ 17・19 年度)
 山下 祐樹 (平成 20 ~ 24 年度)
 発掘調査員
 小林 貴郎 (平成 11 年度)
 市川 康弘 (平成 11 年度)
 越前谷 理 (平成 11 年度)
 船場 昌子 (平成 15 年度)
 長谷川一郎 (平成 20・21 年度)
 原野 真祐 (平成 20・21 年度)



第1図 幅羅遺跡グリッド分割図

III 遺跡の環境

1 地理的環境

埼玉県は、関東地方の西部に位置する内陸の県である。熊谷市は、埼玉県の北部、東京都心から50～70km圏に位置し、近年の妻沼町、大里町、江南町との合併により、南北に約20km、東西に約14kmの面積159.88km²の規模を有する（第2図）。また、人口は、平成22年の国勢調査によると203,180人となり、埼玉県で9番目、県北で最大の人口を有する。

熊谷市は、南には荒川が、北には利根川がそれぞれ西から南東方向に流れ、両河川が最も近接する地域にある。地形的には、西側に櫛挽台地、荒川を挟んで南側には江南台地及び比企丘陵、北側及び東側には妻沼低地が広がり、妻沼低地と接して荒川を挟んで南には荒川低地が広がる。市域の大半は妻沼低地上にある（第3図）。

櫛挽台地は、荒川左岸に広がる広大な台地で、荒川によってつくられた荒川扇状地と呼ばれる古い扇状地が侵食されてできたものである。この台地は、寄居町末野付近を扇頂として東は市西部の三ヶ尻付近まで、北東方向へは本報告の西別府官衙遺跡群が所在する西別府付近まで延びる崖線で妻沼低地に面し、南側は荒川に沿う崖線で境されている。標高は、扇頂で100m、北東端の崖線で50mとなり、傾斜の緩い特徴をもつている。また、台地上面は一般に平坦であるが、いくつかの残丘状の小丘陵があり、市西部三ヶ尻にある觀音山（標高77m）はその小丘陵の一つである。

そして、台地面は二つの段丘面に分けられる。一つは、北西側の高い面で武藏野Ⅱ面に比定される櫛挽面（櫛引段丘）であり、櫛挽台地の主体をなすところである。もう一つは、市域がのる南東側の低い面で立川面に比定される寄居面（御稜威ヶ原段丘）であり、櫛挽面の南側を侵食した荒川の河岸段丘である。西別府は、寄居面にあり、比高差2～5mをもって妻沼低地と接している。なお、接線付近での標高は、寄居面が31～47m、妻沼低地が32～45mである。この接線である三ヶ尻や西別府の台地裾部においては、扇尖部で伏流水となっていた水が湧水となって現れ、かつては多數の湧泉が確認されていた。

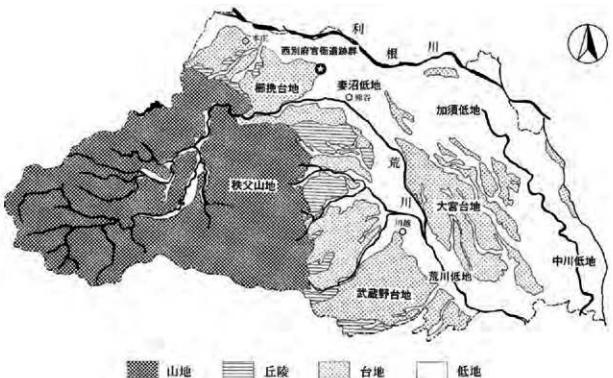
江南台地は、荒川右岸に広がる台地で、荒川扇状地の南端が残ったところであり、武藏野Ⅰ面に比定され、櫛挽台地より古い台地である。この台地は、荒川に沿って幅狭く河岸段丘上に続き、市域のうち荒川右岸は大部分がこの台地で占められる。標高は、上流の寄居町で140mを測り、下流方向にいくにつれて低くなり、熊谷市平塚新田付近で45mとなり、比高差16～22mをもって北に広がる妻沼低地と接している。また、箕輪付近では40mとなり、比高差21～22mをもって東に広がる荒川低地と接している。

比企丘陵は、荒川と都幾川の間にある東西に長い丘陵で、和田川を挟んで江南台地の南にある。市域ではわずかに塙が該当し、その標高は60～80mである。丘陵内部は、市野川・滑川及びその支流により開折が進み、北西から南東あるいは南北方向の開折谷を形成しているが、熊谷市域方向の丘陵北側にある和田川の支谷の発達は非常に悪い。

妻沼低地は、利根川の自然堤防及び沖積低地であり、加須低地と共に利根川中流低地と呼ばれる。この低地は東西に長く、西は利根川と烏川の合流点付近、東は行田市利根大堰付近・加須低地と接する箇所まで広がる。南は、櫛挽台地の崖線と荒川を挟んで接する荒川低地までである。標高は、熊谷市域内



第2図 熊谷市と西別府官衙遺跡群の位置図



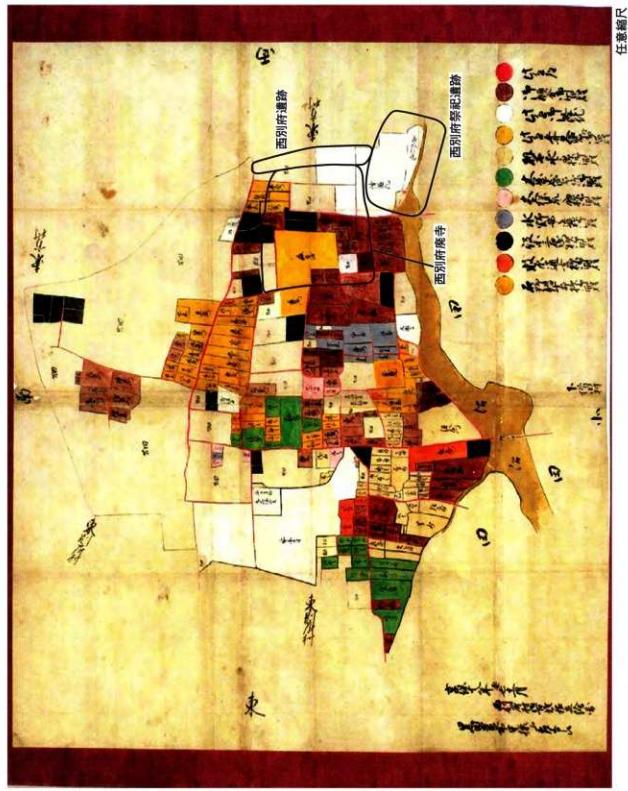
第3図 埼玉県の地形図



第4図 西別府官衙遺跡群遺跡範囲図



第5図 西別府官衙遺跡群の地籍図（大正5年以前旧図）



第6図 享保18年西別府村内百姓居立絵図（笠原家文書：埼玉県立文書館蔵）における西別府官衙遺跡群位置図

では、20～40mを測る。地形は、自然堤防及び荒川新扇状地による微高地と後背湿地や古流路跡からなり、市西部の大麻生から玉井、上中条、畠町に至る地域は荒川新扇状地と呼ばれ、荒川の形成した新しい扇状地にあたり、扇頂の大麻生で標高40m、扇端の上中条で25mを測る。この荒川新扇状地の扇端にはかつて湧泉がみられた。

荒川低地は、県南東部の荒川に沿う広い低地で、東の大官台地と西の武藏野台地の間にあり、中川低地と共に東部低地と呼ばれる。上流は市南部旧大里町で、荒川を挟み妻沼低地と接し、下流は川口市南部の県境付近まである。標高は、上流の小八林付近で約20mを測る。低地には、市域内では荒川のほか和田吉野川が流れ、自然堤防や後背湿地などの微高地が認められる。

西別府官衙遺跡群は、櫛挽台地の北東端、標高33m前後を測る台地縁辺部付近、及び櫛挽台地の北側に接する妻沼低地、標高28.5m前後の低地に位置する。台地上の一帯は、畑地が広がる区域と宅地等が多く所在する区域に分かれる。よって、宅地が多く所在する区域では、遺跡の保存状態に不安が残るが、畑地区域では良好に保存されていると考えられる。一方、低地は、昭和30年代の耕地整理により土地の改変が行われている。なお、台地上については、享保18年の古地図と比べても、当時から現在に至るまであまり大差ない土地利用が認められる（第5・6図）。

2 歴史的環境

ア 概観

最初に、本報告の遺跡群を中心に歴史的環境を概観する（第7図）。

旧石器時代から縄文時代であるが、この時期の遺跡の発見例はきわめて少ない状況である。旧石器時代で知られているのは、近くでは平安時代の堅穴建物跡の埋土中から出土した櫛挽台地東端にある籠原裏遺跡の黒耀石尖頭器の事例がある。

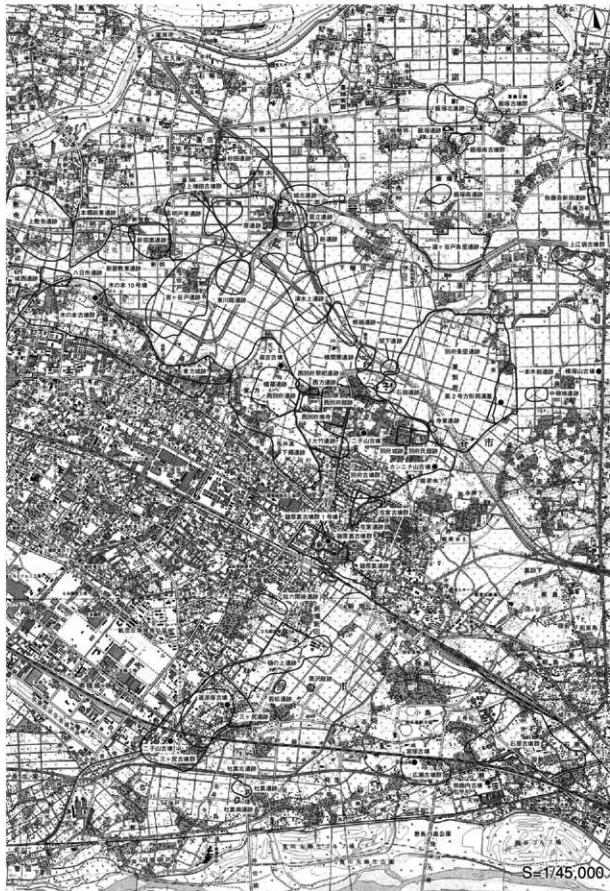
縄文時代になると、櫛挽台地北端にある深谷市東方城跡において、草創期の可能性がある尖頭器が出土している。

前期には台地のみならず低地上にも出現しはじめ、関山式土器が出土した寺東遺跡等の集落跡が確認されている。中期は、特に後半段階の加曾利E式期の遺跡が爆発的に出現するが、依然として櫛挽台地及び台地直下の低地上に集中している。

後期になると遺跡数は減少傾向はあるが、徐々に低地へと進出をはじめ、本遺跡周辺では、中期と同様に集中して確認され、深谷市内においても、台地縁辺部及び台地下の低地上で遺跡が確認されている。

晩期になると、さらに遺跡数が減少し、市内においては非常に少ないが、低地の自然堤防上に進出した遺跡が目立つようになる。市東部の妻沼低地に位置する上之地区で安行式土器が検出されている程度である。深谷市では低地においていくつかの遺跡が確認されているが、上敷免遺跡では晩期終末の浮線文土器片が多数出土しており、また、市東部妻沼低地の前中西遺跡（地図未掲載）の包含層及び他時期の遺構からも浮線文土器が出土している。これは、次の弥生時代が始まる以前に入々が低地に進出してきた証であり、次代への繋がりが看取できる。

弥生時代については、深谷市において妻沼低地の上敷免遺跡の包含層から県内初の前期遠賀川式土器の胴部上半破片が出土している。その後、中期に至ると多くの遺跡の存在が確認されるようになる。中期以降の集落は、櫛挽台地上及び台地下の自然堤防上に営まれている。市内では三ヶ尻遺跡に含まれる



第7図 西別府官衙遺跡群と周辺遺跡分布図

三ヶ尻上古遺跡、横間栗遺跡、飯塚遺跡、飯塚南遺跡、飯塚北遺跡、深谷市では上敷免遺跡等であり、飯塚遺跡を除きいずれも再葬墓が検出された遺跡である。横間栗遺跡は、前期末から中期中頃の再葬墓が16基発見され、この一括資料は1999年3月に埼玉県指定文化財となっている。この横間栗遺跡に近接する閑下遺跡では中期中頃の堅穴建物跡が確認され、隣接する石田遺跡と共に集落域の広がりを想起させる遺跡である。

一方、市内東部の低地上では、水稻耕作を基盤とした本格的な集落が営まれ、池上遺跡（地図未掲載）は環濠集落として知られている。また、小敷田遺跡（地図未掲載）では関東地方で最も古い段階の須和田式期の方形周溝墓が確認されている。

中期後半には、市内では妻沼低地の北島遺跡（地図未掲載）や前中西遺跡で集落が確認されており、深谷市の中には妻沼低地では、宮ヶ谷戸遺跡や上敷免遺跡で集落が確認されている。後期中頃から終末にかけては、少ないものの低地上各地に遺跡が見られる。市内弥藤吾新田遺跡、中条条里遺跡（地図未掲載）に含まれる東沢遺跡、行田市池守遺跡（地図未掲載）が存在する。東沢遺跡・池守遺跡では吉ヶ谷式土器が、弥藤吾新田遺跡では南関東系の弥生町式土器が出土している。

古墳時代になると、古墳は台地・自然堤防等の微高地に形成され、集落は台地のみならず低地の自然堤防上にも活発に営まれるようになり、次第に遺跡数も増加傾向にある。前期の遺跡は特に低地における確認例が増え、本遺跡周辺では、市内の横間栗遺跡、根結遺跡、中耕地遺跡、一本木前遺跡、深谷市の明戸東遺跡、東川端遺跡、宮ヶ谷戸遺跡、上敷免遺跡等がある。北部や東部まで広く見てみると、市内では池上遺跡、中条条里遺跡に含まれる東沢遺跡、北島遺跡、前中西遺跡、藤之宮遺跡（地図未掲載）、弥藤吾新田遺跡が知られるほか、行田市池守遺跡、小敷田遺跡等が知られる。集落では、北島遺跡においては弥生時代に統いて大規模な集落が営まれておらず、東沢遺跡とあわせて河川跡から鏃・鍼をはじめとした多量の木製農具を出土した遺跡として知られる。さらに、北島遺跡では東海地方にその系譜が求められるパレス壺や高杯が多く見られ、近接する小敷田遺跡においても畿内や東海地方等の外来系の土器が多数出土している。

墓域の存在としては、一本木前遺跡、上敷免遺跡、東川端遺跡等で方形周溝墓群が確認されている。これら方形周溝墓も古墳の出現と共にその影響を受け、江南台地では埼玉県指定史跡である塙古墳群Ⅰ群（地図未掲載）の前方後方墳や方墳のように古墳が定着する過渡期の墳墓が出現する。

中期の様相は、他の時期と比べて不明な点が多いが、集落が大規模に展開していくのは中期後半以降となるようである。市内の北島遺跡、中条遺跡（地図未掲載）、藤之宮遺跡、前中西遺跡等、深谷市の中森下遺跡（地図未掲載）等で構築・遺物が検出されている。森下遺跡では堅穴建物跡が8軒検出されており、大型建物跡を中心に配置されている。

一方、古墳に目を転じてみると、數こそ少ないが、妻沼低地の福川の自然堤防上に市指定史跡・横塚山古墳が存在する。これは、B種横刷毛の埴輪をもつ前方後円墳（後円部は一部欠損）である。

後期になると遺跡数は爆発的な増加をみる。集落は台地ばかりではなく自然堤防上にもさらに積極的に進出を図っていたようであり、奈良・平安時代へと継続して展開する大規模なものが多く見受けられる。櫛挽台地の三ヶ尻遺跡、新荒川扇状地の種の上遺跡、妻沼低地の深谷市本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡、一本木前遺跡、飯塚南遺跡等をはじめ数多くの遺跡が確認されている。種の上遺跡では平安時代までの

堅穴建物跡が150軒以上検出されている。一本木前遺跡では古墳時代後期を中心に奈良・平安時代の堅穴建物跡が450軒以上も検出されており、河川の氾濫にもかかわらず同じところに累々と集落が営まれている状況が確認されている。また、同じく後期の祭祀跡も発見されている。

一方、古墳を見てみると群を形成して築造されているのがわかる。梅撲台地の別府古墳群、在家古墳群、龍原裏古墳群、三ヶ尻古墳群、深谷市木の本古墳群、新荒川崩壊地の広瀬古墳群、石原古墳群、肥塚古墳群（地図未掲載）、荒川右岸の段丘堆積層上の埼玉県指定史跡深谷市鹿島古墳群（地図未掲載）、妻沼低地の中条古墳群（地図未掲載）、上之古墳群（地図未掲載）、上江袋古墳群等数多くが分布する。これらは概ね6世紀から7世紀ないしは8世紀初頭にかけて形成された古墳群である。市内において特筆すべき古墳を挙げると、龍原裏古墳群は川原石乱石積の胴張型横穴式石室を有する古墳群であるが、7世紀後半～8世紀初頭の築造と考えられる特異な八角形の墳形をもち、刀装具等特殊な遺物が出土した古墳の存在が知られており、終末期の古墳の様相、さらには幡羅郡家跡である幡羅遺跡との関係においても見逃すことのできない発見である。広瀬古墳群中の宮塚古墳は、上円下方墳という特異な墳形を今に残し熊谷市唯一の国指定史跡として知られている。肥塚古墳群では、川原石乱石積と角閃石安山岩切粗積の2種類の胴張型横穴式石室をもつ古墳が確認されており、前者は荒川水系の石材、後者は利根川水系の石材と判断され非常に興味深い様相を呈している。中条古墳群中の鶴塚古墳（地図未掲載）は全長438mの帆立貝式前方後円墳で、須恵器高环型器台等（県指定文化財）を伴う墓前祭祀跡2か所が確認されており、築造年代は5世紀末～6世紀初頭に比定されている。

奈良・平安時代には、この地域も律令制の体制に組み込まれてき、市内には幡羅郡、男衾郡、大里郡、埼玉郡の4郡が存在していたとされる。本遺跡群周辺一帯はそのうち幡羅郡に属し、現在の市域の西部及び北部、深谷市東部の一帯が該当すると考えられている。

前述したとおり、古墳時代後期に自然堤防上の微高地に形成された集落の多くは、増減はあるものの奈良・平安時代へと継続されていき、また規模の大きいものが多い。この頃の中心的集落遺跡は妻沼低地の北島遺跡に見られ、300軒以上もの堅穴建物跡が検出されている大規模集落である。9世紀を中心にして7世紀から12世紀、さらには中世にまで及ぶ集落であり、大規模な掘立柱建物跡・道路状遺構・河川跡等様々な遺構と遺物が検出されている。また、9世紀前半には二重の溝で区画され、区内に大型の掘立柱建物跡と少数の堅穴建物跡で構成される施設が登場している。この区画施設は、10世紀前半には位置を変え、11世紀前半には消滅する。つまり、北島遺跡は地域の中核となる典型的律令制集落である。この近隣には、7世紀末から8世紀初頭頃の出举木簡が出土した小敷田遺跡、整然と配された9世紀代の掘立柱建物跡群が検出された池上遺跡も存在する。また、源訪木遺跡（地図未掲載）では、古墳時代後期から平安時代にかけての祭祀が行われた河川跡が検出され、玉類、被熱した銅鏡、さらには斎巾・人形等の木製祭祀具を使った水辺の祭祀が行われていたことが確認されたほか、平安時代の溝に区画された集落跡や大型の掘立柱建物跡群、多数の灰釉陶器や綠釉陶器が検出されるなど官衙的様相が看取できる。

集落以外の遺跡では、梅撲台地北東端に深谷市幡羅遺跡が所在する。この幡羅遺跡は東西約500m、南北約500mの範囲をもつ幡羅郡家跡であり、これまでに都府院を除く正倉院、館、厨家、曹司、道路等の施設が検出されている。そして、この幡羅遺跡に隣接して本報告の3遺跡、西別府遺跡・西別府廃寺・

西別府祭祀遺跡が存在し、郡家との関連で注目されている。西別府遺跡は幡羅遺跡と一体の遺跡と捉えることができ、西別府廃寺は郡司が創建に関わったとされる8世紀初頭創建の寺院、西別府祭祀遺跡は7世紀後半から11世紀まで石製模造品や土器を用いて湧泉で行われた水辺の祭祀跡である。また、この西別府祭祀遺跡北西の妻沼低地上の本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡では、河川跡の縁辺部や集落内の祭祀跡で7世紀前半の土器と共に石製模造品が出土し、水利にかかる再生を祈願した水の祭祀と理解されている。なお、幡羅遺跡及び西別府遺跡、西別府廃寺、西別府祭祀遺跡に挟まれる空間地は、最近幡羅郡家の郡守院が存在するのではないかと注目されている。

さらに、これらの遺跡が所在する台地下の低地には、同郡に属する別府条里遺跡や道ヶ谷戸条里遺跡が所在し条里制に関わる遺構の痕跡をとどめている。条里跡の存在については、同じく幡羅郡に属する市内東部の中条条里遺跡（地図未掲載）が所在する。

平安時代末から中世になると、武藏七党やその他の在地武士団の館跡が点在するようになるが、実態については不明なものが多い。本報告遺跡群の近辺の櫛換台地には別府城跡、別府氏館跡、西別府館跡等がある。別府城跡は別府氏の居館で、現在でも土壘と空堀が良く残っている。西別府館跡は、以前は土壘を一部残す状態であったが、現在は石垣がその存在を示すのみである。また、新荒川原状地にある三ヶ戻地区には黒沢館跡が所在し、また、櫛の上遺跡、若松遺跡、社裏北遺跡、社裏南遺跡といった土塙墓が多数検出された遺跡等多くの中世遺跡や遺物が確認されている。特筆すべきは黒沢館跡で、発掘調査により出露をもち全周囲の掘と土壘、虎口等が検出され、渡辺翠山が記した文献である『訪頭録（ほうとうろく）』にある「黒沢屋敷」と調査成果が一致するという大変貴重な例である。ところで、中世に関しては依然として資料が不足している状態で、今後の資料の蓄積に期待されるといった状況であるが、荒川右岸の江南地区は鎌倉時代初期から多数の板石塔婆が存在することから、信仰心の厚い有力な武士が居住していたことが分かる重要な資料が残っていることで注目される。

最後に、近世については、本遺跡群に隣接して櫛換台地先端に所在する西方遺跡で土坑墓群が検出されているほか、西別府廃寺内に検出された土坑群や堅穴造構からは近世の陶磁器、瓦質土器、瓦、古銭が出土している。なお、近世についても中世と同様に、市内において調査例が見られるものの、不明な点が多いというのが実態である。

イ 古墳時代～平安時代（第8～10回）

本報告遺跡群周辺では、遺跡群が所屬する時期の古墳時代から平安時代までの遺跡は、前述のとおり、台地ばかりでなく低地にも多数確認されている。集落跡については、古墳時代前期からは妻沼低地で、古墳時代後期では台地のやや奥まったところで確認されている。墓域については、古墳時代前期の方形周溝墓が妻沼低地に、古墳時代後期の古墳群が櫛換台地の縁辺部及び妻沼低地で確認されている。

市西部から深谷市にかけての妻沼低地では、深谷市戸森松原遺跡（地図未掲載）、上敷免遺跡、本郷前東遺跡、明戸東遺跡、宮ヶ谷戸遺跡、前遺跡、戸森前遺跡（地図未掲載）、東川端遺跡、清水上遺跡、市内では根絡遺跡、横間栗遺跡、一本木前遺跡、中耕地遺跡等で集落が営まれている。このうち後に条里が施工される低地の自然堤防上に立地する一本木前遺跡では大規模な集落が想定されている。墓域では、上敷免遺跡で9基、東川端遺跡で6基、一本木前遺跡で4基の方形周溝墓群が検出されており、一本木前遺跡では一辺が11.72～17.40mを測る巨大な第2号方形周溝墓が検出され、その第2号方形周溝

墓の主体部からは緑色凝灰岩管状玉と共に翡翠製の勾玉が出土している。また、東川端遺跡でも巨大な方形周溝墓が検出されており、特に第2号方形周溝墓からはパレススタイルの大型壺が出土している。なお、この頃の古墳の状況は明らかではないが、上敷免遺跡や戸森松原遺跡で、当該期の可能性がある古墳が検出されている。

古墳時代中期の様相はまだ明らかではないが、規模は小さいものの、当該期の遺物が出土する遺跡は多い。妻沼低地では、深谷市砂田遺跡、森下遺跡、上敷免遺跡、新田裏遺跡、宮ヶ谷戸遺跡、原遺跡、城北遺跡、居立遺跡、戸森前遺跡、東川端遺跡、市内の一本木前遺跡等で、それぞれ数軒の堅穴建物跡検出されている。妻沼低地の飯塚北遺跡内の飯塚古墳群では、古墳時代後期に移行する5世紀後半の時期と考えられる方形周溝墓3基と円形周溝墓16基（報文では全て円墳として捉えられている）が共存した状況がみられ、方形から円形への変化と捉えることができる。なお、明確な古墳の出現は、中期後半・5世紀後半のD種横刷毛調整の朝顔形円筒埴輪が樹立された前方後円墳の横塚山古墳の築造である。

古墳時代中期から後期にかけての5世紀後半から6世紀後半になると、妻沼低地の開発が大きく進み、各集落ではその規模が大きく拡大するようである。深谷市上敷免遺跡、本郷前遺跡、新屋敷東遺跡では、一辺約8mあるいはそれ以上を測る大規模な堅穴建物跡が多数検出されている。一方、古墳を見ると、妻沼低地に所在する中条古墳群中の鎧塚古墳（地図未掲載）や女塚1号墳（地図未掲載）等の古墳が築造される。鎧塚古墳は全長43.8mの帆立貝式前方後円墳で、須恵器高壺型器台等を伴う墓前祭祀跡2か所が確認されており、築造年代は5世紀末～6世紀初頭に比定される。同時期の築造年代と比定される女塚1号墳も全長46mの帆立貝式前方後円墳で、二重周溝を持ち櫛持武人埴輪3体ほか多数の人物埴輪が出土している。

6世紀代を中心とする古墳群は、櫛挽台地では、幡羅・西別府官衙遺跡群の東西の台地縁辺部に分布する深谷市木の本古墳群、市内の別府古墳群、台地東南縁辺部に分布する市内の三ヶ尻古墳群、妻沼低地では中条古墳群のほか、深谷市上増田古墳群、市内の飯塚古墳群、飯塚南古墳群、上江袋古墳群、石原古墳群等が分布する。

木の本古墳群及び別府古墳群は、幡羅遺跡成立に最も関係が深いと考えられる。木の本古墳群は、5世紀末～7世紀前にかけての古墳群で、東西約4kmにわたって分布する。木の本10号墳及び幡羅遺跡内に所在する森吉古墳は帆立貝式前方後円墳と推定されており、これらの古墳を盟主墳として形成された古墳群と考えられている。木の本10号墳は埴輪をもち6世紀中葉、森吉古墳は埴輪をもたず7世紀初頭～前半と考えられている。一方、幡羅・西別府官衙遺跡群を併んで木の本古墳群と対称の東に分布する別府古墳群は、現在18基確認されており、前方後円墳のカンニチ山古墳を盟主墳とし形成されたと考えられる（円墳の二子山古墳は、その名称から前方後円墳の可能性があるので、カンニチ山古墳と併せて2基が盟主墳の可能性がある）。その分布は、1基だけ離れて低地の自然堤防上に所在するが、それ以外はすべて台地上に所在し、台地縁辺部に10基、台地中程に7基分布する。また、埴輪が出土する古墳は台地縁辺部に分布する古墳に限られ、台地中程の古墳では確認されていないことから、埴輪樹立の消滅と呼応して、築造の選地を変えた可能性が考えられる。よって、別府古墳群は6世紀から7世紀前半まで築造されたと考えられる。また、三ヶ尻古墳群は、前方後円墳の二子山古墳と連派塚古墳の2基を盟主墳とし、円墳58基が分布する。かつては100基以上あったとされる大古墳群であり、



第8図 周辺遺跡分布図（古墳時代後期）

6世紀を中心に7世紀前半まで形成された古墳群である。

中条古墳群は、5世紀末～6世紀初頭に築造された鏡塚古墳や女塚1号墳に始まり、馬・鹿・猪等の動物や人物等の形象埴輪が出土した女塚2号墳（地図未掲載）、国重要文化財の馬形埴輪・短甲武人埴輪が出土した鹿那祇古墳（地図未掲載）等の埴輪樹立盛行期の古墳、そして、大型の截石切組積横穴式石室を有する大塚古墳（地図未掲載）と、7世紀前半まで築造され続けた。上増田古墳群は、直径20m以下の円墳12基が確認されている。飯塚古墳群は、方形周溝墓から始まり6世紀初頭から7世紀まで継続する円墳が確認されている。石原古墳群は、薬師堂古墳を中心にして7基の古墳を擁する坪井支群、前方後円墳1基のはか7基の円墳を擁する石原支群で構成される。

7世紀になり埴輪が消滅した後に築造された古墳群は、妻沼低地に広瀬古墳群、櫛挽台地南東縁辺部に在家古墳群、龍原裏古墳群等である。広瀬古墳群は、上円下方墳の宮塚古墳や蕨手刀を出土した熊谷商業高校内に所在した古墳等で構成される。在家古墳群は、胴張型横穴式石室をもつ古墳や小規模な堅穴式の川原石積石室をもつ古墳等6基で構成される。龍原裏山古墳群は、幡羅・西別府官衙遺跡群から南東へ約1.8kmの距離にある直径が10m前後の八角形墳3基、円墳8基で構成される古墳群で、龍原裏古墳群1号墳の石室からは銅製双脚足金具、鉄製銅尻金具等の刀装具が出土し特異な様相を示している。築造時期は7世紀後半ないしは末～8世紀初頭と考えられ、幡羅遺跡（評家）の成立と密接に関係するものと考えられている上に、8世紀初頭創建と考えられる西別府廃寺との関係においても注目される古墳群である。

一方、古墳時代後期における集落跡については、櫛挽台地北東端付近では、幡羅・西別府官衙遺跡群に隣接する大竹遺跡、深谷市下郷遺跡、櫛挽台地東端では、種の上遺跡、三ヶ尻遺跡等があり、いずれも奈良・平安時代へと継続する集落である。妻沼低地では、一本木前遺跡、根絡遺跡、天神下遺跡、飯塚南遺跡、深谷市内では砂田遺跡、官ヶ谷戸遺跡、原遺跡、城北遺跡、居立遺跡、前遺跡、戸森前遺跡、城西遺跡、八日市遺跡、東川端遺跡、清水上遺跡等があり、遺跡数、規模共に爆発的に増大する。一本木前遺跡では、300軒を超える堅穴建物跡が検出され、その規模は群を抜いている。また、河川入り江脇や廻絶後の堅穴建物内に數か所の祭祀跡が検出され、7世紀初頭と考えられている河川入り江の祭祀跡では、土師器・須恵器のはか白玉等の石製模造品や馬の下顎等が置かれていた。また、城北遺跡では5か所の祭祀跡が検出されており、集落内祭祀、河川跡に至る河畔帶における祭祀、河川への土器群投棄祭祀の性格をもち、5世紀後半～6世紀前半と考えられている。さらに、本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡では、集落北側の河川跡縁辺部及び集落内の祭祀跡で、7世紀前半の土器と共に石製模造品を用いた祭祀跡が検出され、水利にかかる再生を祈願した水の祭祀と理解され、7世紀後半から祭祀が始まると考えられる西別府祭祀遺跡とは、「水の祭祀」という共通性と、西別府祭祀遺跡に続く前段階の時期のものとして注目される。

古墳時代後期に櫛挽台地の北東及び東縁辺部、妻沼低地に形成された集落は、当該期で終焉を迎えるもの、当該期途中から出現するもの、律令制下に出現するもの等様々であるが、その数はわずかに減少するものの、そのほとんどが奈良・平安時代へと集落が継続していくのである。

律令制の下、市内には幡羅郡、男衾郡、大里郡、埼玉郡の4郡が設置されたとされる。本遺跡群の周辺一帯はそのうち幡羅郡に属し、現在の市域の西部及び北部、深谷市東部の一帯が該当すると考えられ、

上秦、下秦、広沢、佐原、幡羅、那珂、霜見、余部の8郷からなる中郡であった。幡羅郡には、幡羅郡(評)成立の背景となる有力者の存在を示唆する傑出した規模の古墳が確認されていない。前述のとおり幡羅遺跡の東西に小規模な古墳により構成される木の本古墳群及び別府古墳群が確認されているに止まり、大化前代には小規模勢力が複数存在し、立評する上で、その中の一つの勢力が中心となって、幡羅評が成立したと考えられている(知久 2012)。

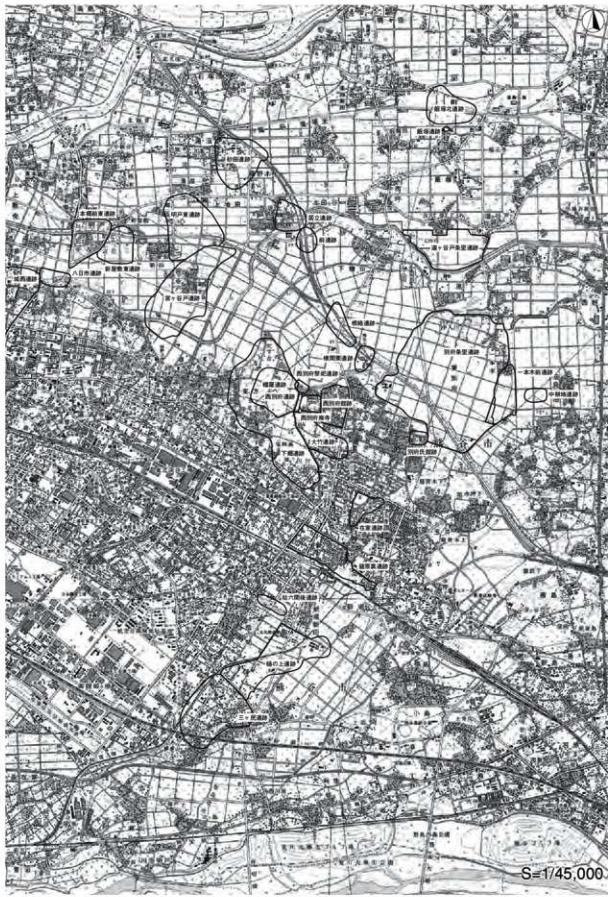
幡羅郡家跡と考えられる幡羅遺跡は、7世紀後半小規模な倉庫等の掘立柱建物が建てられ、7世紀末には主要な施設が整えられていったようである。8世紀末には正倉院において掘立柱建物から礎石建物への建替えや敷地の拡張等が行われ、9世紀前半～中葉には二重溝と土堤による区画施設が造られ郡家の様相も大きく変化する。この施設は、10世紀前半または中頃の正倉院の廃絶後の11世紀前半まで存続していたとされ、これが郡家の終焉と考えられている。西別府祭祀遺跡では、馬形・獅形・有孔円板形・有縁円板形等の石製模造品をはじめ、墨書き土器等の土器が多数検出されており、幡羅評の成立以前の7世紀後半から湧泉に対する祭祀が始められている。そして、幡羅郡成立後の8世紀初頭には、郡に隣接する寺院の西別府廃寺が創建される。建物基壇跡・寺域を区画する溝溝、瓦溝り状造構等が検出され、多数出土している軒丸瓦や軒平瓦等から少なくとも9世紀後半までは存続していたと考えられる。一方、西別府祭祀遺跡では、祭祀具を変えつつ祭祀が11世紀まで続けられたと考えられる。西別府遺跡は幡羅遺跡と一体の遺跡と捉えることができ、9世紀前半から10世紀後半まで存在していたと考えられる二重溝と土堤による区画施設等が確認され、幡羅郡家の機能の一部を担っていたと考えられる。

奈良時代、幡羅・西別府官衙遺跡群の北に広がる妻沼低地では条里制が施行され、その痕跡を残すのが別府条里遺跡・道ヶ谷戸条里遺跡である。この別府条里遺跡東端の一本木前遺跡では、条里制施行と同時期の集落跡が確認されている。この遺跡の集落は、古墳時代後期・6世紀代に規模がピークを迎え、7世紀前半～後半に徐々に規模が縮小していき、条里制施行直前の7世紀末に規模が最も縮小する。そして、条里制施行後の8世紀に入るとやや規模が大きくなり、10世紀後半まで徐々に規模を大きくしつつ継続したと考えられる。また、律令制の集落の位置は遺跡の東及び南東部、そしてさらに東及び南東部に拡大することが想定されている。また、櫛挽台地の東に広がる荒川新扇状地においても、櫛の上遺跡のように、古墳時代後期・7世紀中頃から平安時代・10世紀前半までの長期にわたって大規模な集落が展開する。

一方、台地上では、幡羅・西別府官衙遺跡群に隣接して南及び西に深谷市下郷遺跡、これに連続する市内の大竹遺跡、東に西別府館跡で集落跡が確認され、そして、南東に在家遺跡、その南西に籠原裏遺跡、さらにその南西には拾六間後遺跡と集落跡が確認されている。下郷遺跡・大竹遺跡・西別府館跡内の集落は幡羅郡家関連の周辺集落と考えられる。下郷遺跡では、7世紀後半幡羅遺跡の出現と同時に群家造宮にかかると考えられる集落が営まれ始め、郡家が廃絶するまで大規模な集落が継続的に営まれている。多数の堅穴建物跡・掘立柱建物跡・道路跡・区画溝跡が検出され、幡羅郡を指すと考えられる「坂?」、「婆羅?」の墨書き土器、円面鏡、銅帯金具等が出土している。また、大竹遺跡でも、7世紀末から10世紀にかけての集落跡が確認されている。在家遺跡は、下郷遺跡・大竹遺跡の南東約1kmの櫛挽台地縁辺部に立地し、8世紀前半から9世紀末までの堅穴建物跡31棟が検出されたや規模の大きい集落跡である。在家遺跡の南西約0.5km離れた同じく櫛挽台地縁辺部に立地する籠原裏遺跡は、9世紀後半から



第9図 周辺道路分布図（奈良時代）



第10図 周辺道路分布図（平安時代）

10世紀初頭までと短期間営まれた小規模な集落跡であり、在家遺跡の終焉時期に始まりその後僅かながら営まれた集落である。そして、龍原裏遺跡の南西約1kmの拾六間後遺跡は、同じく櫛挽台地縁辺部に立地し、9世紀後半から10世紀初頭までの時期を除く8世紀末から10世紀前半までの小規模な集落跡であり、空白の9世紀後半から10世紀初頭までの時期は、龍原裏遺跡に一時的に集落を移動したことを想定している（松田 2006）。

このように、低地の自然堤防上に営まれた伝統的集落は規模を縮小していく。一方、台地上に営まれた集落については、郡家近隣では郡家造営と連動し集落が営まれ始め、郡家の終焉まで継続して大規模な集落が営まれるが、その周辺では、新たな集落が生まれたり、場所を変え継続されていくといった様々な様相を呈しつつ、集落の展開を見せていくようである。

IV 各遺跡の概観

1 研究史

西別府官衙遺跡群の調査や研究は、西別府祭祀遺跡及び西別府魔寺について過去数々行われてきており、その成果については様々な研究論考が発表されている。ここでは、その主なものについて、遺跡ごと、時系列で掲載する。

(1) 西別府祭祀遺跡

西別府官衙遺跡群の調査は、西別府祭祀遺跡における昭和38年の第1次調査が嚆矢となる。この調査は、西別府祭祀遺跡が水辺の祭祀としての特異性をもつことが注目され、調査に携わった大場磐雄氏により、第1次調査直後の昭和38年（1963）10月に刊行された『史述と美術』第33号の「新発見の祭祀遺跡」に掲載されたのが初めてである。これは、調査を指揮した大場磐雄氏と調査を担当した小澤國平氏が共著したもので、調査速報的な記述、遺跡・遺物（石製模造品）の性格の記述、遺跡の意義を考察した記述がなされている。考察の中で、西別府祭祀遺跡の特異性について、遺跡と遺物について論じている。まず遺跡であるが、水靈信仰の一つである内陸の池沼湧泉等に対する信仰に属するもので、かつて満々と水をたたえた淵から出土した遺物は、水中に投入され沼神水靈に獻供されたと考えられている。次に遺物であるが、石製模造品の内容が特異であり、遺跡を最も特徴付ける、祭祀の性格を物語っているのが馬形・櫛形であることで注目している。馬形が祭祀遺物として使用された他遺跡例、文献の例証を挙げ、民俗学上や民族学上から日本ばかりでなく世界共通の習俗として、水の神が馬を好んだことを述べている。そして、櫛については、櫛と水との関係を、遺跡の発掘例および文献の例証から水神が櫛を好みるものとし、その理由については考古学だけでは解き難い問題であるとしている。そして、遺物の年代については、石製模造品の相違性、馬形が形式化していること、櫛形が横櫛を模していること、共伴する須恵器等の土器から、奈良時代前後頃と判断している。なお、祭祀の変遷についても考察を加え、水源の淵を臨む崖上に祭場が置かれ、水靈に獻供した石製模造品は祭り後水中（水神）に投入された祭祀が繰り返し行われているうちに、固定した祭場として現在の湯殿神社の前身である神社建物が成立したと論じている。

昭和43年（1968）、相山林雄「水を対象にした遺跡」（『神道考古学講座 第二巻 原始神道期』）雄

山閣出版)には、湧水に関する祭祀遺跡の例として本遺跡の記述が見られる。それは、遺跡の立地、出土遺物の概要を述べ、特に石製模造品については他遺跡との比較等考察を加えている。また、前出の大場氏と同様に、馬形・櫛形の石製模造品の特異性、馬・櫛とも水雲との深い関係を述べ、水源地に水雲を祭った祭場が固定化し、神社となり、中近世には修驗信仰から出羽三山の湯殿山を勧請するに至つたと述べている。

昭和59年(1984)刊行の『新編 埼玉県史』資料編3には、埼玉の祭祀遺跡の一遺跡としてその概要が掲載されている。

昭和63年(1988)、相山林継「祭祀遺跡の年代」(『論争・学説日本の考古学 第5巻 古墳時代』雄山閣出版)の中の、亀井正道「第五章 祭祀遺跡の年代」「[建鉢山] 吉川弘文館 1966)の引用文中に、年代の指標遺跡として本遺跡が触れられている。それは、4世紀末から7世紀中葉までの祭祀遺跡の年代を6期に分け、その最終時期である第6期(7世紀前半～中葉)に西別府祭祀遺跡のほか5遺跡が該当するとしたるものであるが、有孔円板形石製模造品を通常の円板とは異なり、軒轅車の変形と見るとする見解、さらに、劍形石製模造品を普通の劍形とは異なり、他の名称で呼称するのが適当である形態であるという見解。沖の島祭祀遺跡と比較して、6世紀後半～7世紀初頭の沖の島八号遺跡までは馬形等の特殊な石製模造品が伴わず、その後の沖の島三号・四号遺跡になって出現することについて述べ、西別府祭祀遺跡の馬形は形式化が著しく、形態的に後出の形式であることは疑いないと述べている。なお、相山氏は、この亀井氏の年代論について、この書籍出版の段階において大幅変化なものとしながら、近年の調査例の増加に伴い多少の補訂の時期に来ていることについても言及している。

平成3年(1991)、相山林継「律令期直前の祭祀」(『律令制祭祀論考』菊地康明編 塗書房)の中で、律令祭祀として規格化される祭祀以前の6・7世紀頃の祭祀の状況を紹介する一遺跡として西別府祭祀遺跡が挙げられている。それには、石製模造品について次のとおり考察されている。馬形の大型のものが刀の模造品と見られること(同本の金子裕之「律令期祭祀遺物集成」では武器形とされている)、櫛形は他に例を見ない横櫛形であること、有孔円板形が5世紀タイプの細く穿孔された薄板状とは異なり、全て中央一孔穿孔であること、有線円板形が何を模造したのか不明であること、劍形が從来の祭祀遺跡出土品のような穿孔されているものではなく両端が同じく尖り、劍形として疑問が残ることを挙げ、ほとんどに小孔が穿たれている5世紀の石製模造品とは異なり、孔を穿つことが必須条件でないことをから、祓り方に変化があったとするものである。そして、出土土器と石製模造品の伴出関係が明確でなく年代特定が難しいとしながら、棟が平らな木製挽ぬ式横型の櫛を模した櫛形石製模造品に注目し、同じタイプの川原寺下層出土品と対比し7世紀以前の時期を推定している。

平成6年(1994)、増田逸朗「有線円板形石製模造品小考」(『祭祀考古』創刊号 祭祀考古学会)では、西別府祭祀遺跡でも出土している、今まで原体が不詳のままの有線円板形石製模造品について、西別府祭祀遺跡の北方で調査された深谷市新屋敷東遺跡・本郷前東遺跡の出土例を含めて分類、考察されている。その中で、櫛(横櫛)形や馬形を含めた石製模造品の時期が從来からやや通り、突如7世紀第1四半期に出現しこれらを使った祭祀が成立していたこと、この3種の石製模造品を組成とする祭祀遺跡の出現意義については、7世紀第1四半期に始まる新たな耕地の拡大のための水利権の掌握等を含め新たな宗儀に裏打ちされた水に関わる神が必要になったとの考えを述べている。有線円板形石製模造品に

については、水に関わる祭祀具との見解には至ったが、依然としてその原体を特定するには至らなかった。それについては、本郷前東遺跡出土例を代表とし、断面から上に相当する凸面の放射状線刻が多く規則的である面を正面と考え、この放射状線刻は「菅傘」を原体とした。そして、貴人の頭上に差し掛ける蓋（きぬがさ）は、衣笠（布張りの傘）であるとの考え方から、菅傘が、蓋の機能である、天子に依り来る邪氣を払い、これから主を守るものとの理解に通ずるものと考えた。さらに、首が沼沢水辺に自生すること、菅傘が雨天に対する用具であることから、菅傘を原体と考える有線円板形が、馬形や櫛形と共に水の関わるものとの解釈に補完していると結論付けている。

平成 17 年（2005）、坂本和俊「墳丘の祭祀遺跡と儀礼復原の視点」（平成 17 年度埼玉県市町村埋蔵文化財担当者研修会講義資料）では、深谷市本郷前東遺跡の遺構と遺物出土状況から西別府祭祀遺跡の祭祀儀礼の検討がなされている。劍形・勾玉形・有孔円板形に、水神への捧げ物とされる馬形、溝を表現した可能性がある有線円板形、串によって守られた田である神田を象徴すると考えられているクシナダヒメを象徴する櫛形・人形の石製模造品が伴うことが、クシナダヒメを飲み込もうとするヤマタノオロチ（＝枝分かれした河川の流路）をスサノオ（＝治水者）が退治するというオロチ退治神話に近い儀礼が行われたと推定し、西別府祭祀遺跡における祭祀は、単なる水源祭祀でなく、治水・利水に関わる要素が強かったと考えている。そして、このような祭祀儀礼は、当初深谷市本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡近辺のような河川流路が不安定な場所で行われていたが、幡羅郡家成立に伴い、郡家に近い台地縁辺部の水源地である西別府祭祀遺跡で行われるようになったと言及している。また、現在西別府祭祀遺跡の東方約 3 km にある式内社奈良神社を探り上げ、神社が祭祀遺跡に起源をもつとしても、式内社として奉幣が行われた時には祭祀遺跡から離れた位置に移動した場合が少なくないという事例から、奈良神社に関する『日本文德天皇實錄』の記述にある「境内には湧泉があり、その湧水によって 600 余町の田を潤す」ことに触れ、現在の奈良神社の周辺環境では湧泉の存在は想定し難く、他の場所、すなわち湧泉があり 7 世紀後半から祭祀が行われた西別府祭祀遺跡の地から移動して、8 世紀初頭に創建される奈良神社へと発展していったと推定している。

平成 23 年（2011）、須田 勉「幡羅遺跡と宗教」（シンポジウム「郡家の成立と機能－幡羅遺跡をめぐる諸問題－」）では、西別府祭祀遺跡における祭祀について、9 世紀中・後半頃から増大する土器の出土量、8 世紀後半以降に増え 9 世紀後半以降に「呪い文字」が増える墨書き土器、7 世紀後半～8 世紀初頭に土器と共に使われた石製模造品を用いた祭祀を古墳時代から続く在地の祭祀の延長上と考えるなど出土遺物の特徴が述べられている。また、ここでの祭祀の性格を、7 世紀後半～8 世紀前半については、大祓・鎮火祭、道釋祭といった罪・ケガレを祓い、火災や災厄を防ぐ目的の祭祀や西別府麻寺が建立される前の僧侶による仏教的な作善行為を行われたとし、9 世紀後半以降については、民間で使われているような呪術的な性格の強い墨書き土器の存在から、陰陽道祭祀が用意され、西別府祭祀遺跡における神祇祭祀と仏教側の西別府麻寺における昼の金剛般若経の輪読、夜の薬師悔過の勤修とが一体として行われたと考えている。

（2）西別府麻寺

西別府麻寺における調査は、平成 2 年（1990）度の第 1 次調査が寺院の実態を知るきっかけとなる調査であった。しかし、西別府麻寺の地は、以前は鬱蒼とした林であり、古代瓦等の散布が確認されてい

た場所であった。このことから、寺院跡のほかに薫跡との推測もなされていた。当時採集された瓦や瓦塔は、昭和30年（1955）に「古瓦」の名称で市指定文化財考古資料として指定を受け、この地から約550m東に所在する安樂寺に保管されている。そして、その後の現地踏査の際には瓦は発見されず、前述のとおり寺院の実態を知るのはその後の平成2年度まで待つこととなったところで、この地で採集された軒丸瓦、軒平瓦、瓦塔は、埼玉県内の古代寺院の成立を考える機会にしばしば登場する資料であった。

昭和55年（1980）度に、埼玉県史編さん事業の一環として行われた埼玉県古代寺院跡調査の成果が昭和57年（1982）に『埼玉県古代寺院跡調査報告書』として刊行され、その中で幡羅郡の寺院跡として熊谷市西別府廃寺が紹介され、軒丸瓦1点、軒平瓦2点の資料が掲載された。また、考察の「北武藏における古代瓦の変遷」の章では、軒平瓦のうち三重孤文軒平瓦が7世紀後半（7世紀第3四半期）のものとして、均整唐草文軒平瓦が8世紀末～9世紀前半のものとして位置付けられた。そして、「古代寺院成立の背景と性格」の章では、西別府廃寺が7世紀第3四半期に位置付けられた三重孤文軒平瓦から、県内でも古いグループに属し、周辺の前方後円墳を擁する古墳群を形成した有力氏族による建立の寺院と想定され、さらには、三重孤文軒平瓦の技法である型挽きが畿内であることと、幡羅郡が秦氏との関係で論じられていることから、畿内との関係をもっていた氏族であった可能性も想定されていた。なお、創建期には氏寺として建立されたが、後に都寺の性格も帯びるようになった可能性にも言及している。

昭和57年（1982）の「女影系軒丸瓦の一試論」（『研究紀要』1982 財团法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）、昭和62年（1987）の「北武藏における古代寺院の成立と展開」（『埼玉の考古学』新人物往来社）、そして平成6年（1994）の「東国の中の武藏古代寺院」（『渡来人と仏教信仰－武藏寺内廃寺をめぐって－』雄山閣出版）で高橋一夫氏は、茨城県新治廃寺と同様の埼玉県日高市女影廃寺系軒丸瓦として西別府廃寺の瓦当外区外縁に線鉛歯文のある複弁8葉蓮華文軒丸瓦が挙げ、この瓦が女影廃寺の創建軒丸瓦である面違鉛歯文複弁8葉蓮華文軒丸瓦をモデルにし造られ北武藏の多くの主要寺院に採用されたこと、西別府廃寺が幡羅郡最大の寺院で幡羅郡と密接に関係があり、その創建瓦として採用されたことについて述べている。なお、「女影系軒丸瓦の一試論」では、瓦当外区外縁に線鉛歯文のある複弁8葉蓮華文軒丸瓦について、高麗郡設置が北武藏において郡衙機構をモデルに示すという一面を持つため、県北の各郡衙を整備する際に北武藏最初の郡都としての女影廃寺の瓦をモデルとして造り出されたとし、さらに當時埼玉県内では郡衙遺構が確認されていない状況であったが、女影系軒丸瓦の分布から8世紀第2四半期には続々と郡衙が整備されていったことについて推論している。

昭和57年（1982）、昼間孝志「国を超える同范瓦に関する一考察」（『研究紀要』1982 財团法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）では、8世紀第2四半期に比定され武藏国（埼玉県北地域）及び上野国（群馬県県南地域）に分布する同范瓦3種（A類：線鉛歯文複弁8葉蓮華文軒丸瓦、B類：単弁16葉蓮華文軒丸瓦、C類：単弁8葉蓮華文軒丸瓦）が採り上げられ考察されている。この3種のうちA類は西別府廃寺でも同范瓦が出土し、B類は技法等から西別府廃寺出土の単弁12葉蓮華文軒丸瓦と同系の瓦として捉えられているものである。A類は、金草薙跡で生産され、武藏国賀美郡・榛沢郡、上野国綿野郡・群馬郡と広範囲に分布し、広範囲に及ぶ氏族間のつながりが想定している（これに現在は、さらに広範囲となる幡羅郡西別府廃寺が加わる）。B類は、群馬県佐位郡上植木廃寺、同新田郡井井廃寺、埼玉県賀美郡五明廃寺と利根川左岸流域を中心として分布するとしている（西別府廃寺の単弁12葉蓮華文軒丸瓦

は蓮弁の数こそ違うが、一本造りという技法で瓦当背面に布紋り痕がある点で類似性がある。

また、同范瓦の系譜についても記述があり、A類は、前出の高橋氏と同様に、常陸国新治郡新治庵寺出土瓦と同范関係にあり、武藏国高麗郡女影庵寺の面違い錆齒文縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦に粗型を求めることができるとし、また、同じく8世紀第2四半期に比定される西戸丸山窯跡出土の交叉錆齒文縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦（D類）も女影庵寺の瓦から影響を受けたと考え、角縁のD類の方がA類よりも女影庵寺の瓦に近い様相を示しているとし、8世紀第2四半期でもA類に若干先行する瓦と捉えている（A類・D類とも現在西別府庵寺においても同范瓦が出土している）。また、女影庵寺の瓦から3種類の瓦への変遷は間接的であり、中間種の存在が必要と考えられており、社会的背景を加味すると短期間に大きく瓦当文様が変化する可能性も示唆している。さらに、高橋氏の主張するA類・D類が女影庵寺の系譜を引く武藏独自の瓦との考えには、検討の余地を残していると批判的である。なお、A類とD類の分布については、当時地域が大きく異なり、A類は上野国の影響下に置かれていたと考えられる地域であり、古墳時代以降も密接な関連性が保たれていたと予想し、女影庵寺と同様に官（建物、寺院官衙）の造営を目的に造瓦され、その造営には氏族層が多数関与していたと考えている。一方、D類は比企郡西戸丸山窯を中心に、比企郡小用庵寺、足立郡大久保顕家庵寺に同范瓦があり、荒川の支流域に分布しているとした（現在では、両地域の要ともいうべき存在にA類・D類とも出土する西別府庵寺がある）。

昭和59年（1984）、前年の昭和58年（1983）に開催されたシンポジウム『北武藏の古代寺院と瓦』の討論記録が埼玉考古第22号（埼玉考古学会）に収録され、その中で、坂野和信氏は、Ⅳ期（8世紀中葉、武藏国分寺創建前後で造寺活動が最も盛んな時期）に、女影庵寺の創建意匠として採用された複弁文様が3タイプに分岐発展したとし、そのAタイプに西戸丸山窯跡出土の交叉錆齒文縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦、Cタイプに金草窯跡出土の線錆齒文直縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦を設定し、Aタイプの時期を国分寺創建以前の時期と推定している。また、西別府庵寺の単弁12葉蓮華文軒丸瓦にも関係する一本造り技法の賀美郡五明庵寺の単弁16葉蓮華文軒丸瓦の時期を8世紀第2四半期でも古い段階に考えた。

昭和61年（1986）、「北武藏における古瓦の基礎的研究Ⅰ」（『研究紀要』財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）の中では、『埼玉県古代寺院跡調査報告書』では紹介されなかった西別府庵寺の新出資料3種を加えた軒丸瓦5種、軒平瓦3種、丸瓦2種、平瓦4種が資料紹介されている。また、まとめの章「古瓦製作技法－瓦当背面に布紋り痕をもつ瓦－」では、赤熊浩一氏により、「一本造り」技法により製作され瓦当背面に布紋り痕がある軒丸瓦として西別府庵寺の瓦が挙げられ、斜格子叩き調整という同一造瓦技法の共通性から、埼玉県上里町五明庵寺との政治的つながりが指摘され、布紋り技法が上野国の上植木庵寺に根拠を求められることから、西別府庵寺が上野の影響下にあり、共通の造瓦集団をもっていたことも指摘されている。

昭和63年（1988）、「北武藏における古瓦の基礎的研究Ⅱ」（『研究紀要』第4号 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）の中の「軒平瓦に関する問題」では重孤文軒平瓦が出土する遺跡として西別府庵寺の三重孤文軒平瓦が挙げられ、前出の赤熊氏により、製作技法の検討から重孤文軒平瓦が在地氏族的なつながりを背景にして律令の社会機構に関与した象徴として捉えられることについて言及されている。

平成2年（1990）、酒井清治「刻菱文軒丸瓦からみた武藏国京所庵寺の性格－国府付属寺院の可能性

について-」(『研究紀要』第12号 埼玉県立歴史資料館)では、西別府廃寺出土の中心飾りが牛角状になる均整唐草文軒平瓦が採り上げられ、外区に連珠文を巡らすものをA類とし、さらに8種類(A1類～A8類)に分類し、外区に連珠文を巡らし、唐草の一つ目の反転部分を基部として次の主葉が出る扁平な文様の西別府廃寺資料がA5類と分類されている。また、変遷については、A1類からA8類へと順次新しくなるとしたが、文様の特徴から古いA3類の系譜が考えられている。そして、軒平瓦A類は、国分寺所用瓦として造られ国分寺を主体に供給され、例外的ともいいくべきか僅かに西別府廃寺等で確認されていることについて述べられている。

平成5年(1993)、宮昌之「埼玉県における古代瓦の諸問題(1)」(『研究紀要』第14号 埼玉県立歴史資料館)では、西別府廃寺の軒丸瓦が5種資料紹介されている。

平成5年(1993)、酒井清治「武藏国内の東山道について-特に古代遺跡との関連から-」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集 国立歴史民俗博物館)では、東山道武藏道推定ルートを検討する上で、関連遺跡として西別府廃寺を挙げ、瓦の変遷について論じられている。軒丸瓦6種及び軒平瓦3種について、国分寺創建以前と以後に分けて瓦の時期を区分している。そして、特に国分寺創建以後の瓦である珠文縁單弁8葉蓮華文軒丸瓦・高句麗系の巖状蓮弁6葉軒丸瓦¹⁰(いずれも武藏国分寺に同范がある)及び均整唐草文軒平瓦に注目し、武藏国分寺に出土する瓦が武藏北部で出土することは稀であること、牛角状中心飾り均整唐草文軒平瓦と同様の瓦は国分寺以南に分布していて、胎土の特徴から南武藏から搬入されたことを推定している。瓦については、さらに論考があり、西別府廃寺で出土する外区に珠文を配する牛角状中心飾り均整唐草文軒平瓦は国分寺に集中していることから西別府廃寺が国分寺の関わりが強いこと、加えて武藏国分寺所用瓦である、南北窓跡群を介して同範関係にある珠文縁單弁8葉蓮華文軒丸瓦・高句麗系の巖状蓮弁6葉軒丸瓦が、西別府廃寺に使用されていることから武藏国分寺との強いつながりが想定されている。また、西別府廃寺の一本造りの上植木廃寺系單弁12葉蓮華文軒丸瓦は、8世紀前半に上野国で生産された武藏國に搬入されたと言及している。

ところで、東山道武藏道推定ルートについては、西別府廃寺・西別府祭祀遺跡の東方約3kmにある奈良神社の西を群馬へと北上するルートを想定し、西別府廃寺が武藏国でも最大規模を誇る勝呂庵等に匹敵する規模を持ち、国府系の瓦、武藏国分寺と同范の南北窓跡群の瓦、上野国の上植木廃寺系の瓦がみられ注目されるとしている。また、西別府祭祀遺跡にも触れ、西別府湯殿神社・玉井大神社・奈良神社とも、奈良神社の闈にての「日本文德天皇實錄」の記述にある湧水が龜田600余町を開いた地城と考え、西別府祭祀遺跡が水に関する「まつり」の跡であり、神社も同様であると推定している。さらに、柴田常恵氏の別府についての論述に触れ、「別府は、武藏において国府の出張所と見るべき別府が置かれたとの想定」から、付近に幡羅郡衛の存在の可能性が高いことについても言及している。そして、西別府廃寺は、武藏國の北の入口にあり、軍士が奈良神社に神靈を戴いて蝦夷及び俘虜を撃て鎮圧したとう奈良神社の存在と共に、東山道と武藏國、中央と東征を考える上で見逃すことのできない存在であるとしている。

平成6年(1994)、酒井清治「瓦当範の移動と改範とその背景-武藏・上野に分布する交叉鋸齒文縁軒丸瓦」(『研究紀要』第11号 財團法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団)では、前出の高橋氏と同じく外区外縁に交叉鋸齒文及び線鋸齒文をもつ複弁8葉蓮華文軒丸瓦を採り上げ、瓦の再検討と範の移動し

た意義について検討している。それは、交叉鋸歯文縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦に同范があり、比企郡から児玉郡への瓦当範の移動があること、この瓦当範が彫り直され範傷から5段階の変遷が確認できたことである。具体的には、西別府庵寺で出土する交叉鋸歯文頗斜縁及び線鋸歯文直立縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦について、前者を比企郡西戸丸山窯で生産された西戸丸山系軒丸瓦、後者を児玉郡金草窯で生産された金草窯系軒丸瓦とし、両者が以前は別の範であったと捉えられていたが、弁の割り付け部分のズレや弁の大きさ、蓮子の配置、範傷が一致することから同一範であるとし、前者の外区を削り取り直立縁の内壁に交叉鋸歯文を彫り直して後者としたことが判明したことである。そして、範の移動については、第1段階、西戸丸山窯で生産された西戸丸山系軒丸瓦が比企郡小用庵寺及び足立郡大久保領家庭寺に供給され、第2段階、範が金草窯かその近辺の窯に移動し西別府庵寺に供給され、第3段階、範の彫り直しがなされ金草窯で金草系軒丸瓦として生産され賀美郡宇都原磨寺、榛沢郡馬騎の内庵寺、岡庵寺に供給され、第4段階、第3段階と同様に金草窯で生産され西別府庵寺に供給され、第5段階には、金草窯で生産され北の児玉郡城戸野庵寺、上野国南部の山王久保、淨土ヶ原、上野国分寺に供給されるというものである。これは、範が長距離移動し、荒川以北、上野国南部と広い範囲までの広がりを見せていて、このような郡や国を越えて広範囲な供給関係を可能にしたのは、古墳時代からの北と南の在地首長層の交流基盤があったこと、供給された寺院がいずれも都寺か各郡の有力寺院であったことが理由で、在地首長層それぞれの地的、政治的な交流のもとに成立了生産流通形態と結論付けている。なお、交叉鋸歯文縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦の初現である西戸丸山系軒丸瓦の時期は、8世紀第2四半期を測る可能性がないことについても言及している。

さらに、範の移動については、範を委譲し、別の瓦屋で瓦生産が行われたことを表すことであり、当時の生産の一類型であると共に、西別府庵寺のような地方寺院の瓦導入の一類型と結論付けている。

平成7年(1995)、酒井清治「熊谷市西別府庵寺出土の瓦について」〔王朝の考古学〕雄山閣出版では、西別府庵寺出土の軒丸瓦7種、軒平瓦3種を4期に区分し変遷が示されている。それは、一期が複弁9葉軒丸瓦・中房寄りに朱文を配す複弁8葉軒丸瓦・無彫の重弧文軒平瓦で8世紀前半でも早い時期、二期が交叉鋸歯文頗斜縁複弁8葉軒丸瓦・線鋸歯文直立縁複弁8葉軒丸瓦・單弁12葉軒丸瓦で8世紀前半の国分寺創建以前の時期、三期が単弁9葉軒丸瓦・單弁8葉軒丸瓦・牛角状中心飾り均整唐草文軒平瓦で8世紀第3四半期(757~770)の時期、四期が巻頭連弁6葉軒丸瓦で9世紀中頃の国分寺塔再建期の時期とし、出土量から二期が最も多くなることから寺院が整備された段階、三・四期は量的に少ないが継続して補修されたことを想定している。複弁8葉軒丸瓦については、交叉鋸歯文頗斜縁を金草系A類、線鋸歯文直立縁を金草系B類とし、同氏の1994年論文と同様にA類が西戸丸山窯と同范であり、B類はその改版であり範の移動を想定した。また、同氏の勝呂庵寺の交叉波状文軒丸瓦の変遷案及び以前高橋氏が検討した系譜を再考し、A類は寺山遺跡へと変遷し、その後勝呂複弁系、そして勝呂單弁系へと変遷したことを想定した。牛角状中心飾り均整唐草文軒平瓦については、同氏が1993年論文でも述べているように、外区の朱文を配すこの軒平瓦を国分寺系とし、国分寺から極めて遠距離の西別府庵寺で見られることは、西別府庵寺が郡寺の可能性以外に、征夷のために祈願した奈良神社と共に、東山道武藏路の北出入口に位置するという意味で武藏国の重要な位置に置かれた寺院と推定している。瓦の供給については、いくつかの他氏の論考を挙げ、西別府庵寺出土の金草系瓦は櫛挽台地末端に

沿って走る道を、上植木系の単弁12葉軒丸瓦と武藏国分寺系の瓦は官道である東山道武藏路を想定し、これらが寺院の建立の背景を知る手がかりと考えている。また、瓦の調達については、西別府庵寺は専用の瓦生産の窯場を持たず、上植木系、金草系、南北企系と距離をおいた範囲からの供給と幡縫郡の郡寺であった可能性が高い西別府庵寺の建立時の性格とから、郡司層との関わりのある地域に瓦を発注していたことを想定したが、武藏国分寺系瓦が出土する点においては、従来の分布圏からあまりに遠距離であることから、瓦の発注という単純な取得方法以外の方法を考えなくてはならないことに言及している。

平成8年(1996)、岡本東三「東國の畿内系瓦当の変容と独自性」(『東国の古代寺院と瓦』 吉川弘文館)では、瓦当外区に交叉(差)鋸歯文あるいは交叉(差)波状文をもつ複弁軒丸瓦を「津屋軒丸瓦」と呼び、西別府庵寺出土の交叉鋸歯文傾斜縁及び線鋸歯文直立縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦を、初出形式をとって「大久保領家式」として紹介している。その中では、前出の高橋をはじめ、星間、宮、酒井諸氏による検討を紹介し、酒井氏の同范関係の理解に従い、西別府庵寺の2種の複弁8葉蓮華文軒丸瓦を7世紀第4四半期末までの時期と捉えている。また、武藏から上野への広範囲にわたる関係を、星間氏の見解を同調し、利根川を挟んだ国都制度成立前から続く旧來の関係が反映したものとの見解を示している。また、7世紀代の軒丸瓦に組み合う重孤文軒平瓦についても論じていて、重孤文軒丸瓦を重孤の数(一重～五重)、頸の形態(直線頸、段頸)、施文具及び施文法(型挽き、ヘラ彫き、筐型)、段頸の長さ(9cm以上、9cm未満・6cm以上、6cm未満)の分類基準により、軒丸瓦の瓦当文の編年によって重孤文軒平瓦の時期的傾向を検討している。それによると、西別府庵寺出土の型挽き長段頸の三重孤文軒平瓦は、大久保領家式初出型の複弁8葉蓮華文軒丸瓦との組み合わせが考えられ、7世紀第4四半期との見解を示している。

平成9年(1997)、星間孝志「武藏国の初期寺院」(『シンポジウム関東の初期寺院』資料編 関東古瓦研究会)では、武藏国分寺創建における寺院造営の推移を論じており、その中では、7世紀末から8世紀初頭に武藏国内でも寺院造営が盛んになり、西別府庵寺も単弁系の軒丸瓦をもって建立され、その後、複弁系軒丸瓦を補修瓦や改修瓦として用いたと考えられている。そして、西別府庵寺でも出土する金草系の周縁の内壁に線鋸歯文を配す複弁8葉蓮華文軒丸瓦は複弁系軒丸瓦の代表的な瓦で、古墳時代以降、上野国に影響下にあったとされる武藏との繋がりを窺うことができるという、以前からの氏の論を述べられている。さらに、この瓦の系譜について、大久保領家庵寺例・金草窯跡例・勝呂庵寺例の3種類の軒丸瓦はこの内の1種類を改版し分派したという前出の酒井氏の論に触れ、この同范例の広がりは、氏族間の繋がりと同時に郡間の繋がりも想定され、郡衙等の整備とも無関係ではないとしている。

平成15年(2003)、三舟隆之「関東地方における古代寺院の成立」、「関東の古代寺院の成立年代と地域的展開」(『日本古代地方寺院の成立』 吉川弘文館)では、古代地方寺院が成立する7世紀後半から8世紀初頭という時期に限定し、武相における古代寺院の中で武藏地域の一つ寺院として西別府庵寺を紹介し、その創建時期を、7世紀第1四半期から国分寺造営(741年)までを4期に区分したうちの第4期(7世紀第4四半期～8世紀初頭)に該当するとしている。

平成17年(2005)、清地良太「埼玉県熊谷市西別府庵寺の一本造り軒丸瓦－製作技法の復元的検討－」

〔専修考古学〕第11号 専修大学考古学会)では、西別府庵寺の一本造り技法で製作された單弁12葉蓮華文軒丸瓦を探り上げ、この瓦が多数出土し、製作技法の全体像の復元が可能な全国的にみても数少ない例であるとし、製作技法について復元的検討がなされている。それは、過去の様々な「縦置型一本造り」の製作技法の研究を参考に検討し、製作工程を復元し、西別府庵寺例の特徴を見出したものである。第一に丸瓦部が粘土組作りであること、第二に瓦当部は范の文様部分に粘土を詰めた後、その上に瓦当部を保持する粘土を更に押し付けて製作していること、第三に内型（丸瓦部を製作する截頭円錐形の木型）の瓦当面を下にした状態で製作したこと、第四に瓦当范は周縁面まで存在する円形の范の可能性が高く、丸瓦部の不要部分の切除のための位置を示す印を持つこと、第五に丸瓦部の切除は瓦当范の印に従い行われ、一定の規格製品を作り得たことの5点である。さらに、第四、第五の特徴は、他遺跡例には見られず、「西別府技法」とも呼称できる西別府庵寺の最大の特徴としている。そして、この特徴が一本造り技法の伝播や系譜を考える上で重要な要素になるとえた。

平成20年(2008)、赤熊浩一「武藏国形成過程の構造—8世紀の都家の瓦を中心にして」(『研究紀要』第23号 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団)では、都寺として建立された寺院に注目し、交叉鋪装文縦複弁8葉蓮華文軒丸瓦等3種・3地域の8世紀に展開した瓦を探り上げ検討し、そのあり方を分析し、3地域それぞれが異なる歴史的背景を内包しつつ律令の枠組みへと移行する過程を明らかにし、さらに、歴史的背景に着目しそれぞれの地域の特徴を決定付けている。具体的には、第一に、8世紀第2四半期に生産された西戸丸山系軒丸瓦の同范関係をもつ複弁8葉蓮華文軒丸瓦が葺かれる西別府庵寺・岡庵寺・大久保領家庵寺の背景関係、同范の意味をとることについて検討し、西別府庵寺が所在する幡羅郡と岡庵寺等が所在する猿澤郡・大久保領家庵寺が所在する足立郡の地域は、中間に埼玉郡を挟み、また、西別府庵寺・岡庵寺が所在する福川流域が古利根川から分水した支流であり、その福川の分水点が埼玉郡にあることから、幡羅郡と猿澤郡が埼玉郡の領域と密接に関係し、さらに埼玉郡を介し足立郡とも繋がりをもつ古墳時代の首長関係から統いて律令期にも繋がりをもつ地域と捉えた。第二に、金草窯系軒丸瓦の同范関係をもつ複弁8葉蓮華文軒丸瓦が葺かれる北武藏地域の児玉郡城戸野庵寺、幡羅郡西別府庵寺・猿澤郡岡庵寺・馬騎の内庵寺等は様々な相互関係が認められ、古墳時代の首長関係が伝統的強く認められる地域であり、上野国の西毛地城との関係も認められる地域として捉えた。そして、瓦当背面に布綾りをもつ瓦を出土する寺院に注目し、児玉郡城戸野庵寺・賀美郡五明庵寺・幡羅郡西別府庵寺等出土瓦が、上野国の軒丸瓦の文様意匠や製作技法の影響を強く受けていると捉えた。第三に、棒状子葉單弁軒丸瓦が葺かれる中武藏地域の比企郡寺谷庵寺・小用庵寺・入間郡勝呂庵寺等は、各氏族間の氏寺建立が主体となる地域と捉え、この氏族は中央政権との強い関係が想定されることから、武藏国形成過程において重要な位置を占めると考えている。なお、西別府庵寺については、幡羅郡を中心とし武藏国形成過程の構造が瓦の検討から理解できたとし、武藏北部から東部にかけての地域は、大化の改新以降、仏教を享受し、氏寺を建立し、川原寺系の複弁8葉蓮華文軒丸瓦を探り入れることで、律令国家への恭順と中央政権への関係を強くしたものと考え、西戸丸山系軒丸瓦の出土から西別府庵寺・岡庵寺・大久保領家庵寺が所在する地域は、西別府庵寺を核とした連合地域を想定している。

瓦塔については、西別府庵寺出土資料が触れられる機会は少ない状況であるが、平成7年(1995)、池田敏宏「瓦塔屋蓋部表現手法の検討—埼玉県児玉町堂平遺跡採集瓦塔をめぐって—」(『土曜考古』第

19号 土曜考古学研究会)において、北武藏出土瓦塔の屋蓋部表現の分析の中で、西別府廃寺出土資料を、6手法ある屋根瓦表現のうちの「幅広工具押し引きB手法(瓦継ぎ目を工具押し引きによる有節沈線を施す)」の一例及び「幅狭工具押し引きA手法(瓦継ぎ目表現を全く施さない)」の一例として、5手法ある軒裏垂木表現のうちの「ヘラ削り出しB手法(地垂木・飛檐垂木の両方を表現する二軒構成、垂木間隔が狭い、垂木長が長め)」の一例及び「ヘラ削り出しC手法(一軒のみ表現、垂木幅及び垂木間隔を広くとる)」の一例として採り上げ、屋根瓦表現及び軒裏垂木表現の相関関係を8類型に分類したうちの「5類:幅広工具押し引きB手法・ヘラ削り出しB手法」及び「6類:幅狭工具押し引きA手法・ヘラ削り出しC 1手法」に該当すると述べられている。また、その変遷については、5類から6類へと変遷していくと想定されている。

そして、池田氏は、平成8年(1996)の「瓦塔屋蓋部編年試論－北武藏6～8類瓦塔、類似資料を中心として－」(『土曜考古』第20号 土曜考古学研究会)及び平成10年(1998)の「瓦塔屋蓋部編年試論II－北武藏1～5類瓦塔、類似資料を中心として－」(『土曜考古』第22号 土曜考古学研究会)において、瓦塔の新しい類型化を行うと共に各類型の編年的位置付けを行った。それは、西別府廃寺例の5類を「大仏類型」、6類を「東山類型」と再設定し、時期については、「大仏類型」を上限は資料に恵まれず不明としながら8世紀後葉～9世紀初頭と位置付け、下限は9世紀に下る可能性があるとした。そして、「東山類型」を8世紀末～9世紀前葉に位置付けた。

なお、瓦塔のほか仏教系遺物については、平成12年(2000)、考古学から古代を考える会の編集による「古代仏教系遺物集成・関東－考古学的新たなる開拓をめざして－」において、関東地方出土の古代仏教系遺物の集成が行われ、その中で西別府廃寺出土資料の仏鉢、仏教関係字句銘墨書土器(「寺図」・「寺」・「淨」)、瓦塔が掲載された。

一方、寺院の性格等については、平成17年(2005)の「地方官衙と寺院－都衙周辺寺院を中心として－」(独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所)において、都衙周辺寺院資料集成の中に武藏国幡羅郡衙の周辺寺院として西別府廃寺が掲載され、また、前年(2004)の研究報告の討議では、岐阜県関市弥勒寺遺跡群の弥勒寺西遺跡の墨書土器「大寺」と律令祭祀具を用いた祭祀行為に触れ、仏教思想と律令祭祀との関わりにおいて、寺院に近接する場所で律令祭祀が行われている例として、弥勒寺遺跡群と同様に都衙・寺院・祭祀場の3点セットが確認されている幡羅遺跡(幡羅郡衙)隣接の西別府廃寺・西別府祭祀遺跡が挙げられ、仏教と祭祀との関係については議論が持たれるとされている。

平成22年(2010)、知久裕昭「幡羅遺跡と西別府廃寺」(『特別展 仏教伝来 砂玉の古代寺院』埼玉県立歴史と民俗の博物館)では、幡羅郡家との関係において西別府廃寺が扱ったであろう役割について述べられている。それは、郡家に隣接する寺院の多くは郡領などの氏族によって造られ、郡家と一緒にすると公的な機能も付随しているとし、具体的には、祖先信仰や一族繁栄祈願といった氏寺の機能のほか、護國祈願や民衆教化といった公的な機能も担っていたと考えられ、民衆を治めるために不可欠な精神的な部分を担う場所として重要であったと推定している。

平成23年(2011)、須田 勉「幡羅遺跡と宗教」(シンポジウム「郡家の成立と機能－幡羅遺跡をめぐる諸問題－」)では、西別府廃寺の成立について触れ、8世紀第2四半期を都衙周辺寺院の成立期と考え、西別府廃寺で出土する同範関係が複数の郡にある交叉鉛文縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦の分布は武

歲國衛が関与した郡衙寺院の整備に関係しているとし、8世紀第2四半期の早い段階に西別府廃寺が創建されたと考えた。

以上が、管見に触れる限り、これまでの西別府祭祀遺跡、西別府廃寺に関する諸研究について要約したものである。

2 西別府祭祀遺跡

西別府祭祀遺跡は、集落や条里が施工された水田が広がる妻沼低地を望む櫛挽台地線辺部の崖線下の湧泉を中心に形成された祭祀跡である。遺跡は、偶然の発見によって知られることになる。それは、昭和38年（1963）、地元の小学生が湯殿神社社殿裏の大樹の根元、別府沼湧水地点の堀で石製模造品を発見したのが発端であった。これを契機に、同年、初めての調査が行われ、多数の石製模造品、土器、土鍤等の遺物が検出された。さらに、遺跡は、昭和44年（1969）に「湯殿神社祭祀遺跡」の名称で市指定史跡として指定され、その後の昭和50年（1975）には、歴史上、学術上重要な遺跡として、「西別府祭祀遺跡」の名称で埼玉県選定重要遺跡に選定されている。これにより、現在は「西別府祭祀遺跡」の名称で統一し、埋蔵文化財包蔵地カード登録においてもこの名称を使用している。

調査は、平成23年度までに堀内の調査が2回、台地上の調査が2回、堀北側の低地が2回と6次にわたって行われている。

堀内の調査は第1次調査及び第2次調査であり、第1次調査がトレーニング調査により局所的（調査面積：29.75 m²）に、第2次調査が湯殿神社境内裏の堀のほぼ全体、距離にして105m、幅約5m～11mの面積2,500 m²を調査した（第11図）。

第1次調査は、石製模造品が発見された場所を中心にして長さ10.0m、幅1.5mのトレーニングを設定し、さらに北へ2.00m×6.75m、南へ0.50m×2.50mとトレーニングを拡張して行った。その際に出土した遺物は、石製模造品、土師器、須恵器、土鍤、土製玉であった。石製模造品は、製作途中の未製品や製作時破片等も含めると総点数600点を超える。このうち、形状が判別できるものが249点を数え、その内訳は、馬形19点、櫛形35点、有線円板形26点、有孔円板形85点、勾玉形38点、剣形46点であった。その他の遺物については、いずれも破片資料であるが、土器が7世紀後半から10世紀後半までの土師器80点、須恵器12点、須恵系土師質土器2点、灰陶釉器1点であり、大半を占めるのが7世紀後半から8世紀初頭の土師器断片であった。土器のほか土製品が2点（つまり状土製品、土製玉）、土鍤5点である。一方、遺構については、祭祀に関わると考えられる具体的な遺構は確認されず、湧泉と考えられるくぼ地に堆积した砂層中から遺物が検出されただけで、その分布はおよそ2.5m四方であった。

第2次調査においても、石製模造品が集中して検出された箇所は、第1次調査地点付近を中心とした箇所であった。遺物全体を通して見てみると、調査区のほぼ全体に広がって出土した。遺構については、第1次調査同様、具体的な祭祀行為の実態に迫らなければ検出されず、堀底部の湧泉跡と考えられる粘土層・砂礫層中に落ち込む状態で遺物が出土した。特徴としては、堀の南斜面にも多数の土器類が出土したことである。

第2次調査では、石製模造品が、第1次調査に加えて、形状が判別できるものが48点検出され、人形3点^[1]、馬形8点、櫛形6点、有線円板形7点、有孔円板形17点、勾玉形2点、剣形5点であった。なお、形状が判別できないものを含めると、総数67点を数えた。よって、形状が判別できた石製模造

品の第1次・第2次調査の総計は、人形3点、馬形27点、獅形41点、有線円板形33点、有孔円板形102点、勾玉形40点、剣形51点となった。なお、有線円板形については、中心の線刻がないしは孔（貫通・未貫通）から放射状に線刻された個体及び放射状の線刻のみの個体とバリエーションが認められる。

その他の遺物は、土師器、須恵器、須恵系土師質土器、ロクロ土師器、土錘、瓦等が出土し、土錘の点数は209点に及んだ。

堀内の状況について全体を通してみると、土器は、7世紀後半（7世紀第3四半期）から11世紀前半まで、さらにそれ以降の中世・近世まで幅広い時期のものが出土し、7世紀代の土器は、石製模造品の祭祀に伴うものと推定される。また、全時期を通して土器の主な種別のおよよその比率を見てみると、土師器:31%、須恵器:31%、須恵系土師質土器:9%、ロクロ土師器:24%、灰釉陶器等その他:5%である。各種別構成比率を比較すると、須恵系土師質土器を時期的な変遷から捉えて須恵器生産体制解体後のものと考えれば⁽³⁾、土師器・須恵器が混在する時期からこの須恵系土師質土器が登場する時期へ移行すると、土器全体の絶対量が一時減少すると判断できる。さらに、器種構成を見てみると、食膳具である杯・碗・皿が大半を占め、さらに、これらにのみ墨書・刻書き確認できた。墨書き土器は総数にして41点を数えるが、一文字表記のもの、則天文字から作られたと考えられる特殊文字、顛文の可能性がある文字、人名の可能性がある文字、地名の可能性がある文字等が見られた。

土錘は、総計214点を数える。土錘は、本来、その役割から漁撈に使われたものであるが、漁撈により得られる水からの恵に通ずる「豊穰・繁榮」を願う祭祀具との見方が妥当であると考えられ、大量の点数は、頻繁な祭祀行為の実態にも通ずるとも考えられる。

第1次・第2次調査により、一連の祭祀行為の中で堀内に祭祀具を投棄した「祭祀跡」が確認されたに止まつたと判断され、特に石製模造品を祭祀具として用いた7世紀後半の祭祀は、湯殿神社社殿裏手が祭祀の中心地であったと推定されるに至った。その後の律令期の土器を祭祀具に用いた祭祀は、場所を移動しつつおおよそ11世紀前半まで行われたと考えられるが、依然として社殿裏を中心として堀の半分から西寄り、距離にして約50mの範囲で行われていたと想定される。

一方、台地上の調査は第3次・第4次調査と二次にわたり調査を行ったが、いずれの調査もトレンチ調査によるもので、湯殿神社社殿を抜んで東西で行く、面積にして59.09 m²であった。西の調査では、10世紀後半の堅穴建物跡が1棟、その後の中世以降の墓跡が1か所検出された。東の調査では、15世紀前半～中頃の建物の地業跡が1か所、この建物跡に付随すると考えられる溝跡が検出された。調査は、台地上の祭祀の実態と堀内の祭祀の中心地に向かう祭祀場への進入路の検出を目的していたが、結果的には、11世紀前半まで続いたと推定される祭祀の終焉時期頃の実態を解明する手がかりを得ることができた。それは、堀内では11世紀代まで祭祀具である土器を投棄した祭祀ではあるが、台地上では堅穴建物跡が造られる10世紀後半にはすでに、堅穴建物跡から出土した墨書き土器「器佛」や灯明皿が示すように、灯明を灯し仏に祈りを捧げた祭祀へと変化したと考えられ、同時に、これが、ここでの祭祀行為の終焉の状況であったと考えられた。そして、中世段階には一時的に畠という農耕作地へと変貌する、ないしは農耕作地として利用された区域となり、少なくとも15世紀前半～中頃には何らかの建物が建てられ、そこで宗教活動が行われていたと推定できた。

西別府祭祀遺跡における祭祀は、大まかに言うと、幡羅評家が成立する直前の7世紀後半に石製模造

品を使う祭祀が始められ、律令期には土器を使う祭祀へと変化し、平安時代後期の10世紀後半には土器祭祀とともに献灯を中心とする仏事を併用する祭祀へとさらに変化していき、11世紀前半には土器祭祀が終焉を迎える。その後は、建物において行われる宗教活動へと引き継がれていたと推定される。

なお、堀北側の低地における調査では、上層の10世紀後半～11世紀前半の面で水田跡が検出され、下層においては現存の堀よりも大きく北側に広がる水路跡もしくは河川跡と考えられる落ち込みが検出され、7世紀後半～8世紀初頭の層と考えられる最下層（底部付近）からは習書木簡が出土している。これにより、台地上において献灯による仏教祭祀が行われていた頃は、堀幅が現況の幅ほどに狭まり、低地では水田が広がり農耕作が行われていたと推定される。

3 西別府廃寺

西別府廃寺は、西別府祭祀遺跡が所在する妻沼低地を望む拂挽台地線辺部から約70m～250m内陸のほぼ平坦な地形に所在する。寺域は、推定で、北東隅及び南西隅が欠ける平面形を呈する周囲を巡る現道の範囲で、その規模は、東西100m、南北200mである。規模を推定する数少ない根拠として、寺城の西端を南北に走る現道の傍らで検出された寺城を区画すると考えられる溝跡（後述する第1号溝跡）の存在と、推定寺域の北端を東西に走る現道の北側で調査が行われた西方遺跡において、寺院に関わる遺構が検出されず近世の土坑墓群が検出された成果が挙げられる。

寺院の伽藍が想定される場所は、以前は鬱蒼と茂った林で、古代瓦や瓦塔破片が多く採集されており、現在でも瓦片が多数見られる畑地が存在するといった状況である。当時採集された瓦や瓦塔は、昭和30年（1955）に古瓦の名称で市指定文化財に指定されている¹¹⁾。その後の現地踏査では瓦が発見されず、寺院の規模や年代等の詳細は不明であったが、平成2年（1990）及び平成4年（1992）に至り、民間開発に伴って発掘調査を実施することとなり、これにより寺院の実態が僅ながら明らかなものとなった。

調査は、第1・2次調査を合わせて西別府廃寺遺跡範囲のはば中央を東西に長く調査するものであり、面積にして2,691.9m²であった（第11図）。調査により検出された主な遺構は、寺域を区画する溝跡1条、寺域内に配された区画溝2条、基壇建物跡1棟、瓦溜まり状遺構1基、堅穴建物跡6棟、堅穴遺構4基等であった。その概要は次のとおりである。

溝跡は、寺域を外界と区画する溝跡と推定される第1号溝跡が調査区西端で検出され、その規模は、検出面幅（上幅）約5m、深さ約1mであった。溝跡の立ち上がりは現道下にあると考えられ、その断面形は凸形を呈し、東西両端の中段にテラス状の平坦面があり、中央は最深部に向かってV字状に掘り込まれていた。この最深部は、ハードローム土層下に存する砂礫層まで掘削が及んでいた。

次に、寺域内に配された区画溝があるが、調査区の東寄りで南北に走る第4号溝跡と、これに接続し直交する第8号溝跡が検出された。第4号溝跡は、推定総延長約56mにわたって検出され、幅は約1.2～2.4mで、深さは約0.6～0.9mであった。断面形は、V字状を呈する逆台形で、底部西側がさらにV字状に掘り込まれた形態を呈するなど、箇所により様々であった。また、この底部西側がV字状に掘り込まれた箇所は、連続しておらず一部ブリッジ状に掘り残されていた。第8号溝跡は、東西に走り、第4号溝跡の検出部分北から約24mのところで直交して接続していた。その検出長は、約15mであった。幅は1m前後で、検出された西半は掘方が乱れており、断面形はV字状断面の南側がテラス状の平坦面をもつ形となっている。一方、第4号溝跡に近い東半は、単純なV字状の断面形を呈していた。深さは、

土層観察箇所で0.45mであった。

なお、第4号溝跡から西へ約72m離れた、後述する第1号建物跡を中心にして第4号溝跡をほぼ反転する位置に、南北に走る第6号溝跡を検出した。その検出長は約6mあったが、南端、北端とも他遺構と切り合っており、さらに南側は大きく擾乱を受け遺構全体が判然としなかった。幅は0.6~0.7m、深さ0.4mであり、断面形状は箱形であった。この溝については、現状では寺域内に配された区画溝とは考えていない。

基壇建物跡は、基壇跡の痕跡と考えられる版築痕跡を含めて2基検出されている。明らかな基壇跡を検出した第1号建物跡の基壇跡は、北側が調査区域外、東側は大きく他遺構と重複し、また擾乱を受け不明、さらに南側及び西側も部分的に擾乱を受け、満足に規模が分かる状態ではなかった。こういった状況の中で平面プランを想定すると、東西長10m前後、南北長5.2m以上の方形を呈するものと考えられた。築造方法は、地山であるローム面を10~15cm掘りくぼめ、暗灰褐色土、灰黃褐色土、青灰色土、黒灰色土を交互に堅く捣き固める版築の工法が採用されていた。また、この版築の遺存状態はあまり良好ではなく、上面が大きく擾乱を受け最大遺存高40cmであった。版築上からは、複弁8葉・單弁12葉蓮華文軒丸瓦、三重・四重孤文平瓦、丸・平瓦のほか須恵器蓋・甕片、鏡頭状の凝灰岩製加工石等が出土した。なお、この第1号建物跡北側の調査区域外の地形は、周辺よりやや高く地彫れ状を呈していることから、北側までプランが広がる可能性が考えられた。

瓦溜まり状遺構は、唯一第1号瓦溜まり状遺構が検出され、その位置は第1号建物跡の南西約20mの距離にあった。全体の平面プランは不明であるが、カマドが設置された堅穴建物跡状を呈していた。規模は、東西辺長2.6m、南北辺長4.0m、深さ0.8mである。この堅穴状の掘り込みから、多量の瓦(複弁9葉・複弁8葉・單弁12葉・單弁9葉蓮華文軒丸瓦・三重・四重孤文、均整唐草文軒平瓦等)、壇、土器(土師器壺(墨書き「水?」)、「寺工宋(てらたくみそう)」)、土師器高环等)、瓦塔、羽口、鉄釘等が発見されたが如く出土した。これらの遺物は、確認面から0.5mの深さに中央を厚くしてレンズ状に堆積し、土層断面観察から大きく分けて2時期の堆積時期があると推定できた。さらに、その投棄方向は、遺物の垂直分布等から北ないしは北西方向から投棄されたと考えられた。おそらく、本遺構はある程度埋没した堅穴建物跡(7世紀後半か)を転用し、不必要になった品々を段階的に投棄したゴミ捨て場的な使われ方をしたと考えられる。

堅穴建物跡は、第4・8号溝跡に囲まれた区画内に、7世紀後半の第6号堅穴建物跡、8世紀後半(8世紀第4四半期)の第4号堅穴建物跡、8世紀末~9世紀初頭の第5号堅穴建物跡が検出され、この区画の南に第4号溝跡と重複関係にある8世紀後半(8世紀第3四半期)の第2号堅穴建物跡が検出された。9世紀後半(9世紀第4四半期)の第1号堅穴建物跡は、第1号溝跡の東に近接して検出され、10世紀前半の第3号堅穴建物跡は、第4号溝跡の東外側に検出された。

第2号堅穴建物跡では、南北長約3m、東西長約1m、深さ約0.3mの平面形状が長方形で舟形の掘方の製鉄炉(鍛冶炉)が検出され、多量の鉄滓(総重量20.48kg)、羽口、釘や刀子等の鉄製品が出土し、この建物が製鉄工房的性格をもつ建物であったと考えられた。また、炉からは多量の鉄滓と羽口が出土しているが、この中の北側に付属する土坑、炉の西の建物床面に検出された土坑及びピットでも、炭化物・灰混じりの堆積土中に多量の鉄滓や羽口が出土した。さらに、酸化鉄が付着した

瓦や土師器壺も多く見られ、一括遺物で三彩陶器小壺破片が出土しており、この小壺にも若干鐵化鉄の付着が認められた。この第2号堅穴建物跡のはかにも、製鉄工房的性格をもつと考えられる堅穴建物跡2棟（第1・5号堅穴建物跡）が検出されている。特に、第5号堅穴建物跡からは、総重量9.84kgを量る鉄滓や羽口が出土し、鉄滓に中には、幅13.0cm、厚さ7.0cm、重さ1.175kgの複型滓も見られた。また、特徴としてカマド左右の袖の補強材に瓦が使用されていたことが挙げられ、それは、平瓦を燃焼部側に置き、外側にその支えとして丸瓦を置くものであった。

第3号堅穴建物跡では、「寺」「主」の墨書き土師器壺、單弁9葉蓮華文軒丸瓦のはか、四重孤文軒平瓦をはじめ平瓦がほぼ完形の状態で4枚出土した。また、カマド前では、金箔銅片が出土している。

最も新しい時期の第3号堅穴建物跡からは、多数の灯明皿用途の須恵系土師質土器壺・椀や、床面のほぼ全体で検出された。その大半に油煙が多量に付着し、また、「あかり」の意と考えられる「明」という墨書き土器も見られ、多数の灯明皿を用い盛んに獻燈行為をしていたことが推測された。

なお、検出された6棟の堅穴建物跡のうち、最も古い7世紀後半の第6号堅穴建物跡、カマドの無い第2号堅穴建物跡を除き、カマドの設置方向は、時期を問わずほぼ東向きであった。

堅穴造構は、第2次調査第1号堅穴造構が第4号堅穴建物跡の西に近接して検出され、多数の土坑と重複していた。平面形・規模とも詳細は不明であるが、不整形な隅丸方形ないしは梢円形状を呈し、深さは土層断面観察から最深部で1.05mを測った。遺物は、ほぼ床面直上から出土し、土師器壺・須恵器椀や仏鉢、瓦塔のはか、複弁8葉蓮華文軒丸瓦、四重孤文軒平瓦等が出土した。第2次調査第2号堅穴造構は、第4・8号溝跡と重複する状態で検出され、第8号溝跡を切っていた。平面形はおそらく隅丸方形を呈し、規模は不明確だが、深さは最深部で0.60mを測った。遺物は、土師器壺・須恵器壺等が出土し、9世紀前半の「淨」墨書き土師器壺が見られる。

西別府廐寺は、出土した軒丸瓦や軒平瓦及び造構の状況から、律令期に入り幡羅郡が成立した直後の8世紀初頭（8世紀第1四半期）に創建され、幡羅郡が再編成される9世紀後半までは寺院としての体裁を整えていたが、10世紀前半にはすでに寺院としての体裁が崩壊し、何らかの宗教活動だけが存続していた状態であったと推定される。そして、この地は、中・近世の土坑墓群の検出により、中世以降は墓域に変貌していくと考えられる。

4 西別府遺跡

西別府遺跡は、櫛挽台地先端部、西別府祭祀遺跡の南、西別府廐寺の西で、両遺跡に囲まれ幡羅遺跡との空白地を埋める箇所に所在する。第1～4次調査により、幡羅郡家の施設の一部と考えられる官衙施設が検出され、幡羅遺跡と同一のものと捉えられる遺跡である。

調査は、範囲内の北部及び中央部の2地点において実施し、北部（A区）は第1～3次調査、中央部（B区）は第4次調査として行った（第11図）。面積は、A区が890m²、B区が255m²であった。

A区では、堅穴建物跡5棟、掘立柱建物跡7棟、土坑8基、溝跡11条（うち区画溝2条含む）、掘立柱列1列、土塁跡1か所等が検出された。

堅穴建物跡は、二重溝による方形区画施設内に4棟（第1～4号堅穴建物跡）、外に1棟（第5号堅穴建物跡）が検出された。また、第1・2号堅穴建物跡は互いに切り合いの関係にあり、前者が後者を切つており、第3・4・5号堅穴建物跡は単独で検出された。各々の堅穴建物跡は、8世紀後半に第2号堅

穴建物跡、9世紀前半に第1号堅穴建物跡、10世紀前半に第4・5号堅穴建物跡、10世紀後半に第3号堅穴建物跡という順に造られたと考えられる。

掘立柱建物跡は、前述の方形区画施設内に7棟（第1～7号掘立柱建物跡）検出された。第1～3号掘立柱建物跡柱がほぼ同じ位置に互いに建替えの関係にあり、第4～7号掘立柱建物跡も同じくほぼ同じ位置に互いに建替えの関係にあった。いずれの掘立柱建物跡も9世紀前半から10世紀後半にかけて少なくとも3回の建替えをし存在したと考えられる。第1～3号掘立柱建物跡は、3間×5間以上の柱穴も大規模な大型掘立柱建物跡と推定され、第4～7号掘立柱建物跡は、いずれもほぼ同規模の2間×3間ないしは2間×4間の建物で、第1～3号掘立柱建物跡と比較すると小型の掘立柱建物跡であった。

溝跡については、前述の方形区画施設を形成する二重区画溝跡（第2・3号溝跡）が検出され、2条の溝跡間にほぼ並行して第1号掘立柱列が検出され、第1号土塁跡についても2条の溝跡間に造られていたことが調査区壁の土層断面観察により確認された。なお、二重区画溝跡は、外側に第2号溝跡、内側に第3号溝跡が配されていた。いずれの溝跡も主として9世紀前半～10世紀後半の遺物が出土しており、同時に存在したことと、前述の掘立柱建物跡との同時期に存在したことが考えられる。

よって、A区では、9世紀前半から10世紀後半までの主として大小掘立柱建物跡を擁した、二重区画溝に囲まれた方形区画施設が確認され、その前後の時期の堅穴建物跡も確認された。なお、この方形区画施設の廃絶の時期である10世紀後半は、幡羅郡家の終焉の時期に近い時期である。

B区では、堅穴建物跡12棟、掘立柱建物跡1棟、土坑4基、溝跡8条等が検出された。

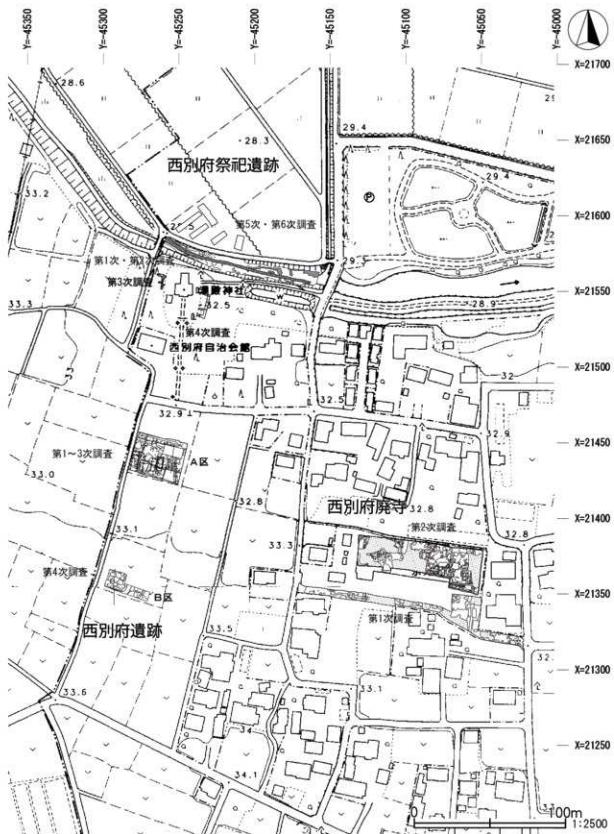
堅穴建物跡は、東端部に1棟（第6号堅穴建物跡）、中央部に2棟（第7・8号堅穴建物跡）、北西部に9棟（第9～17号堅穴建物跡）が検出された。また、第6号堅穴建物跡のみ単独で検出され、第7・8号堅穴建物跡は互いに切り合った上に、第13号溝跡に切られていた。また、第9～17号堅穴建物跡は、まとまって重複しあった状態で検出された。各々の堅穴建物跡は、7世紀後半に第6・8号堅穴建物跡、7世紀末～8世紀初頭に第7号堅穴建物跡、7世紀末～8世紀前半に第9・13号堅穴建物跡、9世紀後半～10世紀初頭に第10号堅穴建物跡、9世紀末～10世紀初頭に第14号堅穴建物跡、10世紀前半に第15号堅穴建物跡、10世紀後半に第12号堅穴建物跡、11世紀前半に第16・17・11号堅穴建物跡の順に造られたと考えられる。なお、第13号溝跡による方形区画施設に周期的に関係のある堅穴建物跡は、第9・10・13・14号堅穴建物跡と推定され、特に第9号堅穴建物跡は、二次然を受けてひしゃげ、一部がアメ状に発泡化・還元焼化した土師器暗文杯、鉄滓、羽口破片が出土したことから、製鉄関連工房跡の可能性が考えられる。

掘立柱建物跡は、南端のやや西寄りに1棟（第8号掘立柱建物跡）が検出された。区画溝の第13号溝跡及び第14号溝跡と重複関係にある。

溝跡については、方形区画施設を区画する第13号溝跡が確認され、第14号溝跡と重複関係にある。その他の溝跡は、東部に2条（第12・15号溝跡）、西部に4条（第16～19号溝跡）が比較的まとめて検出された。第13号溝跡からは8世紀前半～10世紀初頭の遺物が出土したことから、8世紀前半から機能し、10世紀初頭の時期には埋没したと考えられる。

よって、B区では、7世紀後半から8世紀初頭までの堅穴建物跡が所在した集落、8世紀前半から10世紀初頭までの堅穴建物跡を擁した区画溝に囲まれた区画施設、そして、その後の10世紀前半以降の

竪穴建物跡群による集落が確認された。



第11図 西別府官衙遺跡群全体測量図

V 出土遺物の検討

1はじめに

西別府官衙遺跡群からは、7世紀後半から11世紀前半までの出土遺物が見られ、ほぼ全時期を通しての土器の変遷が追れるのは、西別府祭祀遺跡の第1・2次調査である堀内から出土した資料である。具体的には、その時期は7世紀第3四半期から11世紀前半まであるが、時期により土器検出量に差異が見られる。幡羅遺跡における土器出土量との比較によると、幡羅遺跡終末期にあたる10世紀前半から11世紀前半のものが最も多くを占め、次いで幡羅遺跡成立期から官衙整備期にあたる7世紀後半から8世紀初頭のものであるという状況であり、幡羅遺跡における土器出土量の状況とはほぼ符合する。ここでは、この西別府祭祀遺跡の資料を基本にして西別府廃寺、西別府遺跡の資料を加え、西別府官衙遺跡群の土器についての変遷を提示し、時期区分については、「幡羅遺跡Ⅲ－総括報告書Ⅰ－」の第V章の土器編年時期を基本とし、10期に区分し検討した。なお、本報告では、幡羅遺跡Ⅲ期・Ⅳ期をまとめて3期：8世紀前半、幡羅遺跡Ⅴ期相当時期を4期：8世紀後半～9世紀初頭とし、遺構の時期区分については、第VI章でも触れるが、11世紀後半の時期も時期区分に加えて設定した。

また、土器のほかの出土遺物については、墨書き土器、刻書き土器、寺院の変遷を如実に表す瓦、寺院に関わる仏教系遺物、祭祀に関わる祭祀具の集成を行った。

2 土器

1期（第12図）

西別府祭祀遺跡において祭祀が行われ始めると考えられる時期であり、石製模造品を共伴する時期と考えられる。また、西別府遺跡や西別府廃寺において堅穴建物跡が僅かにある時期である。幡羅遺跡においては遺跡が成立する時期で、7世紀第3四半期後半頃と見られている。

西別府祭祀遺跡においては、石製模造品を主体にして祭祀が始まった時期であり、最も土器出土量比率が低い時期である。この時期の土器は土師器が主体である。西別府廃寺や西別府遺跡でも当該期の土器が出土しており、確認調査により検出された西別府遺跡の堅穴建物跡（第6号堅穴建物跡）からの出土量が比較的ある。

土師器環類は、6世紀以来の模倣環、有段口縁環が依然として多く認められ、これに暗文环、北武藏型環、暗文皿が加わる。模倣環には内面を黒色処理したものが見られる。有段口縁環（祭祀I・140）や北武藏型環（祭祀I・155、156）は古相を示す。暗文环は比較的多くあり、大小の深身の椀形のものもある。暗文环（祭祀I・195、196、208）は、古相を示す。

土師器には、廃寺II SU 1・20のような内外面をミガキ、内面に螺旋状暗文を施した高环が見られる。堀は、口縁部がくの字に外反するものである。また、内外面の口縁部を中心に赤彩した短頭壺も見られる。須恵器は全体的に少なく、环口蓋（祭祀I・1）、环G蓋・身（西別府SI 6・1、2）がある。いずれも末野産である。

年代としては、幡羅遺跡Ⅰ期にあたり、7世紀後半と推定される。

2期（第13図）

西別府祭祀遺跡において祭祀具が、石製模造品から土器へと変換していく時期であり、祭祀を行った

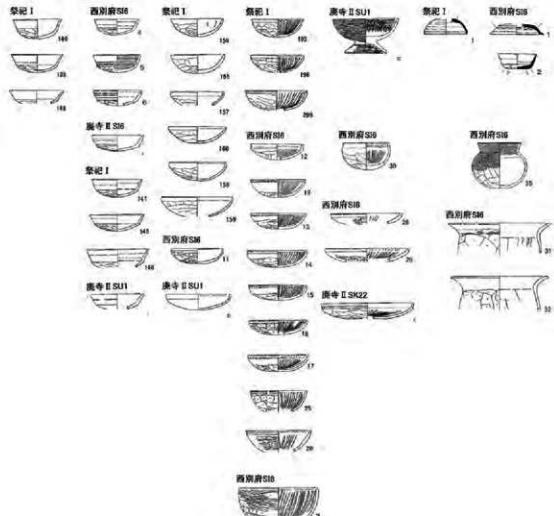
箇所がやや下流に移動したと推定される時期である。また、西別府廃寺においては第1号瓦溜り状遺構、西別府遺跡においては竪穴建物跡に当該期の土器が見られる。当該期の末は西別府廃寺が創建される時期にある。幡羅遺跡においては、官衙として整備される時期にある。

西別府祭祀遺跡においては、土器出土量比率が最も高い時期であり、依然として土師器が主体であるが、須恵器の割合が1期に比べるとやや多くなってくる。

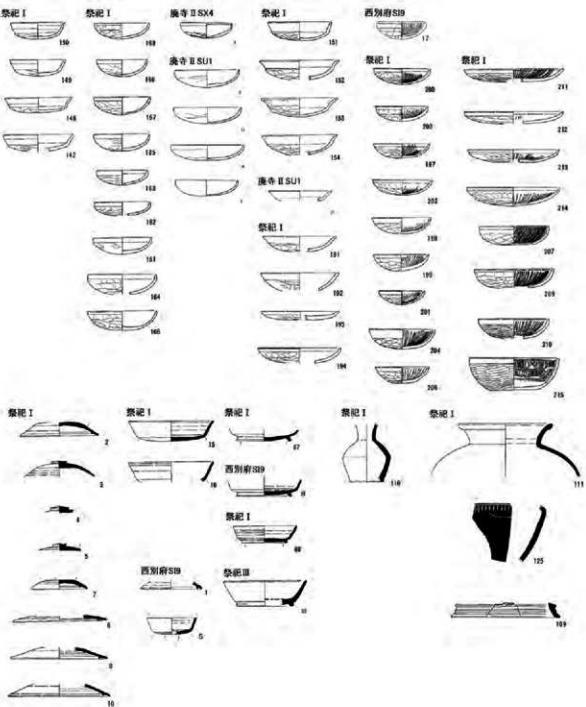
土師器種類は、1期に引き続いて有段口縁坏、北武藏型坏が主体で、模倣坏はほとんど見られなくなる。さらに、暗文坏、暗文皿、北武藏型皿で構成される。また、暗文土器には深身の螺旋状暗文を施した椀も見られる。

須恵器は、蓋については口縁部内面に返りをもち、擬宝珠つまみを有するものである。坏は、坏G身が残り、無台坏や高台坏が主体となる。その他、円面鏡の脚部（祭祀I・109）、仏具の可能性がある小型長頸壺（祭祀I・110）、甕が見られる。須恵器は、祭祀I・125を除いて、全て末野産である。

年代としては、幡羅遺跡II期にあたり、7世紀末～8世紀初頭と推定される。



第12図 西別府官衙遺跡群1期の土器



第13図 西別府官衙遺跡群2期の土器

3期（第14図）

西別府祭祀遺跡においては、2期に引き続き祭祀がほぼ同じ箇所で行われると推定されるが、土器出土量比率がやや落ち込む。この時期になると、土師器、須恵器の割合がほぼ同じになり、須恵器は8世紀前半に一時衰退する末野産に代わり、南比企産が主体となる。この時期は、西別府廃寺の伽藍が整備されていく時期と推定され、第1号瓦溜り状造構や第2次調査第1号堅穴造構で当該期の土器が見られる。幡羅遺跡においては、一部を除いて堅穴建物跡が遺跡内から排除される時期にある。

土師器坏類は、模倣坏、有段口縁坏は見られなくなり、北武藏型坏が多くを占め、暗文坏が僅かに見られる。北武藏型坏は、口縁部の内湾が弱くなり、深身で口縁部の端部が僅かに内屈するものが見られる。また、壺も見られ、墨書き「寺工宋」の北武藏型壺が西別府廃寺第1号瓦溜り状造構から出土している。壺は、口縁部がくの字に外反する。壺は、口縁部がやや直立気味のくの字状で、球胴形態を呈するものと推定される。

須恵器は、蓋については扁平つまみを有するもの、坏については無台坏で、楕や盤も見られる。祭祀I・17～19、21～23、106、107は全て南比企産である。祭祀I・18は底部外面にヘラによる×印が付けられている。また、壺（祭祀I・120、122～124）は全て南比企産である。

年代は、幡羅遺跡Ⅲ期・Ⅳ期にあたり、8世紀前半（中葉を含む）と推定される。

4期（第15図）

西別府祭祀遺跡において、2期からこの時期までほぼ同じ箇所で祭祀が行われたと推定されるが、3期よりも増えて土器出土量比率が減少する。この時期になると、土師器、須恵器の割合が完全に逆転してしまう。西別府廃寺では、伽藍想定区域の溝で区画された北区画施設（区画A）内外に堅穴建物跡が造られ、寺院建物が継続的に補修されたと推定される時期である。

土師器坏は、北武藏型坏が主体で、暗文坏が見られる。また、北武藏型坏は扁平な丸底を呈するものが減少し、平底風のものが見られるようになる。暗文坏は、平底ないしは平底風である。壺は、口縁部が緩やかに外反する形態と下位が直立気味、上位が外反する、いわゆる「コ」の字状の形態に移行する前段階の様相を示すものである。前者は祭祀I・410、411、418、廃寺II SI 4・17、後者は廃寺II SI 4・20、廃寺II SI 5・4が該当し、両者とも壺風の器高が低いものが見られる。

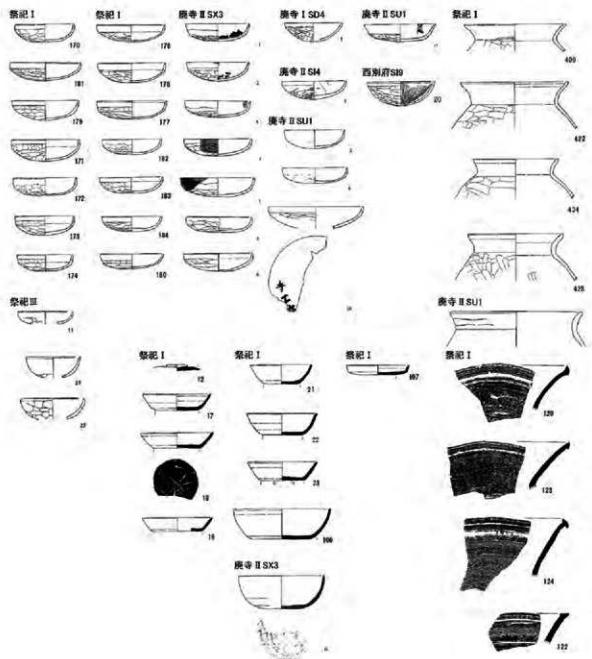
須恵器は、南比企産のものが主体であるが、末野産のものも再び見られるようになる。蓋は内に窪む扁平なつまみを有するもので、祭祀I・13は末野産、廃寺I SI 2・10は南比企産である。坏は浅身で、祭祀I・24は末野産、廃寺I SI 2・11は南比企産で底部調整が全面回転ヘラケズリであり、祭祀I・26～28、30～32は南比企産で底部調整が回転系切り後来調整である。

廃寺I SI 2・16は、他の土師器坏及び須恵器坏と共に三彩陶器小壺である。

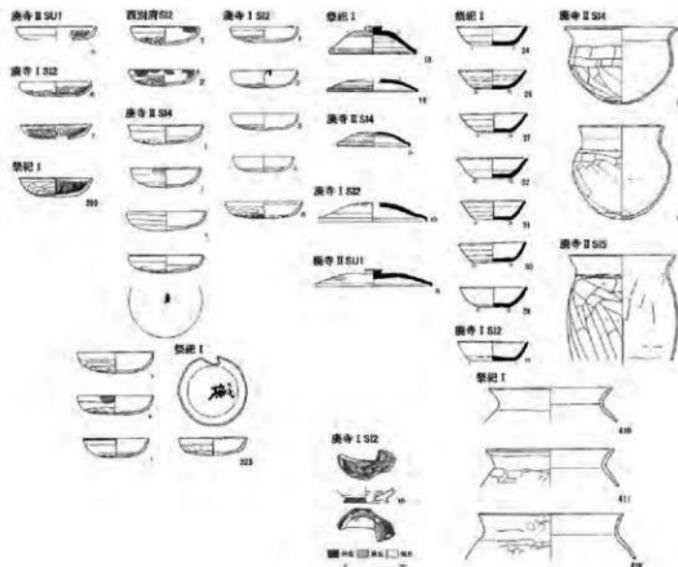
年代は、ほぼ幡羅遺跡Ⅴ期にあたり、8世紀後半～9世紀初頭と推定される。

5期（第16図）

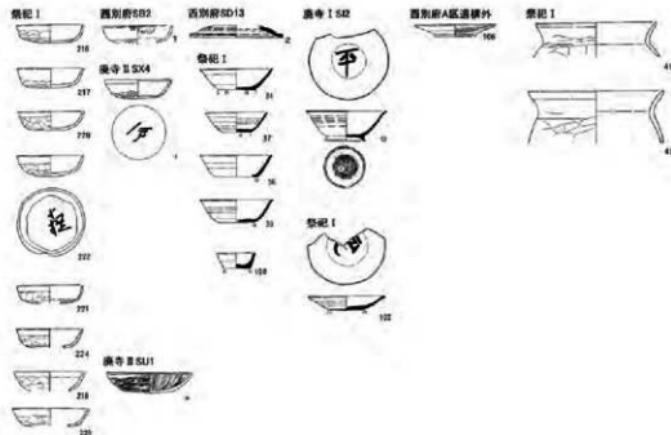
西別府祭祀遺跡において2期から4期まで統いて行われた祭祀箇所が、1期の祭祀箇所より上流に唯一移動したと推定される時期であり、4期とほぼ同じ土器出土量比率である。西別府廃寺においては、4期に引き続き補修が行われた時期であるが、おそらく補修を行う最終段階であると推定される。また、伽藍想定区域の区画Aを南に拡大した時期と推定される。西別府遺跡においては、二重溝に囲繞され



第14図 西別府官衙遺跡群3期の土器



第15図 西別府官衙遺跡群4期の土器



第16図 西別府官衙遺跡群5期の土器

た方形区画内に大小の掘立柱建物が造られ始めた時期と推定される。

土師器は、4期と同様に北武藏型坏が主体で、平底の暗文坏が見られる。北武藏型坏は、平底化が進み、口縁部は内湾気味ないしは直立気味に立ち上がり、体部と底部に稜をもつものが見られる。また、口縁部の横ナデ以下の体部外面が指オサエで底部がヘラケズリを施すものが多い。壺は、口縁部が緩やかに外反し、やや「コ」の字状口縁気味の形態のものである。

須恵器は、坏が主体で楕、皿が新たに見られるようになる。坏は底部調整が回転糸切り後未調整であるものが主体で、やや深身で口縁部がやや外反するものが主体である。末野産と南比企産が見られ、祭祀I・33、34が末野産、祭祀I・36、37が南比企産である。楕（魔寺I SI 2・12）、皿（祭祀I・102）はいずれも末野産である。また、祭祀I・108はミニチュア土器で、末野産である。

灰釉陶器段皿（西別府A区遺構外・106）が見られ、猿投産K・14号窯式の新段階に比定されると考えられる。

年代は、幡羅遺跡VI期にあたり、9世紀前半と推定される。

6期（第17図）

西別府祭祀遺跡において、5期に最も上流に移動して行われた祭祀が下流まで広範にわたる箇所（2期～4期に行われた箇所まで）で行われ始めたと推定される時期であり、この時期には5期に比べ倍の土器出土量比率になり、祭祀が再び活発化してきた時期である。西別府廐寺では、伽藍想定区域外に堅穴建物跡等が造られ始めたと推定される時期であり、この時期までは寺院としての体裁（伽藍が残る）状態であったと推定される。幡羅遺跡においては、実務官衙施設が再編され、主軸方位が大きく変化する時期である。

土師器はほとんどなく、須恵器に取って代わられる。北武藏型坏が主体で平底である。口縁部の屈曲と内湾が弱くなり、ハの字に外反する傾向がある。調整技法については、5期と変化がない。壺は、「コ」の字状口縁になり、台付壺（祭祀I・429、西別府SK17・1）も見られる。

須恵器がこの時期の主体である。坏のほか、楕、皿の量が増え、末野産が主体を占める。坏は、底径が口径の1/2をやや下回るもののが主体となり、体部下位が膨らみ、口縁部が外反するものが多い。楕は、やや大振りのものが見られ、酸化焰焼成の焼成不良のものが見られる。皿は、無台皿と高台皿が見られ、5期比べると格段に量が増える。

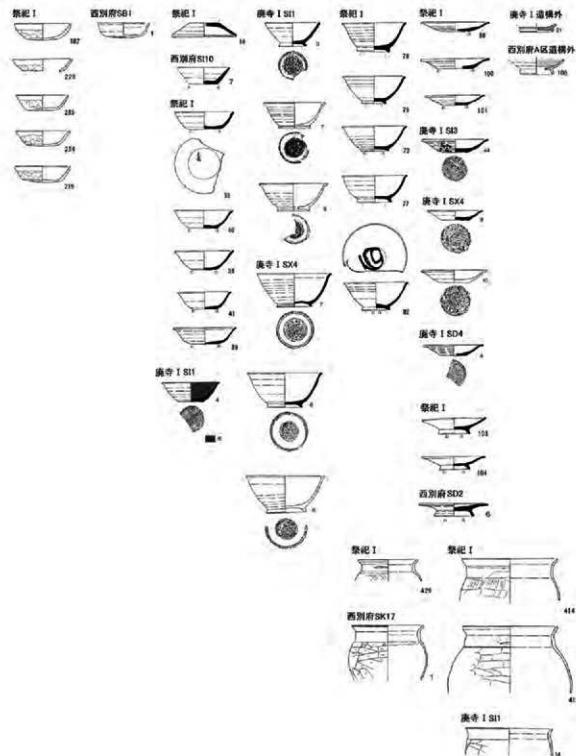
灰釉陶器は、猿投産K・90号窯式に比定され、楕が見られる。

年代は、幡羅遺跡VII期にあたり、9世紀後半（9世紀中葉を含む）と推定される。

7期（第18図）

西別府祭祀遺跡において、6期に広範にわたる箇所で行われた始めた祭祀が続く時期であり、この時期には6期に比べやや土器出土量比率が減少する時期もある。

土師器は、体部に指オサエ痕が顯著に残り、下半にヘラケズリが施されている坏が多くある。これらは、底径が小さくなり、体部がハの字に大きく開く深身のものであり、口縁部がやや外反するもの、体部が緩やかなS字状のもの、やや内湾するものが見られ、底径が非常に小さく口径の1/2以下のものもある。また、非常に浅身で口径が15cm前後、体部がハの字に開き指オサエ痕が残るのも見られる。壺は、口縁部がくの字状になるもので、西別府SK 2・17は小型台付壺である。



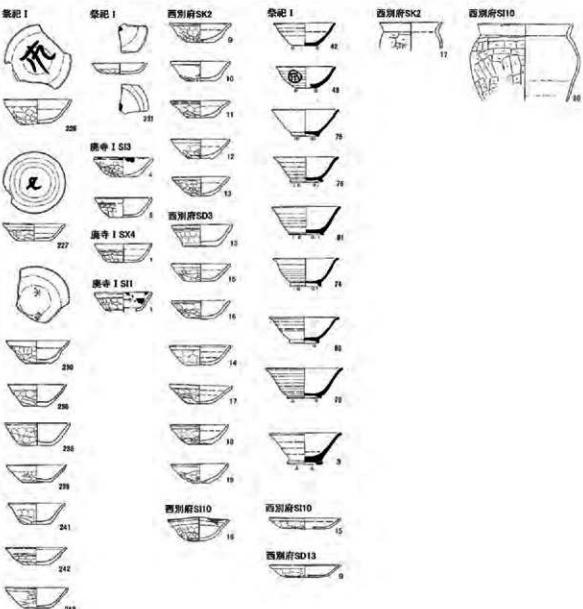
須恵器は少なく、6期に比して器高が高く、底径が口径の1/2以下のものである。楕も底径が小さい傾向にあり、口径が14cm前後のものが多い。

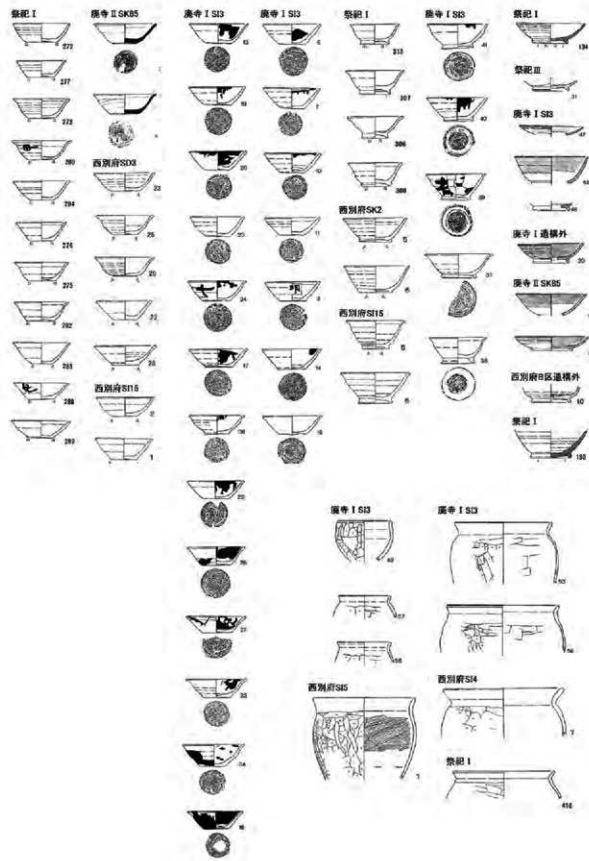
年代は、幡羅遺跡Ⅷ期にあたり、9世紀末～10世紀初頭と推定される。

8期（第19図）

西別府祭祀遺跡において、前段階と同じく広範にわたる箇所で行われた祭祀が続く時期であり、この時期には出土土器量が減少し、7期に比べると約半分の土器出土量比率になる時期である。西別府魔寺においては、宗教活動の転換期であり、伽藍がなくなり、竪穴建物跡において献灯行為が行われていた時期と推定される。幡羅遺跡においては、正倉院が廃絶する時期である。

土師器と須恵器の食膳具は見られなくなり、須恵系土師質土器が登場する。その坏は、全体的に厚手で、





第19図 西別府官衙遺跡群8期の土器

口縁部が外反し体部が内済する形態、体部が大きくハの字に開き中位がやや膨らむ形態、体部がほぼ直線的にハの字に開く形態に概ねタイプ分けできる。概についても、同様の形態的傾向が認められる。西別府宿第3号竪穴建物跡では壇及び櫛の個体数が多くまとまって検出され、その多くが灯明皿用途とされる。

堯は、口縁部の屈曲が大きく立ち上がり口縁部が短いものと、口縁部の屈曲が非常に緩いものがある。また、前者にはやや「コ」の字状口縁を呈するもの（庵寺 I SI 3・56）も見られる。庵寺 I SI 3・49は、須惠系土質質土器壊・榦と共併した体部の全面にヘラケズギが施された楢形土器である。

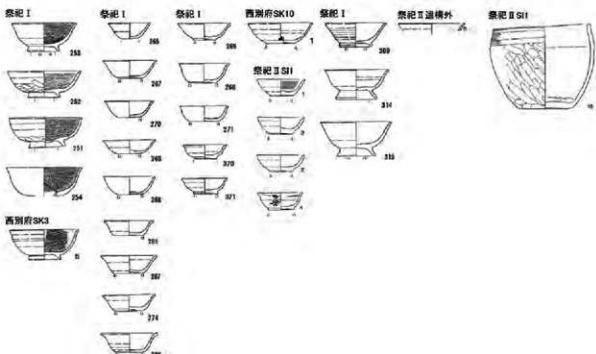
灰釉陶器は、猿投産O-53号窯式に比定され、碗、皿、瓶が見られる。

年代は、蟠羅遺跡Ⅸ期にあたり、10世紀前半と推定される。

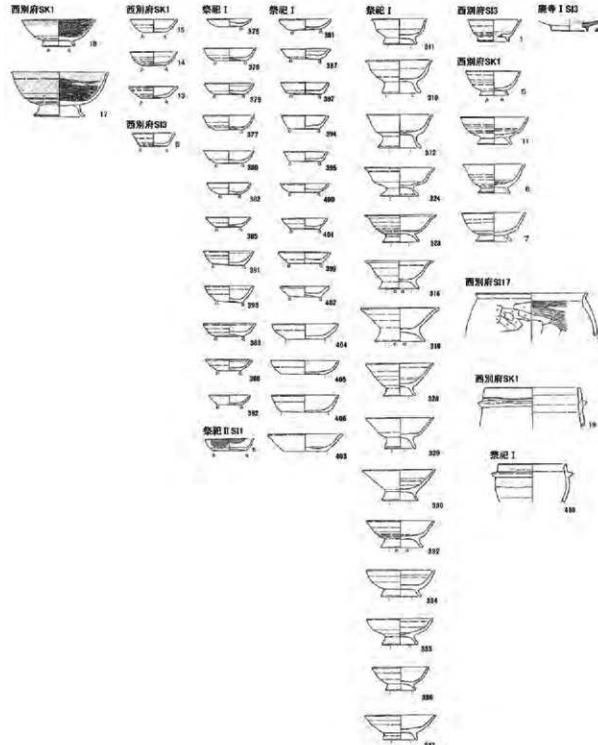
9期(第20回)

西別府祭祀遺跡において、やはり前段階と同じく広範にわたる箇所で行われた祭祀が続く時期であり、この時期も出土土器量が減少し、8期とほぼ同じ土器出土量比率になる時期である。西別府遺跡では掘立柱建物跡を擁し二重濠で囲まれた方形区画施設が終焉を迎える時期と推定される。

食膳具は、ロクロ土器器杯・椀が主体をなし、内黒土器の椀が見られる。坏は小型化し、器高が低くなると共に口径と底径の差が縮まり小皿のような形態を呈するものが多い。また、底部調整は回転糸切り後本調整が主体であるが、祭祀I・265.370のように回転ヘラナデの調整を施しているものも見られる。碗も器高が低くなり、高台が高くなるものが見られる。内黒土器椀は、体部中位以下に稜をもつ稜挽の形態のもの、体部が内湾して立ち上がる形態のもの、体部が内湾して立ち上がり口縁部が外反する形態がある。祭祀II SI I・10は、坏と相伴した鉢である。



第 20 図 西別磨宮西遺跡群 2 期の土器



第21図 西別府官衙遺跡群10期の土器

灰釉陶器は、猿投産H-72号窯式に比定されると考えられ、皿が見られる。

年代は、幡羅遺跡X期にあたり、10世紀後半と推定される。

10期（第21図）

西別府祭祀遺跡において、やはり前段階と同じく広範にわたる箇所で行われた祭祀が続く時期であり、かつ祭祀が終焉を迎える時期である。この時期は、出土土器量が増大し、前段階の8期・9期と比べるとほぼ倍の土器出土量比率になる時期である。幡羅遺跡では、幡羅郡家が終焉を迎えると推定される時期である。

食膳具は、ロクロ土師器壺・皿・椀が主体をなし、内黒土器の椀が見られる。壺はさらに器高が低くなり小皿の形態を呈する。皿の個体数が多く、口径が10cm前後のものと、14~18cmのものに大別でき、前者が円錐倒的に多い。また、前者は底部調整が回転糸切り後未調整で、後者は回転ヘラナデの調整が施されている。椀は、9期に引き続き器高が低く、高台が高くなるものが主体となる。体部の形態を見ると、後椀のような形態で口縁部が外反するもの、後椀の形態をなすもの、ハの字に大きく直線的に開くもの、内溝しながら大きく開くものに大きくタイプ分けできる。内黒土器椀は、口径が20cm程で、高台が高い大型椀が見られる。

甕は、口縁部が極端に短いものが見られる。羽釜は、やや小型で胴部が丸みを帯び器高が低いものが見られる（祭祀I・430）。

灰釉陶器は、猿投産百代寺窯式に比定されると考えられ、椀が見られる。

年代は、幡羅遺跡X期にあたり、11世紀前半と推定される。

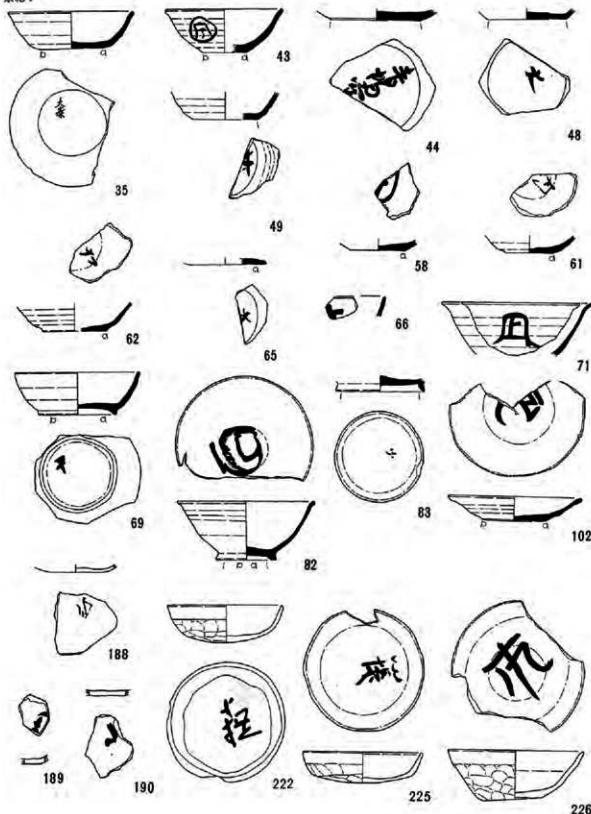
3 墨書き土器・刻書き土器

西別府官衙遺跡群から出土した文字資料は、墨書き及び刻書きがある。墨書き土器の主なものについては、西別府祭祀遺跡の堀内からの出土で祭祀具として使われたものと推測されるもの、西別府廃寺や西別府遺跡の堅穴建物跡等集落から出土したものであった。刻書き土器は、僅か2点出土しただけで、いずれも西別府祭祀遺跡で出土し、一方は堀内から出土した祭祀具、もう一方は堅穴建物跡が所在した箇所に中世段階に造られた墓跡からの出土であった。墨書き及び刻書き土器は整理報告書刊行済みの全てを、第22~25図に掲載し、第2・3表に一覧で示した。

墨書き土器については、西別府祭祀遺跡の資料は、前述のとおり、祭祀に関わるものと捉えることができ、食膳具である壺・椀・皿にのみ墨書きが認められる。墨書き土器は总数にして41点を数えるが、「大」、「加」、「西」、「文」、「甲」、「平」、「酒」等の一文字、「市」、「匂」等の則天文字から作られたと考えられる特殊文字、「□□□□□□」のような顎文が記されたもの、「小提」⁽⁵⁾のような人名が記されたもの、「大桑」のような地名が記されたもの、「子春」のような年号が記されたもの等が見られる。文字の解釈については、一例として「大」は良好な状態を表す名詞であり、「加」は生産や集積を表す動詞であると考えられる。また、則天文字のような特殊文字は、一種の吉祥や呪術的な記号と考えられ、漢字に一定の魔力や権威が与えられたと推定できる⁽⁶⁾と共に、これら文字を書き用い操ることができる識字層、特に僧侶の存在が想起され、西別府廃寺との関係においても興味深いものと思われる。

西別府廃寺の資料である「寺工宋」、「寺」2点、「淨」、「院」、「明」等は寺院に関わるもので、「寺」は寺院の存在、「院」は寺院の施設のあり方、「寺工宋」は寺院建立に関わる人物、「淨」、「明」は宗教

祭祀



第22図 西別府官衙遺跡群墨書・刻畫土器集成図(1)





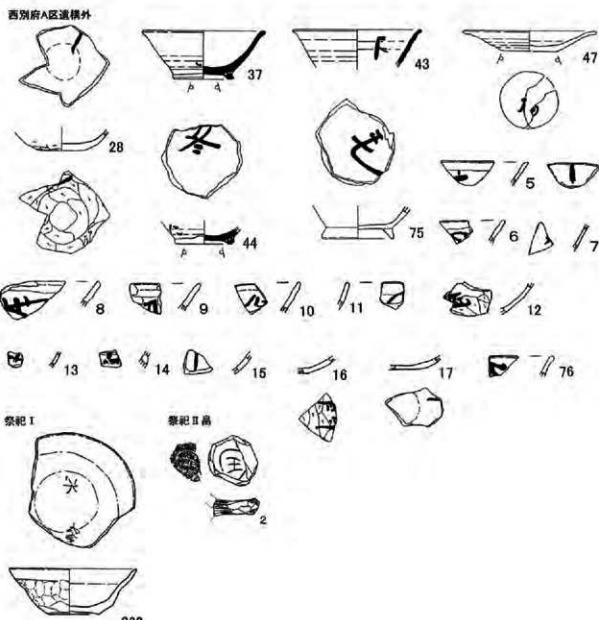
第24図 西別府官衙遺跡群墨書・刻書土器集成図(3)

活動を表すものと考えられ、西別府祭祀遺跡第3次調査第1号堅穴建物跡出土の「器佛」は、正に仏活動のための器を表すものであると考えられる。

西別府遺跡の資料である、「木」「万」は吉祥願文を表し、「門」は官衙施設の存在を表すものと考えられる。

刻畫土器については、西別府祭祀遺跡の堀内から出土した祭祀I・230は「木」と判読不明な文字が刻まれ、そして報告後に判明し図示できなかった「个」の墨書きが体部外面に記されている。また、同じく西別府祭祀遺跡の台地上の高跡から出土した祭祀Ⅱ高・1は、「日」記されている。

墨書き及び刻畫土器の時期は、概ね3~9期であるが、特に6~8期に多く見られるようである。これについては、出土する遺跡の性格により異なる傾向が認められる。祭祀跡からは主として5~8期、つ



第25図 西別府官衙遺跡群墨書き・刻畫土器集成図(4)

第2表 墓書土器・刻書土器一覧表(1) (第22~24回)

遺構	報告番号	種別	器種	筆者・刻者	書の内容	書の位置	時期
祭祀I	35	須恵器	环	墨書	大桑	底部外面	6期
祭祀I	43	須恵器	环	墨書	○○	体部外面	7期
祭祀I	44	須恵器	环	墨書	?	底部外面	3期
祭祀I	48	須恵器	环	墨書	大	底部外面	3期
祭祀I	49	須恵器	环	墨書	?	底部外面	5期
祭祀I	58	須恵器	环	墨書	酒?	底部外面	6期
祭祀I	61	須恵器	环	墨書	?	底部外面	6期
祭祀I	62	須恵器	环	墨書	加?	底部外面	6期
祭祀I	65	須恵器	环	墨書	大	底部外面	4期
祭祀I	66	須恵器	环	墨書	?	体部外面	5期
祭祀I	69	須恵器	楕	墨書	平	底部外面	4期
祭祀I	71	須恵器	楕	墨書	风	体部外面	7期
祭祀I	82	須恵器	楕	墨書	酒	底部外面	6期
祭祀I	83	須恵器	楕	墨書	少	底部外面	4期
祭祀I	102	須恵器	皿	墨書	風?	底部外面	5期
祭祀I	188	土師器	环	墨書	?	底部外面	4期
祭祀I	189	土師器	环	墨書	?	底部外面	6期
祭祀I	190	土師器	环	墨書	?	底部外面	6期
祭祀I	222	土師器	环	墨書	小堤?	底部外面	5期
祭祀I	225	土師器	环	墨書	小堤?	底部外面	4期
祭祀I	226	土師器	环	墨書	丸	底部外面	7期
祭祀I	227	土師器	环	墨書	巳	底部外面	7期
祭祀I	231	土師器	环	墨書	?	底部内外面	7期
祭祀I	232	土師器	环	墨書	?	体部外面	7期
祭祀I	237	土師器	环	墨書	?	底部外面	7期
祭祀I	244	土師器	环	墨書	?	体部外面	7期
祭祀I	245	土師器	环	墨書	?	体部外面	7期
祭祀I	246	土師器	环	墨書	?	体部外面	7期
祭祀I	247	土師器	环	墨書	文	体部外面	7期
祭祀I	248	土師器	环	墨書	甲	体部外面	7期
祭祀I	264	須恵系土師質土器	环	墨書	?	体部外面	8期
祭祀I	280	須恵系土師質土器	环	墨書	甲	体部外面	8期
祭祀I	288	須恵系土師質土器	环	墨書	化	体部外面	8期
祭祀I	290	須恵系土師質土器	环	墨書	子春	体部外面	8期
祭祀I	291	須恵系土師質土器	环	墨書	?	体部外面	8期
祭祀I	292	須恵系土師質土器	环	墨書	□□二得□	体部外面	8期
祭祀I	305	クロコ土師器	环	墨書	西口	底部外面	9期
祭祀I	339	クロコ土師器	楕	墨書	?	底部外面	8期
祭祀I	341	クロコ土師器	楕	墨書	?	底部外面	8期
祭祀I	368	クロコ土師器	楕	墨書	?	底部外面	9期
祭祀II-S1	4	クロコ土師器	环	墨書	四傳	体部外面	9期
祭祀II-造様外	3	土師器	环	墨書	—	体部外面	9期
廐寺I-S1	5	須恵器	楕	墨書	?	体部内面	6期
廐寺I-S2	12	須恵器	楕	墨書	半	底部内面	5期
廐寺I-S3	44	須恵器	皿	墨書	院	体部外面	6期
廐寺II-SU1	18	土師器	环	墨書	寺工宋	底部外面	3期
廐寺II-S3	9	須恵系土師質土器	环	墨書	明	体部外面	8期
廐寺II-S3	24	須恵系土師質土器	环	墨書	七	体部外面	8期
廐寺II-S3	39	須恵系土師質土器	楕	墨書	有	体部外面	8期
廐寺II-S4	9	土師器	环	墨書	主	底部外面	4期
廐寺II-S4	11	土師器	环	墨書	平	体部外面	4期
廐寺II-S4	12	土師器	环	墨書	寺	底部外面	4期
廐寺II-SU1	23	土師器	环	墨書	水	底部内面	3期
廐寺II-SX4	6	須恵器	环	墨書	淨	体部外面	5期
廐寺II-S3	5	須恵器	环	墨書	半	底部外面	6期
廐寺II-SD2	7	須恵器	环	墨書	水	底部外面	7期
廐寺II-SD2	15	土師器	环	墨書	院の一部?	体部外面	7期

第3表 墓書土器・刻畫土器一覧表（2）（第24・25図）

通 標	報告番号	種 别	器種	墨書・刻畫	書の内容	書の位置	時 期
廃寺II SK83	15	土師器	环	墨書	寺？	底部外側	3期
廃寺I 造構外	4	土師器	环	墨書	「、吉	底部外側	7期
西別府 SB1	2	須恵器	环	墨書	公白？	底部外側	5期
西別府 SK10	1	須恵器	环	墨書	？	底部外側	9期
西別府 SK21	3	黑色土器	环	墨書	？	底部外側	9期
西別府 SK2	3	須恵器	楕	墨書	万	底部外側	6期
西別府 SK2	14	土師器	环	墨書	公	底部外側	7期
西別府 SK2	15	土師器	环	墨書	？	底部外側	7期
西別府 SD1	1	土師器	环	墨書	？	底部外側	8期
西別府 SD3	1	土師器	环	墨書	？	底部外側	6期
西別府 SD3	2	土師器	环	墨書	？	底部外側	6期
西別府 SD3	6	須恵器	楕	墨書	万	底部内側	6期
西別府 SD3	7	須恵器	楕	墨書	？	底部内側	7期
西別府 SD3	10	須恵器	环	墨書	？	底部外側	6期？
西別府 SD3	11	須恵器	环	墨書	？	底部外側	5期？
西別府 A区造構外	3	土師器	环	墨書	？	底部外側	7期
西別府 A区造構外	19	土師器	环	墨書	？	底部外側	7期
西別府 A区造構外	34	須恵器	环	墨書	木	底部外側	6期
西別府 A区造構外	28	土師器	环	墨書	？	底部外側	7期
西別府 A区造構外	37	須恵器	椭	墨書	？	底部外側	7期
西別府 A区造構外	43	須恵器	环	墨書	門？	底部内側	7期
西別府 A区造構外	44	須恵器	楕	墨書	冬？	底部外側、底部内側	7期
西別府 A区造構外	47	須恵器	皿	墨書	？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	75	須恵系土師質土器	楕	墨書	毛？	底部内側	8期
西別府 A区造構外	5	土師器	环	墨書	~、	底部外側	6期
西別府 A区造構外	6	土師器	环	墨書	？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	7	土師器	环	墨書	？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	8	土師器	环	墨書	？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	9	土師器	环	墨書	刀？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	10	土師器	环	墨書	？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	11	土師器	环	墨書	？	底部内側	6期
西別府 A区造構外	12	土師器	环	墨書	門？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	13	土師器	环	墨書	？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	14	土師器	环	墨書	？	底部外側	6期
西別府 A区造構外	15	土師器	环	墨書		底部外側	6期
西別府 A区造構外	16	土師器	环	墨書	門	底部外側	6期
西別府 A区造構外	17	土師器	环	墨書		底部内側	7期
西別府 A区造構外	76	須恵系土師質土器	楕	墨書	？	底部外側	8期
祭祀I	230	土師器	环	墨書・刻畫	墨書：个 刻畫：木、？	墨書：底部外側 刻畫：底部内側	7期
祭祀II 岛	2	口クロ土師器	楕	刻畫	②	底部内側	10期

まり9世紀代を中心とする時期、寺院跡からは主として3～4期、つまり8世紀を中心とする時期及び8期（10世紀前半）の時期であり、これら時期の出土傾向は、遺跡間の何らかの有機的つながりが反映されていると想像される。

4 瓦

西別府廃寺及び周辺遺跡の西別府遺跡、西別府祭祀跡から出土した西別府廃寺所用の軒丸瓦、軒平瓦の資料を第26～29図に掲載し、第4～10表に一覧にして示した。出土した瓦のはとんどが、西別府廃寺遺跡範囲から出土しないとは採集されているが、僅かに他遺跡でも出土している。なお、軒丸瓦・軒平

平瓦ではないが、幡羅郡家の周辺集落である西別府館跡内の9世紀前半の堅穴建物跡からカマド袖の補強材として西別府庵寺所用の丸瓦が出土するといった、西別府庵寺以外で出土するケースがある。

軒丸瓦は、原資料が熊谷市教育委員会管理にあるものについては8種類確認されている。他にもう1種類（鎌状蓮弁6葉軒丸瓦）が西別府庵寺所用瓦として公表されている（酒井1993）が、その瓦については本報告では掲載しない。8種類について列記すると、I類：複弁9葉蓮華文（庵寺II SU 1・33、庵寺II 道構外・1）、II類：中房側に珠文が付く複弁8葉蓮華文（埼理文紀86・3）、III類：斜縁外区に交叉銀歎文がある複弁8葉蓮華文（庵寺II SU 1・37）、IV類：直立縁内側に交叉（線）銀歎文がある複弁8葉蓮華文（庵寺II SU 1・34～36、庵寺II SB 1・1、庵寺II SX 3・13、埼理文紀86・1、2）、V類：単弁12葉蓮華文（庵寺II SU 1・38～46、庵寺II SB 1・2、3、庵寺I 道構外・67～72、庵寺II 道構外・2、西別府A区道構外・119、埼理文紀86・6）、VI類：外区に唐草文がある単弁16葉蓮華文（庵寺I 道構外・73）、VII類：単弁9葉蓮華文（庵寺II SU 1・47、48、庵寺II SI 4・22、庵寺II 道構外・3、庵寺I 道構外・74、75、埼理文紀86・5）、VIII類：単弁8葉蓮華文（庵寺II SK106・32、埼理文紀86・4）である。

酒井清治氏は、軒丸瓦の各々の出土数量から寺院伽藍の整備や伽藍建物の補修状況を考察している（酒井1995）。それによると、出土量が多いIII・IV類の複弁8葉蓮華文、V類の単弁12葉蓮華文の時期に伽藍が整備されたと推定し、その後の瓦は主に補修瓦と推定している。また、各軒丸瓦の時期については、I類の複弁9葉蓮華文、II類の複弁8葉蓮華文が8世紀前半でも早い時期、同範囲にあるIII・IV類の複弁8葉蓮華文、V類の単弁12葉蓮華文が8世紀前半の国分寺創建⁽¹⁷⁾以前の時期、VII類の単弁9葉蓮華文、VIII類の単弁8葉蓮華文が8世紀第3四半期（757～770年）に比定している。そして、原資料が熊谷市教育委員会管理がない鎌状蓮弁6葉軒丸瓦が国分寺塔再建時期⁽¹⁸⁾と比定している。つまり、I・II類が8世紀第1四半期、III・IV・V類が8世紀第2四半期、VII・VIII類が8世紀第3四半期、鎌状蓮弁6葉軒丸瓦が9世紀中頃と推定される。また、VI類の単弁16葉蓮華文については、利根川左岸流域に分布するV類の単弁12葉蓮華文と同技法である一本造り技法の軒丸瓦の瓦当面と似る⁽¹⁹⁾ことから、8世紀第2四半期あたりに比定できるかと思われる。

なお、V類については、間弁の文様の割付が乱れている箇所が認められ、それは2パターン見られる。その間弁の特徴は、a：間弁なし花弁中央で区画線どうしがつく、b：間弁なし、c：間弁が花弁中央まで、d：間弁が花弁の基部中房まで、e：間弁が花弁先端までの5種類があり、この記号で2パターンを表記すると、パターン①：a・b・c・c・d・c・d・e・e・d・e・e、パターン②：a・b・c・c・c・c・e・e・e・b・e・eとなる。パターン①に該当するのが庵寺II SU 1・38、40、41、43、45、46、庵寺II SB 1・2、3、庵寺II 道構外・2、庵寺I 道構外・70、71、西別府A区道構外・119の12点、パターン②に該当するのが庵寺II SU 1・39、42、44、庵寺I 道構外・67、69、埼理文紀86・6の6点であり、パターン①が多い。なお、庵寺I 道構外・68、72は、判別ができなかった。

軒平瓦は、原資料が熊谷市教育委員会管理にあるものについては4種類確認されており、その4種類を列記すると、I類：二重弧文、II類：三重弧文、III類：四重弧文、IV類：均整唐草文である。重弧文瓦の瓦当面は、型挽きにより施文されている。

II類の三重弧文については、額の形態、調整方法により4種類に分類される。IIa類：額の長さが11.0～18.0cm、格子叩き痕が残るもの（庵寺II SU 1・67、70～74、庵寺I 道構外・76、77、庵寺I SI 2・

38. 廃寺 I SI 3・62、廢寺 I SD 1・9、祭祀 I・436、埼埋文紀86・7、8), II b1類: 頸の長さが6.0～10.0cm、ナデ調整のもの(廢寺 II SU 1・68, 75, 76)、II b2類: 頸の長さが10.0～14.0cm、ナデ調整のもの(廢寺 II SU 1・69, 77～79, 81)、II c類: 頸の長さが6.0～7.0cm、ナデの後へラケズリもの(廢寺 II SU 1・80)、II d類: 直線頸(無頸)ないしはほとんど頸が造られていないもの(廢寺 II SU 1・82, 85、廢寺 II SB 1・5)である。

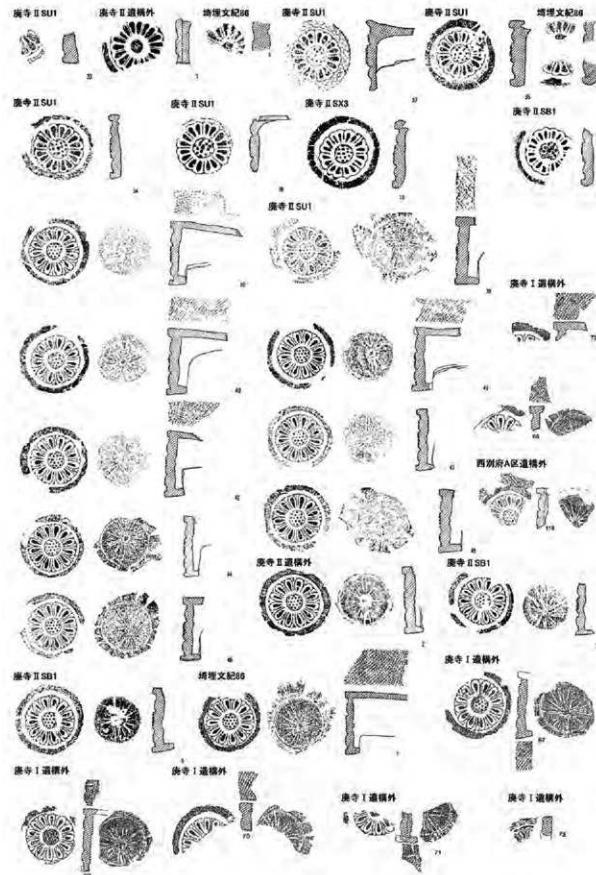
Ⅲ類の四重弧文については、瓦当面の形態により4種類に分類される。Ⅲa類: 彫りが浅く、凸面がナデ調整のもの(廢寺 II SU 1・83, 86)、Ⅲb類: やや彫りが深く、断面が台形のもの(廢寺 II SU 1・84、廢寺 II SE 4・26、廢寺 II SE 1・1)、Ⅲc1類: やや彫りが深く、外側2本が太く、中2本が細く断面三角形のもの(廢寺 II SU 1・87, 89、廢寺 II SX 3・16、埼埋文紀86・9)、Ⅲc2類: やや彫が深く、外側2本が太く、重弧文が側端部に抜けないもの(廢寺 II SB 1・4)である。

Ⅳ類の均整唐草文については、瓦当面の文様表現により2種類に分類される。Ⅳa類: 唐草文の隆線が細く、文様が全体的に直線的で硬直した印象のもの(廢寺 II SU 1・88、廢寺 I 道構外・78～80、廢寺 I SD 1・8、西別府A区道構外・120、埼埋文紀86・10)、Ⅳb類: 唐草文の隆線がⅣaより太く、線に彈力があり文様が優雅な印象のもの(廢寺 II SI 5・9、廢寺 II SD 4・1)である。

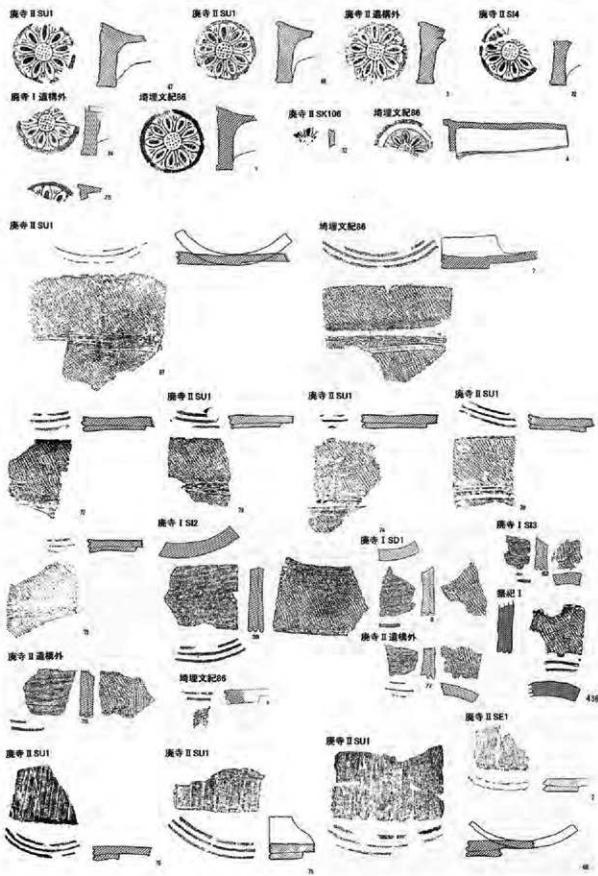
なお、I類の二重弧文(廢寺 II SE 1・2)については、瓦当面が三重弧文Ⅱa類の廢寺 II SU 1・67に良く似た断面形をしており、三重弧文の造り損じのような印象を受ける個体である。

三重弧文は最も出土量があり、長頸で凸面に格子叩き痕を残す個体は、諸氏の研究により創建当時から使われた瓦と認識されてきた(埼玉県県史編さん室 1982、岡本 1996)。しかし、その帰属時期については数々の議論がなされ、7世紀代の軒丸瓦に組み合う軒平瓦は重弧文とされ、その瓦当面の編年に従って、7世紀第3四半期、7世紀第4四半期とされてきた。また、組み合う軒丸瓦はⅢ類の複弁8葉蓮華文と考えられ、この軒丸瓦Ⅲ類が三重弧文軒平瓦の時期に引きずられ7世紀第4四半期であるとの見解もあった。さらに、調整技法の共通性から、軒丸瓦Ⅳ類と組み合うとの見解もあった。現在では、三重弧文の初現は7世紀後半まで遡らず、8世紀前半でも早い段階(8世紀第1四半期)に比定される見解や、軒丸瓦Ⅲ類と組み合うと考え、この軒丸瓦Ⅲ類の比定時期である8世紀第2四半期との考えも示されている(須田 2011)。本報告では、三重弧文が西別府廢寺創建瓦との見解は変わらないことと、軒丸瓦 I・II類が創建瓦と推定されることから、軒丸瓦 I・II類の時期が8世紀第1四半期との見解を支持し、それに組み合う三重弧文も同じく8世紀第1四半期を初現と考えたい。

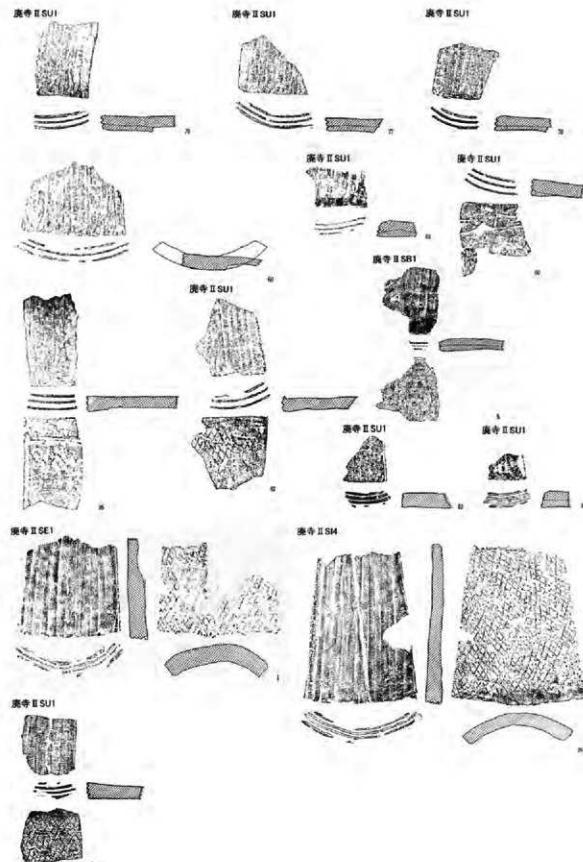
均整唐草文は、武藏国分寺系の瓦との判断から、時期については從来8世紀末～9世紀前半のものとの位置付けがなされていた(埼玉県県史編さん室 1982)。しかし、酒井清治氏は、軒丸瓦Ⅲ・Ⅳ類と組み合う軒平瓦として均整唐草文を位置付け、8世紀第3四半期(757～770年)と比定した(酒井 1995)。本報告では、軒丸瓦Ⅲ・Ⅳ類及び軒平瓦Ⅳ類が国分寺系瓦であることについて異論がないことから、これを支持し、国分寺創建以降の軒平瓦に均整唐草文が使われたことも加味して、8世紀後半を初現とし、9世紀前半まで使われたという想定が妥当であると考えたい。



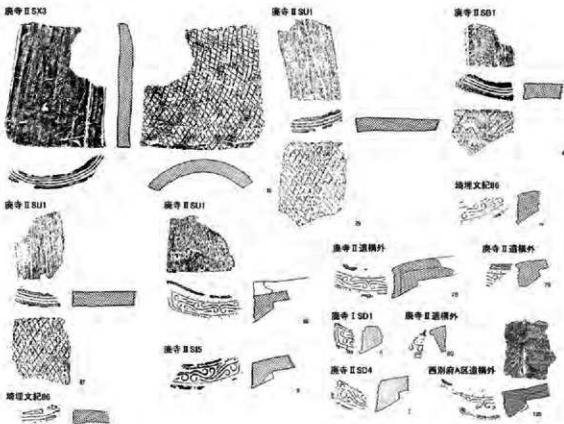
第26図 西別府廃寺軒丸瓦・軒平瓦集成図(1)



第27図 西別府廉寺軒丸瓦・軒平瓦集成図(2)



第26図 西別府廣寺軒丸瓦・軒平瓦集成図(3)



第29図 西府磨寺軒丸瓦・軒平瓦集成図(4)

第4表 瓦一覧表(1) 軒丸瓦①(第26図)

種別	道 構	報告番号	法 直	手法、形態の特徴	時 期
I類	磨寺II SUI	33	直径(190)	瓦当面：薺介織降縞によって区画された内薄、間弁なし、界継なし。周縁直立縞で端面平切られ。瓦当裏面：下油周辺へラ削り、中央部ナデ。	2期 (8世紀第1四半期)
I類	磨寺II 造構外	1	直径(190)	瓦当面：中房直径42cm、蓮子5個(1+4)、薺介織降縞によって区画された内薄、間弁なし、界継なし、周縁直立縞で端面平切られ。瓦当裏面：指ナデ。瓦当外周：ヘラ削り。成形技法：印籠つき法。	2期 (8世紀第1四半期)
II類	埴理文紀要86	3	—	瓦当面：中房小さい、蓮子5個(1+4)、蓮脊の中房側中央に珠文が付く。瓦当裏面：指ナデツケ。	2期 (8世紀第1四半期)
III類	磨寺II SUI	37	直径180~186	瓦当面：中房直径57cm、蓮子14個(1+5+8)、薺介織降縞によって区画されたやや内厚、間弁なし、界継なし。周縁三重縞で又割文全周。瓦当裏面：ナデ。瓦當外周：ヘラ削り。成形技法：印籠つき法。	3期 (8世紀第2四半期)
IV類	磨寺II SUI	35	直径180	瓦当面：中房直径52cm、蓮子14個(1+5+8)、薺介織降縞によって区画された内厚で丸味もつ、薺介先端と蓮弁を区切る縞間に2か所花キズ、間弁なし、界継なし。周縁直立縞で内壁に輪削文。瓦当裏面：ナデ。瓦當外周：ナデ。成形技法：印籠つき法。	3期 (8世紀第2四半期)

第5表 瓦一覧表(2)軒丸瓦②(第26図)

種別	造構	報告番号	法量	手法、形態の特徴	時期
V類	埴理文紀要	86	1	— 瓦当面：蓮弁繩降線によって区画され肉厚で丸味もつ。 瓦当裏面：ヨコナデ。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	埴理文紀要	86	2	— 瓦当面：蓮弁繩降線によって区画され肉厚で丸味もつ、周縁丸味もつ直立線で内壁に継割面文。 瓦当裏面：ヨコナデ。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSUI	34	直径 17.2 ~ 18.0	瓦当面：中房直 (5.5cm)、蓮子14個 (1+5+8)、蓮弁繩降線によって区画され肉厚で丸味もつ、間弁なし、界綫なし、周縁直立線で内壁に継割面文。 瓦当裏面：ナデ。瓦当外周：ナデ。 成形技法：印墨つき法。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSUI	36	直径 (18.0)	瓦当面：中房直 (5.5cm)、蓮子14個 (1+5+8)、蓮弁繩降線によって区画され肉厚で丸味もつ、間弁なし、界綫なし、周縁直立線で内壁に継割面文。 瓦当裏面：ナデ。瓦当外周：ナデ。 成形技法：印墨つき法。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSX3	13	直径 18.2	瓦当面：中房直 (5.5cm)、蓮子14個 (1+5+8)、蓮弁繩降線によって区画され肉厚で丸味もつ、間弁なし、界綫なし、周縁直立線で内壁に継割面文。 成形技法：印墨つき法。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSB1	1	直径 (17.5)	瓦当面：中房直 (5.5cm)、蓮子14個 (1+5+8)、蓮弁繩降線によって区画され肉厚で丸味もつ、間弁なし、界綫なし、周縁直立線で内壁に継割面文。 瓦当裏面：中房添斜ナデ、下端ヨコナデ。 成形技法：印墨つき法。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSU1	39	直径 17.0 ~ 17.2	瓦当面：中房直 (5.8cm)、蓮子17個 (1+6+10)、間弁「Y」字状-文様の割付が乱れ右斜め上省略、界綫なし、周縁直立線で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：布紋り肌。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSU1	38	直径 18.0 ~ 18.5	瓦当面：中房直 (5.2cm)、蓮子17個 (1+6+10)、間弁「Y」字状-文様の割付が乱れ右斜め上省略、界綫なし、周縁直立線で端面は平坦、斜格子叩き目、ナデ。 瓦当裏面：布紋り肌。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSUI	40	直径 17.5 ~ 18.0	瓦当面：中房直 (5.8cm)、蓮子17個 (1+6+10)、間弁「Y」字状-文様の割付が乱れ右斜め上省略、界綫なし、周縁直立線で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：布紋り肌。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSU1	41	直径 17.0 ~ 17.5	瓦当面：中房直 (5.7cm)、蓮子17個 (1+6+10)、間弁「Y」字状-文様の割付が乱れ右斜め上省略、界綫なし、周縁直立線で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：布紋り肌。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺Ⅰ造構外	72	—	瓦当面：蓮弁輪厚、間弁「Y」字状、界綫なし、周縁直立線で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：布紋り肌。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSUI	42	直径 17.9 ~ 18.2	瓦当面：中房直 (5.0cm)、蓮子17個 (1+6+10)、蓮弁断面形が近い状態、間弁「Y」字状-文様の割付が乱れ右斜め上省略、界綫なし、周縁直立線で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：布紋り肌。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)

第6表 瓦一覧表(3) 軒丸瓦③ (第26・27図)

種別	道構	報告番号	法量	手法、形態の特徴	時期
V類	庵寺ⅡSU1	43	直徑 16.2 ~ 16.8	瓦当面：中房直径16.5cm、蓮子17個（1+6+10）、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺Ⅰ道構外	68	—	瓦当面：開口「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦。 瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺ⅡSU1	44	直徑 16.5	瓦当面：中房直径16.8cm、蓮子17個（1+6+10）、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺ⅡSU1	45	直徑 17.0 ~ 17.3	瓦当面：中房直徑4.6cm、蓮子17個（1+6+10）、蓮弁部分形に近い・形状、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	西別府 A 区道構外	119	—	瓦当面：中房直徑4.4cm、蓮子17個（1+6+10）、間弁「Y」字状、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺ⅡSU1	46	直徑 17.0	瓦当面：中房直徑4.7cm、蓮子17個（1+6+10）、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺Ⅱ道構外	2	直徑 17.7 ~ 18.2	瓦当面：中房直徑9.9cm、蓮子17個（1+6+10）、蓮弁内薄、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺ⅡSB1	2	直徑 16.1	瓦当面：中房直徑4.5cm、蓮子17個（1+6+10）、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺ⅡSB1	3	直徑 17.5	瓦当面：中房直徑4.9cm、蓮子17個（1+6+10）、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	埼理文紀要86	6	直徑 16.2 ~ 17.2	瓦当面：中房直徑4.2cm、蓮子17個（1+6+10）、蓮弁平で断面台形状、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦ナデ。瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺Ⅰ道構外	67	直徑 (15.4)	瓦当面：中房直徑4.7cm、蓮子17個（1+6+10）、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦。 瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	庵寺Ⅰ道構外	69	直徑 16.5	瓦当面：中房直徑4.7cm、蓮子17個（1+6+10）、間弁「Y」字状・文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし、周縁直立縁で端面は平坦。 瓦当裏面：布紋り底。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)

第7表 瓦一覧表（4）軒丸瓦④（第26・27図）

種別	道構	報告番号	法量	手法、形態の特徴	時期
V類	廐寺Ⅰ道構外	70	—	瓦当面：間弁「Y」字状へ文様の割付が乱れ右斜め上省略、界線なし。周縁直立縁で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：布紋り痕。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺Ⅰ道構外	71	—	瓦当面：間弁「Y」字状、界線なし。周縁直立縁で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：布紋り痕。 成形技法：一本造り。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺Ⅰ道構外	73	—	瓦当面：邊弁先端が尖る。間弁「Y」字状、界線あり、外径に唇草（届行）文配す。	3期 (8世紀第2四半期)
V類	廐寺ⅡSUI	47	直径 16.5 ~ 17.0	瓦当面：細縞を主体とした表現。中房直徑44cm（隅丸正方形状）。邊子20個（1+8+11）。邊弁細縞で区画しやや内薄。間弁「Y」字状、界線なし。周縁直立縁で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：ナデ。 成形技法：印籠つき法。	4期 (8世紀第3四半期)
V類	廐寺ⅡSUI	48	直径 16.3 ~ 16.5	瓦当面：細縞を主体とした表現。中房直徑43cm（隅丸正方形状）。邊子20個（1+8+11）。邊弁細縞で区画しやや内薄。間弁「Y」字状、界線なし。周縁直立縁で端面は平坦ナデ。 瓦当裏面：下部周辺へラブリ、中央部ナデ。 成形技法：印籠つき法。	4期 (8世紀第3四半期)
V類	廐寺Ⅱ道構外	3	直径 16.0 ~ 17.0	瓦当面：細縞を主体とした表現。中房直徑44cm（隅丸正方形状）。邊子20個（1+8+11）。邊弁細縞で区画しやや内薄。間弁「Y」字状、界線なし。周縁直立縁で端面は平坦ヘラブリ。 瓦当裏面：ナデ。 成形技法：印籠つき法。	4期 (8世紀第3四半期)
V類	廐寺ⅢSII	22	直径 17.0	瓦当面：細縞を主体とした表現。中房直徑44cm（隅丸正方形状）。邊子20個（1+8+11）。邊弁細縞で区画しやや内薄。間弁「Y」字状、界線なし。周縁直立縁で端面は平坦ヘラブリ。 瓦当裏面：ナデ。 成形技法：印籠つき法。	4期 (8世紀第3四半期)
V類	廐寺Ⅰ道構外	74	直径 (16.2)	瓦当面：細縞を主体とした表現。中房直徑50cm（隅丸正方形状）。邊子20個（1+8+11）。邊弁細縞で区画しやや内薄。間弁「Y」字状、界線なし。周縁直立縁で端面は平坦ヘラブリ。 瓦当裏面：ナデ。 成形技法：印籠つき法。	4期 (8世紀第3四半期)
V類	廐寺Ⅰ道構外	75	—	瓦当面：細縞を主体とした表現。邊弁細縞で区画し内薄、間弁「Y」字状、界線なし。周縁直立縁で端面は平坦。 瓦当裏面：ナデ。 成形技法：印籠つき法。	4期 (8世紀第3四半期)
V類	埼裡文紀要 86	5	直径 16.4	瓦当面：細縞を主体とした表現。中房直徑45cm（やや四隅が尖る）。邊子20個（1+8+11）。邊弁細縞で区画し内薄、間弁「Y」字状（「字狀のものもある」）界線なし。周縁直立縁で端面は平坦ヘラブリ。 瓦当裏面：ナデ。 成形技法：印籠つき法。	4期 (8世紀第3四半期)
V類	廐寺ⅡSK106	32	—	瓦当面：中房細縞で表現。邊子20個（1+4）。邊弁中房に接し細縞で表現。ごく内薄、間弁なし。 瓦当裏面：ナデ。	4期 (8世紀第3四半期)
V類	埼裡文紀要 86	4	直径 (16.8)	瓦当面：中房細縞で表現。中房直徑 (4.5) cm、邊子5個 (1+3)。邊子中房に接し細縞で表現。ごく内薄、間弁なし。男筋細縞で表現。直徑 (12) cm。周縁は直立縁で端面や細縞。 瓦当裏面：周辺は丸丸に沿ってナデ、中央部コナデ。 成形技法：印籠つき法。	4期 (8世紀第3四半期)

第8表 瓦一覧表(5) 軒平瓦① (第27回)

種別	道構	報告番号	法量	手法、形態の特徴	時期
I類	庵寺ⅡSE1	68	瓦当厚33	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅10cm。粘土板貼り付け成形。 全面ナデ。 平瓦部: 四面布目直、模骨直。 備査造り。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅡSU1	67	広端幅31.4 瓦当厚33 平瓦厚17～22	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅17.5cm。粘土板貼り付け成形 ?, 鋸格子小印き。 側面: ナデ。 平瓦部: 四面ヨコナデ。凸面斜格子小印き。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	埼理文紀要86	7	瓦当厚37	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅11.5cm。粘土板貼り付け成形、斜格子小印き。 側面: ナデ。 平瓦部: 四面ヨコナデ。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅡSU1	72	瓦当厚39 平瓦厚20～23	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅16.8cm。粘土板貼り付け成形、全面斜格子小印き。 側面: ナデ。 平瓦部: 四面ヨコナデ。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅡSU1	73	瓦当厚34 平瓦厚18～20	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅13.7cm。粘土板貼り付け成形、全面斜格子小印き。 側面: ハラ削り。 平瓦部: 四面ヨコナデ。凸面斜格子小印き。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅡSU1	74	瓦当厚35 平瓦厚18～23	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅17.1cm。粘土板貼り付け成形、全面斜格子小印き。 側面: ナデ。 平瓦部: 四面ヨコナデ。凸面斜格子小印き。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅡSU1	70	瓦当厚36 平瓦厚17～22	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅15.0cm。粘土板貼り付け成形、全面斜格子小印き。 側面: ナデ。 平瓦部: 四面ナデ、凸面斜格子小印き。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅡSU1	71	瓦当厚37 平瓦厚15～20	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅13.0cm。粘土板貼り付け成形、全面斜格子小印き。 側面: ナデ。 平瓦部: 四面ナデ。凸面斜格子小印き。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅠSE2	38	瓦当厚40	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅17.2cm。粘土板貼り付け成形、全面斜格子小印き。 側面: ヨコナデ。 粘土板貼り。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅠSD1	9	瓦当厚27～30	瓦当面: 構造き。頭: 粘土板貼り付け成形、斜格子小印き。 側面: ヨコナデ。 粘土板貼り。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺ⅠSE3	62	瓦当厚27～31	瓦当面: 構造き。頭: 粘土板貼り付け成形、正格子小印き。 側面: ヨコナデ。 粘土板貼り。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺Ⅰ遺構外	77	瓦当厚36 平瓦厚17～22	瓦当面: 構造き。頭: 粘土板貼り付け成形、全面斜格子小印き。 側面: ヨコナデ。 粘土板貼り。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	祭祀Ⅰ	436	瓦当厚23～25	瓦当面: 構造き。頭: 粘土板貼り付け成形、斜格子小印き。 側面: ナデ。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	庵寺Ⅰ遺構外	76	瓦当厚35	瓦当面: 構造き。頭: 粘土板貼り付け成形、斜格子小印き。 側面: ナデ。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIa類	埼理文紀要86	8	瓦当厚37	瓦当面: 構造き。頭: 粘土板貼り付け成形、斜格子小印き。 側面: ヨコナデ。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIb1類	庵寺ⅡSU1	76	瓦当厚31 平瓦厚15～20	瓦当面: 構造き。頭: 粘土板貼り付け成形、ナデ。 側面: ハラ削り。 平瓦部: 四面布目直、模骨直、複合直、凸面ヨコナデ。 備査造り。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIb1類	庵寺ⅡSU1	75	瓦当厚43 平瓦厚20～27	瓦当面: 構造き。頭: 粘土板貼り付け成形、斜格子小印き。 側面: ナデ。 平瓦部: 四面布目直、模骨直、一部斜痕、凸面ヨコナデ。 粘土板貼り。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)
IIb1類	庵寺ⅡSU1	68	広端幅32.0 瓦当厚42 平瓦厚12～20	瓦当面: 構造き。頭: 段頭。幅9.0cm。粘土板貼り付け成形、斜格子小印き。 側面: ナデ。 平瓦部: 四面布目直、模骨直、凸面ヨコナデ。 備査造り。	2期～3期 (8世紀後半～9世紀前半)

第9表 瓦一覧表(6)軒平瓦② (第28・29回)

種別	造構	報告番号	法量	手法、形態の特徴	時期
II b2類	庵寺ⅡSU1	79	瓦当厚41 平瓦厚16~30	瓦当面: 振挽き。頭: 段頭。幅135cm。粘土板貼り付け成形。ナデ。側面: ヘラ削り。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面ヨコナデ。桶巻造り。	2期~3期 (8世紀後半~9世紀前半)
II b2類	庵寺ⅡSU1	77	瓦当厚35 平瓦厚20	瓦当面: 振挽き。頭: 段頭。幅135cm。粘土板貼り付け成形。側面: ナデ。平瓦部: 四面模骨痕。桶巻造り。	2期~3期 (8世紀後半~9世紀前半)
II b2類	庵寺ⅡSU1	78	瓦当厚35 平瓦厚22~25	瓦当面: 振挽き。頭: 段頭。幅140cm。粘土板貼り付け成形。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。	2期~3期 (8世紀後半~9世紀前半)
II b2類	庵寺ⅡSU1	69	広端幅315 瓦当厚34 平瓦厚20~29	瓦当面: 振挽き。頭: 段頭。幅123cm。粘土板貼り付け成形。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面ヨコナデ。桶巻造り。	2期~3期 (8世紀後半~9世紀前半)
II b2類	庵寺ⅡSU1	81	瓦当厚35 平瓦厚23~25	瓦当面: 振挽き。頭: 段頭。幅105cm。粘土板貼り付け成形。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面ヨコナデ。桶巻造り。	2期~3期 (8世紀後半~9世紀前半)
II c類	庵寺ⅡSU1	80	瓦当厚44 平瓦厚25~40	瓦当面: 振挽き。頭: 段頭(三角形頭)。幅 61 cm。粘土板貼り付け成形。側面: ナデ。平瓦部: 四面ヘラ削り。ヨコナデ。平瓦部: 四面ヘラ削り。凸面ヨコナデ。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
II d類	庵寺ⅡSU1	85	瓦当厚42 平瓦厚18~34	瓦当面: 振挽き。頭: 段頭。幅 53 cm。削り出し頭成形。側面: ナデ。平瓦部: 四面ヘラ削り。ヨコナデ。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
II d類	庵寺ⅡSU1	82	瓦当厚39 平瓦厚38~44	瓦当面: 振挽き。頭: 直線頭。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面斜格子大叩き。ヨコナデ。桶巻造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
II d類	庵寺ⅡSB1	5	瓦当厚25 平瓦厚25~34	瓦当面: 振挽き。頭: 段頭?。粘土板貼り付け成形。ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。糸切り痕。凸面ナデ。粘土板貼り造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
III a類	庵寺ⅡSU1	83	厚3.5~4.0	瓦当面: 振挽き。頭: 直線頭。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面ナデ。桶巻造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
III b類	庵寺ⅡSU1	86	厚3.0~4.0	瓦当面: 振挽き。頭: 粘土板貼り付け成形。ナデ。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
III b類	庵寺ⅡSE1	1	広端幅290 厚3.5~4.6	瓦当面: 振挽き。頭: 直線頭。側面: ヘラ削り。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面斜格子大叩き。桶巻造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
III b類	庵寺ⅡSI4	26	広端幅325 狭端幅230 全長42.0 厚2.0~4.6	瓦当面: 振挽き。頭: 直線頭。側面: ナデ。ヘラ削り。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面斜格子大叩き。桶巻造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
III b類	庵寺ⅡSU1	84	厚3.1~4.4	瓦当面: 振挽き。頭: 直線頭?。斜格子大叩き。ヘラ削り。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。一部部切り痕。凸面斜格子大叩き。粘土板貼り造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
III c1類	庵寺ⅡSX3	16	広端幅30.0 全長34.5 厚2.3~3.5	瓦当面: 振挽き。頭: 直線頭。側面: ナデ。ヘラ削り。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面斜格子大叩き。桶巻造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
III c1類	庵寺ⅡSU1	89	厚3.7	瓦当面: 振挽き。頭: 直線頭。斜格子大叩き。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面斜格子大叩き。桶巻造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)
III c1類	庵寺ⅡSU1	87	厚3.3~4.2	瓦当面: 振挽き。頭: 直線頭?。斜格子大叩き。側面: ナデ。平瓦部: 四面布目痕。模骨痕。凸面斜格子大叩き。桶巻造り。	3期~4期 (8世紀前半~8世紀後半)

第10表 瓦一覧表(7)軒平瓦③(第29図)

種別	遺構	報告番号	法・量	手法、形態の特徴	時期
III c1類	埴理文紀要86	9	厚3.7	瓦当面：堅淡焼き。頭面：ヘラ削り。 側面部：四面有目痕。模骨痕、凸面斜格子叩き。 袖巻造り。	3期～4期？ (8世紀後半～9世紀後半)
III c2類	庵寺ⅡSD1	4	厚4.6～5.3	瓦当面：堅淡焼き。一部ヘラナダ？ 頭：直隣頭。 側面：ナダ。 平瓦部：四面有目痕。模骨痕、凸面斜格子大叩き。 袖巻造り。	3期～4期？ (8世紀後半～9世紀後半)
IV a類	埴理文紀要86	10	瓦当厚8.0	瓦当面：下外区に珠文。頭：段頭斜め、幅6.8cm、ヘラ削り。 上面：側面：ナダ。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)
IV a類	庵寺ⅡSU1	88	瓦当厚7.4 平瓦厚3.4～3.0	瓦当面：上下脇外区に珠文。頭：段頭斜め、幅5.8cm。 側面：ナダ。 平瓦部：四面有目痕、凸面ヘラ削り。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)
IV a類	庵寺Ⅰ遺構外	78	瓦当厚8.2 平瓦厚5.5	瓦当面：上下外区に珠文。頭：段頭斜め、幅8.0cm、ヘラ削り。 平瓦部：四面ヘラ削り、一部有目痕、凸面ヘラ削り。 粘土板巻きつづり一枚造り。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)
IV a類	庵寺Ⅰ遺構外	79	—	瓦当面：上外区に珠文。頭：段頭斜め、幅7.2cm、朱付着。 粘土板巻きつづり一枚造り。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)
IV a類	庵寺ⅠSD1	8	瓦当厚7.7	瓦当面：上下脇外区に珠文。頭：段頭斜め、幅(6.4)cm、ナダ。 上面：側面：ナダ。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)
IV a類	庵寺Ⅰ遺構外	80	—	瓦当上部：ヘラ削り。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)
IV a類	西別府A区遺構外	129	瓦当厚7.1 平瓦厚3.2～3.5	瓦当面：上外区に珠文。頭：段頭斜め、幅(7.0)cm。 平瓦部：四面ヘラ削り、ナダ、有目痕、凸面ヘラ削り。 粘土板貼り合わせ成形。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)
IV b類	庵寺ⅡSI5	9	瓦当厚7.1 平瓦厚3.5	瓦当面：上下外区に珠文。頭：段頭斜め、幅(6.6)cm、ナダ。 平瓦部：四面ヘラナダ、布目痕、糸切り痕、凸面ナダ。 粘土板巻きつづり一枚造り。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)
IV b類	庵寺ⅡSD4	1	瓦当厚8.6	瓦当面：上下脇外区に珠文。頭：段頭斜め、幅7.0cm、側面：ヘラ削り後ナダ。	4期～5期 (8世紀後半～9世紀前半)

5 佛教系遺物

西別府官衙遺跡群では、西別府庵寺に限らず、西別府祭祀遺跡の堀内からも佛教系遺物と推定される遺物が確かに出土している。ここでは、佛教系遺物と判断される仏鉢（鉄鉢形土器）、水瓶、小型長頸壺、獸脚、三彩陶器小壺、瓦塔の資料を集め、第30図に掲載し、第11～16表に一覧にして示した。なお、西別府庵寺で出土した墨書き土器「寺」（庵寺ⅡSI4・12、庵寺ⅡSK83・15）、「寺工宋」（庵寺ⅡSU1・18）、「院」（庵寺ⅠSI3・44）、「淨」（庵寺ⅡSX4・6）、「明」（庵寺ⅠSI3・9）、そして、西別府祭祀遺跡で出土した「器佛」（祭祀ⅡSI1・4）についても佛教関係字句名墨書き土器として捉えることができるが、墨書き土器で集成したので、そちらを参照されたい。

仏鉢は、西別府庵寺第2次調査第1号堅穴遺構と同第1次調査第1号堅穴建物跡から出土している。いずれも須恵器で、共伴する土器から、庵寺ⅡSX3・11は3期、庵寺ⅠSI1・13は6期のものと考えられ、庵寺ⅡSX3・11は、内面と外面部上半の器面の色彩の変化が認められ、庵寺ⅠSI1・13は、内外面に漆状のものが塗布され黒色処理されていた。

水瓶（祭祀 I・138）は、西別府祭祀遺跡堀内で出土し、灰釉陶器である。当初の報告では瓶としたが、水瓶と推定される。時期は、8期と考えられる。

小型長頸壺（祭祀 I・110）は、水瓶と同様に堀内から出土し、須恵器である。形態が花瓶を呈していることから仏教系遺物として捉えた。なお、底部が意図的に打ち欠かれた可能性があり、実用品ではなく祭祀の要素が強いとも考えられる。時期は、西別府廃寺が創建される時期である2期と考えられる。

獸脚（祭祀 I・18）は、西別府祭祀遺跡堀内の、土器祭祀が長期にわたり広範に行われた最上流部から出土した。当初の報告では近世の磁器として掲載したものである。

三彩陶器小壺（廃寺 I SI 2・16）は、西別府廃寺第1次調査第2号堅穴建物跡から出土した。この堅穴建物跡は、鐵冶炉と共に多数の羽口、鉄滓が検出された建物である。時期は、共伴する土器から、4期と考えられる。

瓦塔は、西別府廃寺の調査で出土したが、出土遺構や出土状況が明確な個体は少なく、大半が表採で得られた資料である。図示した総数は54点あり、須恵質製品と、土師質製品に大別され、須恵質製品は南北金産のものが主体をなす。また、瓦塔として括したが、屋蓋部の表現から、塔ではなく堂である個体も認められる。部位についても、屋蓋部の他、相輪の水煙部、初輪部、斗拱部、基壇部の資料が見られる。

瓦塔については、池田敏宏氏が屋蓋部表現手法の検討から、北武藏出土資料について10類型化し、その編年についても研究を行っており、現在この分類及び編年が適用されていることから、本報告においてもこれに従って記述する。それによると、屋根瓦表現手法を7種類、軒裏垂木表現手法を5種類に分類し、類型を姥田類型、勝呂類型、多武峰類型、萩の原類型、大仏類型、宮ノ前類型、東山類型、上西原類型、柳原類型、東郷台類型の10類型としている。詳細については、研究史に掲載した池田氏の論考を参照のこと（池田 1995、1996、1998）。それではここで、西別府廃寺の屋蓋部資料を検討してみることにする。

屋蓋部資料は、須恵質製品が17点、土師質製品が17点を数える。須恵質製品のうち、廃寺 I 遺構外・111、112は瓦堂と考えられる資料である。また、土師質製品の廃寺 I 遺構外・117も瓦堂（金堂）の資料と考えられるものである。

まず、須恵質製品であるが、廃寺 I 遺構外・100～102、110～112が「萩の原類型」に該当するものである。この類型は「瓦表現：幅広工具押し引き A 手法、垂木表現：ヘラ削り出し A 手法」であり、瓦の継ぎ目が工具先端により爪先線状の結節が施され、地垂木・飛檐垂木がヘラ削り出し手法Bより短く、垂木間隔が狭い形態であるが、廃寺 I 遺構外・100、102については、瓦継ぎ目が工具押し引きによる結節状を呈し、幅広工具押し引き B 手法に近い様相を呈するものであることから、萩の原類型に似るものと判断した。また、廃寺 I 遺構外・108、109は本類型に該当するものと推定される。

廃寺 I 遺構外・97～99、103、104、107、廃寺 II 遺構外・1は、「大仏類型」に該当する。この類型は「瓦表現：幅広工具押し引き B 手法、垂木表現：ヘラ削り出し B 手法」であり、瓦の継ぎ目が工具押し引きによる結節が施され、地垂木・飛檐垂木がヘラ削り出し手法Aより長く、垂木間隔が狭い形態である。また、廃寺 I 遺構外・106、廃寺 I SD 2・17は、この類型に該当すると推定される。

次に、土師質製品であるが、廃寺 I 遺構外114、廃寺 II SK169・17が「東山類型」に該当するものである。

この類型は「瓦表現：幅狹工具押し引き A 手法、垂木表現：ヘラ削り出し C 1 手法」であり、瓦の継ぎ目が工具押し引きによる結節を軒先端寄り一筋目に施すのみで、垂木が一軒構成で幅及び垂木間隔が広い形態である。なお、廃寺 I 遺構外 114 は、この類型に該当すると推定されるものである。

廃寺 I SD 4・11、廃寺 II 遺構外・2、4 は、「上西原類型」に該当する。この類型は「瓦表現：幅狹工具押し引き A 手法、垂木表現：ヘラ削り出し C 2 手法」であり、瓦の継ぎ目が工具押し引きによる結節を軒先端寄り一筋目に施すのみで、垂木が一軒構成で幅及び垂木間隔が狭い形態である。

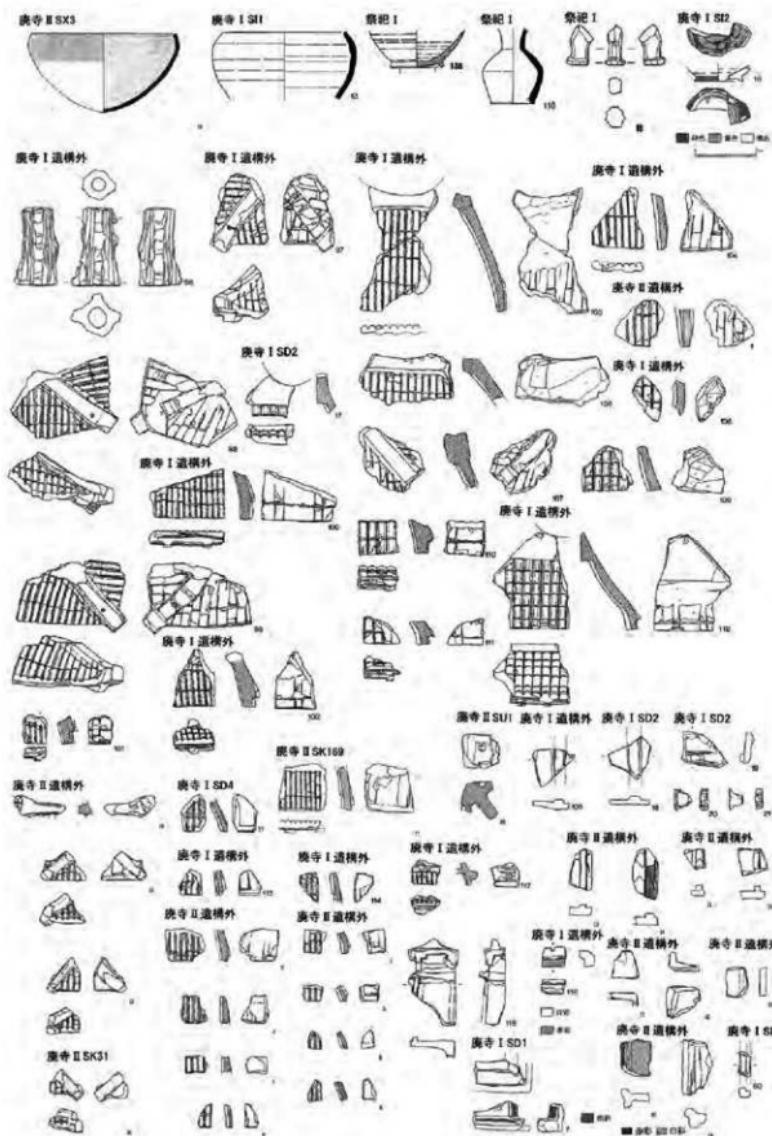
廃寺 I 遺構外・113、廃寺 II 遺構外・3、5、6、9、11、廃寺 II SK31・16 は、瓦表現が幅狹工具押し引き A 手法であることは確認できたが、垂木表現が不詳であるため、「東山類型」、「上西原類型」のいずれに該当するかが判別できなかった。また、廃寺 II 遺構外・7、8、10 は、類型を判断する部位が残存しておらず、瓦表現が幅狹工具押し引き A 手法ないしは B 手法である判別に止まったが、他の資料の存在から推定すると、「東山類型」、「上西原類型」のいずれかに該当する可能性が高い。なお、金堂破片と判断した廃寺 I 遺構外・117 については、該当する類型を判別し難かった。

以上、西別府廃寺資料を池田氏の提唱する類型に判別してみたが、さらに、その池田氏による類型の編年的位置付けに照らし合せてみると、萩の原類型・大仏類型が 8 世紀後葉～9 世紀初頭、東山類型が 8 世紀末葉～9 世紀前葉、上西原類型が 9 世紀前葉～中葉に位置付けられていることから、西別府廃寺出土資料は 8 世紀後葉から 9 世紀中葉までのものがあり、本報告の 4 期～6 期にあたることになる。また、池田氏の編年によると、変遷過程が、萩の原類型・大仏類型が系譜を同じくし並行関係にあり、東山類型・上西原類型は、萩の原類型・大仏類型とは別系譜で東山類型から上西原類型へと変遷していくことあり、西別府廃寺資料については、須恵質製品が萩の原類型・大仏類型、土師質製品が東山類型・上西原類型であることから、須恵質製品と土師質製品との差異は、別系譜にあることに起因するとも考えられる。

瓦塔の他の部位資料については、須恵質製品では相輪の水煙部（廃寺 I 遺構外・96）、斗拱部（廃寺 I SD 2・20、21、廃寺 II SU 1・28）、初軸部の長押部（廃寺 I SD 2・19）、初軸部の柱部（廃寺 I SD 2・18、廃寺 I 遺構外・105）があり、胎土や焼成から判断すると、①屋蓋部（廃寺 I 遺構外・100、102）、②屋蓋部（廃寺 I 遺構外・101、108～112）、③屋蓋部（廃寺 I SD 2・17、廃寺 I 遺構外・97～99）それ

第 11 表 仏教系遺物一覧表（1）土器（第 30 図）

種別	遺構	報告番号	法量	手法、形態の特徴	時期
須恵器 盆鉢	廃寺 II SX3	11	口径22.7 器高12.3	回転ナデ。体部上半及び内面に色調の変化が認められる。	3 期
須恵器 盆鉢	廃寺 I SH1	13	口径20.8 残存高11.2	回転ナデ。内外面に漆状のものも塗布され黒色処理されている。	6 期
須恵器 木板	祭祀 I	138	残存高6.1 底径5.9	回転ナデ。底部回転ヘラナデ。	8 期
須恵器 小型長鋸皿	祭祀 I	110	残存高13.4 底径7.2	回転ナデ。底面や上げ底。底部が意図的に打ち欠かれた可能性がある。	2 期
獸脚	祭祀 I	72	残存高6.7 底径5.1	薄く施釉。	
三彩陶器 小壺	廃寺 I SD2	16	残存高14.4 底径4.0	回転ナデ。三彩施釉。	4 期



第30図 西別府官衙遺跡群仏教系遺物集成図

第12表 仏教系遺物一覧表(2) 瓦塔・瓦堂① (第30図)

種別	造構	報告番号	手法、形態の特徴	時	層蓋部類型
瓦塔 相輪部	庵寺I造構外	96	須恵質。 体部へラナデ。下部へ向かって末広がりの中空の円筒。四方に伸びる羽部は欠損し不全。上端部も欠損。 残存高 128 cm、孔径上面 20 cm、下部 30 ~ 33 cm。 南比企産。		
瓦塔 屋蓋部	庵寺I造構外	100	須恵質。 幅 1.0 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具押し引きによる結節を施し、継ぎ目長は 23 ~ 27 cm。地垂木・飛檐垂木ともヘラによる切り取り線を施した後削り出す。 地垂木 : 幅 3.3 cm、高 15 cm。 飛檐垂木 : 長 26 ~ 28 cm、幅 1.2 ~ 1.4 cm。 南比企産。	4期	萩の原類型?
瓦塔 屋蓋部	庵寺I造構外	101	須恵質。 幅約 1.0 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具先端で爪先頭状の結節を施し、継ぎ目長は軒先 - 継ぎ目 23 ~ 27 cm ~ 継ぎ目約 33 cm。垂木はヘラによる削り出し。 地垂木 : 長約 35 cm、幅約 1.3 cm。 飛檐垂木 : 長約 15 cm、幅約 1.3 cm。 南比企産。	4期	萩の原類型
瓦塔 屋蓋部	庵寺I造構外	102	須恵質。 幅 1.0 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具押し引きによる結節を施し、継ぎ目長は軒先 - 継ぎ目 25 ~ 27 cm ~ 継ぎ目約 33 cm。垂木はヘラによる削り出し。 地垂木 : 長約 35 cm、幅約 1.3 cm。 飛檐垂木 : 長約 15 cm、幅約 1.3 cm。 南比企産。	4期	萩の原類型?
瓦塔 屋蓋部	庵寺I造構外	110	須恵質。 幅 1.0 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具先端で爪先頭状の結節を施し、継ぎ目長は約 30 cm。飛檐垂木・地垂木ともヘラによる切り取り線が施された後削り出す。軒下に一条のくぼみあり。 地垂木 : 幅 1.6 cm。 飛檐垂木 : 長 20 cm、幅 1.6 cm。 南比企産。	4期	萩の原類型
瓦堂 屋蓋部	庵寺I造構外	111	須恵質。 幅約 1.5 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具先端で爪先頭状の結節を施し、継ぎ目長は約 20 cm。垂木はヘラによる削り出し。 地垂木 : 幅 1.3 cm。 飛檐垂木 : 長約 1.4 cm、幅 1.3 cm。 庵寺I造構外-112 と同一個体。 南比企産。	4期	萩の原類型
瓦堂 屋蓋部	庵寺I造構外	112	須恵質。 幅約 1.5 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具先端で爪先頭状の結節を施し、継ぎ目長は約 23 cm。垂木はヘラによる切り取り線を施した後削り出す。 地垂木 : 幅 3.3 cm、幅約 1.0 cm。 飛檐垂木 : 長 1.3 cm、幅 1.2 cm。 庵寺I造構外-111 と同一個体。 南比企産。	4期	萩の原類型
瓦塔 屋蓋部	庵寺I造構外	108	須恵質。 幅約 1.5 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具先端で爪先頭状の結節を施し、継ぎ目長は 25 cm。軒夷ヘラケズリ。 南比企産。	4期	萩の原類型?

第13表 仏教系遺物一覧表（3）瓦塔・瓦堂②（第30図）

種別	造構	報告番号	手法、形態の特徴	時 期	屋蓋部類型
瓦塔 屋蓋部	慶寺Ⅰ造構外	109	須恵質。 幅1.4 cmの半載竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具先端で爪先 状の結節を施し、離ぎ目長は20～25 cm。軒表ヘラケズリ。ややカーブを描く屋根表現から瓦堂の可能性あり。 南北金座。	4期	萩の原類型？
瓦塔 屋蓋部	慶寺Ⅰ造構外	97	須恵質。 幅1.1 cmの半載竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きに よる結節を施し、離ぎ目長は軒先～離ぎ目約3.0 cm～離ぎ目約3.7 cm。 隅棒の先端近くに垂木へと貫通する穿孔あり。地垂木・飛體垂木など へらによる切り取り縫を入れた後削り出す。 地垂木：長約33 cm、幅約1.0 cm。 飛體垂木：長約20 cm、幅約1.5 cm。 隅垂木：幅約2.5～27 cm。 南北金座。	4期	大仏類型
瓦塔 屋蓋部	慶寺Ⅰ造構外	103	須恵質。 幅1.2 cmの半載竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きに よる結節を施し、離ぎ目長は4.5～5.0 cm。垂木はヘラによる切り取り 縫を施した後削り出す。 地垂木：長4.6 cm、幅約1.2 cm。 飛體垂木：長37 cm 幅12 cm。 末野垂木。	4期	大仏類型
瓦塔 屋蓋部	慶寺Ⅰ造構外	104	須恵質。 幅約1.2 cmの半載竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引き による結節を施し、離ぎ目長は軒先～離ぎ目約4.5 cm～離ぎ目約3.3 cm。 垂木はヘラによる切り取り縫を施した後削り出しが非常に内薄。 地垂木：長約35 cm、幅約1.5 cm。 飛體垂木：長約2.5 cm、幅1.5～17 cm。 末野垂木。	4期	大仏類型
瓦塔 屋蓋部	慶寺Ⅰ造構外	98	須恵質。 幅約1.1 cmの半載竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きに よる結節を施し、離ぎ目長は軒先～離ぎ目約1.5～3.0 cm～離ぎ目約4.1 cm。隅棒の先端近くに垂木へと貫通する穿孔あり。垂木はヘラによ る切り取り縫を施した後に削り出す。 地垂木：長4.5～5.5 cm、幅1.0 cm。 飛體垂木：長28 cm、幅1.4～1.6 cm。 南北金座。	4期	大仏類型
瓦塔 屋蓋部	慶寺Ⅰ造構外	99	須恵質。 幅1.1 cmの半載竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きに よる結節を施し、離ぎ目長は軒先～離ぎ目約4.7～7.0 cm～離ぎ目約4.5 cm。 隅棒の先端近くに垂木へと貫通する穿孔あり。地垂木・飛體垂木など へらによる切り取り縫を施した後削り出す。 地垂木：長5.5 cm、幅1.3 cm。 飛體垂木：長33～35 cm、幅2.2～16 cm。 隅垂木：幅2.3～3.3 cm。 南北金座。	4期	大仏類型

第14表 仏教系遺物一覧表(4) 瓦塔・瓦堂③ (第30図)

種別	造構	報告番号	手法、形態の特徴	時	屋蓋部類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺I造構外	107	頑忠質。 幅1.2cmの半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具押し引きによる結節を施す。隅棟の先端付近に軒表まで貫通する穿孔あり。垂木はヘラによる切り取り繩を施した後削り出す。 地垂木: 幅約3.5cm、長約1.0cm。 地重木: 幅約1.6cm。 地担垂木: 幅約1.6cm。 木野産。	4期	大仏類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺II造構外	1	頑忠質。 幅10cmの半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具押し引きによる結節を施す。隅棟の先端付近は幅2cm。垂木はヘラによる切り取り繩を施した後削り出す。 地垂木: 幅約3.5cm、長約1.0cm。 地重木: 幅約2.0cm。 地担垂木: 幅約2.0cm。 木野産。	4期	大仏類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺I造構外	106	頑忠質。 幅約1.2cmの半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具押し引きによる結節を施す。軒表ヘラケズリ。 木野産。	4期	大仏類型?
瓦塔 屋蓋部	廃寺I SD2	17	頑忠質。 幅1.5cmの半裁竹管状工具による丸瓦表現。裏面ナデ。中央の穿孔部が一部残存し、ヘラケズリ。 南比金産。	4期	大仏類型?
瓦塔 斗拱部	廃寺II SU1	28	頑忠質。 輪部で、逆凸字型の斗栱表現。 ヘラケズリにより表面を平滑に処理。 木野産。		
瓦塔 初軸部	廃寺I造構外	105	頑忠質。 柱頭表現の突帯部をヘラにより切り取り繩をついた後切り取る。 木野産。		
瓦塔 初軸部	廃寺I SD2	18	頑忠質。 柱頭表現の突帯及び壁面表現箇所は、ヘラによる切り取り後丁寧にナデで表面を平滑に処理。表面ヘラ削り。 木野産。		
瓦塔 初軸部	廃寺I SD2	19	頑忠質。 長押表現の突帯はナデで取りつけられ、その脱落痕がある。長押の上には軒表ヘラケズリされたとされるナデヶヶ痕が残る。裏には接合部と思われるナデヶヶ痕が残り、縱方向にナデされていて。 南比金産。		
瓦塔 斗拱部	廃寺I SD2	20	頑忠質。 ヘラによる成形。初軸部との貼りつけ痕が残る。 南比金産。		
瓦塔 斗拱部	廃寺I SD2	21	頑忠質。 ヘラによる成形。初軸部との貼りつけ痕が残る。 南比金産。		
瓦塔 屋蓋部	廃寺II SK109	17	上御質。 幅約0.6cmの半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦継ぎ目は工具押し引きによる結節を施し、壁表長は軒先-縦ぎ目約20cm。地垂木はヘラ削り出しし、軒先付近の一部が残る。 地垂木: 幅14~20cm。 地重木: 幅約3.0cm。	4-5期	東山類型

第15表 仏教系遺物一覧表（5）瓦塔・瓦堂④（第30図）

種別	造構	報告番号	手法、形態の特徴	時期	屋蓋部類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅰ造構外	114	土師質。 幅約0.8cmの半截竹管状工具による表現。瓦離ぎ日は工具押し引きによる結節を施し、離ぎ日長は軒先～離ぎ日約1.6cm。地垂木は切り取り繩を入れ、ヘラ削り出し。 地垂木：幅約0.9cm	4・5期	東山類型？
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅱ造構外	2	土師質。 幅約0.8cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きによる結節を施し、離ぎ日長は軒先～離ぎ日約1.3～1.6cm。地垂木は切り取り繩を入れ、ヘラ削り出し。 地垂木：幅0.9cm 垂木間：幅23cm	5・6期	上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅱ造構外	4	土師質。 幅約0.6cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。地垂木はヘラ削り出し。 地垂木：幅1.5cm	5・6期	上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺ⅠSD4	11	土師質。 幅約1.0cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きによる結節を施し、離ぎ日長は軒先から2.2cm。地垂木は地垂木のみの表現で、垂木はつけて削り出す。 地垂木：長3.8cm、幅2.0cm	5・6期	上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅱ造構外	3	土師質。 幅約0.8cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きによる結節を施し、離ぎ日長は軒先～離ぎ日約1.9～2.0cm。地垂木は切り取り繩を入れ、ヘラ削り出し。 地垂木：幅1.3cm		東山類型 又は 上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅱ造構外	5	土師質。 幅約0.8cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きによる結節を施し、離ぎ日長は軒先～離ぎ日約2.0cm。地垂木は切り取り繩を入れ、ヘラ削り出し。軒先面に垂糸。 地垂木：幅2.3～2.5cm		東山類型 又は 上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅱ造構外	6	土師質。 幅約0.8cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きによる結節を施し、離ぎ日長は軒先～離ぎ日約2.1cm。		東山類型 又は 上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅱ造構外	9	土師質。 幅約0.8cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。瓦離ぎ日は工具押し引きによる結節を施し、離ぎ日長は軒先～離ぎ日約1.8cm。		東山類型 又は 上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅱ造構外	11	土師質。 幅約0.6cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。隣棟の先端部及び軒先の一筋が残る。隣棟は断面圓角方形。隣垂木はヘラ削り出し。 隣垂木：幅約1.5cm		東山類型 又は 上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺Ⅱ造構外	12	土師質。 幅約0.8cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。隣棟の先端部及び軒先の一筋が残る。隣棟は、先端をへら状工具では直角に斜に切り落とす。隣垂木はヘラ削り出し。 隣垂木：幅約2.0cm		東山類型 又は 上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廃寺ⅡSK31	16	土師質。 幅約0.8cmの半截竹管状工具による丸瓦表現。隣棟の先端部及び軒先の一筋が残る。隣棟は、先端をへら状工具では直角に斜に切り落とす。隣垂木はヘラ削り出し。 隣垂木：幅約1.7cm		東山類型 又は 上西原類型

第 16 表 仏教系遺物一覧表(6) 瓦塔・瓦堂⑤ (第 30 図)

種別	遺構	報告番号	手法、形態の特徴	時 期	屋蓋部類型
瓦塔 屋蓋部	廬寺 I 造構外	113	土師質。 幅約 10 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。瓦頭ぎは工具押し引きによる結節を施し、頭ぎ口長は約 2.1 cm。飛檐栄木の表現はわずかで地糸木のみ。 地糸木：残存長 3.0 cm、幅 1.4 cm。		東山類型 又は 上西原類型
瓦塔 屋蓋部	廬寺 II 造構外	7	土師質。 幅約 0.8 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。		東山類型？ 又は 上西原類型？
瓦塔 屋蓋部	廬寺 II 造構外	8	土師質。 幅約 0.6 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。		東山類型？ 又は 上西原類型？
瓦塔 屋蓋部	廬寺 II 造構外	10	土師質。 幅約 0.8 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。 隣接の基部残る。		東山類型？ 又は 上西原類型？
瓦堂 屋蓋部	廬寺 I 造構外	117	土師質。 幅 0.8 cm の半裁竹管状工具による丸瓦表現。 金堂の表現。		
瓦塔 初軸部	廬寺 II 造構外	13	土師質。 隣接部が残存する部位。 柱部表面の突端部をヘラにより削り出す。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 初軸部	廬寺 II 造構外	14	土師質。 開口部先が残存する部位。 柱部表面の突端部をヘラにより削り出す。柱部に赤彩痕。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 初軸部	廬寺 II 造構外	15	土師質。 柱表現の突端部を貼り付ける。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 初軸部	廬寺 II 造構外	16	土師質。 台輪付と推定される部位。 柱表現の突端部を貼り付ける。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 軸部	廬寺 II 造構外	17	土師質。 二軸より上部の軸部。 内外面へラ削りにより平面を平滑に処理。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 軸部	廬寺 II 造構外	18	土師質。 半舟の部分欠損。 内外面へラ削りにより平面を平滑に処理。内部に粘土根痕。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 初軸部	廬寺 II 造構外	19	土師質。 柱部表現の突端部脱落。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 初軸部	廬寺 II 造構外	20	土師質。 隣柱断面半円形状。外面非常に平滑、内面未調整に近いナデ。 隣柱に赤彩、 粘土板ごく厚。		
瓦塔 初軸部	廬寺 II 造構外	21	土師質。 隣柱の部位。 隣柱断面は直線的に突出した形状。外面ナデ、内面ヘラ削り。隣柱に赤彩。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 初軸部	廬寺 I SII	60	土師質。 開口部先が残存する部位。 柱部表現の突端部をヘラによる切り取り後ナデ。裏面は未調整。 粘土板ごく厚。		
瓦塔 初軸部	廬寺 I 造構外	115	土師質。 斗栱及び台輪部残存。斗栱は凸型。台輪は脱落している箇所が多い。		
瓦塔 初軸部	廬寺 I 造構外	116	土師質。 基壇部。 縁柱部は白彩、上面は赤彩。		
瓦塔 初軸部	廬寺 I SD1	7	土師質。 隣柱及び基壇の表現。 隣柱の縁部及び基壇上面に赤彩。		

それのいずれかと、初軸部・斗拱部（廃寺ⅠSD 2・19～21）及び相輪部（廃寺Ⅰ遺構外・96）が組み合うと推定される。また、屋蓋部（廃寺Ⅰ遺構外・103、104、106、107）と初軸部・斗拱部（廃寺ⅠSD 2・18、廃寺Ⅰ遺構外・105、廃寺ⅡSU 1・28）が組み合うと推定される。

土師質製品では、軸部（廃寺Ⅱ遺構外・17、18）、初軸部（廃寺ⅠSI 3・60、廃寺ⅠSD 1・7、廃寺Ⅰ遺構外・115、廃寺Ⅱ遺構外・13～21）があり、廃寺Ⅰ遺構外・115は初軸部の斗拱・台輪・長押・柱部を残し、廃寺Ⅰ遺構外・116及び廃寺ⅠSD 1・7は初軸の基壇部であり、廃寺Ⅱ遺構外・20、21は初軸部の隅柱部である。また、胎土・焼成・色調から判断すると、①屋蓋部（廃寺Ⅱ遺構外・4、7）と初軸部（廃寺Ⅱ遺構外・13、16）、②屋蓋部（廃寺ⅡSK169・17）と初軸部（廃寺Ⅱ遺構外・20）、③屋蓋部（廃寺Ⅱ遺構外・2）と初軸部（廃寺Ⅱ遺構外・15）、④屋蓋部（廃寺Ⅱ遺構外・12、廃寺ⅠSD 4・11）と軸部（廃寺Ⅱ遺構外・18）、⑤初軸部（廃寺Ⅰ遺構外・115）と軸部（廃寺Ⅱ遺構外・18）が組み合うと推定される。なお、土師質製品では、初軸部の柱や基壇部を赤彩し、同部の壁や基壇部を白彩する資料が認められることから、少なくとも土師質製品の瓦塔は、焼成されたままでなく、赤や白で彩られていたと考えられる。

6 祭祀遺物

西別府祭祀遺跡では、出土土器から7世紀後半から湧泉に対する祭祀行為が始まると考えられ、その祭祀行為の第一段階である7世紀後半の時期は、土器と共に古墳時代以来の伝統的な祭祀具である石製模造品が使われ、その出土状況からその祭祀箇所は狭い範囲であると推定された。また、土鍊については、石製模造品とは異なり、出土箇所が西別府祭祀遺跡の堀内の広範囲に及ぶため、ここでの祭祀の初現から終焉に至るまで長期間にわたり祭祀具として使われたと推定された。ここでは、西別府祭祀遺跡を特徴づける祭祀具として石製模造品及び土鍊の資料を集め、第31～36図に掲載し、第17～27表に一覧にして示した。

石製模造品は、形代の形状が特定できない製品、製作途中の未製品、製作時発生の石材破片も含めると660点余り検出されている。このうち、形状が判別できた形代は297点を数え、種別ごとに挙げると、人形3点、馬形27点、櫛形41点、有線円板形33点、有孔円板形102点、勾玉形40点、剣形51点となる。石製模造品は伴う祭祀の時期は、概ね幡羅遺跡が成立する直前の7世紀第3四半期の初頭から、幡羅遺跡が官衙として整備され、また、全国的に律令制度が整う直前の7世紀末までの時期と推定される。

人形は、第2次調査でのみ検出された形代である。頭部をつくり出すための切り込みを側面の左右に入れ、全面丁寧な研磨が施されている。福岡県沖ノ島祭祀遺跡1号遺跡の、板状あるいは棒状の石材を用い頭部・胴部・脚部を表現しているものや、同遺跡3号遺跡の目や鼻を表現したものと比べると、形態が大きく異なり、単純化された形代である。なお、祭祀I・2、3は一方の切り込みが顕著であることから馬形の可能性も捨てきれない。

馬形は、全て四肢・尾部を作り出さない裸馬を模したものである。また、鞍部を作り出されていないものであり、頭部を作り出して胴部を直線的に作る馬形であり、沖ノ島祭祀遺跡1号遺跡、群馬県吉井町長根羽田倉遺跡2号・3号土器集積で検出された石製馬形や木製馬形に見られる、背部と頸下端部に深い切り込みを入れ全体がS字状になるものは見られない。

形態の特徴は、胴部が直線のもの（祭祀I・4、6、祭祀III・5、10、11、16、19）、胴部の腹部が張り出すもの（祭祀I・5、8～11、49（当初報告では形代不明）、祭祀III・1～4、6～9、12～15、

17, 18)と2分類することができる。また、頭部については、胴部との境、つまり頸下部に切り込みを入れ、視覚的に各部位を明瞭にするもの（祭祀I・4～7、祭祀III・1～9, 12, 14, 16, 17）、胴部との区別が不明瞭で、頭部から胴部へスマーズに移行するもの（祭祀I・8～11、祭祀III・10, 11）に大別できる。なお、祭祀III・9については以前から異論が唱えられており、その形状は馬形ではなく直刀を模し、その柄部分との見方もあるものである。その石材は他の白色の滑石とは異なり褐色を呈し、最も丁寧な仕上げ研磨がなされ、馬の頭部とされる部分が、他の例とは異なり長く、あたかも刀の柄のようである。また、頭部とされる部分は先端が欠損しており詳細は不明であるが、刀の柄頭状を呈し、胴部とされる部分は腹部が刃のように尖り、先端が欠損する刃部のような形状を呈している。ただし、刃部とも考えられる胴部については、尾部に向かってややすばまつていく傾向がみられ、直刀の刃部だとするとやや不自然な形状や長さをもつ印象も否めない。

櫛形は、いずれも横櫛形であり、馬と共に水神に奉げる（供える）ものと考えられている。石製の櫛形は珍しく、本遺跡例や近隣の7世紀前半に比定されている深谷市本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡の資料に見られるだけである。なお、石製櫛形代の原体となったと考えられる木製櫛は、田河道、大溝、井戸跡等、水に関わる場所で出土する例が多数ある。

形態の特徴は、大半を占める肩部に丸みをもたすもの、肩部が角張るもの（祭祀I・15, 56（当初報告では形代不明）、祭祀III・31, 37）と大きく2種類がある。また、ほぼ全体が把握できるものを縦／横の比率でタイプ分けすると、タイプ①(2.0倍以上（祭祀I・12～14, 17）、タイプ②1.5～2.0倍（祭祀III・20, 22, 24）、タイプ③1.5倍以下（祭祀III・21, 35）の3タイプに大別できる。さらに、全体の詳細は不明であるが、傾向から判断できるものについては、祭祀I・15及び祭祀III・30, 31がタイプ①、祭祀III・26がタイプ②に分類されるであろう。なお、タイプ別個体数比については判断が難しいところだが、タイプ②が破片個体も含めて多くを占めるように思われる。

櫛齒を表現する線刻は、非常に繊細な線から、線幅が約1mmとやや粗雑な感じの印象を受けるものまで様々であり、この現象が工具によるものか、作り手によるものかは断定に難しいが、3種類に分類できるであろうか。タイプA：祭祀I・13, 16、祭祀III・20, 22, 23, 28に代表される鋭利な刃物で極細に線刻したもの、タイプB：祭祀III・21, 32に代表されるタイプAよりやや太い印象を受けるもの、タイプC：祭祀I・14、祭祀III・24, 26に代表される約1mm前後のものである。タイプAについては、櫛齒間の間隔が狭く非常に優品の印象を受け、タイプCは櫛齒間の間隔が広く稚拙な印象を受ける。線刻方法も、祭祀I・12、祭祀III・22のように規則正しくほんの直線のものや、祭祀I・14、祭祀III・24のように間隔がまちまちでやや蛇行するものなど様々である。また、石材に対しての刃物の当て方も、祭祀III・25のようにやや深くあてるものや、祭祀III・22のように浅めのあて方のものもある。

なお、櫛齒表現の線刻の順番は、背の上縁に平行して切通し線を先に線刻し、その後これを目印に歯を挽き出しているようである。

有線円板形は、円板の中心から放射状に線刻が伸びる形代を総称し、正に円板状のものから楕円形や不整形なものまで形状は様々である。また、横櫛形代と同様に、本遺跡、本郷前東遺跡及び新屋敷東遺跡に資料が見られるだけである。

形態の特徴は3種類見られ、タイプ①中央穿孔のもの（6点）、タイプ②中央円線刻のもの（2点）、

タイプ③中央で線刻が交差するものである。線刻の本数は個体によりまちまちであるが、タイプ③は比較的規則性をもつ放射状の線刻であり、「十」に「×」が基本である。また、祭祀Ⅰ・28、祭祀Ⅲ・67のように、さらにその間に中央で交差する線または中央までの線を追加するものもある。このタイプ③に規則性があるのは、単純に中央で交差する線刻方法に起因するものであろう。タイプ①のうち穿孔が貫通するものは、線刻の本数が多く、祭祀Ⅲ・55、58のように2条が近接並行している傾向がある。一方、未貫通穿孔のものは、タイプ③のような線刻である。タイプ②については、線刻が1mm幅前後の明瞭なものであり、2点検出されているだけである。なお、本郷前東遺跡B区祭祀跡資料では、タイプ①とタイプ②の融合タイプが1点見られる。

有孔円板形は、従来原体を鏡とし、勾玉、剣と共に古墳時代を通じ使われた祭祀具であり、多くは双孔のものであるが、本遺跡例は全て単孔のものである。本形代は、有線円板形に通じ、線刻を省略したものとも捉えられるであろうか。また、本形代は、西別府祭祀遺跡において、最も出土点数が多い。

形態の特徴は、鏡という原体を考えると、その削には有線円板形ほど円を描くものではなく、大半が梢円形や不整形である。これは、形状には拘らず、円孔が穿たれているという形態に重きを置いたことによるものと推定される。円孔については、祭祀Ⅲ・81、82のような最大径5cm以上の大型品には大きめの円孔（直径5～7mm）が、それ以下のものには、およよ3mm以下の円孔が穿たれている。

勾玉形は、前述のとおり有孔円板、剣と共に古墳時代以来の伝統的な奉獻品である。石製模造品の中で第3位の出土点数があり、有孔円板形・有線円板形、剣形と共に伝統的かつ普遍的な形代として使われた可能性があると考えられる。特徴としては、新屋敷東遺跡資料に見られる縄文時代早期に出現した牙勾玉のような形態のものは見られず、直線的なものは幅が広い寸胴的印象のものである。

形態の特徴は、典型的なC字形（祭祀Ⅰ・47、48、祭祀Ⅲ・166～171、178～181、183～188、190、196～198）とC字形に湾曲せず直線的なもの（祭祀Ⅲ・172～174、193、195、199、200、202）に概ね分類される。祭祀Ⅲ・174、186、187は、頭部から尾部までは同じ幅で作られたものである。また、大きさについては、全体の大きさが判別できたもので、祭祀Ⅰ・48が全長8.1cm、祭祀Ⅲ・171、172が全長6.5cm以上と大型品である。また、祭祀Ⅰ・47、祭祀Ⅲ・168、169は全長3.5cm前後と小型品であり、祭祀Ⅲ・193は推定全長が3.0cmと最も小型品である。なお、成形の特徴として、大多数が両面及び側面を平坦に作るものの、形代ではない勾玉と異なり立体的ではない。ただし、祭祀Ⅲ・174、184、191については、片面は平坦だが、もう一方の面は面取りを施し立体的に仕上げたものである。

剣形は、石製模造品の中で第2位の出土点数があり、前述のとおり有孔円板形・有線円板形、勾玉形と共に伝統的かつ普遍的な形代として使われた可能性があると考えられる。また、古墳時代の石製模造品に見られる典型的な形態である基部側に穿孔を施すのではなく、全て穿孔のない製品である。

形態の特徴は、尖頭器のように切っ先及び基部がすばまるもの（祭祀Ⅰ・18～22、祭祀Ⅲ・204～211、214、217～219、229、231、234、235、238、242）、切っ先だけすばまるもの（祭祀Ⅲ・212、215、216、236、237、239）に概ね分類される。一方、断面形についても、菱形を呈するもの（祭祀Ⅰ・22、祭祀Ⅲ・209、210、212～214、216～218、228）、方形を呈するもの（祭祀Ⅰ・50、51（いずれも当初報告では形代不明）、祭祀Ⅲ・207、221～229、231～236、238、243、244、247）、細身で断面形が円形を呈するもの（祭祀Ⅲ・248、249）など様々である。大きさは、全長が5cm以上、またはそれと推

定される大型品(祭祀I・20、22、祭祀III・204～209、219、237)以外は、概ね3.0～4.5cmに収まるものが大半である。なお、祭祀III・204～208のような優品は全て紡錘形を呈し、丁寧に面取りされ複数の加工面が確認できる。また、典型的な劍を模ったものは、祭祀I・20、22、祭祀III・210、212～214、218、228であり、断面が刃部をつくり出し菱形または三角形を呈する。

攻玉の特徴として、仕上げの研磨が施され丁寧な作りのものと、形割・整形または形削後自然面を生かしたものとに大別され、後者は約30%を占める。この後者例については、劍形の製作工程途中の形削段階、または形削・整形段階の状態を示すものとも考えられ、製品として捉えるには検討の余地がある。

土鍤は、堀内の広範囲で検出され、主に堀の調査区のはば中央から西の最上流部にかけての、距離にして約70mの範囲に検出された。また、形態の特徴から4タイプに分類でき、そのタイプ別の出土状況をみると、タイプ別にまとめて出土している傾向が見られた。これについては、同じタイプのものをまとめて堀に投入した結果であると推定され、そして、その出土点数が214点を数える膨大な量であることから、祭祀具の一つとして重要なものであったと推定される。なお、時期の推定は困難であった。

4タイプの分類は、それぞれの計測値の平均値により分類し、タイプAは、最大長約3.7cm、最大幅約0.9cm、重量約3.2gが平均値であり、形態は管玉のような形をしたものと、両端がすぼまり中段が膨れるものに大別される。タイプBは、最大長約5.5cm、最大幅約1.2cm、重量約8.6gが平均値であり、形態はタイプAと同様に2つの形態が見られ、後者の点数が圧倒的多い。タイプCは、最大長約6.0cm、最大幅約1.7cm、重量約16.9gが平均値であり、タイプA・Bと同様に2つの形態が見られ、やはり後者の点数が圧倒的多い。タイプDは、個々により形態、大きさが異なるため平均値が出せないが、他のタイプとは異なり大きい個体である。それぞれのタイプに該当する個体は、次のとおりである。

タイプAは、祭祀I・2、14～16、19、25～42、57～65、72～90、98～103、112～115、126～143、149～155、165～167、172～175、180～190、193、194、198、199、201～204、206～209、祭祀III・43、44の、118点である。

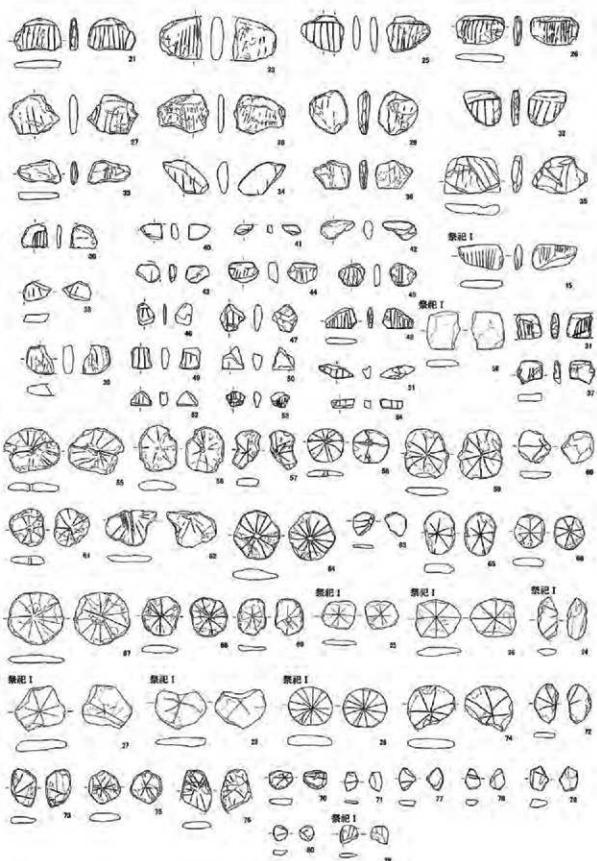
タイプBは、祭祀I・3～5、7、8、10、11、20～23、108、121、122、148、157、159、161～164、171、178、179、197、祭祀III・40～42の、28点である。

タイプCは、祭祀I・1、6、9、12、13、18、24、45～56、66～71、92～97、104～107、109～111、117～120、123～125、144～147、156、158、160、168～170、176、177、191、192、195、196、200、205の、63点である。

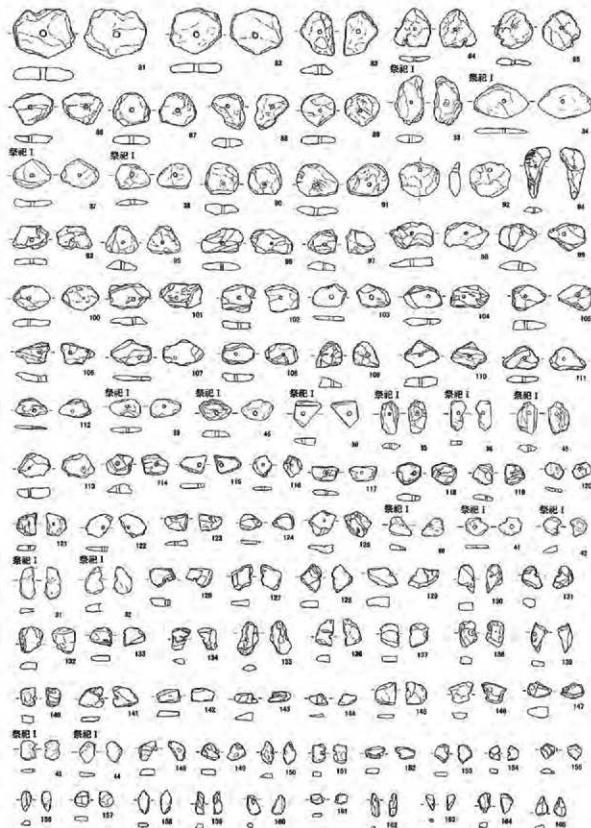
タイプDは、祭祀I・17、43、44、91、116の、5点である。



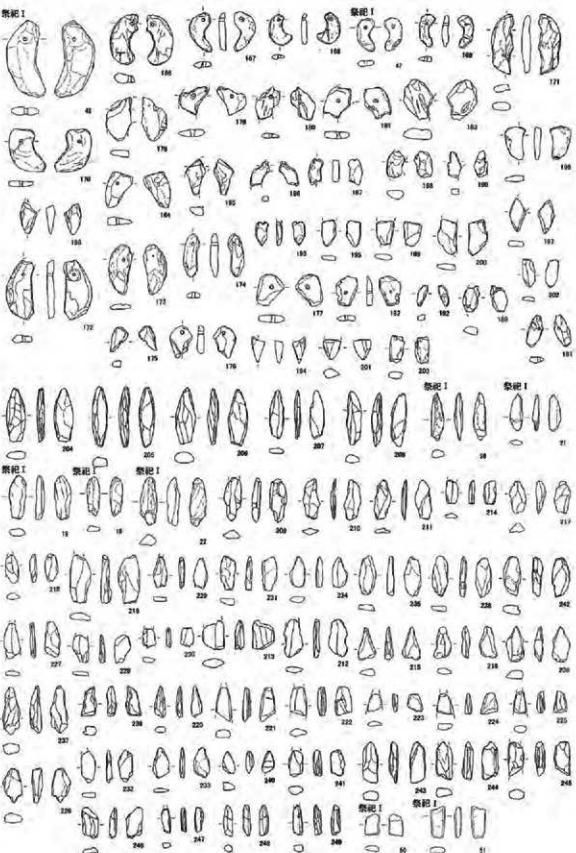
第31図 西別府祭祀遺跡石製模造品集成図(1)



第32図 西別府祭祀遺跡石製模造品集成図(2)



第33図 西別府祭社遺跡石製模造品集成図(3)



第34図 西別府祭祀遺跡石製模造品集成図(4)

第17表 祭祀遺物一覧表（1）石製模造品①（第31図）

分類	遺構	報告番号	最大長(cm)	最大高(cm)	最大幅(cm)	重量(g)	石質	備考
人形	祭祀I	1	6.90	2.60	1.10	332	滑石	完形。
人形	祭祀I	2	—	2.30	0.80	88	滑石	下部欠損。
人形	祭祀I	3	4.30	2.60	0.80	130	滑石	完形。
馬形	祭祀I	4	6.40	1.40	1.10	130	滑石	完形。
馬形	祭祀I	6	5.90	2.70	0.80	182	滑石	完形。
馬形	祭祀Ⅲ	11	2.55	1.94	0.71	54	滑石	頭部のみ残存。
馬形	祭祀I	7	—	1.60	0.50	34	滑石	下部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	5	5.59	2.63	0.87	171	滑石	下部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	10	6.65	2.36	0.84	161	滑石	ほぼ完形。
馬形	祭祀Ⅲ	16	3.79	1.36	0.87	64	滑石	頭部・下部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	19	4.84	1.87	1.05	150	滑石	頭部・胴部の一部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	9	14.26	3.95	2.17	1782	滑石	成形による割り痕多数。傷痕多数。頭部の一部、下部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	1	7.50	2.37	1.10	288	滑石	背部の一部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	2	6.13	2.00	0.93	168	滑石	頭部の一部、背部の一部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	3	6.53	2.30	1.06	210	滑石	ほぼ完形。
馬形	祭祀Ⅲ	4	4.36	2.28	1.10	143	滑石	胴部下半欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	6	5.26	2.75	1.01	213	滑石	頭部の一部、胴部下半欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	7	7.93	3.73	1.25	512	滑石	頭部の一部、下部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	8	5.62	2.11	0.89	170	滑石	頭部の一部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	12	4.37	2.30	1.30	130	滑石	頭部の一部、胴部先端欠損。
馬形	祭祀I	5	6.40	1.70	0.60	138	滑石	完形。
馬形	祭祀I	10	10.50	2.20	1.00	332	滑石	完形。
馬形	祭祀I	9	—	3.50	1.65	880	滑石	下部欠損？
馬形	祭祀I	8	—	2.00	0.90	136	滑石	頭部、頭部、下部欠損。
馬形	祭祀I	11	—	2.65	0.95	214	滑石	頭部、頭部、下部欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	13	4.63	2.27	1.25	200	滑石	両面に割り痕多数。頭部・胴部下半欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	17	5.20	2.02	0.78	120	滑石	頭部・胴部先端欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	14	2.75	1.88	0.78	70	滑石	頭部・胴部下半の大部分欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	15	2.35	1.85	0.75	60	滑石	頭部・胴部の大部分欠損。
馬形	祭祀Ⅲ	18	5.06	2.28	0.88	130	滑石	胴部下半のみ残存。
馬形	祭祀I	49	—	0.95	0.60	40	滑石	胴部の一部残存。
鷹形	祭祀I	12	3.00	7.40	0.90	330	滑石	表面に鷹嘴縦刻23条、裏面に鷹嘴縦刻19条。ほぼ完形。
鷹形	祭祀Ⅲ	20	3.90	7.09	0.85	451	滑石	表面に鷹嘴縦刻13条、裏面に鷹嘴縦刻12条。ほぼ完形。
鷹形	祭祀Ⅲ	24	3.62	5.48	0.89	319	滑石	表面に鷹嘴縦刻6条、裏面に鷹嘴縦刻8条。ほぼ完形（頭部の一部欠損）。
鷹形	祭祀I	13	3.80	7.40	0.80	358	滑石	表面に鷹嘴縦刻17条、裏面に鷹嘴縦刻19条。ほぼ完形。
鷹形	祭祀Ⅲ	22	4.60	6.60	0.91	480	滑石	表面に鷹嘴縦刻13条、裏面に鷹嘴縦刻15条。ほぼ完形（背部の一部欠損）。
鷹形	祭祀I	16	2.85	5.05	0.60	146	滑石	表面に鷹嘴縦刻8条、裏面に鷹嘴縦刻9条。ほぼ完形（端部の一部欠損）。
鷹形	祭祀I	17	2.50	6.70	0.70	226	滑石	表面に鷹嘴縦刻11条、裏面に鷹嘴縦刻16条。完形。
鷹形	祭祀I	14	3.00	5.70	1.10	306	滑石	表面に鷹嘴縦刻8条、裏面に鷹嘴縦刻10条。一部欠損（鷹嘴部の一部欠損）。

第18表 祭祀遺物一覧表(2)石製模造品②(第32図)

分類	遺構	報告番号	最大H(cm)	最大W(cm)	最大L(cm)	重量(g)	石質	備考
彫形	祭祀壇	21	350	5.06	0.82	24.3	滑石	両面に彫痕線刻8条。ほぼ完形。
彫形	祭祀壇	23	4.60	4.60	1.33	45.9	滑石	表面に彫痕線刻7条、表面に彫痕線刻5条。半分欠損。
彫形	祭祀壇	25	3.80	4.65	0.73	19.9	滑石	表面に彫痕線刻6条、表面に彫痕線刻7条。半分欠損?
彫形	祭祀壇	26	3.10	5.24	0.84	22.3	滑石	表面に彫痕線刻9条、表面に彫痕線刻13条。南面部・一方端の一部欠損。
彫形	祭祀壇	27	4.20	5.40	0.90	28.7	滑石	表面に彫痕線刻4条、表面に彫痕線刻7条。両端大欠損。
彫形	祭祀壇	28	4.20	5.50	0.80	24.5	滑石	両面に彫痕線刻12条。両端・両部欠損。
彫形	祭祀壇	29	4.60	4.10	1.23	33.4	滑石	表面に彫痕線刻3条、表面に彫痕線刻4条。半分以上欠損(一方端欠損)。
彫形	祭祀壇	32	3.75	4.00	0.81	21.5	滑石	両面に彫痕線刻4条。南端の一部残存。半分以上欠損(一方端欠損)。
彫形	祭祀壇	33	2.44	4.06	0.78	12.5	滑石	片面に彫痕線刻4条。背面・一方端の一部残存。
彫形	祭祀壇	34	3.73	5.02	1.18	23.0	滑石	表面に彫痕線刻3条。半分以上欠損(背面～一方端残存)。
彫形	祭祀壇	36	3.06	4.00	0.82	14.6	滑石	表面に彫痕線刻4条。表面に彫痕線刻5条。一方端付近のみ残存。
彫形	祭祀壇	35	3.91	3.95	1.05	31.0	滑石	表面に彫痕線刻4条、表面に彫痕線刻2条。両面に割り込み状の劣れい有り。手が残存?
彫形	祭祀壇	30	2.60	2.75	0.42	4.9	滑石	片面に彫痕線刻5条。半分以上欠損(一方端付近のみ残存)。
彫形	祭祀壇	38	2.97	1.98	0.95	7.0	滑石	両面に彫痕線刻3条。背面・一方端の一部残存。
彫形	祭祀壇	39	3.10	2.90	1.13	15.0	滑石	両面に彫痕線刻3条。背面・一方端の一部残存。
彫形	祭祀壇	40	1.67	2.21	0.68	4.0	滑石	肩部の一部のみ残存。
彫形	祭祀壇	41	1.10	1.89	0.57	1.0	滑石	ごく一部残存。
彫形	祭祀壇	42	2.00	3.67	0.83	7.0	滑石	背部の一部のみ残存。
彫形	祭祀壇	43	1.86	2.55	0.76	5.0	滑石	片面に彫痕線刻1条。一方端の一部のみ残存。
彫形	祭祀壇	44	2.20	3.13	0.96	11.0	滑石	表面に彫痕線刻5条、表面に彫痕線刻7条。南面部の一部のみ残存。
彫形	祭祀壇	45	2.40	2.75	0.60	6.3	滑石	表面に彫痕線刻5条、表面に彫痕線刻3条。大部分欠損(南端の一部のみ残存)。
彫形	祭祀壇	46	2.25	1.70	0.30	1.0	滑石	片面に彫痕線刻2条。ごく一部残存(一方面は全体が削離)。
彫形	祭祀壇	47	2.80	2.64	0.82	6.6	滑石	片面に彫痕線刻3条。南端の一部残存。
彫形	祭祀壇	48	2.17	3.26	0.66	6.8	滑石	両面に彫痕線刻8条。南端・一方端の一部残存。
彫形	祭祀壇	49	2.33	2.13	0.78	6.6	滑石	両面に彫痕線刻2条。南端の一部残存。
彫形	祭祀壇	50	2.34	2.25	0.95	5.0	滑石	片面に彫痕線刻1条。南端の一部のみ残存。
彫形	祭祀壇	51	1.40	3.77	1.03	3.4	滑石	表面に彫痕線刻4条。表面に彫痕線刻3条。南面部の一部のみ残存。
彫形	祭祀壇	52	1.48	2.20	0.75	3.0	滑石	片面に彫痕線刻3条。南端の一部のみ残存。
彫形	祭祀壇	53	1.59	1.91	0.77	2.7	滑石	両面に彫痕線刻4条。南端の一部残存。
彫形	祭祀壇	54	0.92	2.30	0.66	2.6	滑石	表面に彫痕線刻3条。表面に彫痕線刻2条。南端の一部残存。
彫形	祭祀壇	15	2.65	—	0.85	14.6	滑石	表面に彫痕線刻10条。表面に彫痕線刻13条。一部の彫痕線刻が背面まで至る。半分欠損。
彫形	祭祀壇	56	4.10	—	0.75	19.2	滑石	片面に彫痕線刻3条?少々前に確認できる。 一方端の一部残存。
彫形	祭祀壇	31	2.66	2.56	0.83	11.0	滑石	両面に彫痕線刻6条。一方端付近のみ残存。

第19表 祭祀遺物一覽表(3) 石製模造品③ (第32・33図)

分類	遺構	報告番号	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大高(cm)	重量(g)	石質	備考
獅形	祭祀壇	37	2.32	2.75	0.75	7.7	滑石	片面に脚面線刻3条。背部・一方端の一部残存。
有縫円板形	祭祀壇	55	5.00	5.90	1.00	39.1	滑石	両面に中央の穿孔から放射状線刻。一部欠損。
有縫円板形	祭祀壇	56	4.90	4.00	1.10	34.2	滑石	両面に中央の点線刻から放射状線刻。一部欠損。
有縫円板形	祭祀壇	57	4.20	3.00	0.90	15.7	滑石	表面に中央の点線刻から放射状線刻。約60～70%残存。
有縫円板形	祭祀壇	58	3.50	3.80	0.70	13.6	滑石	片面に中央の穿孔から放射状線刻。(ほぼ完形)。
有縫円板形	祭祀壇	59	5.30	4.70	0.90	37.0	滑石	両面に中央の点線刻から放射状線刻。もう一方は調査?約70%残存。
有縫円板形	祭祀壇	60	3.28	3.43	0.67	5.0	片岩系	片面に中央で交差する放射状線刻。
有縫円板形	祭祀壇	61	4.00	3.80	1.00	20.2	滑石	片面に中央の穿孔から放射状線刻。一部欠損。
有縫円板形	祭祀壇	62	3.80	3.40	0.70	20.4	滑石	中央で交差する放射状線刻。片面に刃物傷?2条有り。約半分欠損。
有縫円板形	祭祀壇	64	5.30	4.90	1.10	41.9	滑石	両面に中央の円錐形から放射状線刻。ほぼ完形。
有縫円板形	祭祀壇	63	2.40	2.00	0.31	2.4	滑石	片面に中央の円錐形から放射状線刻。もう一方は調査?一部残存。
有縫円板形	祭祀壇	65	4.60	3.40	1.00	26.1	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。約80%残存。
有縫円板形	祭祀壇	66	3.60	3.20	0.90	17.1	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。ほぼ完形。
有縫円板形	祭祀壇	67	5.60	6.00	0.90	45.3	片岩系	片面に中央で交差する放射状線刻。(ほぼ完形)。
有縫円板形	祭祀壇	68	4.20	4.10	0.90	22.2	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。一部欠損。
有縫円板形	祭祀壇	69	3.90	3.00	0.70	13.2	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。一部欠損。
有縫円板形	祭祀壇	75	2.00	3.35	0.55	8.7	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。完形。
有縫円板形	祭祀壇	26	4.60	4.00	0.90	25.2	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。完形。
有縫円板形	祭祀壇	24	—	—	0.70	8.7	滑石	片面に放射状線刻(3条)。約50%残存。
有縫円板形	祭祀壇	27	—	5.30	1.10	35.4	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。一部欠損。
有縫円板形	祭祀壇	23	—	5.30	1.00	28.8	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。一部欠損。
有縫円板形	祭祀壇	28	4.00	4.6	1.10	34.2	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。完形。
有縫円板形	祭祀壇	74	4.70	5.10	1.00	37.1	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。約60%残存。
有縫円板形	祭祀壇	72	4.20	2.50	0.50	9.4	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。約半分欠損。
有縫円板形	祭祀壇	73	4.10	2.70	0.80	11.7	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。半分以上欠損。
有縫円板形	祭祀壇	75	3.50	3.40	0.90	15.2	滑石	中央で交差する放射状線刻。ほぼ完形。
有縫円板形	祭祀壇	76	4.50	3.20	0.90	17.8	滑石	片面に放射状線刻。約70%残存?
有縫円板形	祭祀壇	70	1.94	2.40	0.71	4.7	滑石	片面に中央で交差する放射状線刻。もう一方に縫刻(1条)。一部残存(中央部分付近)。
有縫円板形	祭祀壇	71	2.01	1.38	0.65	5.0	滑石	片面に放射状線刻(2条)。もう一方は調査?一部残存。
有縫円板形	祭祀壇	77	2.40	1.76	0.60	3.4	滑石	片面に放射状線刻(1条)。一部残存。
有縫円板形	祭祀壇	78	2.18	1.59	1.19	10.0	滑石	片面に縫刻(2条)。一部残存。
有縫円板形	祭祀壇	79	2.58	1.93	0.89	5.4	滑石	片面に放射状線刻(1条)。一部残存。
有縫円板形	祭祀壇	80	1.65	1.52	0.87	3.0	滑石	両面に放射状線刻。一部残存。
有縫円板形	祭祀壇	29	—	—	0.45	2.5	滑石	両面に放射状線刻。一部残存。
有孔円板形	祭祀壇	81	5.40	6.60	1.50	76.5	滑石	大型品。両面穿孔。一部欠損。
有孔円板形	祭祀壇	82	5.00	5.60	1.20	47.6	滑石	大型品。両面穿孔。約70%残存?
有孔円板形	祭祀壇	83	4.80	3.70	1.10	24.2	滑石	片側穿孔。両面調査。一部欠損。

第 20 表 祭祀遺物一覽表(4) 石製模造品④ (第 33 図)

分類	道構	報告番号	最大長(cm)	最大幅(cm)	重量(g)	石質	備考
有孔円板形	祭祀Ⅲ	84	4.20	3.90	0.70	13.3	滑石 両面削離。一部欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	85	4.20	4.10	0.80	15.1	滑石 片側穿孔。両面削離。約70%残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	86	3.40	4.30	1.10	15.8	滑石 両面削離。周辺欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	87	3.60	4.00	1.00	22.4	滑石 両側穿孔。はざみ形。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	88	3.95	3.50	0.90	16.0	滑石 半分以上残存。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	33	5.40	3.10	0.85	21.6	滑石 両側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	34	3.55	3.80	0.55	16.8	滑石 両側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	37	3.05	3.80	0.80	11.8	滑石 片側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	38	2.70	3.60	0.60	9.1	滑石 片側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	90	3.40	3.60	1.50	23.4	滑石 一部欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	91	3.50	4.30	1.10	24.7	滑石 両側穿孔？一部欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	92	3.80	4.50	1.40	26.8	滑石 半分以上残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	94	5.62	2.84	0.87	9.8	滑石 片側穿孔。一面削離。刃物傷多い。勾玉形の可能性有り。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	93	2.53	3.51	0.71	8.7	滑石 両側穿孔？両面削離。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	95	3.04	3.46	1.11	13.2	滑石 片側穿孔。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	96	2.67	4.68	0.95	15.4	滑石 半分以上残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	97	2.75	3.21	1.02	10.0	滑石 片側穿孔。半分以上欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	98	2.83	4.70	0.91	15.6	滑石 片側穿孔。剥離多い。半分以上残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	99	3.05	4.00	1.03	13.5	滑石 片側穿孔。半分以上残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	100	2.75	4.05	0.71	9.5	滑石 片側穿孔。両面削離。半分以上残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	101	2.70	4.46	0.93	14.1	滑石 片側穿孔。半分以上残存？
有孔円板形	祭祀Ⅲ	102	2.99	3.67	0.92	12.1	滑石 片側穿孔。半分以上残存？
有孔円板形	祭祀Ⅲ	103	2.43	3.79	0.45	5.8	滑石 片側穿孔。両面削離？一部欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	104	2.47	4.20	0.85	11.0	滑石 一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	105	2.70	3.60	0.98	11.8	滑石 片側穿孔。半分以上残存？
有孔円板形	祭祀Ⅲ	106	2.26	3.30	0.83	7.5	滑石 片側穿孔。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	107	2.75	4.37	0.70	8.8	滑石 両面削離。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	108	2.25	3.54	0.84	9.2	滑石 片側穿孔。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	109	2.65	3.29	1.28	9.7	滑石 中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	110	2.88	3.77	1.22	11.8	滑石 片側穿孔。剥離多い。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	111	2.49	3.90	0.75	8.4	滑石 片側穿孔。半分以上残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	112	1.93	3.44	0.40	2.6	滑石 片側穿孔。一面削離。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	39	1.90	3.20	0.60	5.2	滑石 片側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	46	2.20	2.30	0.65	6.7	滑石 片側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	30	2.70	2.80	0.80	7.8	滑石 三角形状。両側穿孔。片面に線刻(1条)。一部欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	35	3.60	1.80	0.70	6.0	滑石 片側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	36	3.20	1.65	0.50	3.2	滑石 片側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	45	3.30	2.10	0.80	6.8	滑石 片側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	113	2.56	3.56	1.23	13.5	滑石 片側穿孔。半分以上残存？

第21表 祭祀遺物一覽表(5) 石製模造品(5) (第33図)

分類	道 横	報告番号	最大長(cm)	最大幅(cm)	重量(g)	石 質	備考
有孔円板形	祭祀Ⅲ	114	2.21	2.05	1.14	8.0	滑石 両側穿孔。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	115	2.02	2.67	0.55	4.0	滑石 中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	116	2.28	2.06	0.49	2.4	滑石 中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	117	1.60	2.93	0.58	3.9	滑石 片側穿孔。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	118	2.23	2.65	0.71	6.0	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	119	2.24	2.20	0.62	3.9	滑石 片側穿孔。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	120	1.55	2.07	0.45	1.8	滑石 片側穿孔。中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	121	2.44	2.12	0.65	4.9	滑石 中央付近残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	122	2.67	2.91	0.43	4.0	滑石 両側穿孔。半分以上欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	123	1.77	2.41	0.61	2.8	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	124	1.71	2.32	0.44	2.1	滑石 一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	125	2.90	2.38	0.91	6.8	滑石 片側穿孔。穿孔途中(深さ2mm)の未製品。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	40	1.95	—	0.55	3.1	滑石 片側穿孔。一部欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	41	1.90	2.40	0.35	2.1	滑石 片側穿孔。完形。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	42	2.10	—	0.60	2.6	滑石 片側穿孔。約50%残存?
有孔円板形	祭祀Ⅰ	31	—	—	0.50	3.7	滑石 両側穿孔。約50%残存?
有孔円板形	祭祀Ⅰ	32	—	2.80	0.80	6.3	滑石 両側穿孔。約50%残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	126	1.97	2.57	0.87	6.0	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	127	2.67	2.29	0.63	4.7	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	128	2.99	2.13	0.60	5.8	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	129	2.11	3.42	1.20	10.0	滑石 片側穿孔。勾玉形の頭部の可能性有り。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	130	3.17	1.70	0.81	5.3	滑石 片側穿孔。一方面に未貫通の穿孔有り。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	131	2.58	1.85	0.96	5.2	滑石 両側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	132	2.61	2.86	0.90	8.5	滑石 片側穿孔。半分以上欠損。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	133	1.84	2.33	0.64	4.4	滑石 一部残存。勾玉形の頭部の可能性有り。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	134	2.26	2.03	0.61	3.3	滑石 両側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	135	3.66	1.98	0.65	5.1	滑石 木製品の可能性有り。一部残存(周囲欠損)。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	136	2.86	1.77	0.80	5.7	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	137	2.62	1.95	0.67	4.8	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	138	2.65	1.90	0.86	5.2	滑石 片側穿孔。一方面に穿孔途中と思われる痕跡有り。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	139	3.15	1.42	0.62	3.1	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	140	2.07	1.60	0.79	3.2	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	141	2.23	2.72	0.55	3.9	滑石 一面削溜? 一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	142	1.41	2.48	0.56	3.2	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	143	1.10	2.58	0.93	2.9	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	144	1.19	2.10	0.29	0.8	滑石 片側穿孔? 一方面剥離。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	145	2.49	2.24	0.44	3.5	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	146	2.10	2.70	0.60	3.7	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅲ	147	1.75	2.55	1.16	5.4	滑石 両側穿孔。一部残存。
有孔円板形	祭祀Ⅰ	43	2.10	—	0.35	1.8	滑石 片側穿孔。約50%残存。

第 22 表 祭祀遺物一覽表（6）石製模造品⑥（第 33・34 図）

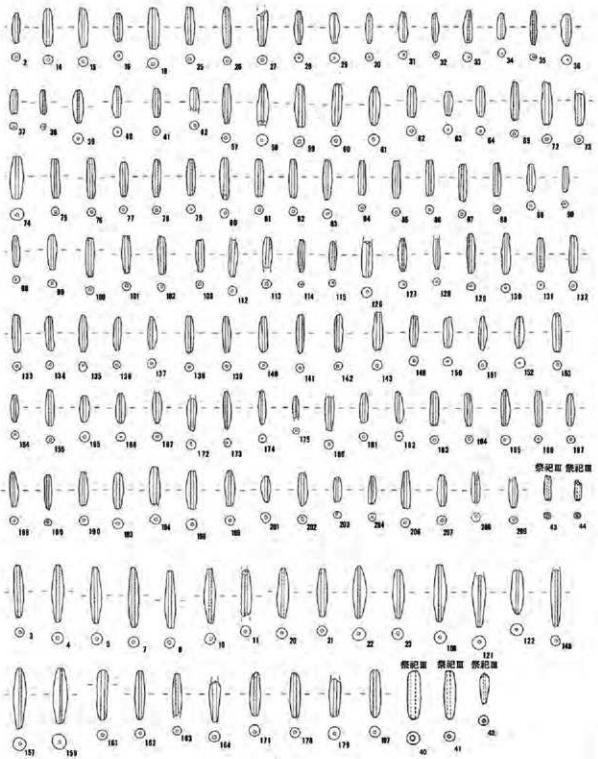
分類	道構	報告番号	最大長(cm)	最大幅(cm)	重量(g)	石質	備考
有孔円板形 祭祀Ⅰ	祭祀Ⅰ	44	2.30	—	0.50	2.5	滑石 片側穿孔。約50%残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	148	2.12	2.04	0.65	2.8	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	149	1.56	2.01	0.65	2.8	滑石 一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	150	2.42	1.32	0.53	2.1	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	151	1.92	1.46	0.50	2.1	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	152	1.26	2.16	0.58	2.0	滑石 一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	153	1.98	1.55	0.48	1.8	滑石 軽微穿孔？一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	154	1.53	1.16	0.50	1.1	滑石 片側穿孔？一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	155	1.70	1.50	0.49	1.2	滑石 一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	156	2.14	1.50	0.50	1.4	滑石 一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	157	1.65	1.50	0.52	1.7	滑石 一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	158	2.48	1.27	0.44	1.9	滑石 一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	159	2.44	0.89	0.51	1.4	滑石 一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	160	2.10	1.21	0.56	2.0	滑石 片側穿孔。穿孔2か所。一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	161	1.08	1.35	0.34	0.6	滑石 一方面剥離。一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	162	2.52	0.87	0.54	1.6	滑石 軽微穿孔？一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	163	1.75	0.82	0.32	0.6	滑石 片側穿孔？一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	164	2.18	1.22	0.61	1.9	滑石 片側穿孔。一部残存。
有孔円板形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	165	2.14	1.26	0.49	1.6	滑石 片側穿孔。一部残存。
勾玉形 祭祀Ⅰ	祭祀Ⅰ	48	8.10	3.30	0.90	53.5	滑石 大型品。両側穿孔。完形。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	166	5.50	2.90	1.10	21.9	滑石 両側穿孔。両面剥離多い。頭部の一部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	167	4.40	2.40	0.70	9.6	滑石 片側穿孔。一方面に未貫通の穿孔1か所有り。ほぼ完形。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	168	3.43	2.50	0.55	6.5	滑石 ほぼ完形。
勾玉形 祭祀Ⅰ	祭祀Ⅰ	47	3.50	1.80	0.60	5.9	滑石 両側穿孔。完形。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	169	3.60	1.70	0.70	5.1	滑石 片側穿孔。ほぼ完形。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	171	6.50	2.40	1.00	22.1	滑石 片側穿孔。両面に一部剥離有り。頭部の大部分欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	170	4.70	4.10	0.70	18.2	滑石 両側穿孔。両面剥離多い。頭部の一部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	178	4.84	2.78	0.76	13.4	滑石 両側穿孔。頭部・下半部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	179	2.70	3.52	0.83	9.0	滑石 両側穿孔。頭部の一部、尾部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	180	3.53	2.60	0.56	4.8	滑石 片側穿孔。両面剥離。頭部の一部、尾部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	181	3.48	2.65	0.79	11.5	滑石 両側穿孔。頭部の一部、尾部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	183	4.45	3.10	1.17	20.8	滑石 頭部の一部、下半部部分欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	184	4.01	2.65	0.86	10.6	滑石 片側穿孔。一方面剥離。頭部の一部、尾部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	185	3.97	2.08	0.75	6.9	滑石 頭部、尾部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	186	2.63	2.19	0.59	3.6	滑石 片側穿孔。頭部・尾部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	187	2.87	1.50	0.73	4.8	滑石 片側穿孔。頭部・尾部欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	188	2.97	1.92	0.89	6.8	滑石 両面剥離。頭部・尾部の大部部分欠損。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	190	2.89	1.50	0.62	3.2	滑石 片側穿孔。一部残存。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	196	3.05	2.34	0.66	7.5	滑石 尾部のみ残存。
勾玉形 祭祀Ⅲ	祭祀Ⅲ	197	3.71	1.81	0.87	6.0	滑石 尾部のみ残存。

第23表 祭祀遺物一覧表(7) 石製模造品(7) (第34図)

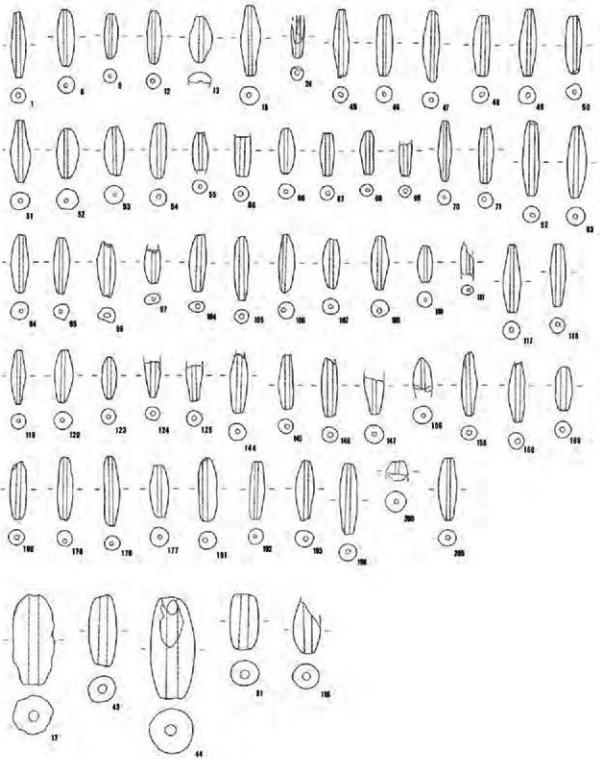
分類	遺構	報告番号	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大高(cm)	重量(g)	石質	備考
勾玉形	祭祀壇	198	3.45	1.84	0.93	6.0	滑石	尾部の先端のみ残存。
勾玉形	祭祀壇	172	6.58	3.10	0.97	24.6	滑石	片側穿孔。頭部の一部、尾部先端欠損。
勾玉形	祭祀壇	173	5.54	2.32	0.60	10.1	滑石	勾玉未製品。両面とも穿孔途中で反対の位置がずれる。尾部の一部欠損。
勾玉形	祭祀壇	174	4.75	1.61	0.80	7.8	滑石	片側穿孔。頭部・尾部の一部欠損。
勾玉形	祭祀壇	175	2.88	1.66	0.73	4.2	滑石	片側穿孔。頭部の一部残存。
勾玉形	祭祀壇	176	3.61	2.32	0.76	8.6	滑石	両側穿孔。頭部の一部、尾部欠損。
勾玉形	祭祀壇	193	2.57	1.32	0.62	3.4	滑石	両側穿孔。頭部欠損。
勾玉形	祭祀壇	195	2.89	1.57	0.44	4.0	滑石	尾部のみ残存。
勾玉形	祭祀壇	199	2.59	1.93	0.65	5.0	滑石	上半・尾部の一部欠損。
勾玉形	祭祀壇	200	3.99	2.10	0.70	8.0	滑石	頭部欠損。
勾玉形	祭祀壇	202	3.05	1.31	0.47	3.0	滑石	下半残存。
勾玉形	祭祀壇	177	3.56	2.71	0.85	10.9	滑石	両側穿孔。頭部の一部、下半欠損。
勾玉形	祭祀壇	182	3.24	2.23	0.62	6.2	滑石	片側穿孔。頭部の一部、下半欠損。
勾玉形	祭祀壇	192	2.36	0.89	0.56	1.5	滑石	頭部の一部残存。
勾玉形	祭祀壇	189	2.84	1.63	0.80	5.7	滑石	片側穿孔。頭部付近のみ残存。
勾玉形	祭祀壇	191	3.46	1.89	0.67	4.6	滑石	片側穿孔。頭部・尾部の一部欠損。
勾玉形	祭祀壇	194	2.81	1.42	0.87	4.0	滑石	下半部のみ残存。
勾玉形	祭祀壇	201	2.20	1.86	0.95	5.0	滑石	尾部の先端のみ残存。
勾玉形	祭祀壇	203	2.98	1.52	0.74	5.2	滑石	一部残存。
劍形	祭祀壇	204	5.82	2.05	0.83	14.6	滑石	全面丁寧に加工。基部の一部欠損。
劍形	祭祀壇	205	6.62	1.63	1.07	17.4	滑石	全面丁寧に加工。ほぼ完形。
劍形	祭祀壇	206	6.15	2.10	1.15	17.6	滑石	加工痕跡が不明瞭で自然面を利用。基部の一部欠損。
劍形	祭祀壇	207	5.28	1.53	0.60	6.3	滑石	全面丁寧に加工。基部の一部欠損。
劍形	祭祀壇	208	5.81	1.58	1.13	12.4	滑石	一部欠損。
劍形	祭祀I	20	5.20	1.40	0.85	7.8	滑石	全面丁寧に加工。完形。
劍形	祭祀I	21	4.00	1.30	0.50	3.9	滑石	完形。
劍形	祭祀I	19	4.80	1.90	0.80	11.2	滑石	片面は自然面を利用？ 完形。
劍形	祭祀I	18	4.40	1.40	0.70	5.2	滑石	片面は自然面を利用？ 完形。
劍形	祭祀I	22	5.30	1.85	1.10	14.0	滑石	加工痕跡が不明瞭で自然面を利用。完形。
劍形	祭祀I	209	4.78	1.86	0.87	8.9	滑石	切先、基部の一部欠損。
劍形	祭祀I	210	4.42	1.92	0.66	4.7	滑石	全面削離面のまま。
劍形	祭祀I	211	4.34	1.68	0.55	4.5	滑石	全面削離面のまま、基部の一部欠損。
劍形	祭祀I	214	2.53	1.27	0.63	2.5	滑石	全面削離面のまま、切先欠損。
劍形	祭祀I	217	3.54	1.85	0.95	5.9	滑石	全面削離面のまま、切先先端、基部欠損。
劍形	祭祀I	218	3.09	1.41	0.79	4.0	滑石	切先の一部、基部欠損。
劍形	祭祀I	219	5.38	2.31	1.05	15.6	滑石	全面削離面のまま、切先の先端、基部の一部欠損。
劍形	祭祀I	229	3.40	1.50	0.65	4.0	滑石	全面削離面のまま、切先の先端、基部欠損。
劍形	祭祀I	231	3.75	1.63	0.71	6.1	滑石	基部の一部削離。切先欠損。
劍形	祭祀I	234	3.30	1.64	0.67	4.7	滑石	切先欠損。
劍形	祭祀I	235	4.34	1.81	0.71	7.3	滑石	全面削離面のまま、切先、基部の一部欠損。

第24表 祭祀遺物一覧表(8)石製模造品(8)(第34図)

分類	遺構	報告番号	最大長[cm]	最大幅[cm]	最大厚[cm]	重量[g]	石質	備考
劍形	祭祀Ⅲ	238	4.39	1.70	0.67	6.8	滑石	剥離面のまま。切先・基部の一部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	242	4.27	2.01	1.07	11.5	滑石	切先の先端部、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	227	3.84	1.70	0.57	5.1	滑石	切先の一部、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	228	3.14	1.74	0.60	3.6	滑石	切先・基部の一部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	230	2.12	1.41	0.51	2.3	滑石	切先・基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	213	3.20	2.35	1.00	8.9	滑石	全面剥離面のまま。切先・基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	212	4.10	1.95	0.61	7.1	滑石	剥離面のまま? 切先・基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	215	3.54	1.89	0.85	5.2	滑石	刃部は丁寧に加工。一方面は剥離面のまま。基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	216	3.37	1.95	0.77	5.5	滑石	基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	236	3.89	1.86	1.00	8.6	滑石	基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	237	5.16	1.89	1.27	13.5	滑石	全面剥離面のまま。基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	239	3.28	1.65	1.02	7.2	滑石	基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	220	3.40	1.21	0.65	3.3	滑石	全面丁寧に加工。基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	221	3.68	1.63	0.84	7.1	滑石	全面丁寧に加工。切先の一部、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	222	3.09	1.77	0.84	6.6	滑石	切先の一部、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	223	1.93	1.64	0.58	2.6	滑石	切先の先端、下半欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	224	2.28	1.85	0.77	4.2	滑石	切先の先端、下半欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	225	2.40	1.44	0.78	3.6	滑石	全面丁寧に加工。切先の一部、下半欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	226	3.92	2.10	1.11	11.2	滑石	切先の先端部、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	232	3.51	1.57	0.63	4.5	滑石	全面丁寧に加工。(1面剥離面のまま?)。切先の先端、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	233	3.23	1.75	0.49	3.5	滑石	一方面は剥離面のまま。切先先端、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	240	2.32	1.39	0.85	2.9	滑石	切先の一部のみ残存。
劍形	祭祀Ⅲ	241	2.78	1.56	0.84	5.3	滑石	切先・基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	243	4.55	1.65	0.97	10.9	滑石	全面丁寧に加工。切先の一部、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	244	4.18	1.75	1.00	10.6	滑石	丁寧に加工。一部剥離面のまま。切先・基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	245	3.77	1.66	1.10	9.0	滑石	切先・基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	246	3.40	1.80	0.66	5.3	滑石	全面剥離面のまま。切先・基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	247	2.66	0.95	0.55	2.2	滑石	全面丁寧に加工。切先・基部の一部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	248	3.35	0.95	0.81	3.9	滑石	全面丁寧に加工。切先の一部、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅲ	249	3.28	1.01	0.84	4.0	滑石	全面丁寧に加工。切先の一部、基部欠損。
劍形	祭祀Ⅰ	50	—	1.60	0.60	3.4	滑石	全面丁寧に加工。切先・下半欠損。
劍形	祭祀Ⅰ	51	—	1.55	0.65	6.9	滑石	全面丁寧に加工。切先・基部欠損。



第35図 西別府祭祀遺跡土鐘集成図(1)



第36図 西別府祭祀遺跡土錐集成図(2)

第25表 祭祀遺物一覧表（9）土鏡①（第35図）

形態	道構	報告番号	最大径(cm)	最大幅(cm)	重量(g)	備考
タイプA	祭祀I	2	3.20	0.90	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	14	4.00	1.00	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	15	4.20	1.00	6.0	完形。
タイプA	祭祀I	16	3.00	1.00	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	18	7.40	2.10	28.0	完形。
タイプA	祭祀I	19	4.40	1.20	9.0	完形。
タイプA	祭祀I	25	4.10	1.05	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	26	4.45	0.90	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	27	—	1.15	—	半分欠損。
タイプA	祭祀I	28	3.55	1.00	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	29	3.20	1.05	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	30	3.20	0.80	3.0	完形。
タイプA	祭祀I	31	3.20	0.95	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	32	3.20	0.75	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	33	3.50	1.00	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	34	2.80	0.90	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	35	3.70	0.70	1.0	完形。
タイプA	祭祀I	36	3.40	1.15	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	37	2.60	0.80	3.0	完形。
タイプA	祭祀I	38	2.65	0.65	1.0	完形。
タイプA	祭祀I	39	3.50	1.15	6.0	完形。
タイプA	祭祀I	40	3.35	0.90	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	41	3.10	0.90	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	42	—	1.00	—	半分欠損。
タイプA	祭祀I	57	4.20	0.90	3.0	完形。
タイプA	祭祀I	58	—	1.20	—	半分欠損。
タイプA	祭祀I	59	4.50	1.10	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	60	4.60	1.10	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	61	4.20	1.30	5.0	完形。
タイプA	祭祀I	62	3.30	1.00	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	63	2.60	1.00	2.0	完形。
タイプA	祭祀I	64	3.20	0.90	2.0	完形。
タイプA	祭祀I	65	4.20	0.90	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	72	4.65	1.10	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	73	—	1.05	—	半分欠損。
タイプA	祭祀I	74	4.60	1.40	8.0	完形。
タイプA	祭祀I	75	4.20	0.90	3.0	完形。
タイプA	祭祀I	76	4.30	0.99	4.0	完形。
タイプA	祭祀I	77	3.70	0.80	3.0	完形。
タイプA	祭祀I	78	4.00	0.85	3.0	完形。
タイプA	祭祀I	79	3.90	0.90	3.0	完形。

第 26 表 祭祀遺物一覽表 (10) 土鍤② (第 35・36 図)

形	態	種	構	報告番号	最大高(cm)	最大幅(cm)	重量(g)	備考	形	態	種	構	報告番号	最大高(cm)	最大幅(cm)	重量(g)	備考						
タイプA	祭祀I	151	370	100	20	—	完形。	タイプB	祭祀I	8	610	110	10.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	152	340	110	30	—	完形。	タイプB	祭祀I	10	590	130	9.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	153	410	100	40	—	完形。	タイプB	祭祀I	11	—	110	—	—	両端欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	154	300	090	20	—	完形。	タイプB	祭祀I	20	530	130	10.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	155	390	090	30	—	完形。	タイプB	祭祀I	21	520	105	8.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	165	280	110	20	—	完形。	タイプB	祭祀I	22	560	145	10.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	166	320	100	30	—	完形。	タイプB	祭祀I	23	520	125	9.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	167	—	100	—	—	先端欠損。	タイプB	祭祀I	108	610	130	11.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	171	—	110	—	—	先端欠損。	タイプB	祭祀I	121	—	145	—	—	先端欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	173	410	090	30	—	完形。	タイプB	祭祀I	122	470	140	6.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	174	370	090	20	—	完形。	タイプB	祭祀I	148	—	110	—	—	先端欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	175	—	070	—	—	先端欠損。	タイプB	祭祀I	157	650	140	11.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	180	—	100	—	—	先端欠損。	タイプB	祭祀I	159	590	160	13.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	181	320	090	20	—	完形。	タイプB	祭祀I	161	530	111	7.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	182	335	090	30	—	完形。	タイプB	祭祀I	162	520	105	4.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	183	370	090	30	—	完形。	タイプB	祭祀I	163	—	090	—	—	先端欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	184	360	085	20	—	完形。	タイプB	祭祀I	164	—	115	—	—	先端欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	185	390	100	30	—	完形。	タイプB	祭祀I	171	470	120	6.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	186	380	080	30	—	完形。	タイプB	祭祀I	178	480	110	5.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	187	350	090	20	—	完形。	タイプB	祭祀I	179	—	135	—	—	先端欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	188	370	090	20	—	完形。	タイプB	祭祀I	197	510	115	8.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	189	370	080	20	—	完形。	タイプB	祭祀III	40	520	140	9.5	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	190	360	100	40	—	完形。	タイプB	祭祀III	41	520	120	5.1	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	193	380	115	40	—	完形。	タイプB	祭祀III	42	330	100	28	—	2/3残存。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	194	—	115	—	—	先端欠損。	タイプC	祭祀I	1	690	160	20.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	198	470	110	50	—	完形。	タイプC	祭祀I	6	600	180	20.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	199	380	110	40	—	完形。	タイプC	祭祀I	9	470	140	14.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	201	275	105	30	—	完形。	タイプC	祭祀I	12	566	160	15.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	202	360	100	30	—	完形。	タイプC	祭祀I	13	490	—	—	—	半分欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	203	260	080	20	—	完形。	タイプC	祭祀I	24	—	135	—	—	半分欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	204	300	090	20	—	完形。	タイプC	祭祀I	45	710	160	19.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	206	400	095	40	—	完形。	タイプC	祭祀I	46	640	175	20.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	207	340	100	30	—	完形。	タイプC	祭祀I	47	750	170	19.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	208	—	095	—	—	先端欠損。	タイプC	祭祀I	48	640	170	18.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀I	209	—	095	—	—	先端欠損。	タイプC	祭祀I	49	690	180	21.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀III	43	220	070	17	—	両端欠損。	タイプC	祭祀I	50	610	160	17.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプA	祭祀III	44	220	120	11	—	2/3残存。	タイプC	祭祀I	51	650	210	30.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプB	祭祀I	3	560	100	90	—	完形。	タイプC	祭祀I	52	530	230	23.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプB	祭祀I	4	610	135	100	—	完形。	タイプC	祭祀I	53	510	200	20.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプB	祭祀I	5	600	120	100	—	完形。	タイプC	祭祀I	54	580	170	19.0	—	完形。	—	—	—	—	—	—	—	—
タイプB	祭祀I	7	635	110	100	—	完形。	タイプC	祭祀I	55	—	160	—	—	先端欠損。	—	—	—	—	—	—	—	—

第 27 表 祭祀遺物一覧表 (11) 土鍤③ (第 36 図)

形態	道場	報告番号	最大長(cm)	最大幅(cm)	重量(g)	備考
タイプC	祭祀I	56	—	160	—	半分欠損。
タイプC	祭祀I	66	480	170	120	完形。
タイプC	祭祀I	67	450	150	100	完形。
タイプC	祭祀I	68	460	140	80	完形。
タイプC	祭祀I	69	—	130	—	半分欠損。
タイプC	祭祀I	70	630	160	120	完形。
タイプC	祭祀I	71	—	160	—	先端欠損。
タイプC	祭祀I	92	790	180	230	完形。
タイプC	祭祀I	93	750	200	270	完形。
タイプC	祭祀I	94	615	190	170	完形。
タイプC	祭祀I	95	590	170	140	完形。
タイプC	祭祀I	96	580	185	160	完形。
タイプC	祭祀I	97	—	170	—	先端欠損。
タイプC	祭祀I	104	610	170	140	完形。
タイプC	祭祀I	105	680	150	150	完形。
タイプC	祭祀I	106	620	175	160	完形。
タイプC	祭祀I	107	530	180	140	完形。
タイプC	祭祀I	109	560	190	150	完形。
タイプC	祭祀I	110	390	170	100	完形。
タイプC	祭祀I	111	—	130	—	半分、支輪欠損。
タイプC	祭祀I	117	720	885	200	完形。
タイプC	祭祀I	118	6.60	165	140	完形。
タイプC	祭祀I	119	570	160	130	完形。
タイプC	祭祀I	120	560	200	180	完形。
タイプC	祭祀I	123	440	165	110	完形。
タイプD	祭祀I	124	—	160	—	半分欠損。
タイプD	祭祀I	125	—	170	—	半分欠損。
タイプD	祭祀I	144	—	185	—	先端欠損。
タイプD	祭祀I	145	5.70	160	13.0	完形。
タイプD	祭祀I	146	—	170	—	先端欠損。
タイプD	祭祀I	147	—	210	—	半分欠損。
タイプD	祭祀I	156	—	290	—	半分欠損。
タイプD	祭祀I	158	6.70	170	14.0	完形。
タイプD	祭祀I	160	—	170	—	先端欠損。
タイプD	祭祀I	168	4.60	170	12.0	完形。
タイプD	祭祀I	169	6.10	170	17.0	完形。
タイプD	祭祀I	170	6.70	160	18.0	完形。
タイプD	祭祀I	176	7.30	160	18.0	完形。
タイプD	祭祀I	177	5.50	200	21.0	完形。
タイプD	祭祀I	191	6.70	190	25.0	完形。
タイプD	祭祀I	192	6.10	160	16.0	完形。
タイプD	祭祀I	193	6.30	190	18.0	完形。
タイプD	祭祀I	196	7.40	180	24.0	完形。
タイプD	祭祀I	200	—	230	—	大半欠損。
タイプD	祭祀I	205	6.50	195	19.0	完形。
タイプD	祭祀I	17	9.40	430	179.0	完形。
タイプD	祭祀I	43	7.50	290	53.0	完形。
タイプD	祭祀I	44	10.70	460	204.0	先端一部欠損。
タイプD	祭祀I	91	5.80	305	46.0	完形。
タイプD	祭祀I	116	—	280	—	先端欠損。

VI 総括

1 各遺跡における遺構の時期的変遷の検討

第V章では、西別府祭祀遺跡の資料を基本にして西別府廃寺、西別府遺跡の資料を加え、西別府官衙遺跡群の土器についての変遷を提示した。その時期区分については、「幡羅遺跡Ⅳ－総括報告書Ⅰ－」における土器編年時期を基本とし、10期に区分し検討した。ここでは、この時期区分に従い、西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡の3遺跡において、それぞれの遺構が時期によりどのように変遷していくかを見ることとする。時期の具体的年代は、第V章2の土器を参照されたい。なお、遺構の時期的変遷では、11世紀後半を11期と設定し、土器時期区分にはない10期の次の段階として検討した。

1期（第37図）

西別府祭祀遺跡において、祭祀具として石製模造品を主体に土器も伴う祭祀が行われ始める時期である。この祭祀は、現在の湯殿神社社殿のほぼ真裏、やや下流寄りの堀で行われたと推定される。後に述べるが、祭祀行為の実態は、堀に祭祀具を投げ入れることだけが祭祀行為ではなく、水源である湧泉がある水辺（現在は、堀であるが古代においては、河川や水路もしくは湖のように豊富な水を湛えていたものと考えられる）を臨む台地上で祭祀具等を供え、祈りを奉げた後に投入したと考えられる。

この頃、西別府廃寺や西別府遺跡では、一般的な集落が僅かながら営まれた痕跡がある。西別府廃寺においては、第6号堅穴建物跡、第1次調査第1号堅穴遺構（廃寺ⅠSX1）、同調査第5号土坑（廃寺ⅠSK5）、第2次調査第22号土坑（廃寺ⅡSK22）が造られる。なお、第1号瓦溜状遺構は、この時期の堅穴建物であった可能性がある。

また、西別府遺跡では、B区に所在する第6・8号堅穴建物跡が造られ集落が形成されていた。この時期の堅穴建物跡は、1辺5m前後の比較的大きな規模のものである。

2期（第38図）

西別府祭祀遺跡において祭祀行為の大きな転換期である。つまり、これまでの石製模造品を主体とする祭祀から、律令期に入り土器のみを祭祀具として用いる祭祀に転換していく、その祭祀の場所もやや下流に移し行われたと推定される。ただし、この時期は、一般的にはいわゆる律令祭祀具である斎事や人形といった木製祭祀具、人面土器等を用いる祭祀が展開される時期であるが、西別府祭祀遺跡においては、独自の祭祀形態を探っていたのか土器しか検出されず、現在のところ木製祭祀具の検出には至っていない。なお、この時期の土器の検出量は飛躍的に多くなることから、土器祭祀の初段階は盛んに（頻繁に）祭祀を行っていたことは想像に難くない。

西別府廃寺においては、寺院が創建される時期である。西別府廃寺では、郡家が整備された直後のこの時期に寺院建物が建てられ始めたと考えられる。軒先を飾った軒丸瓦は、複弁9葉蓮華文や中房側に朱文を配す複弁8葉蓮華文であったと推定され、軒平瓦は三重弧文と想定される。軒丸瓦の2種は出土量が非常に少なく、このことから、この段階では伽藍の整備初段階であり、單堂のスタイルを探っていた可能性も考えられる。また、第1次調査第2号堅穴遺構（廃寺ⅠSX2）、同調査第10・11号土坑（廃寺ⅠSK10・11）、第2次調査第41号土坑（廃寺ⅡSK41）が造られる。

西別府遺跡では、B区に第9号堅穴建物跡が所在し、第7号堅穴建物跡が1期の第8号堅穴建物跡を

切って造られる。なお、第9号堅穴建物跡は1期の遺物を出土するが、主としてこの段階以降に存在していたものと推定され、製鉄関連工房跡の可能性が考えられる。

集落の状況としては、調査の制約はあるが、1期に引き続き僅かながら生活活動が認められる状況である。

3期（第39図）

西別府祭祀遺跡においては、2期から引き続き、祭祀具として土器を用いた祭祀がほぼ同じ場所で行われていたと推定される。また、土器の検出量は2期よりやや下回るが依然として多いことから、2期に引き続き祭祀が盛んに行われていたと推定される。

西別府廃寺においては、8世紀第2四半期に比定されるIV類の複弁8葉蓮華文及び單弁12葉蓮華文軒丸瓦の出土量が多く、特に單弁12葉蓮華文軒丸瓦は軒丸瓦中一番の出土量を誇ることから、この時期に伽藍が本格的に整備されていったと推定される。また、伽藍整備の中で寺域内の区画溝もこの頃に整備され、第1号建物跡の東に南北に走り、約90°西へ折れ東西に走る第4・8号溝跡が造られたと推定される。さらに、第1号溝跡のような寺域の外周を区画する大規模な溝も整備されたと考えられる。

西別府遺跡では、B区において区画溝で囲繞された第2号方形区画施設が造られる。第9号堅穴建物跡はこの時期まで存続し、第13号堅穴建物跡と共に所在したと考えられる。なお、この区画施設を囲繞する第13号溝跡は、1期の第8号堅穴建物跡及び2期の第7号堅穴建物跡を切って造られ、東辺の溝の走向軸の方位はN-27-Eを示す。

4期（第40図）

西別府祭祀遺跡においては、2期から引き続きほぼ同じ場所で、土器祭祀が行われていたと推定される。土器の検出量は、3期に比べ約半分に落ち込むことから、祭祀が行われた頻度が少なくなったと推定される。

西別府廃寺においては、この時期以降に第1号建物跡が建替えられた可能性が考えられる。その主な根拠は、第1号建物跡の基壇版築土から8世紀第2四半期に比定されるIV類の複弁8葉蓮華文、單弁12葉蓮華文軒丸瓦等が出土したことである。第1号瓦溜り状遺構には、8世紀第2四半期の軒丸瓦を中心になくなった瓦や土器等が発見されている。また、出土量の少ない8世紀第3四半期に比定される單弁9葉蓮華文軒丸瓦が第1号瓦溜り状遺構から出土し、單弁8葉蓮華文軒丸瓦が僅かに出土していることから、伽藍にあった建物の補修が行われていたと推定される。この時期には、第1号建物跡の南東25mの位置に8世紀第3四半期の第4号堅穴建物跡、東方20mの位置に8世紀末～9世紀初頭の第5号堅穴建物跡が造られる。これらの堅穴建物跡は、伽藍建物の整備・補修・維持管理等何らかの関係があつた可能性が考えられる。これらの建物を取り囲む3期に造られた寺域内区画溝の第8号溝跡は、この時期までは存続していたと考えられる。また、寺域内を区画する第4・8号溝跡の外には、製鉄炉¹（鍛冶炉）をもつ第2号堅穴建物跡が造られる。なお、寺域を区画する第1号溝跡も存続する。

西別府遺跡では、3期から引き続き、B区の第2号方形区画施設が存在する。一方、A区においては、東西に長い大規模な第2号堅穴建物跡が8世紀後半に造られる。

5期（第41図）

西別府祭祀遺跡においては、土器祭祀の場所が再び上流に移動し、湯殿神社社殿裏付近を中心に局所

的に行われた可能性が考えられる。土器の検出量は4期とほぼ同じであり、依然として少ない状況である。

西別府庵寺においては、4期以降に建替えられた可能性がある第1号建物跡が存在する。また、4期と同様に、伽藍にあった建物の補修が行われていたと推定される。3期に造られた寺域内を区画する第4号溝跡は、この時期には東西に走っていた第8号溝跡よりも南まで延伸される。そして、第8号溝跡を切り、第2次調査第2号堅穴遺構（庵寺ⅡSX 4）が造られる。このことから、第8号溝跡は、4期まで埋没していた可能性が考えられる。

また、寺域を区画する第1号溝跡も存続するが、この時期には埋没しつつあったと考えられる。なお、第4号溝跡の東外側には当該期の土坑が数基造られる。

西別府遺跡では、この時期A区において、東西に並ぶ掘立柱建物を擁する二重溝（第2・3号溝跡）に囲繞された官衙施設（第1号方形区画施設）が造られる。掘立柱建物は、推定で桁行13.4m以上、梁行4.3m以上の3間×5間以上の大型側柱式掘立柱建物跡の第2号掘立柱建物跡と、時期をあまり違えず建替えの関係にある桁行7m前後、梁行42mの2間×3間の側柱式掘立柱建物跡の第4・5号掘立柱建物跡である。また、この施設を区画していた二重の溝跡の溝間に、溝に並行して掘立柱跡と考えられる掘立柱列があり、時期不詳であるが、この溝間は後に土塁構造に整備されると推定される。なお、二重区画溝の外溝である第2号溝跡の東辺部は、初段階は第9号溝跡及び第10号溝跡を結ぶ蛇行した溝であった可能性が考えられる。

なお、第1号掘立柱建物跡と第4・5号掘立柱建物跡の間には、第1号堅穴建物跡が造られたと推定され、同時に掘立柱建物と堅穴建物が共存していたと考えられる。

6期（第42図）

西別府祭祀遺跡においては、土器祭祀の場所が再び変化し、湯殿神社社殿真裏付近から下流約50mの範囲に広がると推定される。土器の検出量は5期の約2倍に増え、祭祀が再び活発化し、その頻度が増えたと考えられる。

西別府庵寺においては、引き続き第4号溝跡による区画内に第1号建物跡が存在するが、第4号溝跡はこの段階で埋没したと考えられる。第1号瓦溜り状遺構→投棄行為は、この時期には行われなくなつたと推定される。寺域を区画していた第1号溝跡の bordら寺域内には9世紀第4四半期に第1号堅穴建物跡が造られ、そのまま東西の寺域内には蛇行して東西に走る第2号溝跡が造られる。なお、寺院の伽藍があったのは、鐵状蓮弁6葉蓮華文軒丸瓦の存在及び第4号溝跡の埋没からこの時期までと推定される。

第4号溝跡の東外側では5期に造られた数基の土坑が引き続き存在し、その近辺に第1次調査第4号堅穴遺構（庵寺ⅠSX 4）が造られる。

西別府遺跡では、B区においては3期から続く第2号方形区画施設が存在し、区画内にこの時期第10号堅穴建物跡が造られる。一方、A区の第1号方形区画施設内では、5期と同様に東西に並ぶ形で掘立柱建物の建替えが行われ、推定で桁行13.0m以上、梁行4.0m以上の3間×5間以上の大型側柱式掘立柱建物跡の第1号掘立柱建物跡が第2号掘立柱建物跡とはほぼ同じ位置に、桁行7.9m、梁行42mの2間×3間の側柱式掘立柱建物跡の第6号掘立柱建物跡が第4・5号掘立柱建物跡とはほぼ同じ位置のやや南寄りに建替えられたと推定される。また、外溝の第2号溝跡東辺部は、この時期に掘り直し整備され、直線的な溝になったと考えられる。

7期（第43図）

西別府祭祀遺跡においては、6期に変化した土器祭祀の場所と同じ場所で祭祀が行われたと推定される。土器の検出量は6期に比べるとやや落ち込み、やや頻度が減ったと考えられる。

西別府廃寺においては、6期に造られた第2号溝跡が引き続き存在し、この時期をもって埋没したと考えられる。

西別府遺跡では、B区においては3期から続いた第2号方形区画施設が存在し、区画内の第10号堅穴建物跡もこの時期まで存続し、第14号堅穴建物跡が新たに造られる。一方、A区内の第1号方形区画施設内では、6期と同様に引き続き、東西に並ぶ第1号掘立柱建物跡及び第6号掘立柱建物跡が存在している可能性が考えられる。

8期（第44図）

西別府祭祀遺跡においては、前段階と同じ場所で土器祭祀が行われたと推定される。土器の検出量は7期に比べると約半分に減少し、7期から続いた減少傾向はこの時期に底の状態になるとと考えられる。

西別府廃寺においては、伽藍が既に失われ、宗教の形態が変化する時期と推測される。それは、第3号堅穴建物跡の存在である。この建物からは多量の灯明皿用途の壺・楕が出土し、中には「明」の墨書きも見られ、盛んに灯明を点し仏事である獻燈行為が行われた可能性が考えられる。

西別府遺跡においては、A区の第1号方形区画施設が存続し、区画内に第4号堅穴建物跡が造られたと考えられる。この建物は区画溝の内溝である第3号溝跡を切っていることから、この時期には、内溝の機能が失われつつある状態であった可能性が考えられる。また、この建物は、第6号掘立柱建物跡を切っていることから、6期から続いて建っていた第6号掘立柱建物跡は少なくともこの時期にはなくなっていたと推定される。この時期には区画施設外にも堅穴建物跡（第5号堅穴建物跡）が造られる。

さらに、前述した第3号溝跡の様子は、大型掘立柱建物跡が建てられた場所の北側でも見られる。第3号溝跡を切って造られた7期～8期の遺物を出土する第2号土坑の存在は、この時期、第3号溝跡が機能を失いつつあった傍証ともなり得る。一方、B区では、7期まで続いた第2号方形区画施設の廃絶後、かつての区画施設内の場所に第15号堅穴建物跡が造られ、区画溝の南辺では、廃絶後の区画溝を切って新たに第14号溝跡が造られる。なお、第8号掘立柱建物跡については、第13号溝跡が埋没し、第14号溝跡が造られる間に造られたと考えられることから、当該期の前半に存在していた可能性が考えられる。

9期（第45図）

西別府祭祀遺跡においては、引き続き前段階と同じ場所で土器祭祀が行われたと推定される。土器の検出量は6期に比べてもほぼ同じ量を示すことから、8期と同様に祭祀行為の頻度が減少していた時期と考えられる。

一方、台地上では、第1号堅穴建物跡が造られる。この建物では、「器佛」の墨書きが記されたロクロ土師器壺が出土している。この器は、墨書きの意味するところから仏事に使ったものと解釈され、この地で仏事が行われていた可能性を推定させる資料である。つまり、この段階で、湧泉に対して祈りを奉げた祭祀は、仏事と共にもししくは仏事の中に取り込まれていった、祭祀の転換期にあたるとも考えられ、堀の土器検出量の減少と何らかの関係があるのかも知れない。

西別府廃寺においては、この時期の明確な痕跡は認められない。

西別府遺跡では、A区の第1号方形区画施設が終焉を迎える時期である。その最終段階に、東西に並ぶ形で掘立柱建物の最後の建替えが行われ、桁行11.4m以上、梁行7.76mの3間×5間以上の大型掘立柱式掘立柱建物跡の第3号掘立柱建物跡が第1号掘立柱建物跡とはその位置を南及び東にすらして建替えが行われ、その東ではほぼ梁行を揃えて、桁行8.3m、梁行4.0mの2間×4間の掘立柱式掘立柱建物跡の第7号掘立柱建物跡が第6号掘立柱建物跡の位置からかなり西にずれた位置に建替えられたと推定される。

区画溝である第2・3号溝跡はこの時期に埋没し、内溝であった第3号溝跡の箇所では、第3号堅穴建物跡や第3号土坑が造られる。また、外溝の第2号溝跡の箇所でも同様の現象がみられ、東辺部で第10号土坑が造られる。

B区においては、8期に造られた第15号堅穴建物跡とほぼ同じ場所に重なるように第12号堅穴建物跡が造られる。このようにB区のこの場所は、8期以降一般集落化が進み、立て続けに堅穴建物跡が造られる場所になると推定される。

10期（第46図）

西別府祭祀遺跡においては、引き続き前段階と同じ場所で土器祭祀が行われたと推定され、その最終段階であり、その土器祭祀が終焉を迎えると推定される。土器の検出量は9期に比べて約2倍に増え、祭祀の終焉期には何らかの理由で頻繁に祭祀が行われたと考えられる。この現象は、幡羅郡家の終焉と関わりがあるのかも知れない。なお、この時期の土器検出量は、2期に匹敵する量である。

西別府廃寺においては、9期同様動きがない。

西別府遺跡においては、A区では第1号方形区画施設の廃絶後、第1号溝跡や第4号溝跡のような新たな溝が造られる。第4号溝跡は、第1号溝跡の南に並行して東西に走る形態であるため、第1号溝跡と第4号溝跡は新たな区画溝とも考えられる。この時期には、第3号堅穴建物跡を切って第1号土坑が造られ、第10号土坑を切って第9号土坑が造られる。

一方、B区では、10世紀代に造られた堅穴建物跡の箇所に、時期をあまり違えず3棟の堅穴建物跡（第11・16・17号堅穴建物跡）等が立て続けに造られたと推定される。

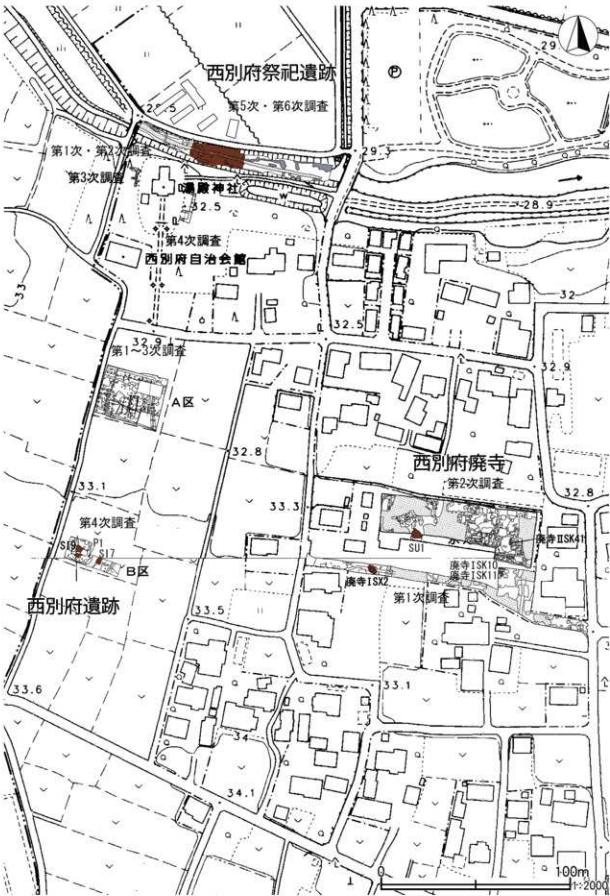
11期（第47図）

当該期の遺構の可能性があるのは、西別府遺跡のA区の第4号溝跡及びB区の第22号土坑であり、A区の第4号溝跡は前段階から存続し、この時期に埋没した可能性が考えられる。

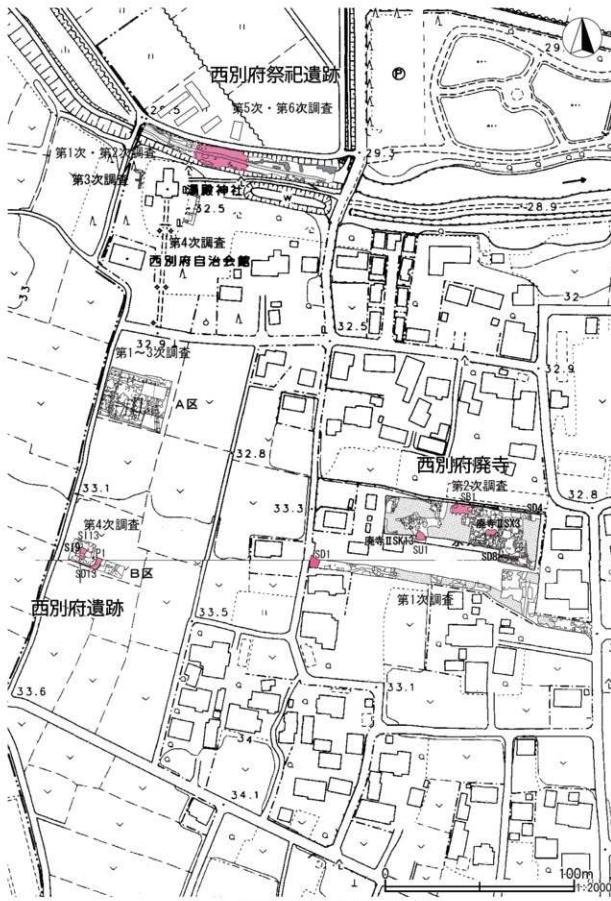
西別府祭祀遺跡や西別府廃寺では、中世段階の遺構・遺物が確認されているが、その中間の時期に当る11世紀後半以降の平安時代後期の状況は不明である。なお、西別府祭祀遺跡の台地上では、中世段階の15世紀前半～中頃の建物跡が確認されている。



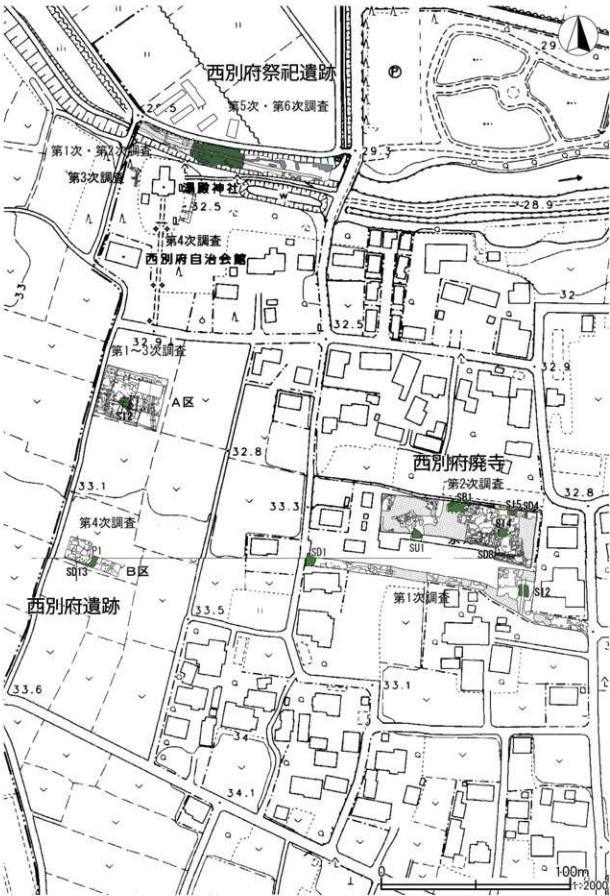
第37図 西別府官衙遺跡群1期の遺構分布図



第38図 西別府官衙遺跡群2期の遺構分布図



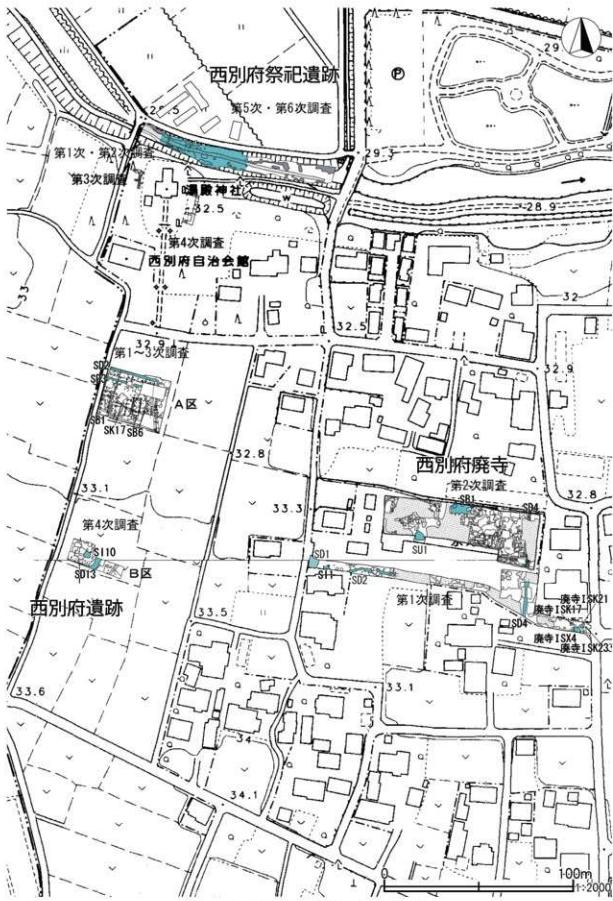
第39図 西別府官衙遺跡群3期の遺構分布図



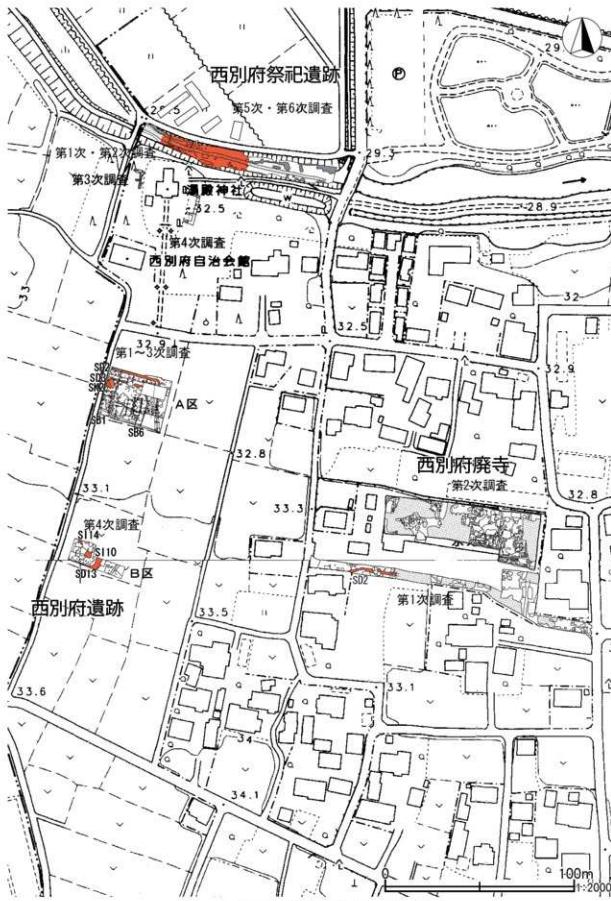
第40図 西別府官衙遺跡群4期の遺構分布図



第41図 西別府官衙遺跡群5期の遺構分布図



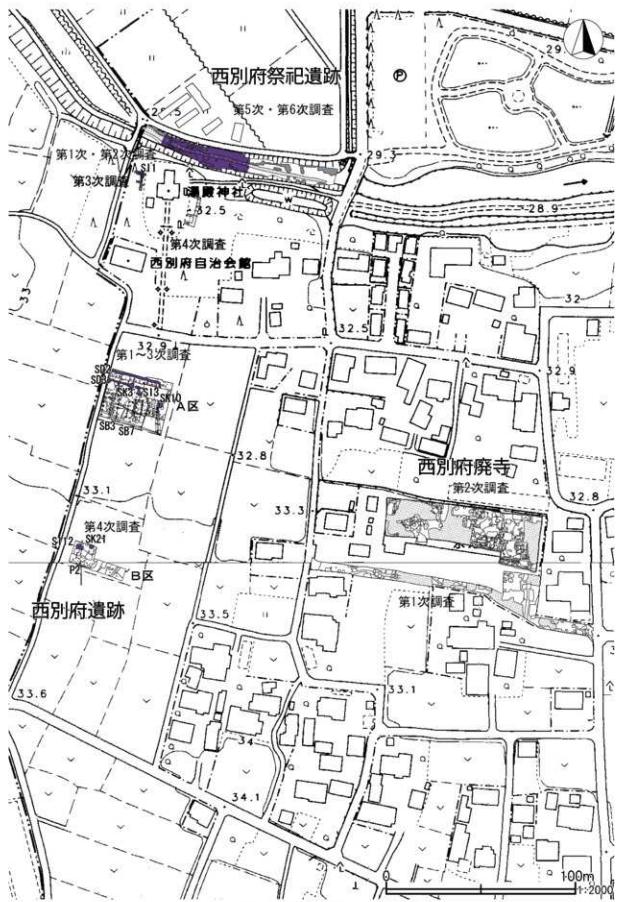
第42図 西別府官衙遺跡群6期の遺構分布図



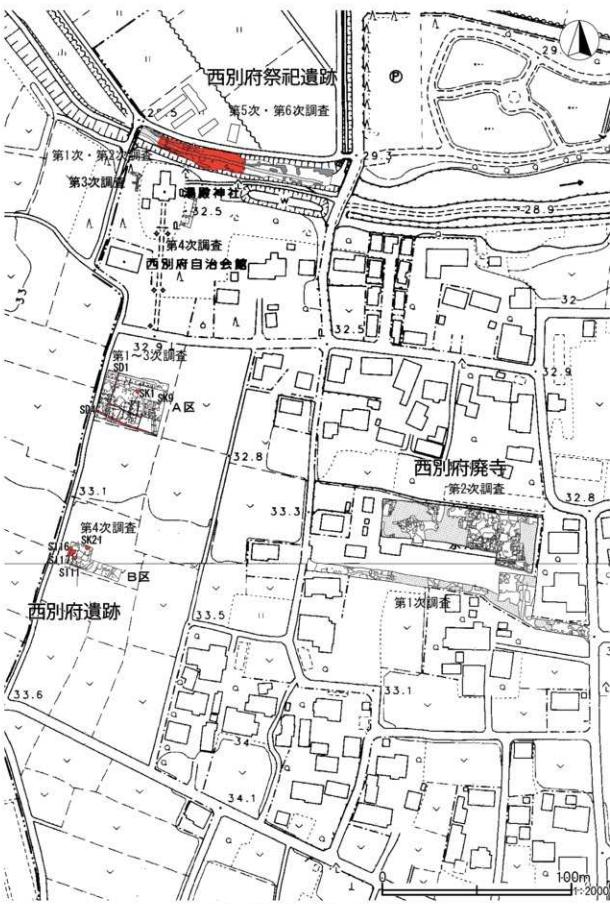
第43図 西別府官衙遺跡群7期の遺構分布図



第 44 図 西別府官衙遺跡群 8 期の遺構分布図



第45図 西別府官衙遺跡群9期の遺構分布図



第46図 西別府官衙遺跡群10期の遺構分布図



第47図 西別府官衙遺跡群 11期の遺構分布図

2 西別府祭祀遺跡における祭祀の検討

西別府祭祀遺跡については、学術目的の調査、開発に伴う記録保存を目的として緊急調査、そして、遺跡の実態を正確に把握し、その価値を遺跡保護に活用するための情報収集を目的とした、保存を目的とする範囲内容確認調査を実施してきた。その確認調査では、この遺跡のメインである台地下の湧泉祭祀以外に、台地上での祭祀の実態を把握すべく調査を実施し、幡羅郡家が消滅する平安時代後期における祭祀の実態、そして、その後の中世の様子が推定できる情報を得るという成果があった。それは、古墳時代後期（飛鳥時代）に始まったここでの祭祀が質を変え、中世、近世、近代、そして現代へと受け継がれていったことを考察できるものであった。ここでは、湧泉祭祀において本遺跡を特徴づける石製模造品の形代を検討し、石製模造品が使われなくなり祭祀の終焉まで祭祀具として使われた土器から考えられる祭祀の時期的変遷、そして、祭祀の実態を検討してみたい。

(1) 特徴的な形代、馬形・横櫛形・有線円板形について

石製模造品は、近隣の遺跡をはじめ関東、全国で類例がみられる。しかし、水に関わる形代とされる馬形・横櫛形・有線円板形は、本遺跡を特徴づける形代であり、特に横櫛形や有線円板形は、本遺跡及び近接する遺跡でのみ検出された特異な形代である。ここでは、それらの形代を探り上げ、その特徴等について、他遺跡例と比較・検討をしてみたいと思う。

まず、馬形代は、石製の形代は全国的にもあまり類例がみられなく、近隣を含めて数例である。

最も近隣では、直線距離で約3kmの妻沼低地自然堤防上に所在する本郷前東遺跡で4点出土している。

その内容は、①鬚を表現していると考えられている浅いV字状の刻みがあるもの（第80図30 川口1989）、②眼の表現と考えられる円孔が穿たれたもの（第80図31、第83図1 川口1989）、③本遺跡例のような頭部を作り出したもの（第80図32 川口1989）が見られる。これらは、報告書では、馬形とされているものであるが、なんとも馬形と判定しがたい印象のものである。②のうち第83図1は勾玉の頭部とも考えられるものである。本遺跡例では鬚や眼の表現をするものはなく、③以外は異質な印象を受けるものである。

長根羽田倉遺跡では、12点検出されており、うち2点は鳥形の可能性も示唆されている（鹿島1990）。報告書では4形態に分類され、①全体をS字状に、背部と頸下端部に深い切り込みを入れ表現しているもの、②①のように形作っているが、調整段階で削りの技法で全面を小刻みに面取りしているもの、③背部と頸下端部に切り込みを入れた後、外周を一周削りで調整するもの、④頸下端部のみ削りを入れているものである。いずれの形状も本遺跡例には見られない形状を呈し、木製馬形代のような形狀である。

長野県神坂峯遺跡では、2点出土している（大場1983）。そのうち1点は、本遺跡例のように頸下部に切り込みを入れ頭部を作るものである。

沖ノ島祭祀遺跡では、51点出土している（第3次沖ノ島学術調査隊1979）。1号遺跡の例で見ると、鞍を作り出した飾り馬と裸馬の2種類があり、形状は長根羽田倉例のように背部と頸下部に切り込みを入れ全体をS字状に作ったものと、直線状の体で頸下部の切り込みを入れて頭部を作り出すものに大別される。いずれのタイプにも鞍を作り出したものが見られ、鞍を作り出した例が多い。中には、長根羽田倉例に見られる鳥形と考えられるものが存在する。

以上、いくつかの例を挙げたが、本遺跡例は沖ノ島例や長根羽田倉例に比べると、かなり簡略化され

た形状である。つまり、木製馬形代に似るこの2遺跡例は、かなり現実の馬に似せた形状を呈しているのである。形代を使うにあたって、どこまでリアルに模すかどうかの問題を考えるのは大変難しいが、形代自体既に簡略化されたものであるという視点に立てば、リアル感については問題ではないという考えに疑問を挿む余地はない。

馬は民俗学では「水」の神に奉げるものと考えている。石製ではないが土馬が低湿地の旧河道沿いや、井戸跡から発見される例は少なくない。これは、水神が馬を好むことからであろうが、特に河川に関わる出土は、土馬を水神に奉納することにより、経済基盤であった農業に必要な水の統制の目的を達成し、限りない水の恵みを期待したと考えられるのである。

また、馬は、疫病神・たたり神の乗り物で、馬が地上を駆け巡ることで病やたたりが蔓延するので、猛威をふるわないように他の場所へ帰ることを願ったか、遂に足を折ることによって疫病神の動きを封じたものとの説がある。このことは、本遺跡例を含めて四肢がない馬を祭祀に使うことに通ずるものなのかも知れない。つまり、足を折るのはなく、あらかじめ折れている状態の形代を製作して用い、疫病を防ぐ目的があつたとも考えられるからである。馬が水神を好むことで農業にかかる安定的水の供給を願い、と同時に疫病を防ぐ願いがあったのであろうか。この地においては、幡羅郡家の成立後には、経済的安定と社会的安定を願い、政治の安定を祈願するものへと変化していったと理解できるであろう。

次に、本遺跡を特徴付ける横櫛形代の存在である。近隣では、前述の新屋敷東・本郷前東の両遺跡から5点と数は少ないが出土例が見られる。これらは、本遺跡例と比較すると、形状から粗雑な感じである。こういった中、本遺跡で41点と多く出土していることは、一つの特徴といえる。

新屋敷東遺跡では、3点出土している（田中1992）。一つは全体像が分かるもので、他は破片である。破片2点は、櫛齒の線刻が確認できるもので、そのうち1点は、切通し線が確認できるものである。これらは、本遺跡例に照らすと、櫛齒表現の線刻は本遺跡例のタイプCに属する。

本郷前東遺跡では、2点出土している（川口1989）。いずれも切通し線と櫛齒の線刻が確認できるものである。櫛齒線刻は、本遺跡例のタイプAに似たものである。

櫛は、馬と同様に、やはり「水」に関わるものと理解されている。前述のとおり、水路や河川、井戸跡から木製櫛が出土する例は多く見られる。木製をはじめとする櫛は、形態で分けると堅櫛と横櫛の2種類がある。縄文時代前期に出現して以来の堅櫛は、6世紀代には消滅し、以降は横櫛になる。その横櫛は、5世紀には出現し、6・7世紀には普及することとなる。本遺跡例も含めて、石製横櫛形代は、共伴する土器から、新屋敷東・本郷前東遺跡例は7世紀前半、本遺跡例は7世紀後半と考えられるので、櫛の形態的変遷と合致し齧歯はなく、当該期の木製等の櫛を模して形代を製作したことによる異議を唱える余地はないであろう。

ただし、石製の横櫛形代は、前述のとおり、現在のところ本遺跡及び新屋敷東遺跡・本郷前東遺跡という限られた地域のみで、他に類例を見ない特異性をもつ。また、木製櫛が出土する例と同様に、いずれの遺跡でも水に関わる場所で検出されている。本遺跡は当然のごとく湧水のある場所から出土している。一方、新屋敷東遺跡・本郷前東遺跡では、新屋敷東遺跡で検出された河川跡の入り江状の箇所から石製模造品の完成品・欠損品が出土し、河川跡に近い本郷前東遺跡のB区祭祀跡からは未製品・完成品・欠損品が出土したことから、一連の祭祀行為が復元できるとして、B区祭祀跡において祭祀具の製作及び

祭祀を執り行い、その後、祭祀具の河川への投棄を行ったと推定されている。

本製でなく、石製の横櫛形代がこの地域にのみ存在していることを実証するのは難しい。よって、ここでは、櫛（横櫛）がどのような理由で祭祀具として使われたかを考えていきたいと思う。

櫛は、オロチ退治神話⁽¹⁰⁾が示すように、呪具の一種である。また、竹に転生した櫛が悪靈を防ぐイザナギ尊、イザナミ尊神話では、櫛が箭となりイザナギ尊を救う。さらに、富山県鶴田神社は、田植えの女性を呑んだ蛇が娘の挿していた櫛を喉にかけて死んだことから櫛を御神体とした。そして、8世紀前半に成立した「播磨国風土記」揖保郡条には、「指櫛（挿櫛）が水を堰き止める説話も見える」という⁽¹¹⁾。このように、櫛には、呪術的かつ神秘的な力があり、さらに、水をもコントロールする力を持っていると信じられていたことから、古代の儀礼、水の祭祀に使われたと考えられる。このことは、馬形代と同様に、農業にかかわる安定的な水の供給を願うことにも通ずると考えられ、セットで祭祀具として用いられたことは当然であると考えざるを得ない。

では、最後にもう一つ特徴的な形代である有線円板形代を探り上げる。馬形・横櫛形と同様に、やはり新屋敷東・本郷前東の両遺跡から、同形代と判別できるもの、ないしは可能性があるものが6点検出されている（川口1989、田中1992）。一方、本遺跡では33点検出されているが、新屋敷東・本郷前東遺跡では欠損品が大半を占めるのに対して、本遺跡では、ほぼ完形の完成品と考えられるものが多く検出されているのが特徴である。

ところで、この有線円板形代は、その原体が確定していない。増田逸朗氏は、氏の論考の中で、原体の考察を行っている。それは、タイプ①・②融合の本郷前東例を本形代の代表とし、断面から上に相当する凸面が放射状線刻が多く規則的で、反対の平らな面は線刻が少なく雑な描き方をすることから凸面を正面と考え、この放射状線刻は「菅傘」を原体とした。また、貴人の頭上に差し掛ける蓋（きぬがさ）＝衣笠（布張りの傘）であるとの考え方から、菅傘が、蓋の機能である、天子に依り来る邪氣を払い、これから主を守るものとの理解に通ずるものと考えた。さらに、菅が沼澤水辺に自生すること、菅傘が雨天に対する用具であることから、菅傘と考える本形代が、馬形や櫛形と共に水に関わるものとの解釈を補完していると考えた⁽¹²⁾。

また、坂本俊氏は、「溝」を表現した可能性があると考えた。そして、他の剣形・勾玉形・有孔円板形に加え、水神への捧げ物とされる馬形、やはり水との関わりをもつ櫛形等と共に、オロチ退治神話に通ずる儀礼が行われていたと考え、本遺跡の祭祀は、単なる水源祭祀ではなく、治水・利水に関わる要素が強い祭祀であったと考えた⁽¹³⁾。

このように、両者が考えた有線円板形代は、「菅傘」または「溝」を模してつくられた形代であり、いずれも馬形・横櫛形と共に、本遺跡の祭祀の特徴である「水」に関わるもの原体としているというものである。放射状の線刻が特徴的なこの形代は、中心に円孔のあるもの、線刻による円のあるもの、そして単なる放射状線刻だけのものと3種類ある訳だが、果たして他には可能性のある原体はないのであろうか。そこで、一つの可能性として、織機に撲りをかける際の弾み車である「紡錘車」を原体としたという仮説を挙げたいと思う。從来鏡が原体とされている有孔円板形代も含めて、これらが紡錘車に形状が似ていることが気になるのである。このことについては、亀井正道氏も「この円板は通常の円板とは異なって、むしろ紡錘車の変形を見る方が妥当」と若干触れている⁽¹⁴⁾。

紡錘車には、石製、土製、そして鉄製のものがある。形態の特徴として、断面から三角形（造三角形）、長方形、台形（逆台形）が見られる。群馬県例の資料分析によると、時期的に材質と形態が変化していくとされている。それは、弥生時代～古墳時代前期には土製・長方形、古墳時代中期～奈良時代には石製・台形、平安時代には石製・台形及び鉄製と変遷していくというものである。また、三角形と長方形は弥生時代に多く、古墳時代以降は台形が大半を占めるというものである⁽¹³⁾。

さて、有線円板形代は少し置いておいて、有線円板形代に形態において共通する点がある有孔円板形代を見てみると、この有孔円板形代は、形態的には正に断面形が長方形ないしはやや台形の紡錘車そのものである。有孔円板形代は、従来、主に古墳時代における祭祀具の代表である「鏡」の形代として、その鏡を模ったものと考えられ、双孔のものや単孔のものが鏡として捉えられてきた訳であるが、形態的な特徴からは、単孔のものはむしろ紡錘車を模ったものとして、さらには、紡錘車そのものである可能性もあるのではないかだろうか。そして、有線円板形代に戻るが、この有線は、紡錘車のそのものの機能である「回転」の様子を視覚的に見せているのではないだろうか。

高島英之氏は、紡錘車が本来の用途を離れ祭祀・儀礼の場で使用されたケースもあるとし、紡錘車の「回転」という機能に着目し、その回転が呪術的な意味と結びつき、例えばマニ車に類似するような呪具・法具用途も想定できるとしている⁽¹⁴⁾。このことは、本遺跡においては、「則天文字から作られた呪術的な文字」や願文を、土器に墨書きしていることにも通じ、これらの墨書きを土器祭祀に用いていることを考える上でも興味深いと考える。

また、高島氏は、墨書き・刻書紡錘車の出土が集中する例について、その地域である「上野国西南部から武藏国北西部」は、近代まで連続と続く一大養蚕地域とオーバーラップするとし、絹糸紡ぎに使用された紡錘車との関わりから、墨書き・刻書紡錘車の集中分布の背景を、養蚕と織物生産の盛りと結びつけることも可能性の一つとして想定している⁽¹⁵⁾。奇しくも本遺跡が所在する地域は、武藏国北西部、そして近年まで桑畑が広がり養蚕が盛んだったところであり、仮に有線円板形・有孔円板形代が紡錘車を模ったとすれば、本遺跡において祭祀具に使われたことは何らかの関連性があったのかも知れない。

(2) 出土土器からみた祭祀場所の時期的変遷について

本遺跡の第1次調査区は局所的で、台地先端部に所在する湯殿神社社殿の裏手や東寄りの堀内である。また、第2次調査区は、第1次調査区を含み同社殿裏から下流へ距離にして約105mの堀全体である。いずれの調査においても、祭祀場を示す具体的な遺構は確認されず、湧泉の痕跡と考えられるくぼ地を中心、石製模造品、土器、土鍤等の多数の遺物のみが検出されているに止まっている。その遺物は、出土土器の時期から、7世紀後半から11世紀前半までと長期にわたっており、その後の中世や近世の段階の遺物も検出されている。また、祭祀場所は、遺物の検出状況から時期により変化があり、さらにそれから推定される祭祀行為の盛衰も見られた。

祭祀は、具体的な行為自体及び行為の場所を特定するのは困難である。実際に出土する遺物は、祭祀に関わり使われ、投棄された結果の状況を把握するに止まる。つまり、本遺跡においても、堀のある一定の場所から祭祀遺物が集中して出土するが、その場所を祭祀行為の中心地付近として推定するに止まる。ただし、これは、前提として、遺物が湧水の水流によりあまり移動しないこと、湧泉のくぼ地に落ち込むように遺物が出土した事実があるということである。

場内の出土土器を検討してみたところ、前述のとおり主に7世紀第3四半期から11世紀前半まで連續と祭祀が行われていたと考えられる。また、その期、土器検出量から判断して、多少の盛衰がある状況が看取できた。そこで、祭祀の時期的変遷について検討するため、時期を便宜的に次のとおり4期に区分し、祭祀場の変遷を考えてみることとする。ちなみに、その時期区分は、西別府官衙跡群の土器の時期区分に従い、I期：土器1期（7世紀後半）、II期：土器2期～4期（7世紀末～9世紀初頭）、III期：土器5期（9世紀前半）、IV期：土器6期～10期（9世紀後半～11世紀前半）とした。

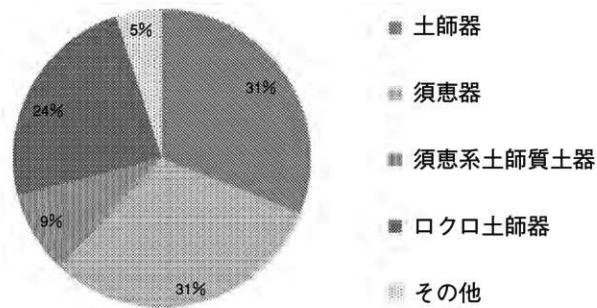
最初に、祭祀時期区分ごとに、土器の時期ごとの比率も加味して土器検出量のおおよその比率を見たところ、次のとおりであった（第48・49図）。I期は5%（土器1期：5%）、II期は35%（土器2期：16%、3期：12%、4期：7%）、III期は7%（土器5期：7%）、IV期は53%（土器6期：14%、7期：11%、8期6%、9期：7%、10期：15%）という結果となった。

次に、これらの比率から土器祭祀の活動度合の変遷を推定してみると、初現期のI期から始まった祭祀は、II期の土器2期に至り最も活発化し、その後III期に向かい落ち込み続け、III期の土器5期まで落ち込む。そして、IV期の前半の土器6期には一旦活発化するが、土器7期から9期にかけて徐々に落ち込んで行く。しかし、その後の祭祀終焉時期であるIV期の土器10期になる突如として一気に二度目のピークを迎へ、その後衰退していくという状況が読み取れた。ちなみに、祭祀の形態は、I期において主に石製模造品を用いた祭祀から、II期以降には土器だけを用いた祭祀へと形態的变化をしていくと推定され、また、その土器祭祀の始まりの時期は、土器検出量から頻繁に祭祀が行われたと推定された。

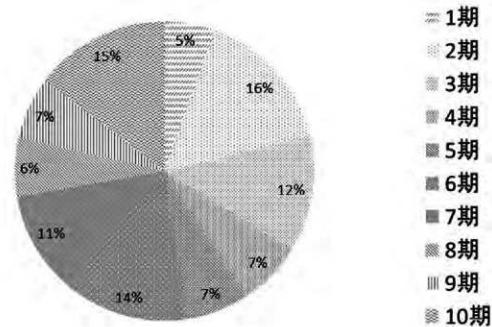
それでは最後に、土器検出量から推定することについて拙述の感はあるが、検出量の多少の分布が時期により変化していることが看取されることから、土器祭祀の場所の変化を考えることとする（第50～53図）。それによると、初現期のI期は、湯殿神社社殿裏（第1次調査区中心付近）で集中して祭祀が行われている。また、土鍤検出量も多い箇所で15個体以上まとめて出土している。その後のII期の時期になると、やや下流へ移動して、最も下流ではI期の場所から約30m離れた場所までの、距離にして約30mの範囲で行われるようになる。この時期の土鍤の検出状況は、I期の祭祀が行われた場所寄りに10～15個体以上まとめて出土している箇所が認められる。次のIII期には、再度上流へ移動し社殿の真裏付近の狭い範囲で集中して行われ、この場所は土鍤の検出量が最も多い場所である。その個体数は合計で40個体を超える量である。最後のIV期には、祭祀が終焉するまで、社殿真裏から下流へ距離にして約50m離れた場所にかけての広い範囲で祭祀が行なわれたことが推定できた。以上が祭祀場所の状況であるが、これが即座に祭祀場所の変遷と言えないにしろ、変遷の傾向を捉えているのではないかろうか。いずれにしても、I期に始まった祭祀は、終焉のIV期の最終段階まで、主に社殿裏を中心として調査区である堀の中央部から西寄り、距離にして約50mの範囲で行われていたことは土器の出土状況から判断して間違はないだろうし、土鍤の出土状況も同様な広がりをみせることからも言えるであろう。

(3) 祭祀の実態とその変遷について

第1・2次調査の結果、主として7世紀後半における主に石製模造品を祭祀具に用いた祭祀場所が推定できた。それは、第1次調査区を中心とする東西南北約10～15mの範囲であり、予てからこの周辺



第48図 西別府祭記遺跡堀内出土土器器種別数量比図



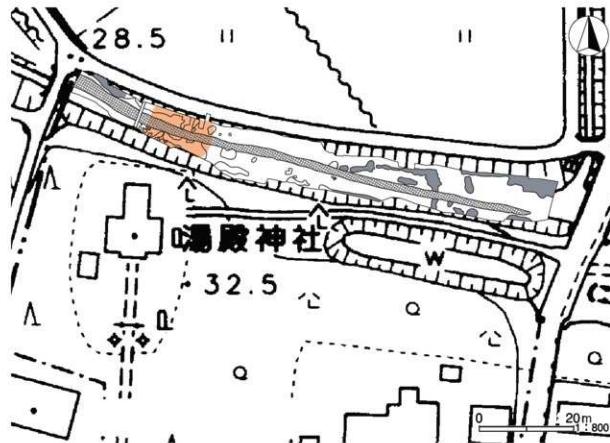
第49図 西別府祭記遺跡堀内出土土器時期別数量比図

が本遺跡における初現の祭祀場と推定していたところであるが、総合的に判断して確実なものになったと言える。また、共伴する同時期の土器の検出状況を見てみると、壺の台地寄り、台地先端部崖線下に集中する傾向があることから、この状況は、大場磐雄氏が指摘したとおり、台地先端部付近の高台に祭祀場が設けられ、そこで水源に対する（水神に対する）祭祀を行い、その後石製模造品や土器等の祭祀具を水源のある壺に投棄したという一連の行為が推定できる傍証となり得るのではないだろうか。ただし、投げ込むという行為自体に祭祀行為の本質がある場合は、この想像される祭祀行為の実態には迫っていないものになるが。さらに、祭祀具には、石製模造品や土器以外にも、土錘も加えられ、水からの恵み、さらには豊穣・繁栄をも願う祭祀具として使われたことが、この祭祀場所推定地から多数検出されていることから想像される。なお、蛇足ではあるが、この多数の土錘の存在は、ここが中心的祭祀場所であると共に、祭祀を頻繁に行った証拠ともなり得ると考える。

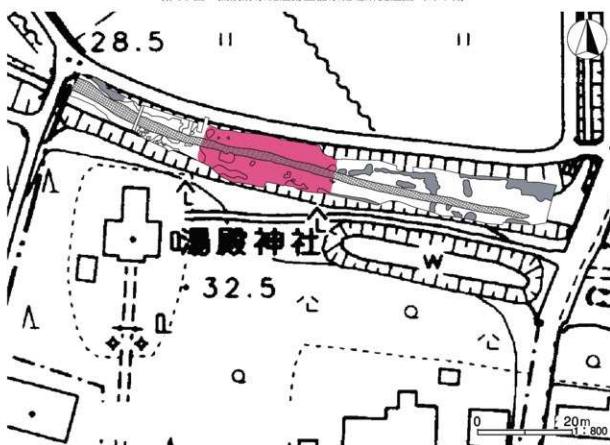
その後の7世紀末～8世紀初頭になると、古墳時代以来使われていた祭祀具である石製模造品に代わり、土器を祭祀具の中心アイテムに用いる祭祀へと変化していった。これは、8世紀に入り律令制度が確立し、この地に輔羅郡家が本格的に整備されたことにより、その郡家に属する祭祀場となり、政治的や経済的な祈りの意味合いが強い祭祀へと形態的変化が起ったと考えられるのである。いわゆる律令祭祀（国家祭祀）への変化である。それは、7世紀後半ないしはそれ以前には、共に利害を共にする地縁的な共同体により、主に水稻栽培を行う農作業のために、これにかかる用水の安定的供給を水源の恵みに期待する農耕祭祀・水神祭祀が行われていた、さらには、古墳群を形成しこの地を統治していた有力氏族により治水・利水を目的として祭祀が行われていたが、郡家が成立し、おそらく在地の有力氏族が郡司という国家的地位を確保したことに伴い、この祭祀も質的な変化が生じ、律令祭祀へと移行していくたと推定されるものである。ただし、ここでの律令祭祀は、通常の律令祭祀とは異なり、現在の見解では、一貫して土器を用いた祭祀を続け、加えて輔羅郡家において実務官衙城が再編され変化を迎える頃からは、一種の吉祥文字・則天文字から作られた呪術的な文字、願文等を土器に墨書きし、祭祀を行っていたという独自なものであったと推定されるのである。なお、律令祭祀の成立を示す特徴的な事象は、祭祀具の変化である。それは、斎弔や人形等の木製祭祀具、人面土器、土馬等の存在であるが、残念ながら本遺跡ではこれらの確認がなされていない。これについては、本祭祀では国家的支配の浸透が不十分であった、典型的国家祭祀形態への変換が何らかの理由で行われず、独自の形態的変化（=土器祭祀）をなして行われたなどいくつかの可能性が考えられる⁽¹⁸⁾。ところで、坂本和俊氏は、ここでの律令期の祭祀に木製祭祀具が無い理由を、ある時期郡のランクが落ち、斎弔等を用いる律令祭祀の場所が他へ移っていたと考えている⁽¹⁹⁾。

以上のことから、郡家運営には、自然や神の恵みに依るもののが大きかったことに間違いはないと思われる。したがって、ここでの祭祀及びこの場所が重要かつ不可欠と考え、あえてこの場所を郡家の場所として選地し、祭祀を行なったと考えられる。さらに、平安時代から中世にかけての国政運営とは、国家儀礼や祭祀を執行することであったし、中世においても祭政一致の習慣により、祭りごと＝政りごとの認識があったと思われるのである。

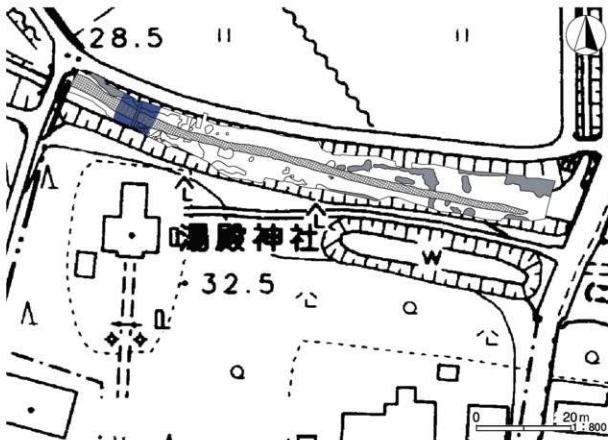
さて、第3次調査では堅穴建物跡1軒、第4次調査では建物跡1棟を検出した。第1号堅穴建物跡は社殿西側で検出され、10世紀後半の時期と考えられる。そして、中世段階以降と考えられる墓跡と重



第50図 西別府祭紀遺跡土器祭祀場所変遷図（1）I期



第51図 西別府祭紀遺跡土器祭祀場所変遷図（2）II期



第52図 西別府祭紀遺跡土器祭祀場所変遷図(3)Ⅲ期



第53図 西別府祭紀遺跡土器祭祀場所変遷図(4)Ⅳ期

複して確認された。堅穴建物跡からは仏飯器や「器佛」墨書きの土器のほか、灯明を灯すために用いられた土器が検出され、これらはこの建物の性格を示唆している。前述のとおり、平安時代後期における祭祀形態の変化の中で、仏に対する宗教活動が行われたことについて、この堅穴建物の存在が傍証となっていくのではないだろうか。つまり、検出された堅穴建物は、その出土土器から前述の時期に、今までとは異なる宗教活動を行っていたことが推定できる。それは、灯明を灯し仏に祈った祭祀であるが、これが西別府祭祀遺跡堀内の出土土器の時期が示す祭祀行為の終焉段階の状況を端的に現わしているとは考えられないだろうか。実はこの時期、つまり10世紀後半から11世紀前半は、幡羅郡家にとっても正倉院が¹世紀前に廃絶し実務官衙として機能した施設が終焉を迎えた時期でもある。ところで、祭祀行為の終焉段階である11世紀前半に堀内出土土器が非常に多くなる現象があるが、これは幡羅郡家が終焉に向かい、政治的に不安定な状況になっていたとも考えられ、その状況を払拭するために盛んに祭祀が行われた証拠なのかも知れない。ちなみに、郡寺の機能も兼ね備えていたと考えられる西別府庵寺においても、すでに10世紀前半には1世紀後半まで存続していた寺院としての機能が失われ、集落内において仏教における獻燈行為という宗教活動が継続されていたに過ぎなく、その状況は大量の灯明皿（灯明皿用途の須恵系土器質土器焼或墨書き土器「明」）を出土する堅穴建物の存在から推測できた。

その後の西別府祭祀遺跡の状況はどうか、中世以降昌が作られたことが確認されている。このことは、この地が神社として成立するまでの間島として利用されていた可能性が考えられるということである。しかし、この時点ですでに宗教活動は行われていなかつたかというと少々疑問が残る。つまり、神社の前身である祠や神社として固定的な社における祭祀が行われるようになる以前にも宗教活動の痕跡と考えられる施設が確認されているからである。つまり、第4次調査で確認された第1号建物跡の地業跡の存在である。この建物跡からは、地業の整地層下部から14世紀代と考えられる陶器破片、そして渡来銭が出土している。この渡来銭は、建物建築に際し行った地鎮の意味の奉納の要素をもった埋納銭の可能性が考えられる。また、渡来銭については、この建物跡の周囲を取り囲むように巡る第2・3号溝跡からも検出され、これらの溝は建物に付随する施設とも考えられる状況である。そこで、建物跡と溝跡が一体のものと捉え、建物跡の時期について検討してみると、出土渡来銭は、第1号建物跡の最新銭が唯一の出土である北宋銭の元祐通寶（初鑄年1086年）、第2・3号溝跡の最新銭が明銭の永楽通寶（初鑄年1408年）であることから、後者の永楽通寶の初鑄年1408年以降が埋納時期と考えられる。よって、総合的に判断すると、14世紀代の陶器破片の出土を加味し、あくまでも出土渡来銭初鑄年による上限年代からではあるが、15世紀前半～中頃の時期が与えられるということになろう²⁰。以上のことから、中世以前の段階において建物の存在が明白である。さて、その建物が何を意味するかであるが、建物が宗教活動の場であった可能性が考えられるという推定のもとに考えてみると、現在の湯殿神社境内東側は、清瀧（瀧）院跡として伝えられ、その清瀧院は天台宗東叡山聖護院の末寺であるという。現在、湯殿神社境内の道を挟んで南の一角に清瀧院墓地があり、その墓石には「天台宗東叡山聖護院直末湯殿山別當湯殿山清瀧院と称す・本尊不動尊を安置す」と記され、開山、六世以降の幕が並んでいる。これらの環境から、この建物はこの清瀧院の前身の建物の可能性も考えられる。ちなみに、湯殿神社は、由緒によると元は井殿明神、湯殿大明神とも呼ばれ、仏教修驗道天台宗派出生三山の湯殿山を勧請して祭神を鎮守としたと伝えられる。そして、明治期の神仏分離に際し、別当清瀧院は瀧口と名乗り祭祀に専念し、

西別府字新田の雷電社と西別府字根岸の諏訪社を合祀し現在に至っている。

以上から、古墳時代後期に始まった湧泉に対する祭祀は形態や質を変えながら続けられ、中世以降は神仏摺合下での祭祀形態ではあるが祭祀は継続的に行われ、やがて祠が建てられ固定化し湯殿神社の前身的形態へと姿を変えていき、現在の神社へと祭祀行為が続けられてきたことが伺われるのである。

仏事や神事等の祭祀を行うことは、人々の心を安定させる政治そのものであり、五穀豊穣や子孫繁栄を祈り、降雨や湧水の恵み等を期待する自然現象の安定や疫病から人々を守る等の目的があったと思われ、これが正に西別府祭祀遺跡における祭祀の本質であると思われるのである。

3 西別府廃寺における宗教活動の検討

2次にわたる調査により検出された数々の遺構は、寺の構造、実態等を考える一助となっている。また、遺物は、寺院の屋根に葺かれていた多量の瓦のほか、寺院の実態や活動を物語る仏鉢(鉄鉢形土器)、瓦塔・瓦臺等の仏教系遺物、寺の存在を表記した墨書き土器等が出土し、寺院の実態や時期的な変遷を考える上で重要なものとなった。ここでは、遺構及び遺物から考えられる寺院の構造、実態、その時間的変遷から、西別府廃寺における宗教活動を検討してみたい。

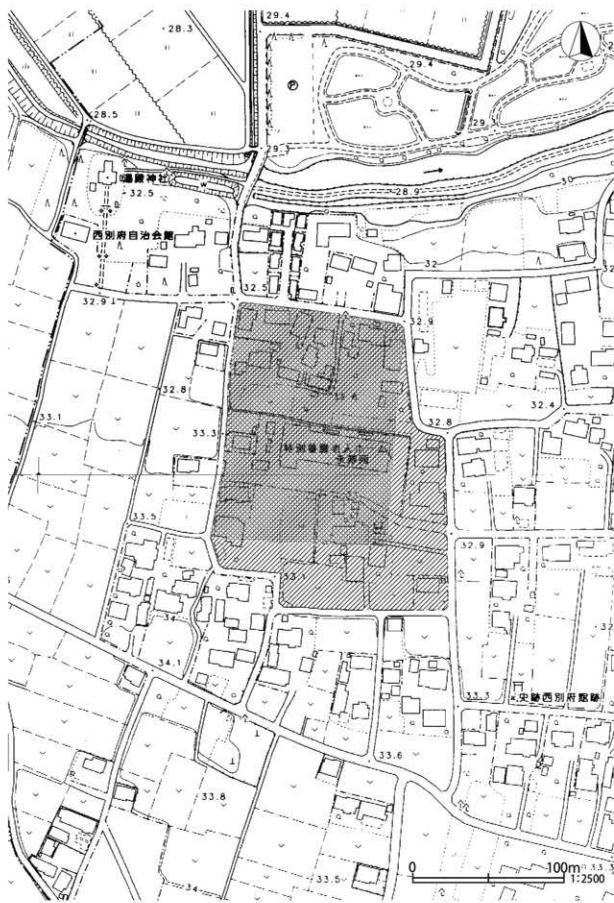
(1) 寺院の構造とその実態について

まず、遺構から寺院の構造・規模について考えていくこととする。

寺域は、従来、瓦の採取される範囲や地籍図等から、発掘調査区を中心に周囲を巡る現道内の範囲、東西150m、南北200mと推定される。その寺域の形状は、北東及び南西の対角する隅がやや内側に入る形となる(第51図)。この寺域の想定は、検出された第1号溝跡の存在と、本遺跡の北側に所在する西方遺跡の調査成果が傍証となる。第1号溝跡は、寺域推定範囲西縁を南北に走る現道の東の傍に検出された。その規模は、幅5mを超すものと推定でき、寺域を区画するにふさわしいと考えられる。また、この溝跡からは8世紀前半から9世紀前半までの土師器環、灰釉陶器皿、瓦塔初軸部、三重孤文・均整唐草文軒平瓦等が出土し、寺院の存続年代を考える上で参考になる情報が得られている。一方、西方遺跡の調査では、多数の近世土坑墓が検出されただけで寺院に関わる遺構が検出されないことから、寺域外の場所であったことが推定できる結果があった。なお、この土坑墓群からは、西別府廃寺に使われた四重孤文軒平瓦等の瓦片が僅かに出土している。また、地元住民の話や別府の昔について記述した資料⁽¹⁾によると、西方遺跡が所在する付近は以前から北口と言っていたということから、寺域の北にあつた寺院の出入口付近にあたる場所とも推定できる。よって、現段階では、これらから総合的に判断して、寺域範囲を前述の範囲と推定する⁽²⁾。

寺域内の施設については、寺域内の伽藍想定域に配された溝跡のほか、基壇跡が検出された建物跡、瓦溜まり状遺構、堅穴建物跡等が検出されている。

まず、溝跡であるが、第4・8号溝跡は、寺域内の空間を意識的に区画する施設であると考えられ、伽藍の周囲を囲む回廊を意識しているものとも考えられる。双方の溝跡が当初から同時に存在していたか否かについては、残念ながら明確ではないが、検出された遺構との重複関係等からその状況が推定できる。第4号溝跡については、第8号溝跡接続箇所より北半が、4・5期(8世紀後半~9世紀前半)に比定されると考えられる均整唐草文軒平瓦や3期(8世紀前半)の土師器環等が出土していることから概ね3・4期(8世紀前半~9世紀初頭)の時期が考えられ、同溝の第8号溝跡接続箇所より南半は



6期（9世紀後半）の須恵器壺・碗・皿が出土していることと、4期（8世紀後半・8世紀第4四半期）の第2号住居跡を切っていることから、概ね9世紀初頭ないしは9世紀前半から9世紀後半までの時期（5・6期）が想定できる。一方、第8号溝跡は、1～3期（7世紀後半～8世紀前半）の土師器壺等が出土し、第8号溝跡を切って造られた第2次調査第2号堅穴遺構（廃寺II SX 4）は5期（9世紀前半）と考えられることから、3・4期（8世紀前半～9世紀初頭）には存在していたと考えられる。以上のことから、第4号溝跡と、ほぼ90°曲がって接続する第8号溝跡に区画される区域が8世紀前半、少なくともおそらく伽藍が整備される8世紀第2四半期には成立し9世紀初頭まで存続し、その後、9世紀前半に入つて、第4号溝跡を南に延伸することにより先に成立した区域の南への拡大がなされたことが想定される。なお、9世紀前半以降、第8号溝跡が引き続き存続し、南北二つの区域を分けていたかは詳細が不明であるが、第8号溝跡を切って第2次調査第2号堅穴遺構（廃寺II SX 4）が造れられていることや、第8号溝跡の埋土がローム土ブロックを含みランダムな堆積しており、さらに最も上層土が堅くしまっていることから人工的に埋め戻された様子が伺れる事から、9世紀前半には既に第8号溝跡が廃絶され埋没していた可能性が考えられる。それではここで、第8号溝跡を境にする二つの区域について、仮に北を区画A、南を区画Bと呼称して、その状況を考えてみたいと思う。

まず、区画Aには、主な施設として基壇建物跡である第1号建物跡1棟、瓦溜まり状遺構1基、堅穴建物跡2軒（第4・5号堅穴建物跡。第6号堅穴建物跡については寺院創建期以前の建物であるため除く）、堅穴遺構1基（第2次調査第1号堅穴遺構（廃寺II SX 3））が所在する。区画Aの時期は、前述のとおり8世紀前半～8世紀末ないしは9世紀初頭と考えられ、寺院創建後の約1世紀の間は、上記の建物や施設が区域内に存在し、この区画Aの外に製鉄工房としての性格をもつ第2号堅穴建物跡があつたという状況が想定できる。ちなみに、この第2号堅穴建物跡は、出土した鉄滓の科学的分析からは、鉄製品を作る鍛錬鍛冶ではなく、精練鍛冶または鋳物を作ったと推定された。

基壇建物である第1号建物跡は、版築土中から8世紀第2四半期に比定されるⅣ類の複弁8葉蓮華文、單弁12葉蓮華文軒丸瓦が出土したことから、8世紀第3四半期以降の時期に建替えられた、または、同時期以降にこの建物が新築された可能性が考えられるが、前者については、創建からおよそ50年を経てあるいはそれ以上を経て何らかの理由で建物を建替える必要があったことを示し、後者については、この時期に新たに伽藍の建物が整備されていたことを示すと考えられる。いずれにしても、8世紀第2四半期の瓦が出土する第2次調査第1号堅穴遺構（廃寺II SX 3）の人工的に埋め戻された埋土の様子や、第1号瓦溜まり状遺構から出土する8世紀第2四半期を中心とする軒丸瓦等からもこの事実を想定することができるであろうか。なお、第1号瓦溜まり状遺構からは、主として7世紀後半から9世紀前半までの遺物が出土することから、不要物を投棄するゴミ穴として長期にわたって継続的に使われていた可能性が考えられる。

第4・5号堅穴建物跡については、寺域内に作業場の建物として一時に機能していた、日常の維持・管理的機能をもっていたなどが想定できるであろうか。特に、第5号堅穴建物跡からは、大型の楕型滓を含む多量の鉄滓や羽口が出土していることから、寺院建物の建築や補修に必要な釘等の鉄製品を生産していた鍛錬鍛冶工房の可能性も考えられる。

さて、寺院の伽藍を構成する建物は、第1号建物跡1棟のみ明確に分かっているが、調査の際、第1

号建物跡から西へ約28m、第1号建物跡に並行する箇所、第6号溝跡のすぐ東付近の調査区壁で僅かに版築地業の痕跡を確認した。この痕跡箇所は、大きき搅乱を受け平面的には確認できなかったが、基壇建物が存在した可能性が考えられる。よって、この状況から二つの建物が東西に並列していたことが想定でき、その建物間の距離は30m(100尺)前後になると推定される。これについて、仮に東西に建物が並んでいたとすれば、これらの建物が伽藍の中でどのような性格をもつ建物であったかであるが、まず、西の建物想定箇所は大部分が搅乱を受けていたにしろ、版築痕跡が残っていた部分については、調査区内には平面的に基壇らしき痕跡が検出されていない。一方、東の第1号建物跡については、基壇跡掘方の南辺の東西長が7~8mで、その南辺は調査区壁から南へ約5.2mにある。これらの状況を考えると、東の建物が西の建物より南にせり出していることになるのではないだろうか。そして、伽藍の建物は、東西に並ぶ建物の場合、当然東西中軸線を揃えて建てるのはずである。以上のことから、現段階では、この二つの建物は、西が東西棟の金堂、東が塔と考えるのが妥当であると考え、他の古代寺院の伽藍配置から推定し、法起寺式伽藍配置を探っていたと推定する^⑨。

一方、区画Bであるが、第4号溝跡が第2号堅穴建物跡を切っていることから、9世紀初頭ないしは9世紀前半に第4号溝跡を南へ延伸して区画Aを拡大した、または、区画Bそのものを別区画として区画Aの南に造ったという2つの可能性が考えられる。しかし、前述のとおり、この二つの可能性のうち後者の可能性は低く、現段階では大きく南へ区域を拡大したものであると考えたい。なお、この動きは、第1号建物跡の動向に呼応しているようにも見受けられる。つまり、第1号建物跡を新造ないしは建替えた後に、寺院内の区画の変更を行ったとも考えられるということである。ただし、この推定については、第1号建物跡の築造時期が現況では8世紀第3四半期以降の可能性が考えられるだけで詳細が分らない状況であり、あくまでも9世紀初頭ないしは9世紀前半に築造されたと仮定すればである。

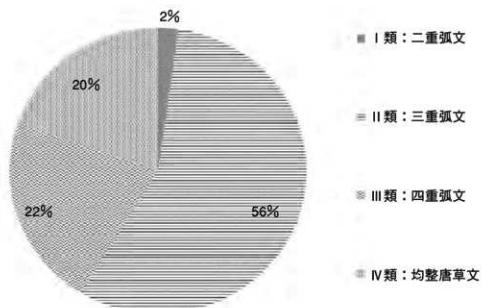
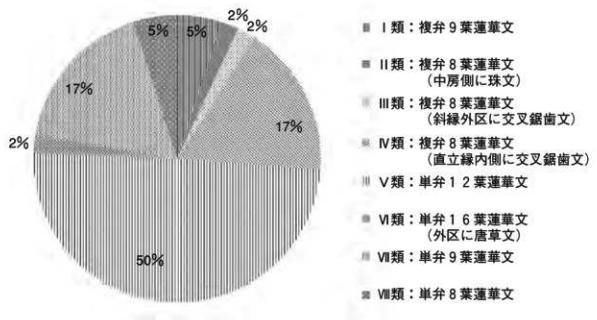
ところで、第1号建物跡の9世紀前半の建替え説に関して興味深い史実がある。それは、弘仁9年(818)に大地震が発生し、幡羅郡も震度6以上の激震が襲ったと考えられることである。西別府庵寺は、この時創建から1世紀を経ていたことになるが、おそらく建物自体老朽化が進みこの地震に耐えられなく倒壊した、もしくは献灯による失火により焼失したことも推定される^⑩。これにより、第1号建物の再建を余儀なくされた可能性が考えられはしないだろうか。

なお、製鉄工房の性格をもつ第2号堅穴建物跡の役割だが、区画Aと区画Bの推移から判断して、区画Aのみが存在した期間に、建物の建築(建替えも含む)や修理等の整備、維持管理に開わり、鉄製建築部材等を供給するため、鉄製品を生産する役割をもっていたことが想像に難くない。ただし、第1号建物跡の建築に直接関わる工房か否かは時期的な問題も含めて検討の余地がある。

(2) 寺院の実態とその時期的変遷について

西別府庵寺では、寺院の実態、時期等を考える上で判断材料になる、瓦をはじめとする仏教系遺物等多数の遺物が出土している(第26~30図)。

瓦は、第V章4で記述のとおりであるが、軒丸瓦が9種類、軒平瓦が4種類出土している。また、その時期的な変遷は、軒丸瓦が、8世紀第1四半期に比定されるI類:複弁9葉蓮華文、II類:中房側に珠文が付く複弁8葉蓮華文、8世紀第2四半期に比定されるIII類:斜縁外区に交差鋸歯文を配する複弁8葉蓮華文、IV類:直立縁の内側に交差鋸歯文を配する複弁8葉蓮華文、V類:単弁12葉蓮華文、VI類:



第 55 図 西別府廐寺出土軒丸瓦・軒平瓦出土数量比図

外区に唐草文を配する單弁16葉蓮華文、8世紀第3四半期に比定されるⅦ類：單弁9葉蓮華文、Ⅷ類：單弁8葉蓮華文、9世紀中頃に比定される蟻状蓮弁6葉蓮華文となる。一方、軒平瓦は、8世紀第1四半期の創建期以降、Ⅱ類：三重孤文、Ⅲ類：四重孤文等の重孤文が使われ、8世紀第3四半期にはⅣ類：均塗唐草文に変遷したと推定される。なお、Ⅰ類：二重孤文については詳細が不明である。

また、出土量について、その比率を見てみると、軒丸瓦は、Ⅰ類が5%、Ⅱ類が2%、Ⅲ類が2%，Ⅴ類が17%、Ⅵ類が50%，Ⅶ類が2%，Ⅷ類が17%、Ⅸ類が5%である（第55図）。軒平瓦は、Ⅰ類が2%、Ⅱ類が56%、Ⅲ類が22%、Ⅳ類が20%である（第55図）。

このような瓦の出土状況から推定される寺院の時期的推移は、軒丸瓦の出土量を軸にして考えると、最も数量が多く全体の約70%を占めるⅢ類～Ⅵ類の時期である8世紀第2四半期は伽藍が整備される時期と捉えることができる。その理由は、建物の充実を図るために屋根の軒先を飾る大量の軒丸瓦が必要であったと考えられ、また、軒平瓦についても、Ⅱ類及びⅢ類の重孤文の数量が全体の78%を占めるところからも言えるであろう。なお、創建期については、おそらく軒丸瓦Ⅰ類、Ⅱ類の時期である8世紀第1四半期と考えるのが適当であると思われるが、数量的には全体の7%と非常に少ないとから、前述したが、寺院の初段階、つまり造営を始めた時期は、一気に伽藍を整備したのではなく堂1宇であったのを、次の時期である8世紀第2四半期に入り、伽藍を充実させたのではないだろうか。ただし、創建期の堂宇がどのような性格のものであったかは、現況では判断ができない。

8世紀第3四半期になると、国分寺系瓦である軒丸瓦Ⅶ・Ⅷ類、軒平瓦Ⅳ類が使われるようになり、補修を中心に伽藍の維持管理が行われていたと考えられる。このことは、この時期の出土量が、軒丸瓦、軒平瓦を問わず、全体の4分の1以下に減ることからも言えるであろうか。

そして、蟻状蓮弁6葉蓮華文軒丸瓦が示す9世紀中頃までは確実に寺院の伽藍が存続していたと考えられる。なお、以上のこととは、以前酒井清治氏が想定したとおりである（酒井 1995）。

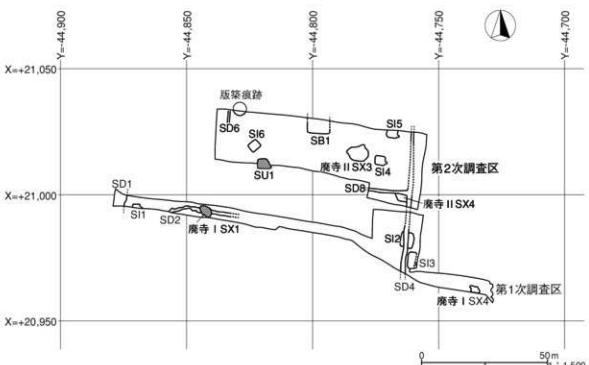
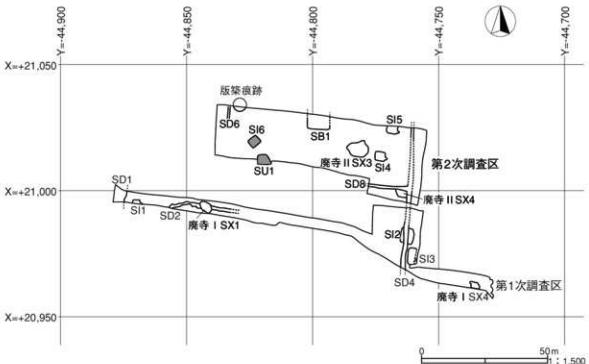
一方、遺構やその他出土器から寺院の時期的推移を考えてみると、前述のとおり、8世紀前半に伽藍想定域において区画溝による区域（区画A）、寺域の外周では寺域を区画する大溝が造られる。その後、伽藍想定域では9世紀に入ると、区画Bまでその区域が南に拡張され、区画溝（第4号溝跡）の埋没時期から9世紀後半まで存続していたと推定された。

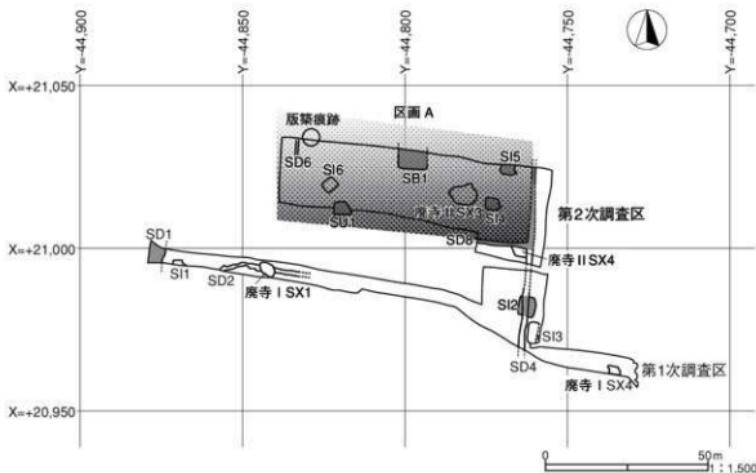
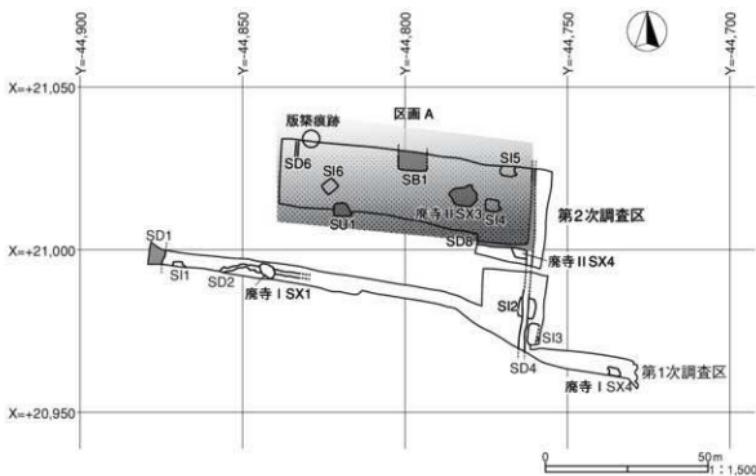
その後は、第3号堅穴建物跡から出土した大量の灯明皿の存在から、おそらく10世紀前半には伽藍の体裁が崩壊し集落域となり、その灯明皿が示すように、旧来から行われていた献燈という仏教行事が集落内で継続されているという状態になったと考えられ、ここでの宗教活動は、少なくともこの時期まで形態や質を変え続けていたことが推定される。

以上、総合して、西別府廐寺の時期的変遷をまとめてみる（第56～61図）。

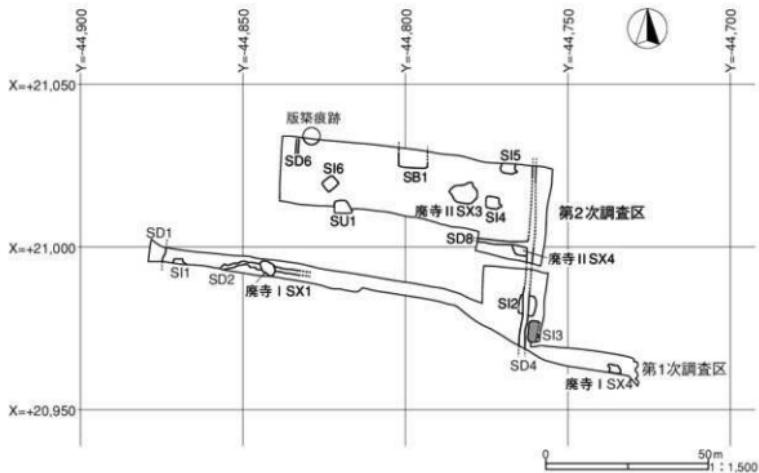
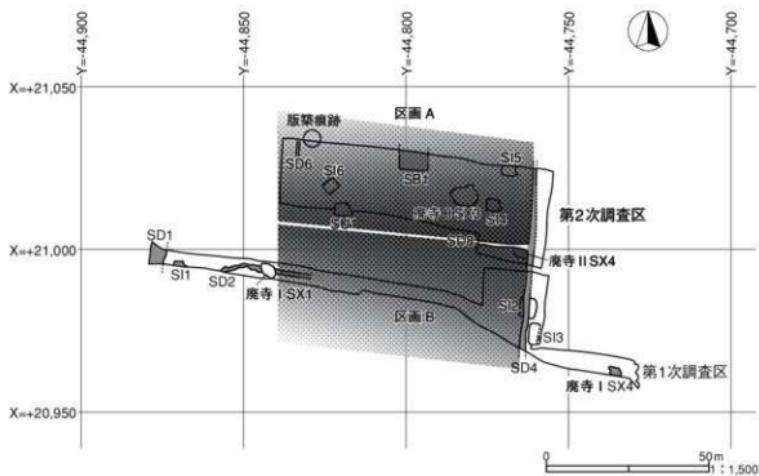
まず、7世紀第3四半期後半頃に幡縫評家が成立しその後郡家が成立したことにやや遅れた8世紀第1四半期に、第6号堅穴建物跡が示すとおり7世紀後半には一般集落域であったこの地に、寺院が創建される。この時期の寺院の状況は、堂1宇の单堂スタイルを探っていた可能性がある。そして、創建と同時にやや遅れてかは不明であるが、8世紀前半には、伽藍想定域に溝により区画される区域（区画A）が造られ、また、寺域の外周を囲繞する大溝が造られ、寺院の本格的整備が始まることになる。

8世紀第2四半期になると、一気に伽藍が整備され、堂宇が充実していく。これは、仮定ではあるが、





第 59 図 西別府廃寺遺構変遷図（4）4期



東に塔、西に金堂を置く伽藍であったと考えられる。塔に想定される建物は、8世紀第3四半期以降なんらかの理由で建替え、もしくは新造された。仮に新造ならば、この段階で伽藍がようやく整備を終えたと考えられる。なお、先に述べた地震による被害があったならば、9世紀前半に再建されたことになる。

8世紀第3四半期には、区画Aの区域外に寺院の修理等に供される鉄製建築部材等を生産する役割をもつていた堅穴建物跡が造られ、8世紀第4四半期～9世紀初頭には、区画A区域内に、一時的に機能していた作業場、もしくは寺院の日常の維持・管理や修理のための堅穴建物跡が造られる。

およそ9世紀前半になると、これまでの区画Aの区域を区画Bまで南に拡大し、伽藍想定域の拡充を図っていったと考えられる。その後は、9世紀後半までこの区域は存続し、衰退していったと考えられる。それは、すなわち、9世紀後半では伽藍があり、寺院としての体裁が整っていたと推定できるのである。また、9世紀後半（9世紀第4四半期）のこの時期には、寺域を周囲していた西辺大溝の傍に堅穴建物跡が造られる。この建物からは仏鉢が出土していることから、寺院が衰退していく過程の中、伽藍建物以外にも宗教活動が移行していったのではないかという推定もできるであろうか。さらに、この堅穴建物跡付近に瓦塔の出土が集中する事実も、宗教活動の変容に起因する可能性が考えられる。

その後は、第3号堅穴建物跡の灯明皿が物語るように、10世紀前半の役階、寺院の伽藍が失われ寺院としての体裁が崩壊した後は、仏教伝来以来行われていた献燈行為自体は、少なくともかつての寺域内に建てられた堅穴建物跡で受けられていたと想像できるであろうか。つまり、ここでの宗教活動は、寺院という宗教専門施設から集落内的一般庶民へと変遷、変貌、浸透していったものと考えられる。そして、中世以降は、第2次調査によりおびただしい数の中、近世の土坑墓が確認されることから、この地はすっかり墓域として変貌してしまったと考えられる。

最後に、他の仏教系遺物から寺院の実態を考えてみると、寺院における宗教活動について他方からその実態に迫ることができる遺物が存在する。具体的に遺物を挙げると、仏鉢（鉄鉢形土器）、「寺工宋」、「寺」、「院」、「淨」等の墨書き土器、瓦塔・瓦堂である。

仏鉢は、托鉢に代表される僧たちの修行の実態を示唆する。墨書き土器については、「寺」は寺そのものの存在の確実性を補完し、「院」は寺院の建物等の施設の在り方を、「寺工宋」はこの寺院に関わった技術者の存在を、「淨」は淨瓶等仏具の存在や宗教活動における「清め」という行為の実態を解釈する一助となっていると考えられる。

また、瓦塔・瓦堂の存在は、寺院内の堂宇内、または屋外に安置し、宗教活動が行われていた可能性を示唆している。ここでは、須恵質品と土師質品の2種が出土し、大半が表様によるものであったが、主として第1号堅穴建物跡から第1号瓦溜まで状道構の真南までの範囲に集中して出土した。西別府廃寺出土瓦塔は、第V章5での記述のとおり、須恵質品が8世紀後葉～9世紀初頭、土師質品が8世紀末葉～9世紀中葉に位置付けられると考えられ、さらに、関東地方出土の瓦塔研究によると、土師質瓦塔が出現するのは8世紀後半から末である⁽³⁰⁾ことから、西別府廃寺では須恵質瓦塔が8世紀後半から使われ、8世紀末になると土師質瓦塔へと変遷し9世紀中頃まで瓦塔を宗教活動における信仰の対象として使い続けていたことが窺われる。その実態は、想像の域を脱しないが、8世紀第3四半期以前に建てられたと考えられる塔と推定した第1号建物跡が、前述の仮説のように、9世紀初頭、強いて言えば9世紀前半に建てられた、ないしは地震による被害があり再建されたとするならば、塔の新造前ない

しは再建前の塔が無い状態の下、須恵質瓦塔を用い信仰の対象とし、その後の塔建立後もなお信仰の対象として土師質瓦塔を用いていたという推論になる。このことは、すなわち、塔が建立され9世紀後半で寺院の伽藍がなくなるまでの約1世紀間のある時期まで、土師質瓦塔を堂宇内に安置し信仰の対象にしたことが推測できるであろうか。また、これは、創建後8世紀第2四半期には伽藍が整備され、塔及び金堂等の伽藍建物が備っていたとすれば、8世紀第3四半期以降の塔の建替え（強いて言えば、9世紀前半の再建）の際に塔の代用として瓦塔が用いられ、その後も継続的に瓦塔が用いられていたことになるであろうし、一方で、9世紀前半に塔が新造されたとすれば、8世紀第1四半期に創建された寺院の歴史の中で考えると、塔建立以前は瓦塔がいずれかの堂宇に安置されていた中、創建からおよそ1世紀後に塔が建立され、その後1世紀に満たない期間で伽藍がなくなってしまうという推論にもなる。この動向の解明については、今後の調査に期待をかけるしかないが、現段階の可能性の一つとして捉えておきたい。

4 西別府遺跡における官衙施設の検討

西別府遺跡の調査は、平成15年度のトレーニングによる予備調査から始まり、本格的には平成16年度、平成20~22年度にわたって調査を実施してきた。調査の結果、幡羅都家の一つの構成要素と考えられる、掘立柱建物跡を擁する二重区画溝と土堀による方形区画及び堅穴建物跡を擁する方形区画という官衙ブロックの発見。そして、方形区画内の様子を物語る建物群の状況の一部を把握することができたのである。ここでは、本遺跡が幡羅遺跡と一体であるという見解に立ち、官衙施設が造営された実態を調査成果から検討していくこととする。

(1) A区の二重区画溝と土堀による第1号方形区画施設について

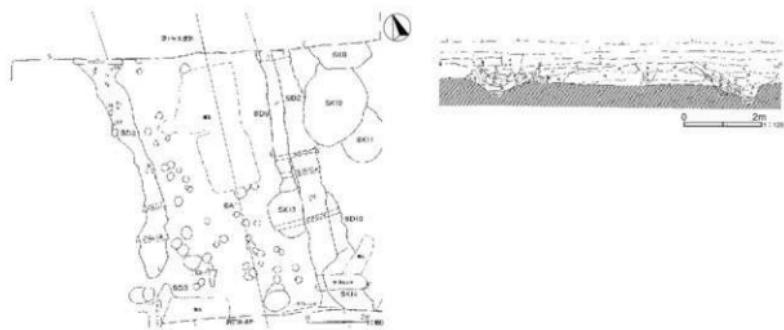
A区で検出された主な遺構は、堅穴建物跡5棟、掘立柱建物跡7棟、土坑18基、溝跡11条、掘立柱列1列、土堀跡1か所等であるが、特筆すべきは、本項目の表題のとおり、掘立柱建物を擁する第1号方形区画施設である。

第1号方形区画施設は、調査区のほぼ全体を占める形で確認された。また、この方形区画施設は、方形区画北東隅、北辺及び東辺の一部の状況が把握できるものであった。本方形区画施設を構成する具体的的な遺構は、二重に配された区画溝跡、その溝間に造られた掘立柱列及び土堀跡、そして、方形区画施設内にあった大小掘立柱建物跡と堅穴建物跡である。

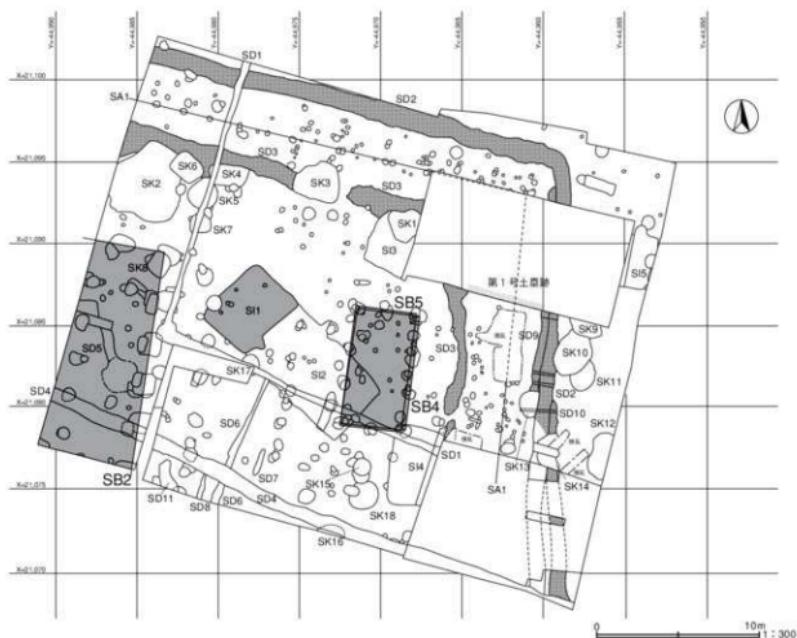
区画溝の2条は、外側に断面形が逆台形または箱形で、掘方が深くしっかりした第2号溝跡と、内側に断面形が崩れた船底状で、掘方が浅く平面プランが一定しない非連続溝の第3号溝跡である。また、双方の溝間幅約3.8~5.5mのほぼ中央（北辺では内溝寄り、東辺では外溝寄り）には、溝に並行して第1号掘立柱列が確認され、さらに、土層断面観察から東辺では土黒跡と考えられる構造物も確認された。この土黒跡は、版築工法によるものではなく、しまりのあるソフトロームブロック・粒子を含む褐灰色土及びにぶい黄褐色土を積み重ねて造られていたことが観察できた（第62図）。

これらの区画溝は、同時期に存在し、その出土遺物から、10世紀後半には埋没していたことが推定された。また、掘立柱列と土黒跡については、先行して掘立柱跡と考えられる掘立柱列が区画溝間に造られ方形区画を囲繞していたが、その後、土堀を造り整備・変更していくことが推定された。

第1号方形区画施設内には、大小の掘立柱建物及び堅穴建物跡が存在し、区画溝の初現については詳



第62図 西別府遺跡第1号方形区画施設 二重溝と土壙による東辺区画平面図・土層断面図



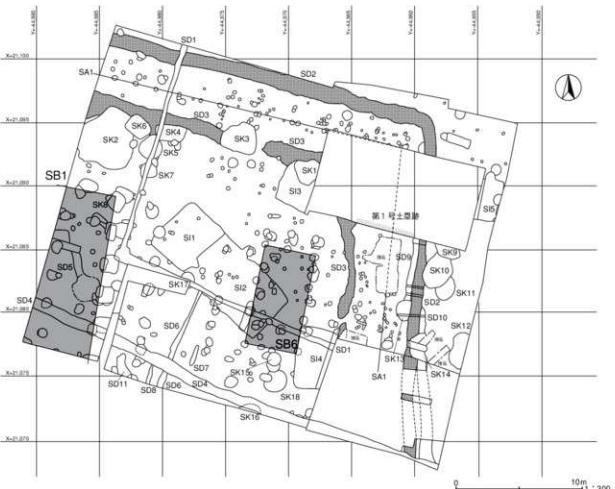
第63図 西別府遺跡第1号方形区画施設変遷図（1）5期

細が不明であるが、特に掘立柱建物跡とは有機的な関係にあったと判断され、時期により変遷していくことが判明した。

大型の掘立柱建物跡は、第3号掘立柱建物跡が梁行3間、桁行5間以上の側柱式掘立柱建物（面積88.5m²以上）と推定される。そして、ほぼ同じ場所に所在する第1・2号掘立柱建物跡も、規模は判然としないが第3号掘立柱建物跡と同規模の可能性が考えられ、互いに建替えの関係にあると推定される。

一方、小型の掘立柱建物跡の第4～7号掘立柱建物跡は、大型の掘立柱建物跡の東約5～12mの位置にあり、やはり互いに建替えの関係にあると考えられる。第4～6号掘立柱建物跡は梁行2間、桁行3間の側柱式掘立柱建物、第7号掘立柱建物跡は梁行2間、桁行4間の側柱式掘立柱建物である。いずれの建物も30m²前後の面積であり、第6号掘立柱建物跡と第7号掘立柱建物跡は、桁行の間数に相違はあるものの、ほぼ同じ面積であった。なお、いずれの建物も出土遺物を検出できなかった。

それでは、次に、これら掘立柱建物跡の変遷の様子を堅穴建物跡も含めて、5期（9世紀前半）、6期（9世紀後半）、8期（10世紀前半）、9期（10世紀後半）の4時期に区分し、迫っていってみたいと思う（第63～66図）。なお、7期（9世紀末～10世紀初頭）の状況については、区画溝の2条及び、第1～3号掘立柱建物跡の北側に造られた第2号土坑で当該期の遺物を出土するが、判然としないため変遷の検討時期には含めなかつた。



第64図 西別府遺跡第1号方形区画施設変遷図（2）6期

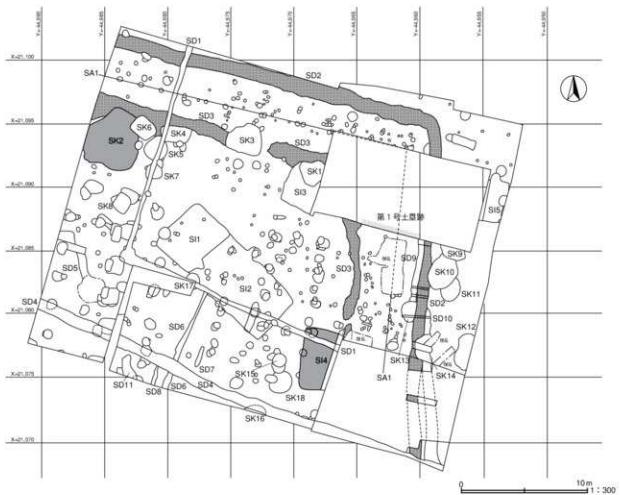
また、第1・2号竪穴建物跡は第1号方形区画施設内に所在するが、掘立柱建物跡が造られる以前のものと判断され、区画溝と有機的な関係にあったかどうかは不明であるため、本記述には含めない。

ア 5期（9世紀前半）

大型の第2号掘立柱建物跡、小型の第4・5号掘立柱建物跡、第1号堅穴建物跡があった時期である。

第2号掘立柱建物跡は、柱穴から出土した遺物と第1号掘立柱建物跡との切り合い関係から、9世紀前半と判断される。そして、第4・5号掘立柱建物跡との関係は、建物の主軸方位がほぼ一致すること、第4・5号掘立柱建物跡と第6・7号掘立柱建物跡との新旧関係から、第1号掘立柱建物跡より古いと判断される第2号掘立柱建物跡と同時期の可能性が考えられる。ちなみに、第2号掘立柱建物跡の東側の桁行と第4・5号掘立柱建物跡の西側の桁行間の距離は、12.1～12.2m(約40尺)である。なお、梁行の北側の面は、第4・5号掘立柱建物跡が第2号掘立柱建物跡より南へ約1.5m(約5尺)ずれるが、十分に同時期の存在が考えられる。

第4・5号掘立柱建物跡は共に、柱穴P2のみ掘り下げを行っただけで、他の柱穴は平面確認のみであったためか、出土遺物が検出されなかった。また、第4号掘立柱建物跡と第5号掘立柱建物跡の新旧関係は、P2の土層断面観察から、前者が古く、後者が新しいことが分かり、また、ほぼ同位置に建てられていることから、時期をあまり違えず替えが行われた可能性があると考えている。



第 65 図 西別府遺跡第 1 号方形区画施設変遷図（3）8 期

第1号竪穴建物跡は、第2号掘立柱建物跡と第4・5号掘立柱建物跡に挟まれ、同時期に存在していたと考えられ、掘立柱建物と竪穴建物が共存していた様子が推定される。なお、第1号竪穴建物跡の時期は、出土した灰釉陶器軸及び切り合いの関係にある8世紀後半の第2号竪穴建物跡との新旧関係から判断をした。

イ 6期（9世紀後半）

大型の第1号掘立柱建物跡と小型の第6号掘立柱建物跡があった時期である。

第1号掘立柱建物跡は、柱穴から出土した遺物と第2号掘立柱建物跡との切り合い関係から9世紀後半と判断される。そして、第6号掘立柱建物跡との関係は、建物の主軸方位が一致することと、第4・5号掘立柱建物跡と第7号掘立柱建物跡との新旧関係から、第2号掘立柱建物跡より新しく、第3号掘立柱建物跡より古いと判断される第1号掘立柱建物跡と同時に存在した可能性が高いと推定した。ちなみに、第1号掘立柱建物跡の東側の桁行と第6号掘立柱建物跡の西側の桁行間の距離は、122m(約40尺)であり、9世紀前半の第2号掘立柱建物跡と第4・5号掘立柱建物跡間の距離とはほぼ同じである。なお、梁行の北側の面は、第6号掘立柱建物跡が第1号掘立柱建物跡より南へ約1.5m(約5尺)ずれるが、十分に同時期の存在が考えられるとともに、9世紀前半の第2号掘立柱建物跡と第4・5号掘立柱建物跡とのずれ具合とはほぼ同じである。



第66図 西別府遺跡第1号方形区画施設変遷図(4)9期

ウ 8期（10世紀前半）

第4号堅穴建物跡、第2号土坑があった時期である。

第4号堅穴建物跡は、区画溝の内溝である第3号溝跡の東辺箇所に、その溝跡を切って造られている。

また、第2号土坑についても、同じく第3号溝跡の北辺を切り造られている。これらのことから、第3号溝跡、つまり区画溝の内溝は、この頃機能を失いつつあったとも考えられる。

また、第4号堅穴建物跡は、第6号掘立柱建物跡を切って造られているため、第6号掘立柱建物跡はこの時期既に存在しなかった可能性が高い。一方、第6号掘立柱建物跡と同時期と判断される第1号掘立柱建物跡が存在していたか否かについては、現段階では不明である。

エ 9期（10世紀後半）

大型の第3号掘立柱建物跡と小型の第7号掘立柱建物跡、第3号堅穴建物跡、第3号土坑があった時期である。

第3号掘立柱建物跡は、柱穴から出土した遺物から10世紀後半と判断される。そして、第7号掘立柱建物跡との関係は、建物の主軸方位がほぼ一致することと、梁行の北側の面がほぼ東西に揃うことから、同時期に存在した可能性が十分に高いと考えられる。ちなみに、第3号掘立柱建物跡の東側の桁行と第7号掘立柱建物跡の西側の桁行間の距離は5.4m(約18尺)であり、これ以前の段階における掘立柱建物跡同士の位置関係と比べると最も近づき、今までの距離の半分以下である。

第3号堅穴建物跡及び第3号土坑については、区画溝の内溝である第3号溝跡を切って造られており、10世紀前半には既にこの傾向が見られたが、区画溝が廃絶され埋没するこの時期には、さらにこの傾向に拍車がかかっていたものと考えられる。

以上が、第1号方形区画施設内の掘立柱建物及び堅穴建物跡の変遷である。ここで、方形区画施設の様子を簡単にまとめておく。2条の溝により囲繞された方形区画施設は、大小の掘立柱建物及びある時期は堅穴建物跡も同時に擁し、区画溝間に掘立柱跡があった時期から土塁が整備された時期へと変遷し、前述のとおり、機能を失う9期の区画溝の埋没時期まで、郡家の重要な施設の一つとして營繕されながら存在していたと推定される。なお、区画溝の外溝である第2号溝跡については、東辺の様子として、5期にはやや蛇行して南北に走る溝であったものが、6期に掘り直しがなされ、直線的になったと推定される。また、この時期に掘立柱跡から土塁構造へと改変された可能性を推論として提示したい。

このように、幡羅郡家の官衙ブロックとして機能したと考えられる第1号方形区画施設は、少なくとも5期に第2号掘立柱建物跡、第4・5号掘立柱建物跡、第1号堅穴建物跡を伴い成立し、第3号掘立柱建物跡、第7号掘立柱建物跡等が存在した9期を最後に廃絶されたと考えられる。そして、その後は、土坑等が造られ、新たな区画溝の可能性がある第1・4号溝跡が造られる区域に変貌していくと考えられる。

二重区画溝と土塁による方形区画施設は、隣接する幡羅遺跡において、実務官衙城として大規模なもののが確認されている（C期建物ブロック）^⑨。その方形区画施設が所在する位置は、本遺跡の第1号方形区画施設のすぐ西隣で、その東辺は本遺跡の第1号方形区画施設から30mの距離であり、また、規模は一边約120m四方である。

本遺跡の第1号方形区画施設は、幡羅遺跡の方形区画施設とは規模や性格に相異はあるが、本遺跡の

第1号方形区画施設は9期には機能を失ったと考えられ、幡羅遺跡の方形区画施設終焉時期の11世紀前半に近い時期である。ちなみに、幡羅遺跡の方形区画施設は、最も早くて6期（幡羅遺跡Ⅳ期）の時に成立したとされ、8～10期（幡羅遺跡Ⅹ～Ⅺ期）の遺構、遺物が多く出土することから10世紀前半頃に成立した可能性も考えられている。本遺跡の第1号方形区画施設については、成立時期の詳細は不明であるが、少なくとも5期には存在していたと推定されることから、本遺跡の第1号方形区画施設は、幡羅遺跡の方形区画施設よりや先行して造営された可能性が考えられる。また、幡羅遺跡の方形区画施設においては、北辺付近に堅穴建物跡が並ぶのが特徴であるのに対し、本遺跡では、掘立柱建物跡が中心であることが特徴である。なお、近隣の遺跡である飯塚北遺跡、北島遺跡、源訪木遺跡における同様な区画施設が、9世紀前半～10世紀に成立したと推定されている点については、本遺跡の第1号方形区画施設も時期的に共通点が見出せる。

もう一つ、幡羅遺跡の方形区画施設と本遺跡の第1号方形区画施設を比較すると、本遺跡の第1号方形区画施設の北辺の主軸方位が、幡羅遺跡の方形区画施設とはほぼ同じ方位を示す共通点がある。しかし、幡羅遺跡の方形区画施設がほぼ方形の形状を呈するのに対し、本遺跡の第1号方形区画施設は、東辺が北辺に対し100°と、直角ではなく東へ聞く主軸方位を探っているという相違点がある。これについては、どのような理由によるものかは不明であるが、本遺跡の第1号方形区画施設の東側に所在する何らかの施設の影響を受け意識的にその施設に方位を合わせている、東辺の主軸方位のまっすぐ北には西別府祭祀遺跡が所在し、その祭祀の中心地点が東辺の延長上にあることから、このことが意識されているなど、いくつかの理由や制約が影響している可能性が考えられる。なお、仮に東側に所在する何らかの施設の影響を受け意識されているとすれば、現在、本遺跡と西別府寺の寺域規定範囲との間に、幡羅郡家都庁院が所在するのではないかと推定されているが、その郡庁院の構造規格が影響している可能性が、かなり無理は承知の上であるが想像できると思われる。

(2) B区の第2号方形区画施設について

B区で検出された主な遺構は、堅穴建物跡12軒、掘立柱建物跡1棟、土坑4基、溝跡8条等であるが、特筆すべきは、A区と同様に、区画溝に囲繞された第2号方形区画施設が確認されたことである。また、この方形区画施設が造営される前後の時期には、堅穴建物跡を中心とした集落がこの場には存在していたことが分かった。

第2号方形区画施設については、一重の区画溝で囲繞された区画内に、鐵治工房跡と考えられる堅穴建物跡を含む堅穴建物跡が4棟所在した。堅穴建物跡は、出土遺物から2・3期（7世紀末～8世紀前半）の2棟（第9・13号堅穴建物跡）と6・7期（9世紀後半～10世紀初頭）の1棟（第10号堅穴建物跡）、7期（9世紀末～10世紀初頭）の1棟（第14号堅穴建物跡）である（第67図）。

第9号堅穴建物跡は、平面プランがほぼ正方形で、規模が長軸5.58m、推定短軸5.50mを測る大型の建物であり、中央部を溝跡が東西に横切り、6・7期の第10号堅穴建物跡、9期の第12号堅穴建物跡及び10期の第11号堅穴建物跡に切られている。また、平面確認で多量の炭化物や焼土の分布が確認され、土層断面観察では床面直上に焼土塊・粒子を含む厚さ10cm程の炭化物層が確認された上に、鉄滓や羽口破片が検出された。さらに、出土遺物の中には、二次熱を受けてひしゃげ、一部がアメ状に発泡化、還元縮化した内面に放射状暗文を施した8世紀前半と推定される土器器坏が見られた。このことから、

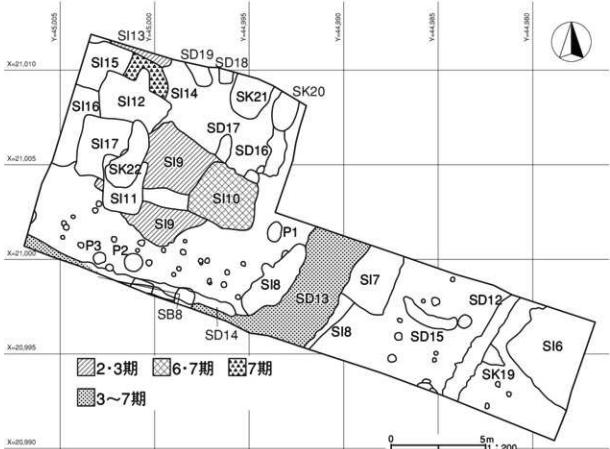
本建物を3期を中心とする時期の鍛冶工房跡と判断した。

第13号竪穴建物跡は、7期の第14号竪穴建物跡及び8期の第15号竪穴建物跡に切られている上に、プランの大部分が調査区域外になり詳細は不明であったが、主軸方位が第9号竪穴建物跡とはほぼ同じであると推定されることから、第9号竪穴建物跡と同時期と考えられた。ちなみに、第9号竪穴建物跡との距離は、双方の建物掘方の最も近接する隅どうし間で2.7mを測った。

第10号竪穴建物跡は、主として3期の第9号竪穴建物跡を切っていて、出土遺物から6・7期に所在していたと考えられる。本建物の特徴としては、土縄が15個体まとまって検出され、そのうち13個体が長さ3.5cm前後の小振りな土鍤であったことである。

第14号竪穴建物跡は、3期の第13号竪穴建物跡を切り、8期の第15号竪穴建物跡及び9期の第12号竪穴建物跡に切られている。時期は、出土遺物の時期も加味して、7期と考えられる。

区画溝である第13号溝跡は、第8号掘立柱建物跡や第14号溝跡と重複して検出され、調査区内でかろうじて屈曲部が確認されたことから、前述の竪穴建物跡が所在する区域を区画する溝跡であると考えた。第13号溝跡は、第2号方形区画施設ができる以前の1期及び2期の竪穴建物跡を切って造られており、検出された出土遺物の時期は3期～7期（8世紀前半～10世紀初頭）とかなりの幅があるが、主として3期と考えられる2棟の竪穴建物跡、6・7期の2棟の竪穴建物跡の時期とも符合し、これらのことから、この方形区画施設が竪穴建物跡を擁し2世紀以上の長期間に亘って存在したことが考えられた。なお、第13号溝跡は、土層断面観察から、10世紀初頭に埋没するまでの間に、少なくとも1回



第67図 西別府遺跡第2号方形区画施設構造配置図

掘り直され、整備された可能性が考えられた。

第2号方形区画施設廃絶後は、第13号溝跡が第8号掘立柱建物跡によって切られていることから、埋没後には掘立柱建物が建てられ、また、その北のかつての第2号方形区画施設区域において堅穴建物が建てられていた場所では、第2号方形区画施設廃絶後の10世紀前半から11世紀前半まで、立て続けにほぼ同じ場所に重複して堅穴建物が建てられていたと考えられた。

ところで、幡羅遺跡においても、8世紀後葉（幡羅遺跡Ⅳ期）の時期を主体とする遺物が出土する一辺60m程度の方形区画施設が確認されている（Fブロック）。この方形区画施設内には、掘立柱建物跡、堀、鍛冶工房等があり、生産を行う曹司の可能性が考えられている。時期については、遺構に切り合い関係から2段階の分かれ、出土遺物から9世紀前半（幡羅遺跡Ⅳ期）までは統かないと推定されているが、調査部分が僅かなことから今後9世紀前半より下る遺構、遺物が確認される可能性を残していることについて言及されている。また、この幡羅遺跡Fブロックは、南北方向の区画溝の主軸方位がN-52°-E程度であり、北東辺区画溝は西へ延び、西隣のブロック及び北隣のブロックをも区画すると推定されている³⁹⁾。

さて、本遺跡の第2号方形区画施設の位置は、幡羅遺跡Fブロックの北東辺区画溝から北へ離れること約30mに本方形区画施設南西辺区画溝が所在する関係にある。そして、本遺跡の第2号方形区画施設は、前述のとおり、3～7期（8世紀前半～10世紀初頭）の長期にわたり所在していたと考えており、区画施設内には堅穴建物跡のみが検出されている状況である。また、南北方向の区画溝の主軸方位はN-26°-Eと幡羅遺跡Fブロックと比較すると、傾きが半分程度である。このような中、唯一共通する点としては、鍛冶工房を擁していることが挙げられる。

以上から、可能性の一つとして、本遺跡の範囲内にも幡羅郡家における曹司の性格をもった施設が広がっていたと考えられる。しかし、幡羅遺跡のとは主軸方位が異なり、本遺跡の第2号方形区画施設の主軸方位がより真北に近いことから、幡羅遺跡における各遺跡の主軸方位の傾向から幡羅遺跡Fブロックよりも後出する可能性が考えられ、本遺跡の第2号方形区画施設は、少なくとも6期（9世紀後半）以降に成立した可能性も考えられる。その場合は、3期（8世紀前半）の鍛冶工房は伴わないことになり、曹司の性格をもっていたことについても再検討をしなければならないと思われる。

5 各遺跡の関係と幡羅遺跡との関係

西別府官衙遺跡群は、西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡の3遺跡で構成され、これらの遺跡は、隣接する深谷市幡羅遺跡と一体をなし、他の幡羅郡家を支える要素であったと考えられる。西別府祭祀遺跡は湧泉に対する祭祀跡であり、水の恵みに感謝し、郡家の経済基盤とともになる水田から享受される利益等を期待し神に祈りを奉げる場所であったと考えられ、西別府廃寺は、都領氏族の庇護や領地内の鎮護、郡家の政治的安寧を佑に祈る場所であったと考えられる。そして、西別府遺跡は、郡家の政治的機能の一部を担った場所であり、本来なら幡羅遺跡と一連の遺跡と捉えていかなければならぬ遺跡である。これら3遺跡は、幡羅郡家にとって、一つとして欠くことのできない要素であり、郡家・祭祀場・寺院の要素が揃う郡家は全国的に見ても稀有な存在である。ここでは、各遺跡の相互の関係及び幡羅遺跡との関係について検討を試みたいと思う。なお、西別府遺跡は前述のとおり幡羅遺跡と同一と考え俎上にのせない。

まず、西別府祭祀遺跡における祭祀からの視点で考えてみたいと思う。西別府祭祀遺跡での祭祀は、古墳時代後期（飛鳥時代）から平安時代後期に至るまでの間に、石製模造品を主に用いた祭祀から土器を用いた祭祀へと変化していったことが推定された。これは、律令期に入り幡羅郡家が整備されると共に祭祀形態の変化が余儀なくされたと考えられる。また、古墳時代以来行われていた水系を同じくする河川（水道）で行われた祭祀、例えば深谷市本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡における7世紀前半の祭祀が、幡羅郡家整備前の詳家が成立する直前の7世紀第3四半期前半に西別府祭祀遺跡へと引き継がれ、いわゆる個人及び共同体祭祀、または有力氏族による水源の治水・利水を目的とする支配権の掌握のために行われていた祭祀から、律令祭祀（＝国家祭祀）へ変化、移行したことである。すなわち、律令体制の確立により郡家が成立し、在地の有力氏族が郡司という国家的地位を確保したことにより、祭祀自体にも質的な変化が生まれたと考えられるのである。この現象を端的に示すと思われるものが、前述のとおり祭祀具である。通常、律令祭祀では、肅寧や人形といった木製祭祀具、人面墨書き土器、土馬等の祭祀具を用いるが、ここではこれらに代わり、土器という祭祀具を用い、さらに、9世紀後半から10世紀初頭の時期には、一種の吉祥や呪術的な意味をもつ、則天文字のような特殊文字等に代表される文字を墨書きし、自然や神に祈りを捧げるという独自の祭祀形態を探ったと推定できるのである。

さて、祭祀行為は、土器2期、幡羅郡家整備期、西別府廃寺創建期に最も活発化する。つまりこの時期頻繁に祭祀を行っていたが、その後4期から5期にかけては土器の検出量が示すように落ち込むことから頻度が減ったと考えられる。ところが、6期になると再び活発化していく傾向が推定された。この祭祀頻度が増える現象時期の6期（9世紀後半、幡羅遺跡Ⅳ期）は、幡羅郡家における実務官衙城が再編され変化を迎える時期であり、西別府祭祀遺跡における祭祀行為の頻度と偶然にも合致した。これは、郡家の政治的変化が祭祀に影響をもたらしたとも考えられる。すなわち、新たな体制で行われる政治の安定を願って祭祀の頻度が増した可能性があると捉えられるのではないか。また、この時期の直前の弘仁9年（818）には、北武藏を中心とする大地震が発生し、幡羅郡周辺においては震度6以上の激震が襲ったと推定され^{〔3〕}、幡羅郡家ではこの頃を契機に実務官衙城が再編され、また、正倉院においては、礎石建物が地震により倒壊するといった大きな被害があったことが推定されている^{〔4〕}。よって、こういった社会的変異が政治的变化をもたらし、祭祀へと影響を及ぼしたとも考えられる。

一方、西別府廃寺においては、6期をもって伽藍が失われていくと推定されるが、この時期に寺院衰退と共に、以前にも増して寺院と祭祀の繋がりが強くなっていた可能性が、則天文字を多用する土器祭祀からも考えられる。

その後、祭祀行為は、10期（11世紀前半）に最後のピークを向かえ一気に衰退していくが、それと同時に郡家も機能を失っていく。やはり、郡家の衰退が、この頃の祭祀行為へも影響を与え、呼応して衰えていくようである。ところで、この10期をもって衰退すると推定される祭祀行為が、この時期頻度を増す理由はいったいなんであろうか。幡羅遺跡では、この頃の方形区画施設が、純粹な公的機関としてではなく、それまでの郡家とは異質な面、例えば郡司の經營拠点といった性格等の側面を強くもつていたと推定されているが^{〔5〕}、これが確かにならば郡司自身の個人的な安定・安寧志向により、多分に祭祀への関心に重きを置いた証拠なのかもしれない。しかし、それも長く続かず、そして、思うように機能せず終焉を迎ってしまったのであろうか。もしくは、前述したが、幡羅郡家が終焉に向かい、政治

的に不安定な状況になっていたとも考えられ、その状態を払拭するために盛んに祭祀が行われた証拠なのかも知れない。

ここでの祭祀行為及び場所は、幡羅郡家の政治的安寧・経済的安定を確保する上で重要な不可欠なもので、評家成立以前から豊富な湧水に対し祭祀が行われていたこの場所の傍に敢えて評家（郡家）の地を選び求め、祭祀を行い続けたと考えられる。その事実は、遺物が物語るとおり幡羅郡家が消滅するまで長期にわたり祭祀が行われていたことが証明している。

豊富な湧水は、台地下に広く広がっていたであろう条里の水田を潤し、そこから得られる水稲が郡家の経済を支えたと考えられる。また、この祭祀が行われた場所は、当湧水により豊富な水を湛え河川のような景観を呈し、この河川は郡家の経済を支えた物資の運搬に利用され、また郡家間の交流に利用された水上交通にかかる運河的な性格も兼ね備えていたことも考えられることから、津のような港湾施設があったとも想定される。要するに、水稲が得られる水田やこの港湾施設は郡家運営にあっては必須なものであり、そのため豊富な水の確保を願い、これを統制することが重要であったと考えられる。さらに、船の航行の安全を祈ることも大切であったと考えられる⁽³⁾。これらは、とりもなおさず水の安定的享受があってこそあり、それは自然（神）の恵みに依るもののが大きかったと考えられる。そして、政治的安寧、経済的安定等様々な願いを込めて頻繁に祭祀を行われ、郡家に所属する祭祀場としての機能が長い間続いたと考えられる。

次に、西別府庵寺、寺院からの視点で考えてみたい。西別府庵寺は、幡羅評家成立以前の7世紀までこの周辺を支配し古墳群を築造していた有力氏族らが、郡家成立にかかり國から郡司としての任用を約束され、幡羅郡家成立にやや遅れる8世紀初頭（8世紀第1四半期）、郡家に隣接した位置に建立された推定される。その周辺を支配し古墳群を築造していた氏族については、近い所では西の深谷市木の本古墳群の被葬者及び東の別府古墳群の被葬者の系譜をひく氏族、そして、有力な候補としては、南東へ約2kmの場所に分布する龍原裏古墳群の被葬者及びその系譜をひく氏族が注目される。龍原裏古墳群中の龍原裏第1号墳は、八角形という特異な墳形をもち、銅製双脚足金具等の刀装具等特殊な遺物出土し、7世紀後半～8世紀初頭に築造されたと考えられており、築造時期が幡羅評家の成立及び郡家の整備時期とオーバーラップすることもあり、密接な関係にある被葬者が葬られたことが想定される。

寺院は、氏族の庭園や領地内の鎮護という機能に加えて、行政機関の一端、さらには郡家を支える財政的基盤の一部を担うという機能をもっていたと推定される。山中敏史氏は、評術・郡衙遷跡から2km程度以内にあり、評術・郡衙と併存していた寺院を郡衙周辺寺院と呼び⁽³⁾、郡衙周辺寺院のなかでも評術・郡衙から4町内外の距離に位置している寺院を郡衙近接寺院と呼んでいる⁽³⁾。西別府庵寺は、幡羅郡家から正に4町以内の位置にあると推定され、この郡衙近接寺院に該当と考えられる。また、山中氏は、「後期評段階⁽³⁾以降、初期郡段階⁽³⁾の郡衙周辺寺院は、護国祈願に代表される官寺的機能と、郡領層を核とした諸氏族の祖先崇拜や安寧祈願に代表される知識寺⁽³⁾的な宗教活動機能との両機能を備えた準官寺⁽³⁾としての歴史的特質をもっていたと捉え、また、郡内民衆全体にも及ぶ救済機能などの公共的な機能も備わっており、それによって地縁的・在地社会全体の秩序維持に一定の役割を果たし得たもの⁽³⁾」と考えている。すなわち、寺院は、郡家運営において、民衆を治めるにあたって不可欠な精神的な部分を担う場所であり、仏教を通じて祈るという精神的な面から政治的安寧を願うことと、寺

院が所有していたであろう領地から得られるある一定の経済基盤⁽¹⁰⁾の安定は、郡家にとって重要であったことが想像される。ただし、ここで言う寺院が所有していたであろう領地については、寺院の所有・經營自体、直接郡司に関わりのあるものとの理解に立てば、郡家運営と同一ないしはほぼ一体をなしていなものと考えられるため、寺院所有の領地イコール郡家の直接支配する領地となる可能性が高く、寺院が独自に所有していた可能性については検討の余地がある。これについては、田舎体系のおいては、寺院は、國家が所有権を有する寺田・山野の保有が許されるのみで、私的土地位の主体として認められていなかったとされており⁽¹¹⁾、このことから、寺院 자체は領地を持ち得ず、郡家が国家による地方統治主体と考えれば、郡家が直接寺院を介さずに土地を所有していたことになるではなかろうか。

さて、寺院の運営、つまり伽藍の整備については、複数の郡司氏族が関わり、膨大な経済力、労働力が必要であったことは想像に難くない。山中氏が指摘する、「それはとうてい郡領一氏族だけでは達行できるものではなく、一氏族単位を超えた広範囲から労働力や財源の確保が必要とされ、郡内あるいは郡を越えた広汎な地縁的知識の導入、瓦の受給関係など評術・郡衙間での補完関係、登録地縁的行政組織を媒介として民衆への賦課等の運営方式が採用されることによって実現できるものである⁽¹²⁾」との見解は首肯できるものである。この複数の郡司氏族が関わった点については、幡羅評家（郡家）においては、成立の背景として、郡内に傑出した規模の古墳が見られず、小規模な勢力（氏族）が複数存在し、その中の主導的立場の勢力が中心となって立証したと考えられているが⁽¹³⁾、前述のとおり古墳時代周辺を支配した氏族により築造された古墳群は、別府古墳群、木の本古墳群、龍原裏古墳群であり、そのうち伝統的かつ大きな力をもっていたと考えられるのが龍原古墳群の被葬者氏族であると推定されることから、この被葬者一族を中心に、他の異なる氏族である2古墳群の被葬者一族が協同していた可能性が考えられる。そして、龍原裏古墳群の被葬者一族が大領を務め、その他の2古墳群の被葬者一族が少領以下の任を務めていたという構図も想定されるであろうか。

そして、山中氏の言う、郡内あるいは郡を越えた広汎な地縁的知識の導入、瓦の受給関係など評術・郡衙間での補完関係については、ここ西別府廃寺においては、伽藍の整備期と推定される8世紀第2四半期に比定される軒丸瓦の同范関係から、Ⅲ類の複弁8葉蓮華文については比企郡及び足立郡と、Ⅳ類の複弁8葉蓮華文については鬼玉郡、様沢郡、賀美郡、上野国佐野郡、同新田郡と密接な関係が想定され、広範な繋がり・連合が推定される。さらに、赤熊浩一氏が指摘するように、この繋がり・連合の中心には西別府廃寺があり、核となっていたことが想像され⁽¹⁴⁾、この関係が西別府廃寺、ひいては幡羅郡家への経済力や労働力の集約に絶大な力を發揮していたかも知れない。また、これについては、8世紀第3四半期以降における、国分寺系瓦である軒丸瓦Ⅱ・Ⅲ類・軒平瓦Ⅳ類の導入からも言えるであろうか。酒井清治氏は、武藏国分寺に出土する瓦が武藏国北部で出土する、すなわち西別府廃寺で出土することは稀で、軒平瓦Ⅳ類については国分寺と強い関わり、軒丸瓦Ⅱ類及び巻状蓮弁6葉軒丸瓦についても武藏国分寺との強い繋がりを想定している。また、東山道武藏路の推定ルートについて、西別府廃寺東方約3kmにある奈良神社の西を群馬（上野国）へと北上するルートと想定し、西別府廃寺を武藏国でも最大規模を誇る勝呂魔寺に匹敵する規模を持ち、蝦夷のために祈願した奈良神社と共に、東山道武藏路の北出入口に位置するという意味で重要な寺院と推定している⁽¹⁵⁾。確かに、西別府廃寺がある幡羅郡は、上野国と武藏

国との出入口にあたり、東山道武藏路を通って上野国、さらには北へ、または、北及び上野国から南へ、武藏国分寺以南へと、人や物資が行き来する際に必ず通過する要の郡である。西別府廃寺には、この重要な位置が重視され、官寺である国分寺と同じ瓦が導入されたのであろう。したがって、この寺院と密接な関係にあった幡羅郡家は、国（中央）との関わりにおいて特別なものであったとも推定される。

西別府廃寺の立地については、前述に加えて、山中氏が指摘する、「郡衙周辺寺院には、渡河点に近接した場所に位置している例が少なくなく、評衡・郡衙自体が徵稅など物資集散の便などにより、水陸交通の要衝に位置している⁽⁶⁾」という点では、西別府祭祀遺跡が立地し祭祀が行われた河川は、正に幡羅郡家における水上交通の拠点として想定しているところであり、その場所は西別府廃寺から北西へ僅かに200mであることから、この事例を傍證している。また、この河川は、ここから下流約3.5kmのところで酒井氏が考る東山道武藏路の渡河点に到達することからも、水陸交通の要衝地に位置するという立地条件の範疇に収まるものと考えられる。そして、山中氏の指摘する「河川に近接する郡衙周辺寺院では、公的使臣や税物運脚らの旅の安全祈願、橋や渡船などの維持管理などに大きな役割を果たしていた蓋然性が高い⁽⁷⁾」としている点については、西別府祭祀遺跡における湧泉祭祀及び船の航行の安全祈願祭祀と併せて、西別府廃寺においても僧侶や僧官により仏教の宗教活動の中で安全祈願を行っていたことが想像される。このことは、西別府祭祀遺跡におけるいわゆる神祇祭祀と西別府廃寺における仏教祭祀とが共同して、または融合して一体化していた、さらに、時期によっては同じ者により執り行われることをも示唆される。さて、郡衙周辺寺院の僧侶や僧官は、郡司に任命された郡領氏族から選ばれる可能性があると考えられるが、そのことは、郡司及び郡家と密接な関係をもち、神祇祭祀なり仏教祭祀が執り行われることが想定され、それはすなわち、郡司による政治そのものに近いものとなり、幡羅郡家においても、郡家政治及び民衆の精神的安寧のために、西別府祭祀遺跡の祭祀場と西別府廃寺という寺院が機能していたことに繋がるのではないかろうか。

ところで、西別府祭祀遺跡出土の墨書き土器には、少領の意とも解釈できる「少」が記された4期（8世紀後半～9世紀初頭）に属すると考えられる須器輪が見られる（祭祀I・83）。先に、伝統的かつ主導的勢力をもった氏族が大領となり、その他の異系氏族が少領以下の任に就いていた可能性を考えたが、これに従えば、祭祀場から出土した「少」の墨書きは、想像をたくましくすれば、神祇祭祀を執り行っていた者が、少領ないしは少領と深い関係を持つ者を指す可能性が考えられるであろうか。

最後に、幡羅郡家における西別府廃寺と西別府祭祀遺跡の位置付けについて、簡単にまとめておく。郡家での祭祀や儀礼の行為は、郡司にとって民衆統率に不可欠なものであると考えられる。幡羅郡家における寺院と祭祀場という二つの宗教施設の関わりをまとめると、寺院は、仏教を通じて、郡司として任用を約束され建立に関わった郡領氏族の庇護の性格、護國祈願や民衆教化といった郡領内の鎮護や、僧侶が郡家行政の政務に参加するというような公的な性格、そして、郡家運営を経済的に支える基盤といった性格をも加えた機能をもっていたと考えられる。一方、祭祀場は、水がもたらす富裕による精神的安定を願うことに加え、政治的な意味合いを持つ治水・利水、水田から得られる経済的安定、さらには物資輸送という水運により得られる多大なる便宜を期待するために、神（水神＝湧泉という水源）へ祈りを捧げる機能をもっていたと考えられる。

また、寺院と祭祀場の関係は、前述の機能を担うと共に双方が有機的な関係にあったと考えられる。

その傍証となる事実は、特に9世紀後半から10世紀初頭にかけて土器祭祀において多く使われる、一種の吉祥や呪術的な記号と考えられる則天文字風の特殊文字や願文のような文字の存在である。則天文字の地方への普及ルートは、仏典を通じて僧侶が会得したとの考えがある¹⁸⁰。寺院の存続期間の問題はあるが、多分に寺院の僧侶が祭祀場での祭祀（神祇祭祀）に関わっていた、さらに言えば担っていた可能性とも考えられる。

なお、この寺院と祭祀場の関係については、須田勉氏が考察している。それは、「7世紀後半～8世紀前半の祭祀については、大祓・鎮火祭、道釋祭といった罪、ケガレを祓い、火災や災いを防ぐ目的の祭祀や西別府庵寺が建立される前の僧侶による仏教的な作善行為を行われ、9世紀後半以降については、民間で使われているような呪術的な性格の強い墨書き土器の存在から、陰陽道祭祀が用意され、西別府祭祀遺跡における神祇祭祀と仏教側の西別府庵寺における昼の金剛般若經の輪読、夜の薬師悔過の勅修とが一体として行われた¹⁸¹」と言うものである。

このように、西別府祭祀遺跡と西別府庵寺は、幡羅郡家の中で、精神的・政治的・経済的な支えとして重要な機能を担い、幡羅郡家の運営を支え続けてきた施設（場所）であると考えられるのである。

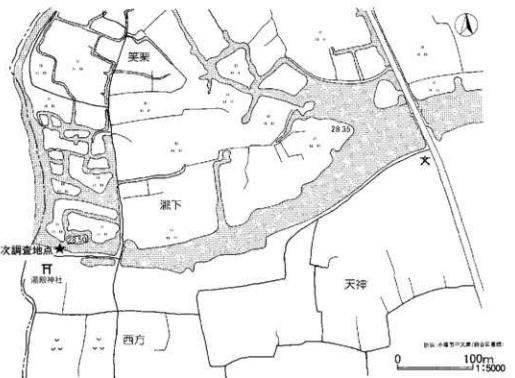
6 今後の課題

これまでの調査により、西別府官道跡群が幡羅郡家と密接な関わりを持ち機能していたことが判明した。しかし、調査の制約もあり未だその一が判明したに過ぎず、各遺跡においては、それぞれ今後の課題が山積している。ここではその課題について、各遺跡について記述し、今後の展望について述べたいと思う。

西別府祭祀遺跡については、遺跡範囲が祭祀の行われた堀より北側の水田まで及び、その範囲が同時に埼玉県選定重要遺跡の範囲にもなっている。現況の堀幅は、湯殿神社社殿裏上流部で幅約8m、遺跡範囲東端の橋付近で幅約15mであるが、大正5年以前の旧公園及び北側水田面の耕地整理が行われる前の昭和30年頃の図面を見ると、堀幅はさらに大きく、最大で湯殿神社社殿裏上流部及び遺跡範囲東端の橋付近で幅約20mとなっている。また、水田面は橋から北へ170mまでは、クリークのような網の目状の水路に似た地形を呈しており、その水路に挟まれた陸地が中島のようにある状況である。さらに、深谷市境は南北に北から湯殿神社社殿裏の堀へ流れ込む最大幅約25mの河川（水路）が存在し、遺跡範囲の東端にある橋を通り北に延びる現道、橋から北へ100m付近には東西南北約70～80m四方の湖沼状になっている箇所も存在し、豊富な水を湛える地形であったことが分かる（第68・69図）。そして、この水源は、水田面の至るところにあった涌泉である可能性が考えられる。このことから、石製模造品や土器が検出された堀以外にも祭祀が行われた可能性がある箇所は多数あると推定される。平成23年度熊谷市教育委員会は、湯殿神社社殿裏付近水田面の確認調査を実施したが、その際には、旧公園に示された水路状の地形が確認されたと共に、下層では現況の堀よりもさらに北側へ広がる河川（水路）と考えられる地形も確認されている。なお、この調査では北側の立ち上がりが確認されていないことから、立ち上がり付近の陸地には別の祭祀地点がある可能性が十分考えられる。また、現況の堀については、全面調査を行い、全ての遺物は取り上げてしまっているが、前述のとおり以前は堀幅が広かったことから、堀北側の現道下にも祭祀遺物が含まれている可能性も捨てきれない。



第68図 大正5年以前旧公園の西別府祭祀遺跡周辺図



第69図 耕地整理前の西別府祭祀遺跡周辺図（昭和30年頃）

以上のように、北側水田面に他の祭祀地点が存在する可能性や堀の北側に走る現道路下にも祭祀遺物の存在がある可能性など、祭祀の実態が全て確認されたとは言い切れないことから、今後この点を踏まえた調査の必要性が課題であると思われる。また、堀幅が広かったことについては、幡羅郡家との関わりにおいて、交通の面で郡家間の交流が水運で繋がっていたことも想定し、水運に関わる港湾施設(津等)の存在の検証も必要になると考えられる。

西別府廃寺については、開発に伴う2度にわたる調査により寺院の実態が判明しつつあるが、寺院の伽藍配置の把握、寺域範囲の確定には未だ至っていない。調査の際に、基壇を伴う建物の存在は僅かに明らかにされたが、不運にも心無い開発業者により調査前に遺跡の半分以上が破壊されたことから、本来確認されたであろう基壇跡を含めた伽藍等の遺構の実態が明確に把握できなかった。また、西別府廃寺遺跡範囲は、畑地を除き、現況では宅地化が進み遺跡の保護・保存について懸念される問題が多い。

今後は、現在畑地や宅地の庭箇所においては重要な遺構が検出できる可能性があることから、遺跡の正確な評価のため、また、保存して活用するため、確認調査により寺院の実態を把握することが急務と考える。現在も、調査を行った北側の宅地内には、若干の地盤があり瓦が散布している場所も確認されるため（現況では畑地で農作物の耕作を行っている）、建物基壇跡が良好な状態で残存していることも考えられる。よって、地権者の協力を得ながら確認調査を行うことにより、未だ伽藍配置が判明しない現状に対し、これを検証し、遺構の実態を把握する情報を得ることができると思われる。

また、寺域の範囲については、寺域想定範囲内に存する畑地における確認調査により、正確な寺域の確定の確認となる情報が得られる可能性は高い。現在、寺域に想定される範囲の南辺部は畑地が残存していることから、特に南辺部においてはその可能性は高いと思われる。ちなみに、残りの北辺、東及び西辺は宅地が張り付き、調査は困難を極めると思われるが、住宅の建設等の際の調査や立会調査により情報を得られる可能性は十分にあると思われる。

なお、寺院の変遷や存続期間に関する問題については、幡羅郡家が交通の面でも要として重要な位置にあることを踏まえ、9世紀中葉～後半に大きく変化を迎え、10世紀前半の正倉院の廃絶を経てまで11世紀前半まで存続する一方で、その重要な郡家と密接な関係にある寺院がなぜ9世紀後半まで伽藍を失ってしまうのか、ということを解明するには、幡羅郡家の変遷過程を含めた多角的な検討が必要であると考える。つまり、他の郡家遺跡の多くが10世紀頃に衰退、消滅していく⁽³⁰⁾中、幡羅郡家が11世紀前半まで存続する理由のさらなる検討をしなければ、この寺院の伽藍消滅時期についての回答には至らないと考えるからである。これは、当然、寺院が郡家の公的な機能も担っていたという観点から見れば、郡家の動向と寺院の動向はつながらず運動していると思われるからであり、知久氏が考える、幡羅郡家では10世紀前半の正倉院廃絶以前には郡庁院が消滅したが、大規模な区画施設が純粋な公的機関としてではなく、都司の經營拠点といった性格等の側面を強くもって11世紀前半まで存続した⁽³¹⁾ということを証明することにも繋がると思われる。

西別府遺跡については、今後どのように幡羅遺跡における官衙施設が広がりを見せるのかを把握することが課題となろう。現在までに確認調査を行った箇所は、遺跡範囲の北部及び中央部だけであるため、南部における遺構の存在の有無やその状況は不明である。また、北部及び中央部で確認された方形区画施設は、北部においては南及び西へ、中央部においては北及び西へ広がると想定され、その把握が必要に

なってくると思われる。ただし、いずれの方形区画施設も西側は深谷市境になっていることから、調査に当り深谷市との連携が必要になるとと思われる。また、西別府遺跡と西別府廢寺域想定範囲とに挟まれた未調査エリアは、幡羅遺跡において広範囲の調査を実施したのにも拘らず郡庁が未だ発見されていない現在、最も郡庁が所在する可能性が高い場所と考えられている。したがって、今後はこのエリアにおいて確認調査を実施していく必要があると思われる。なお、平成24年3月、深谷市教育委員会による下郷遺跡（第18次）調査において、両側に鰐溝をもち路面幅約6mを測る古代の道路跡が発見された。この道路跡は、旧中山道とほぼ同じ位置を通っていたと考えられる幡羅郡と榛沢郡を結ぶ道路から分岐し、幡羅郡庁へ向かうための道との見解が出され³⁰、この道路跡の北への推定延長上には、正にこの未調査エリアがあると想定された。こういった中、熊谷市教育委員会では、平成24年11～12月、この道路跡の北推定直線延長上で最も西別府官衙遺跡群に近い大竹遺跡範囲内で確認調査を行った。しかし、残念ながら道路跡の発見には至らず、今後は、別ルートで郡庁に向かう道路跡が想定されるという視野に立ち、郡庁想定箇所の調査に取り組む必要性があると考える。

最後に、本報告書では、各遺跡において、現況で得られた情報を基に遺跡の実態や構造の変遷等を検討したきた。しかし、これは、遺跡の全体からすれば微かな部分の調査から得られた情報であり、今後の調査等により情報が蓄積されれば変更されることは十分に考えられる。したがって、この度本報告書で提示した検討内容については現段階での一案であり、今後、さらなる議論、検討を重ね遺跡が語る歴史的事実がより明らかになることを期待したいと考える。

また、西別府官衙遺跡群の調査は終了した訳ではなく、前述した課題を克服しながら調査等を進め、今後は遺跡の保護、保存、そして活用について検討し続けていく必要がある。ところで、西別府官衙遺跡群は、幡羅遺跡とは少々状況が異なり、西別府廢寺範囲では宅地が多く入り込み、また、現況まだ畠地が多く遺跡の保存状態が良好と考えられる西別府遺跡範囲においても、宅地化しないとは限らないため、今後これらの遺跡の重要性、希少性を広く訴え、現況の景観を維持することにより地下に埋蔵される遺構・遺物の保護、保存をし、さらに活用していく最善の策を検討することが急務であると考える。

7 おわりに

幡羅・西別府官衙遺跡群が立地する地、特に幡羅遺跡及び西別府遺跡の遺跡範囲内は、概ね畠地が広がり、開発がほとんど及んでおらず、古代当時の景観を今に残すとは言えないまでも、地下に良好な状態で当時の遺構の姿を残す全国的に見ても稀有な遺跡（場所）である。したがって、遺跡の地に立ち当時の姿に思いを馳せるには、絶好のロケーションではないだろうか。また、西別府祭祀遺跡が立地する景観は、湯殿神社という神聖な空間である故に、古代から祭祀が行われ現在に至るといった祭祀の変遷を考えると、古代の景観を最も感じ取れる場所であり、現代にその景観が残され、護られてきたことが体感できる場所もある。特に、西別府祭祀遺跡の祭祀は、豊富な湧水に感謝する祈りが奉げられた祭祀であるため、当時から貴重であった水を大切に護り続けてきた当時の人々の心理をも想像させる良い遺跡である。今はその湧水も枯れ、当時の人々の想いについて考えることも叶わない。人間にとて最も大切な水が枯れることなど、今のように水道の蛇口をひねれば水にありつける現代人は想像もつかない事であろう。しかし、当時の人々はこれを渡ることが最も大切であったことを十分に知っていたからこそ祭祀を行い、その結果その痕跡を遺跡として今に伝えているのだと思う。次代を担うこれからの人たちに、この古代人の心を

伝えていくことこそ、遺跡を護り、保存し、活用していくことに繋がるのではないだろうか。

轄縦・西別府官衙遺跡群は、立地条件にも恵まれ、都家・寺院・祭祀の三要素が揃う全国的にも貴重な遺跡群であることと加え、古代の人々の精神をも継承できる生きた教材になると考えられることから、今後は、その遺跡の価値をより多くの人々に周知し、学術的な面のみならず、今後の教育にも活かして、地域の文化を護り、継承していく心を育てていきたいと考える。

最後に、発掘調査から報告書刊行に至るまで、数々の御指導、御助言をいただいた埼玉県発掘調査・評価指導委員会、轄縦遺跡・西別府遺跡群検討委員会の諸氏を初め、文化庁、埼玉県教育局生涯学習文化財課に感謝を申し上げる。また、発掘調査、特に確認調査において、多大なる御理解と御協力をいただいた地権者の方々を初め、地元西別府地区の皆様、そして、発掘調査、整理報告書作成作業に携わり、御尽力いただいた皆様に深い敬意を表する。

〈註〉

- (1) 高句麗系の鐵蓮華6葉軒丸瓦は、現在熊谷市には存在しない貴重な資料である。
- (2) 人形は從来馬形と見てきた形代であり、馬形とは異なり両側に抉りがあり頭部を表すことが特徴である。ところで、本遺跡の人形について稻田林維氏は、60%の確率で人形の可能性はないと言及している。
- (3) 永井2001に掲げる。
- (4) 市指定文化財考古資料「古瓦」は12点あり、軒丸瓦が5点で、中房側に珠文が付く複弁8葉蓮華文、直立縁の内壁に文差額瓣文を配する複弁8葉蓮華文、單弁12葉蓮華文、單弁9葉蓮華文、單弁8葉蓮華文が、軒平瓦が2点で、三重孤文、均整唐草文が見られる。
- (5) 「小提」と読みだ「小」については、漢字の「小」ではなく、駆符などの文字に用いられ付ける記号である可能性があると須田勉氏から御教示いただいた。
- (6) 平川2000に掲げる。
- (7) 天平13年(741)、国分寺建立詔發布。天平19年(747)、国分寺造営督促の詔發布。
- (8) 承和12年(845年)、壬生吉志福正が焼失した武藏国分寺七重塔の再建を願い出て許可される。
- (9) 11類の單弁16葉蓮華文軒丸瓦は、埼玉県賀美郡(上里町)五明院寺の單弁16葉蓮華文の瓦当面に似ており、その單弁16葉蓮華文は、群馬県佐藤郡上植木庵寺・同新田郡寺井庵寺と同范關係にある(註間1982、赤熊1986・2008)。
- (10) 『記紀』のスサノオノミコトによるヤマタノオロチ退治の一節で、スサノオノミコトは人々に災いをもたらす大蛇を退治すべく、奇稲田姫(クシイ(シ)ナヒメ) (= 植名田姫)を湯津爪櫛に化身させて脚胫(あすら)に刺し、脚乳摩(あしなら)・手摩乳(てなまち)に命じて八幡(やしおおり)の酒を醸し、仮寐(さざき)八問を作り、酒船に酒を盛らせて大蛇を待ちうけた。
- (11) 金子1996に掲げる。
- (12) 増田1994に掲げる。
- (13) 板本和俊「埼玉の祭祀遺跡と儀礼復原の視点」(平成17年度埼玉県市町村埋蔵文化財担当者研修会)に掲げる。
- (14) 亀井1996に掲げる。
- (15) 中沢2008に掲げる。
- (16) 高島2008に掲げる。
- (17) 註(16)に同じ。
- (18) 本遺跡において律令祭祀具に代表される木製祭祀具の出土がない、または遺存しなかったその他の理由として、その他の自然環境の変化が考えられる。それは、湧水により古代から豊富な水を湛えていた場は、昭和の高度成長期以降湧水が少くなり水量が激減し、第2次調査を行った頃には、夏場のある一定の時期の湧水を確認するに止まり、調査を行った場に至っては冬季には湧水の状態にさえなっていた。こういった自然環境下で木製祭祀具が遺存できな

くなつた可能性がある。

(19) 註 (13) の講義中の見解である。

(20) 鈴木会津氏の備蓄調定期区分（鈴木2002）では5期にあたり、実年代では15世紀第2四半期から第3四半期にかけての時期と考えられる。

(21) 昭和62年1月18日に行われた第37回埼玉郷土文化会主催の熊谷市別府（東・西別府・下坂田）地区見学会の資料に添付された西別府略図に「通称北口」と記載がある。

(22) 酒井清治氏は、道筋に区画された東西約150m、南北約150～200mの南北に長い長方形の範囲で瓦が採集されたことから、この範囲を寺域としている（酒井1995）。これは、本報告での寺域範囲より狭く、東西は北辯の現道の距離で、南北は西辯の現道内側で丁字路にぶつかるまでの距離である（第54図の網掛けが重なった部分）。

(23) 第2次調査第2号竪穴造構からは、7世紀第4四半期～8世紀第1四半期の土器器坏が出土しているが、周間に所在する土坑や重複関係にある第4・8号溝跡の遺物の混入と判断した。

(24) 第1号建物跡の基壇跡の東西長はその幅から7～8mと推定され、この基壇に建てられたと推定される建物はそれよりも内輪の規模であると考えられる。その建物の南辯の長さを6m前後と仮定すれば20尺前後の3間となり、塔と推定するのが妥当であるとの考え方から、2棟東西に堂宇が並立する伽藍配置のうち東に塔が配される法起寺式と推定した。なお、第1号建物跡の基壇跡の場所の東部は、中世以降の土坑により大きく搅乱を受けおり厳密な東西長は分らず、地山が残る部分までを最大長と仮定すると、その長さは13m前後となる。これから建物の南辯の長さを推定すると、11m前後となろうか。その場合36尺、5間前後の建物になると推定され、東西棟、南北棟の如何に開わらすその建物は金堂とも考えられ、その場合は東に金堂、西に塔の伽藍配置を探る可能性が高まり、法隆寺式の伽藍配置となる。なお、伽藍配置については、東西に堂宇が並立する場合、他に川原寺式や藥師寺式等が推定される。

(25) 田中2012に掲る。

(26) 坂田2009に掲る。

(27) 知久2008及び知久2012に掲る。

(28) 知久2012に掲る。

(29) 註 (25) に同じ。

(30) 註 (28) に同じ。

(31) 註 (28) に同じ。

(32) 井上2009に掲る。

(33) 山中1994に掲る。

(34) 山中2005に掲る。

(35) よおそ天武朝後半頃から文武朝期（7世紀第4四半期頃）を指す（山中2005に掲る）。

(36) 8世紀第1四半期の都制施行段階を指す（山中2005に掲る）。

(37) 中村2004に掲り、異系氏族を含む複数氏族によって造営・維持管理された寺で、特定氏族に限らず、諸氏族に解放された寺院（山中2005に掲る）。

(38) 郡領を核とした地縁的な知識寺としての機能に、公的機能・官寺的機能が付け加わった寺院という性格をもつ寺院（山中2005に掲る）。

(39) 註 (34) に同じ。

(40) 本庄市山崎上ノ南道跡B地点出土本簡に、寺の出舉や郡役人「稅長」の記述があり、それは「寺から出舉された穀を郡役束、利子を付けて納め」、その際に「郡司の稅長である大伴国足が、納めてきた租税の確認を行つた」という内容であり、これにより寺院の出舉と郡役人の実態が分り、寺からの租税が郡や郡領氏族を支えていた根拠となつてゐる。

(41) 中村1993に掲る。

(42) 註 (34) に同じ。

(43) 註 (28) に同じ。

(44) 赤堀2008に掲る。

- (45) 酒井 1993 及び酒井 1995 に掲る。
- (46) 註 (34) に同じ。
- (47) 診 (34) に同じ。
- (48) 診 (6) に同じ。
- (49) 須田 2011 に掲る。
- (50) 山中 1994 に掲る。
- (51) 診 (28) に同じ。
- (52) 下部遺跡（第18次）発掘調査遺跡見学会資料（平成24年3月3日）に掲る。

（主な引用・参考文献）

- 赤熊浩一 2008 「武藏国形成過程の構造－8世紀の郡家の瓦を中心に－」『研究紀要』第23号 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 荒井秀規 2003 「神に捧げられた土器」「文字と古代日本4 神仏と文字」 吉川弘文館
 池田敏宏 1995 「瓦塔屋蓋部表裏手法の検討－埼玉県见立町堂平遺跡採集瓦塔をめぐって－」『土曜考古』第19号 土曜考古学研究会
 池田敏宏 1996 「瓦塔屋蓋部編年試論－北武藏6～8頃瓦塔、類似資料を中心として－」『土曜考古』第20号 土曜考古学研究会
 池田敏宏 1998 「瓦塔屋蓋部編年試論Ⅱ－北武藏1～5頃瓦塔、類似資料を中心として－」『土曜考古』第22号 土曜考古学研究会
 井上尚明 2009 「古代地域社会における河川交通について」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第13集 帝京大学山梨文化財研究所
 磐崎一 1989 「新田裏・明戸東・尾道跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第85集（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 大場磐雄・小澤國平 1963 「新発見の祭祀遺跡」「史迹と美術」第338号
 大場磐雄 1983 「神坂跡」（復刻版）阿智村教育委員会
 大屋道則 1994 「清水上遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第152集（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 国本東三 1996 「東国の古代寺院と瓦」 吉川弘文館
 小川良祐他 1986 「橋の上遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第59集（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 金沢悦男 1992 「律令制下の公地について」『古代国家の歴史と伝承』 吉川弘文館
 金子裕之 1991 「律令期祭祀遺物集成」「律令期祭祀論考」菊池康明編 塙書房
 金子裕之 1996 「まじないの世界Ⅰ」「日本の美術」第360号 至文堂
 金子裕之 2005 「令制下の水とまつり」「水と祭祀の考古学」奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編 学生社
 金子正之 1985 「三ノ尻遺跡」「黒沢館・三ノ尻遺跡」 熊谷市教育委員会
 鹿沼伸輔 1990 「長根羽田台遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第99集（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
 亀井正道 1966 「第五章 祭祀遺跡の年代」「達鉢山」 吉川弘文館
 川口一 調 1989 「木幡前東遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第78集（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 関東古瓦研究会 1997 「シンボルジム／関東の初期寺院」資料編
 木戸春夫 1995 「規格・横開窓・闇戸」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第153集（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 清地良太 2005 「埼玉県熊谷市西別府廬寺の一本造り軒丸瓦－製作技法の復元的検討－」『専修考古学』第11号 専修大学考古学会
 熊谷市 1963 「熊谷市史」前編
 群馬県立歴史博物館 1995 「海の正倉院沖ノ島－古代の祭祀 西・東－」
 鶴持和夫 1995 「森下・戸森松原・起会」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第148集（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 考古学から古代を考える会 2000 「古代仏教系遺物集成・関東－考古学の新たな開拓をめざして－」
 酒井清治 1987 「駿・郡寺・郡家－勝呂廢寺の歴史的背景の検討－」「埼玉の考古学」 新人物往来社
 酒井清治 1990 「刻妻文軒丸瓦からみた武藏国京所廢寺の性格－国付村廬寺の可能性について－」『研究紀要』第12号 埼玉県立歴史資料館
 酒井清治 1993 「武藏国弓削の東古道について－特に古代道路との関連から－」『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集 国立歴史民俗博物館
 酒井清治 1994 「瓦当籠の移動と改変とその背景－武藏・上野に分布する交叉薪筒文軒丸瓦」『研究紀要』第11号（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 酒井清治 1995 「熊谷市西別府廬寺出土の瓦について」『王朝の考古学』 雄山閣出版
 坂田敏行 2009 「製作技法・表現方法からみる東日本出土瓦塔」『研究紀要』第24号（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
 坂本和俊 1993 「古墳時代の祭祀研究の問題点」第2回東日本埋蔵文化財研究会 古墳時代の祭祀 第Ⅱ分冊 東日本埋蔵文化財研究会

- 坂本和俊 2005 「埼玉の祭祀遺跡と儀礼復原の視点」(平成17年度埼玉県市町村埋蔵文化財担当者研修会講義資料)
- 佐久間竜 1980 「律令国家の氏寺対策－寺院併合令をめぐる問題－」『仏教の歴史と文化』仏教史学会編 同朋社出版
- 埼玉県 1981 「新編 埼玉県史」資料編 3
- 埼玉県 1986 「新編 埼玉県史」別編 3 自然
- 埼玉県教育委員会 1988 「埼玉の中世城館跡」
- 埼玉県県史編さん室 1982 「埼玉県古代寺院跡調査報告書」
- 志賀 崇 2005 「都衛周辺寺院の性格－考古資料を用いた分析への展望－」『地方官衙と寺院－都衛周辺寺院を中心として－』(独)奈良文化財研究所
- 寺社下 博 1983 「めか」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 1984 「中条遺跡群」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2003 「一本木前遺跡」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2004 「一本木前遺跡V」 熊谷市教育委員会
- 鶴崎 謙 1990 「鬼朝東・椎名遺跡」 東京・平安時代Ⅰ 朝日工業株式会社関係埋蔵文化財発掘調査報告－』 鬼朝東・椎名遺跡調査会
- 真保昌弘 1995 「古代奥国初期寺院建立の初段階－素井、單井、複弁系鏡花の分母とその歴史的意義－」『王朝の考古学』草山閣出版
- 須原祥二 2005 「郡司署と地方寺院」『地方官衙と寺院－都衛周辺寺院を中心として－』(独)奈良文化財研究所
- 須原祥二 1996 「8世紀の都司制度と在地－その運用実態をめぐって－」『史學雜誌』第105編第7号 史學會
- 柏山林継 1968 「水を対象とした遺跡」『神道考古学講座 第一巻 周始神道期－』 楯山閣出版
- 柏山林継 1988 「祭祀遺跡の年代」『論争・学説日本の考古学 第5巻 古墳時代』 楯山閣出版
- 柏山林継 1991 「律令期直轄の祭祀」『律令制祭祀論考』池田康明編 塔書房
- 鈴木公雄 2002 「鉄の考古学」歴史文化ライブラリー140 吉川弘文館
- 鈴木敏昭 1999 「櫛形器遺跡」 熊谷市教育委員会
- 須田 勉 1999 「東日本における古民具伝承の展開」第13回企画展 伝承のある風景－古代のムラと宗教信仰－』 新木立しもつけ風土記の丘資料館
- 須田 勉 2011 「轉羅遺跡と宗教」「シンポジウム 郡家の成立と機能－轉羅遺跡をめぐる問題－」 深谷市教育委員会
- 外尾常人他 1987 「五明庵寺発掘調査報告書」 上里町教育委員会
- 第3次沖ノ島学術調査隊編 1979 「宗像大社ノ島」 宗像大社復興期成会
- 高島英之 2008 「文字が書かれた転錆車－群馬県内出土資料を中心に－」『「ひむ－転錆車が語る多胡郡－』 吉井町多胡碑記念館
- 高橋一夫 1982 「女影系軒丸車の一試論」『研究紀要』第19号 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 高橋一夫他 1984 「シンポジウム「北武藏の古代寺院と瓦」」『埼玉考古』第22号 埼玉考古学会
- 高橋一夫 1987 「北武藏における古代寺院の成立と展開」『埼玉の考古学』 新人物往来社
- 高橋一夫 1994 「東国中の武藏古代寺院」『渡来人と仏教信仰－武藏古代寺院をめぐって－』柳田敏司・森田 悅 墓山閣出版
- 高橋光司 1989 「瓦塔小考」『考古學雜誌』第74卷第3号 日本書古學會
- 高橋光司 1990 「瓦塔背景」『研究紀要』第7号 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 浦瀬芳之 1990 「東川端遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第94集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 浦瀬芳之他 1993 「上敷免遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第128集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田中広明 1992 「新屋敷車・本郷前東」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第111集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田中広明 2012 「弘仁の大地震と地域社会」『研究紀要』第26号 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 知久裕昭 2008 「轉羅遺跡」 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2009 「轉羅遺跡V」 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2010 「轉羅遺跡VI」 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2011 「轉羅遺跡VII/下郷遺跡V」 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2012 「轉羅遺跡VIII」 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2010 「轉羅遺跡と西別府廐寺」『特別展 仏教伝来 埼玉の古代寺院』 埼玉県立歴史と民俗の博物館
- 中世土器研究会編 1995 「概説 中世の土器・陶磁器」 真陽社

- 永井いづみ 2004 「埼玉県北部における10世紀以前の土師質土器」[研究紀要]第19号 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 中沢 怡 2008 「矢田遺跡と筋鉢車－矢田遺跡の発掘を振り返って－」「紡む・筋鉢車が語る多胡郡」吉井町多胡碑記念館
- 中村倉司 1987 「下辻遺跡」[埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書]第69集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 中村隆之 1993 「律令制的土地支配と寺家」[日本史研究]1374 日本国史研究会
- 中村英重 2004 「古代氏族と宗教祭祀」吉川弘文館
- 平川 南 2000 「墨書き土器とその字形－古代村落における文字の実相」[墨書き土器の研究] 吉川弘文館
- 豊間孝志 1982 「国を超える同范瓦に関する一考察」[研究紀要]1982 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 豊間孝志他 1986 「北武藏における古瓦の基礎的研究Ⅰ」「研究紀要」 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 豊間孝志他 1988 「北武藏における古瓦の基礎的研究Ⅱ」「研究紀要」第4号 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 深谷市教育委員会 2008 「律令時代の都役所」
- 深谷市教育委員会 2008 「2008年度 企画展「律令時代の都役所」」
- 德積裕昌 2003 「もうひとつの水のまつり－酒水点祭の世界－」「水と祭祀の考古学」奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編 学生社
- 増田逸朗 1994 「古鏡円板形石製模造品小考」[祭祀考古]創刊号 祭祀考古学会
- 松田 哲 2004 「龍原裏遺跡」 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2005 「龍原裏古墳群」 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2006 「拾六間後遺跡」 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2007 「拾六間後遺跡Ⅱ」 熊谷市教育委員会
- 三舟隆之 1992 「都衙と寺院－「都寺」について－」「古代国家の歴史と伝承」 吉川弘文館
- 三舟隆之 2003 「日本古代地方寺院の成立」 吉川弘文館
- 宮 昌之 1993 「埼玉県における古代瓦の諸問題(1)」「研究紀要」第14号 埼玉県立歴史資料館
- 森 郁夫 1994 「わが国古代寺院の伽藍配置」[学叢]16号 京都国立博物館編 真鶴社
- 毛利光俊彦 1990 「軒丸瓦の製作技術に関する一考察－范型と枷型－」「畿内と東国の瓦」京都国立博物館編 真鶴社
- 山中敏史 1994 「古代地方官衙遺跡の研究」 瑞書房
- 山中敏史他 2003 「古代の官衙道路Ⅰ 道構編」(独)奈良文化財研究所
- 山中敏史他 2004 「古代の官衙道路Ⅱ 遺物・遺跡編」(独)奈良文化財研究所
- 山中敏史 2005 「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題－氏寺論の再検討－」「地方官衙と寺院－都衙周辺寺院を中心として－」(独)奈良文化財研究所
- 山中敏史 2006 「都衙周辺寺院の性格と剥削」「都衙周辺寺院の研究－因幡国多気郡衙と周辺寺院の分析を中心に－」(独)奈良文化財研究所
- 吉野 健 1989 「西方遺跡」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 1992 「西別府癪寺」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 1994 「西別府癪寺(第二次)」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健他 2000 「西別府祭祀遺跡」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2001 「諏訪木遺跡」 熊谷市道跡調査会
- 吉野 健 2005 「熊谷市西別府癪寺・西別府祭祀遺跡について」「武藏野」第81巻第1号 武藏野文化協会
- 吉野 健 2009 「西別府祭祀遺跡Ⅱ」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2011 「西別府祭祀遺跡Ⅲ」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2011 「西別府癪寺・西別府祭祀遺跡の調査成果」「シンポジウム 郡家の成立と機能－幡原遺跡をめぐる問題－」 深谷市教育委員会
- 吉野 健 2012 「西別府遺跡Ⅰ 西別府癪寺Ⅲ」 熊谷市教育委員会
- 渡辺 一 1995 「武藏國の須恵器生産の各段階」「王朝の考古学」 嶽山閣出版

報告書抄録

ふりがな	にしへつぶさいひせき、にしへつぶはいじ。にしへつぶいせき そうかつはうこくしょ					
書名	西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡 総括報告書Ⅰ					
副書名	西別府官衙跡群確認調査報告書Ⅲ					
シリーズ名	埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書					
シリーズ番号	第15集					
編著者名	吉野 健					
編集機関	埼玉県熊谷市教育委員会					
所在地	〒360-0107 埼玉県熊谷市千代 329番地 熊谷市立江南文化財センター TEL048-536-5062					
発行年月日	西暦 2013(平成25)年3月26日					
所取遺跡名	所在地	コード 市町村 遺跡番号 (°'")	北緯 (°'")	東経 (°'")	調査期間	調査面積 (m ²)
にしへつぶさいひせき 西別府祭祀遺跡	にしへつぶさいひせき 西別府市西別府字西方	11202 59-001 1575 番地 先他	36° 19' 33"	139° 33' 03"		緊急調査 保存目的
にしへつぶはいじ 西別府廃寺	にしへつぶはいじ 西別府字西方	11202 59-002 1599 番地 5他	36° 19' 14"	139° 33' 18"		緊急調査 保存目的
にしへつぶいせき 西別府遺跡	にしへつぶいせき 西別府字西方	11202 59-110 1578 番地 1他	36° 19' 17"	139° 32' 97"		保存目的
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
西別府祭祀遺跡	祭祀跡 集落跡	古墳時代 奈良時代 平安時代 中世	湧泉跡 豎穴建物跡 墓物跡 畠跡	土師器 須恵器 須恵系 土師質土器 ロクロ土師器 黒色土器 灰釉陶器 石製 模造品 瓦 土舞	7世紀後半～11世紀前半の湧泉祭 が行われた。石器 模造品は土器祭祀への変遷 が追れた。	
西別府廃寺	寺院跡 集落跡	古墳時代 奈良時代 平安時代 中世	豎穴建物跡 基壇建物跡 瓦溜り状遺構 溝跡	土師器 須恵器 須恵系 土師質土器 三彩陶器 灰釉陶器 瓦 瓦塔 羽口 鉄滓	8世紀初頭に創建 され9世紀後半まで続いた寺院の実態と変遷が わかった。	
西別府遺跡	官衙跡 集落跡	古墳時代 奈良時代 平安時代	掘立柱建物跡 豎穴建物跡 溝による区画施設 土塁跡 土坑 溝跡	土師器 須恵器 須恵系 土師質土器 ロクロ 土師器 黑色土器 緑釉陶器 灰釉陶器 瓦 瓦塔 瓦羽口 鉄滓	9世紀前半～10世紀後半の二重区 画溝と土塁による 方形区画施設が確認 され、藤原郡家の 一部を担うものと 判断された。	

本報告書は、編集を担当課で行い、印刷は外注により300部作成し、
1部当たりの単価は1543.5円です。

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第15集
西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡
総括報告書Ⅰ
-西別府官衙道路群確認調査報告書Ⅲ-
平成25年3月26日発行
発行／埼玉県熊谷市教育委員会
印刷／有限会社 英知